

2018年度
海洋資源の保全等の政策研究
ブルーエコノミーおよび国際漁業政策に関する
調査研究 報告書

2019年3月

公益財団法人 笹川平和財団
海洋政策研究所

はじめに

人類の生存基盤である海洋には、様々な危機が迫っています。地球温暖化や海洋酸性化は海洋生態系に様々な変化を及ぼし、異常気象の常態化や海洋生物の分布変化は地域社会にも影響を及ぼし始めています。海洋プラスチックをはじめとする海洋ごみは、生態系や漁業、観光、ひいては人体の健康に被害をもたらす新たな危機として、国際的に重大な懸念事項となってきています。こうした危機に効果的な対策を講じ、人類共同財産である海洋から得られる資源を持続可能な形で管理し、後世に引き継いでいくとともに、国際社会は協力して持続可能な社会の構築（持続可能な開発）に取り組んでいく必要があります。

海洋環境や資源の保全と、海洋や沿岸資源の持続可能な利用を通じた経済の活性化や地域社会の振興を同時に実現するための施策として、近年、国際社会ではブルーエコノミーが注目されています。この基盤となる概念は1992年のリオ地球サミットで採択されたアジェンダ21に、持続可能な開発を実現するうえでの海洋および沿岸資源の重要性として盛り込まれていました。その後の国際社会における議論の中で、ブルーエコノミーの概念が徐々に発展していきました。2015年9月の国連持続可能な開発目標（SDGs）の目標14に、海洋・海洋資源の保全と持続可能な利用が盛り込まれ、10のターゲットとそれらに呼応する10の指標が規定されたことは大きな進展となりました。さらに2017年6月に開催された国連海洋会議で採択された行動計画「行動の呼びかけ（Call for Action）」において、「海洋を基盤とする持続可能な経済」の推進が明示的に盛り込まれ、その後、国際社会はブルーエコノミーに資する施策や国際協力を展開していくべく、取り組みを加速させています。

2018年度も、我が国および国際社会において、ブルーエコノミーが海洋政策の大きな柱として位置づけられる流れが続いています。2018年5月15日に我が国では第3期海洋基本計画が閣議決定され、政府が総合的・計画的に講ずべき施策として海洋の産業利用の促進と海洋環境の維持・保全が掲げられました。2018年5月18～19日に福島県・いわき市で開催された第8回太平洋・島サミット（PALM8）では、首脳宣言で法の支配に基づく海洋秩序及び海洋資源の持続可能性の確保が重要施策として盛り込まれました。2018年11月26～28日に、ケニア政府が主催し、日本およびカナダ政府が共催し、ケニアのナイロビで開催された「持続可能なブルーエコノミーに関する国際会議」には、アフリカをはじめ世界から16,000人を超える人たちが参加し、多面的な議論が展開されました。日本におきましては、2018年12月に70年ぶりに漁業法が改正され、持続可能な漁業の確立および漁業を基盤とした地域経済振興への取り組みの強化が目指されており、今後の動きが内外より注目されています。

こうした国内外の情勢を踏まえ、海洋政策研究所では海洋資源の保全等の政策研究として、ブルーエコノミーに関する研究を推進してきました。ブルーエコノミーに関する国際的な議論を精査するとともに、日本を中心にアジア・太平洋地域における取組を題材に、ブルーエコノミーの構成要素や成功要因を探求しました。また2018年度に開催された各種会議に参加し情報収集に努める

とともに、持続可能なブルーエコノミーの推進に向けた地域調査や内外のネットワーク構築を進めてきました。さらにブルーエコノミーの重要な要素である水産資源の保全と持続的利用については、国際漁業政策に関する研究をおこないました。この報告書は、これらの研究・活動の成果をまとめたものです。このブルーエコノミーに関する研究が、世界と日本における海洋を基盤とする持続可能な経済の構築に向け、有用な視座を提供することを願っています。

最後になりましたが、本事業にご支援をいただきました日本財団、また研究事業の実施にあたりまして示唆に富むご意見をご提供いただきました関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

2019年3月

公益財団法人笹川平和財団

海洋政策研究所所長 角南 篤

海洋資源の保全等の政策研究

ブルーエコノミーおよび国際漁業政策に関する調査研究

(2019年3月現在)

研究体制

角南 篤	海洋政策研究所	所長	
小林 正典 [○]	海洋政策研究所	海洋政策研究部	主任研究員
古川 恵太*	同	上	
渡邊 敦 [○]	同	上	
黄 俊揚	海洋政策研究所	海洋政策研究部	研究員
小森 雄太	同	上	
塩入 同	同	上	
田中 元	同	上	
藤井 巖	同	上	
村上 悠平	同	上	

注：主任研究員、研究員は氏名の五十音順、[○]印はチームリーダー

*2018年12月末まで部長。2019年1月より主任研究員。

目 次

はじめに

目次

第1部	ブルーエコノミーに関する政策研究	1
第1章	ブルーエコノミー誕生までの経緯と世界動向	2
	(1) 国際社会におけるブルーエコノミーの変遷	2
	(2) 国際社会におけるブルーエコノミー実現に向けた取り組み	4
	(3) ブルーエコノミー・ハイレベルパネルと持続可能なブルーエコノミー会議	4
第2章	ブルーエコノミー実現に向けた政策研究	8
	(1) ブルーエコノミーの推進に資する日本の取組み	8
	(2) 太平洋島嶼国とブルーエコノミー	16
	(3) ブルーエコノミー推進と国際協力の進展に向けた展望	20
第3章	国際会議等での議論	21
	(1) 第8回太平洋島嶼国サミット (PALM8)	21
	(2) 国際環境シンポジウム 2018	22
	(3) アジア・太平洋における気候変動と脆弱性に関する国際会議	24
	(4) 日本沿岸域学会創立30周年記念全国大会	26
	(5) G7環境・海洋・エネルギー大臣会合の海洋パートナーシップサミット	27
	(6) 第6回国際 OTEC シンポジウム	29
	(7) 持続可能な海洋サミット	30
	(8) 持続可能なブルーエコノミー国際会議	32
	(9) 東アジア海会議 (East Asian Seas Congress)	32
	(10) 世界海洋イニシアチブ (World Ocean Initiative) 会議ほか	38
	(11) その他関連会議	41
	(12) 外部専門家との意見交換会	44
第4章	研究推進のためのネットワーク構築	47
	(1) キューバ	47
	(2) フィジー	49
	(3) パラオ	52
	(4) クウェート	54
	(5) 沖縄県那覇市・恩納村・久米島、鹿児島県沖永良部島、鹿児島市	56
	(6) 高知県宿毛、愛媛県宇和島	60

第5章 国内関連情報	63
(1) アンケート調査結果からみるブルーエコノミー	63
(2) 地域における動向	79
(3) 『里海』生誕二十周年記念シンポジウム	82
(4) 全国アマモサミット 2018 in 阪南	85
第2部 国際漁業政策に関する政策研究	87
第1章 国際漁業政策に関する研究状況	87
(1) 日本の水産政策	87
(2) 水産業持続可能性・IUU 漁業対策の国際的動き：違法漁業防止寄港国措置協定 ..	92
(3) 海外の水産業の持続可能性・水産物追跡可能性の先進的取り組み	93
(4) 今後の課題	95
第2章 国際会議等での議論	97
(1) 第7回環境未来国際会議	97
(2) 太平洋広域海洋保護区ワークショップ	98
(3) 水産物の合法性・追跡性に関するアジア・太平洋地域会合	99
(4) 海洋評価に関するアジア・太平洋地域会合	100
(5) 日本国際法学会 2018 年度（第 121 年次）研究大会	100
(6) 第1回国連海洋法条約国家管轄権外海域における生物多様性の保全と持続可能な 利用に向けた国際協定交渉会議	103
(7) グローバル気候行動サミット	104
(8) 第4回世界社会科学フォーラム	106
(9) 世界貿易機関（WTO）パブリックフォーラム 2018	106
(10) 外部専門家との意見交換会	110
第3部 ブルーエコノミー・国際シンポジウム・ワークショップ	116
(1) ブルーエコノミーシンポジウム	116
(2) ブルーエコノミーワークショップ	117
(3) 現地視察	118

参考資料編.....	121
資料 1. 日本沿岸域学会創立 30 周年記念全国大会（2018）発表要旨.....	123
資料 2. 竹富町海洋シンポジウム・ポスター.....	125
資料 3. 「里海」生誕二十周年記念シンポジウム・ポスター.....	129
資料 4. 全国アマモサミット 2018in 阪南 大会宣言（全文）.....	131
資料 5. 第 3 次海洋基本計画に関するアンケート調査.....	133
資料 6. ブルーエコノミーシンポジウム・ワークショップ関連資料.....	232

第1部 ブルーエコノミーに関する政策研究

海洋環境や資源の保全と同時に、経済の活性化や地域社会振興などを実現するための施策として、近年ブルーエコノミーに注目が集まっている。海洋政策研究所では2018年度、文献調査や勉強会、外部有識者との意見交換会を通じ、ブルーエコノミーに関する研究を推進してきた。またブルーエコノミーに関する世界的な動向と課題を把握するために、国内外で開催された学会やシンポジウム、東アジア海域環境管理パートナーシップ（PEMSEA）理事会や太平洋島サミット（PALM8）といった地域会合、気候変動サミット、持続可能なブルーエコノミー国際会議といった国際会議へ参加し、研究所としてのブルーエコノミーを確立するための活動を推進した。ブルーエコノミーに関する現場の状況を調査するとともに、関係する様々なステークホルダーとのネットワークを構築するために、フィジー共和国、パラオ共和国、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、フランス領ポリネシア、米国ハワイ、グアムといった太平洋島嶼域や、タイ王国、フィリピン共和国、キューバ共和国、クウェート国、オマーン国といった国や地域、志摩市、備前市、宿毛市、松山市、宇和島市、呉市、恩納村、久米島町、沖永良部島といった国内の地域を訪問した。

この第1部ではブルーエコノミーに関して、以下の内容を詳述する。先ず第1章でブルーエコノミーの誕生までの経緯を把握するために、国際連合（国連）での1992年のリオ地球サミット以降の国際的な議論や、それを受けた国際機関の報告書の内容を整理する。第2章では、海洋政策研究所としてブルーエコノミーをどのように定義するか述べた上で、国内の自治体や太平洋島嶼国を対象に実施した事例研究の内容を紹介する。第3章では、今年度参加したブルーエコノミーに関連する国際会議等でおこなわれた議論を整理する。第4章では研究推進のために実施したネットワーク構築について説明する。第5章ではブルーエコノミーに関連する国内動向を抑えるとともに、2018年5月15日に策定された第3期海洋基本計画に関して実施したアンケート調査から、ブルーエコノミーに関連すると考えられる事項を抽出し、国内の様々なステークホルダーの持つ関心事項を把握する。

第1章 ブルーエコノミー誕生までの経緯と世界動向

ブルーエコノミー (Blue Economy) とは「我々の暮らしや仕事、海洋生態系の健康を改善し経済発展を実現するための海洋資源の持続可能な利用」と定義されている¹。海洋環境や資源の保全と並行して、経済の活性化や地域社会振興などを実現するための施策として、このブルーエコノミーに注目が集まっている。この概念が広く国際的に認知されるきっかけとなったのは、2017年6月に開催された国連海洋会議で採択された行動計画のなかで、「海洋基盤経済 (Ocean based economies)」が優先施策として打ち出されたことにある。行動計画「call for action」²では、その3項で、持続可能な開発や海洋基盤経済、貧困撲滅、食料安全保障・栄養、海事貿易・海運、適正な仕事、生計に寄与しうる海洋の役割を指摘したうえで、13項で海洋基盤経済を構成する要素として、漁業、観光、水産養殖、海運、再生可能エネルギー、海洋バイオテクノロジー、海水淡水化を例示している。

ブルーエコノミーは、広範な領域を包含することから、分野横断的な取組みや組織間連携、学際的手法などの活用、政策や制度刷新の必要性も指摘されている。また、海洋や沿岸資源といった多様な地域の特性に依拠するものであることから、各々の地域の地勢的および社会経済的特性や諸条件を十分考慮したうえで推進されなければならないとされている。真新しく聞こえるが、実際には既存の施策や取組みを包含するものでもある。国際的な取組みが進展するブルーエコノミーについて、最近の世界的な動向を紹介し、国内外で効果的に展開していくうえでの課題や将来展望を提示する。

(1) 国際社会におけるブルーエコノミーの変遷

ブルーエコノミーの概念の基盤は、すでに1992年のリオ地球サミット (国連環境開発会議) で採択されたアジェンダ21に盛り込まれていた。海洋に関する第17章1項では、「海洋、海、および沿岸域を含む海洋環境は、生命を支える地球規模での制度および持続可能な開発のための機会を提供する必要不可欠な要素である」と規定し、持続可能な開発を実現するうえでの海洋および沿岸資源の重要性を強調している³。2002年のヨハネスブルク・サミット (持続可能な開発世界サミット) で採択された、ヨハネスブルグ・サミット実施計画では、その30項で、「海洋、海、島嶼、沿岸域は地球規模での食料安全保障や全ての国家経済の経済的繁栄や福利の維持のために不可欠な、地球の生態系の一体で不可欠な要素を構成する」と規定している⁴。2012年の国連持続可能な開発会議 (リオ+20) では、環境配慮型

¹ <http://www.worldbank.org/en/news/infographic/2017/06/06/blue-economy>.

² United Nations. 2017. Our ocean, our future: call for action. A/RES/71/312.

³ United Nations. 1992. Agenda 21.

<http://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/Agenda21.pdf>.

⁴ United Nations. 2002. Plan of Implementation of the World Summit on Sustainable Development.

<http://www.un-documents.net/jburgpln.htm>.

の経済振興、いわゆる「グリーンエコノミー」⁵が持続可能な開発と貧困撲滅実現のための施策として、行動計画「私たちの望む未来 (The future we want)」⁶ に独立の章が設けられるなど注目された。リオ+20 の準備過程では、このグリーンエコノミーの一部にブルーエコノミーを明示すべきとの主張を小島嶼開発途上国 (SIDS) やニュージーランドなどが展開していた。その背景には、SIDS は国連が主催してきた SIDS 国際会議を通じて、海洋・沿岸資源の持続可能な利用を通じた経済振興を地域・国際協力の柱として位置付ける議論を展開してきたことがあげられる⁷。2012 年のサミットでの行動計画にはブルーエコノミーとの文言は明示されなかったが、その概念形成につながる視点は国際社会のなかで浸透し始めていた⁸。

こうした国連での動きと並行して、SIDS 国際会議で採択された成果文書や、世界銀行や経済協力開発機構 (OECD) 等が出版したブルーエコノミーに関する報告書などを通じて、政策論議の材料が提供されてきた⁹。いずれの文書・報告書においても、健全な海洋や沿岸域、そこに所在する資源を持続可能な形で利用することで持続可能な開発の実現を目指す施策として、ブルーエコノミーを位置づけている点は共通している。

2014 年にサモアで開催された第 3 回 SIDS 国際会議において採択された行動計画「[S.A.M.O.A.] Pathways)」ではグリーンエコノミーは明示される一方、ブルーエコノミーという表現は使われなかったが、代わりに、「持続可能な海洋基盤経済 (a sustainable ocean-based economy)」という表現が盛り込まれた¹⁰。その後、2015 年の持続可能な開発サミットで採択された持続可能な開発目標 (SDGs) では、14 番目の目標 (SDG14) として「海および海洋資源の保全を通じた持続可能な利用」が掲げられ¹¹、SDG14 のなかのターゲット 14.7 では、小島嶼国の経済振興を謳い、SIDS や後発開発途上国 (LDCs) における漁業や水産養殖業、観光などを含む海洋資源の持続可能な利用を通じた経済振興を 2030 年までに進展させる、とのターゲット (施策目標) が掲げられた。こうした政策論議を重ね、2017 年

⁵ グリーンエコノミーとは、貧困の撲滅とともに、持続可能な経済成長、社会的包摂の改善、人間の福利の増進、雇用の機会と適正な仕事の創出を、地球生態系の機能を健全に保ちながら達成することと定義される。

⁶ United Nations.2012. The future we want. A/RES/66/288.

⁷ 1994 年にバルバドスで開催された SIDS 国際会議では、採択された行動計画で海洋・沿岸資源の持続可能な開発と利用が謳われ、2005 年のモーリシャスで開催された SIDS 国際会議で採択された行動計画では、沿岸・海洋資源の持続可能な保全と管理の推進に向けた地域イニシアチブの実施が謳われた。

⁸ World Bank and United Nations Department of Economic and Social Affairs. 2017. The Potential of the Blue Economy: Increasing Long-term Benefits of the Sustainable Use of Marine Resources for Small Island Developing States and Coastal Least Developed Countries. World Bank, Washington DC.

⁹ 例えば World Bank. 2017. The Potential of the Blue Economy.
<https://openknowledge.worldbank.org/handle/10986/26843>.

¹⁰ United Nations. 2014. SIDS Accelerated Modalities of Action (SAMOA) Pathway. A/RES/69/15.

¹¹ 詳しくは海洋白書 (2018) 第 1 節を参照。

の国連海洋会議で採択された行動計画において、「持続可能な海洋基盤経済」の推進が明示的に盛り込まれ、その後、国際社会はブルーエコノミーに資する施策や国際協力を展開していく裾野の拡大と気運の向上を促し、関連する取り組みを加速させている。

(2) 国際社会におけるブルーエコノミー実現に向けた取り組み

国連を中心にブルーエコノミーの政策対話が進められるのに合わせ、国際社会ではその実現に向けさまざまな取り組みが進められてきている。具体的な例としては、2008年のリーマンショック以降、累積債務を重ねていたセーシェル共和国に対し、海洋・沿岸環境保全を条件に債務削減や国債(ボンド)への転換に応じる動きがあげられる¹²。セーシェル政府は、ブルーエコノミー省を立ち上げ、2018年1月には「ブルーエコノミー戦略ロードマップおよび行動計画」を採択し、海洋や沿岸資源の利用のこれまでの制度の刷新を優先的課題として掲げている¹³。このほか、欧州委員会や欧州投資銀行(EIB)等が2018年3月にブルーファイナンス原則を採択し、環境保護、保全活動などの分野での共同や対話を促進する投資活動を推進している¹⁴。2018年9月には世界銀行が、漁業および水産養殖業の管理、海洋汚染対策、観光・海運・沖合再生可能なエネルギー、海洋・沿岸域資源の総合的管理等を主たる目的に、PROBLUEという信託ファンドを設立した¹⁵。PROBLUEには世界銀行以外にも、ノルウェー政府やカナダ政府が出資を行っている他、その他の欧州諸国も出資の意向を表明している。世界銀行によるブルーエコノミーに関連する資金供与額は41億ドルに上り、さらに現在15億ドルの資金供与の準備がなされており、海洋・沿岸資源の持続可能な利用に資するプロジェクトの支援を予定している¹⁶。

(3) ブルーエコノミー・ハイレベルパネルと持続可能なブルーエコノミー会議

ブルーエコノミーの推進に向けた2018年における顕著な動きとしては、「持続可能な海洋経済の構築に関するハイレベルパネル¹⁷」がノルウェーの主導で設置された。第1回会合

¹² 例えば2017年にはカナダ政府が設立した融資機関は海洋資源保全と持続可能な漁業開発を両立するための「ブルーボンド」の開発展開に乗り出し、セーシェルが抱える債務をボンドにスワップ(転換)し、国債発行により持続新規資金を捻出し、持続可能な漁業を支援している

¹³ The Commonwealth. n.d. Seychelles Blue Economy Strategic Roadmap and Implementation.

<http://thecommonwealth.org/project/seychelles-blue-economy-strategic-roadmap-and-implementation>.

¹⁴ <http://www.eib.org/en/infocentre/press/releases/all/2018/2018-060-blue-finance-principles-unveiled-to-support-ocean-health-and-investment>

¹⁵ <http://www.worldbank.org/en/topic/environment/brief/the-world-banks-blue-economy-program-and-problue-frequently-asked-questions>

¹⁶ World Bank. 2018. The World Bank's Blue Economy Program and PROBLUE: Frequently Asked Questions. <https://www.worldbank.org/en/topic/environment/brief/the-world-banks-blue-economy-program-and-problue-frequently-asked-questions>.

¹⁷ High-level Panel on Building a Sustainable Ocean Economy

が9月にニューヨークで開催され、11月には専門家会合が開催されるなど、言葉は同一ではないが、ブルーエコノミーの推進に向けた国際的な議論が開始された。また、2018年の11月にはケニア政府がカナダ政府や日本政府などとともに「持続可能なブルーエコノミー会議」を開催し、各国代表によるブルーエコノミー推進を目指す施策表明をとりまとめた「持続可能なブルーエコノミー推進を目指すナイロビ声明¹⁸」が作成されるなど、途上国が主体的に取り組み、先進国や国際機関などと連携を図る枠組みが強化された。

① 持続可能な海洋経済の構築に関するハイレベルパネル

ノルウェーのエルナ・ソルベルグ首相は2018年1月に記者会見し、危機に瀕する海洋問題への対策を地球規模で進めていくために、「持続可能な海洋経済構築に関するハイレベルパネル」を設置することを表明した¹⁹。ノルウェーが推進する海洋資源の保全と持続可能な利用の経験を国際社会と共有しつつ、海洋ゴミやマイクロプラスチックの問題などへの対応も図るといふ。パネルは12か国の首脳により構成され、ソルベルグ・ノルウェー首相およびトミー・レメンゲサウ Jr パラオ大統領が共同議長を務めることとなった。パネルには、両国の他、オーストラリア、チリ、フィジー、ガーナ、インドネシア、ジャマイカ、日本、メキシコ、ナミビア、ポルトガルが参加している。パネルでは、海洋と経済の関係に関する理解、経済生産と海洋保全の相互補完関係、政策・ガバナンス・市場・インセンティブに関する革新的な取り組みなどを中心的議題に据え、2020年に報告書を発表する計画や、ワシントンDCに所在する世界資源研究所（World Resource Institute）が事務局を務めることなどが確認された²⁰。2018年11月には、ノルウェーに所在する海洋調査研究所（Institute of Marine Research）で「海洋行動のための科学（Science for Ocean Action）」と銘打った海洋に関する国際専門家会議を開催し、ブルーエコノミー推進に向けた科学的知見の集約が試みられた²¹。

② 持続可能なブルーエコノミー会議

¹⁸ Nairobi Statement of Intent on Advancing a Sustainable Blue Economy

<http://www.blueeconomyconference.go.ke/wp-content/uploads/2018/11/Nairobi-Statement-of-Intent-Advancing-Global-Sustainable-Blue-Economy.pdf>

¹⁹ Government of Norway. Norway establishes international high-level panel on sustainable ocean economy. 25 January 2018. <https://www.regjeringen.no/en/aktuelt/norway-establishes-international-high-level-panel-on-sustainable-ocean-economy/id2587691/>.

²⁰ World Resource Institute. Heads of Government Unite for the Ocean and People Who Depend on It. 24 September 2018. <https://www.wri.org/news/2018/09/release-heads-government-unite-ocean-and-people-who-depend-it>.

²¹ Norway Today. Prime Minister Solberg spoke to the marine experts. 1 December 2018. <http://norwaytoday.info/news/prime-minister-solberg-spoke-to-the-marine-experts/>.

2018年11月26-28日に、ケニア政府とカナダ政府、日本政府の共催で持続可能なブルーエコノミー会議がナイロビで開催された。この会議には世界184か国から、首脳や要人を含む16,000人以上が参加した。会議の主題は、「ブルーエコノミーと持続可能な開発のための2030年アジェンダ」で、9つの小議題が設けられた。包含的な小議題が設定されたが、そのキーワードは、①海運、②雇用、③都市、④エネルギー、⑤海洋生物、⑥食料安全保障、⑦気候変動、⑧海洋安全保障、⑨文化となっている。ケニア政府が主導してケニヤッタ国際会議センターで開催されたこの会議は、ケニアのウフル・ケニヤッタ大統領が開会式や閉会式で熱弁を奮ったほか、精力的に二者会談等を行うなど、会議成功に向けて取り組んでいる姿勢が示された。モザンビーク、セーシェル、ソマリア、ウガンダ、タンザニア、ナミビアからも大統領や首相が参加、7名の元首および84名の大臣が参加するハイレベルで大規模な会議となった。また、特徴としては、こうした首脳の参加だけではなく、自治体の首長や民間企業、研究者、NGO、若者のセッションや64のサイドイベントが開催されるなど、参加型の会議運営がなされたことも特徴的である。日本政府代表として佐藤正久外務副大臣が参加した。



図1 演説するケニアのウフル・ケニヤッタ大統領

このナイロビ会議のもうひとつの特徴は、参加者がハイレベルだけでなく、ブルーエコノミー推進に向けた施策についての声明を発表し、これを記録にして最終的に、「持続可能なブルーエコノミー推進を目指すナイロビ声明」という形でとりまとめ、成果としたことにある。そうした声明に盛り込まれた取組みの予算規模を定量化し、ケニア政府はその総額は1,722億ドルに達するとの推計値を示した²²。

今回のナイロビの会議では、アフリカ大陸の国々が参加しているということもあって、沿岸のみならず、内陸の湖や河川など淡水魚養殖までも含めた水資源や生物資源の持続可能な利用と保全が取り上げられていたことも特徴的であった²³。アフリカ沿岸や沖合での持続

²² Government of Kenya. 2018. Report of the Global Sustainable Blue Economy Conference 26 – 28 November 2018. <http://www.blueeconomyconference.go.ke/wp-content/uploads/2018/12/SBEC-FINAL-REPORT-8-DECEMBER-2018-rev-2-1-2-PDF2-3-compressed.pdf>.

²³ 食料安全保障の課題別セッションでは、大規模な淡水養殖施設の整備などが提言される一方で、そうした設備整備に伴う環境リスクを評価する制度の不備や農業用水との競合についての懸念が示されるなど、対象面積が大きいだけに、大規模化に伴う環境や社会経済的リスク評価を行う制度や人材育成の必要性などが指摘された。

可能な漁業や IUU²⁴漁業の取締りについても議論がなされ、アフリカ諸国が乱獲や IUU 漁業対策を強化するとともに、国際社会がこうした取り組みに協力していく機運が高められた。このほか、独立行政法人国際協力機構（JICA）は本会議およびサイドイベントでブルーエコノミーの推進のカギとなる養殖等を含む水産分野のプロジェクトを紹介した。地域社会の協働を促す仕組みづくりや人材育成の重要性を強調し、地域密着型の技術協力に対し参加者から高い関心が示された。

²⁴ Illegal, Unreported and Unregulated（違法・無報告・無規制に行われている）漁業

第2章 ブルーエコノミー実現に向けた政策研究

第1章ではブルーエコノミーに関する誕生と最新の動向を記載した。第2章ではこうした議論の流れを鑑みた上で、研究所としてブルーエコノミーをどのように定義し、またその実現に向けた研究を展開してきたかを詳述する。

(1) ブルーエコノミーの推進に資する日本の取組み

ブルーエコノミーの効果を理解するために、保全活動や教育・研究が他の産業にもたらす波及効果を試算する。昨年度の予備調査で、日本の海洋産業を「水産」（水産をさらに「海面漁業」、「養殖漁業」、「水産品業」に細分）、「海運」、「建設・土木」、「観光」、「造船」、「環境保全」、「教育・研究」に8つに類型区分した上で、産業連関表を用いて産業連関効果や経済波及効果を算出した（表1 海洋関連産業部門別の経済波及効果）。産業毎に波及効果や波及倍率には特徴があり、例えば環境保全や教育・研究部門は雇用効果が高いことがわかった。波及倍率は海洋産業全体では2程度になることもわかった。

表1 海洋関連産業部門別の経済波及効果

部門別	新規需要*	直接効果	雇用効果	資本効果	総効果	波及倍率
海面漁業	100 億円	109 億円	42 億円	36 億円	187 億円	1.87
養殖漁業	55 億円	75 億円	25 億円	19 億円	119 億円	2.16
水産品業	300 億円	354 億円	114 億円	76 億円	544 億円	1.81
海運	550 億円	398 億円	78 億円	66 億円	542 億円	0.99
建設・土木	630 億円	860 億円	406 億円	160 億円	1,426 億円	2.26
観光	5,000 億円	5,550 億円	2,541 億円	1,927 億円	10,018 億円	2.00
造船	280 億円	497 億円	158 億円	85 億円	741 億円	2.65
環境保全	480 億円	491 億円	317 億円	117 億円	925 億円	1.93
教育・研究	1,300 億円	1,144 億円	935 億円	299 億円	2,377 億円	1.83

※ 注：国内生産額の1%の新規需要が生じたことを想定した。新規需要に対する、他産業の需要増加額を経済波及効果とする。他産業からの生産財の購入（いわゆる中間投入）に充てられる金額を「直接効果」、雇用者所得に分配される金額を「雇用効果」、資本整備に充てられる金額を「資本効果」とする。波及倍率は、当該産業の需要増加額に対する経済波及効果額の比率である。

環境保全（例えばアマモの再生・保全や海ごみの清掃等）に480億円投資した（新規需要があった）場合、漁業、養殖、観光業や加工業、流通・販売といったサービスに波及することで生産財の購入（例えば水産業で用いる餌料）や雇用効果、資本整備（例えば水産に関わるインフラ整備）の総効果として925億円の生産が見込まれる（表1参照）。同様に教育・

研究に 1,300 億円投資すれば、2,377 億円の経済波及効果が期待される。環境保全や教育・研究への投資は他の産業と比べ雇用効果が大きいと、地域の雇用者所得の向上につながると考えられる。こうした日本全国を対象としたマクロレベルの産業連関分析から得られた経済波及効果が、現実の自治体レベルでの事象と整合的なのか、矛盾するのであればその要因は何であるのかを今後明らかにしていく必要がある。

自治体レベルで考えると、日本国内では里海や沿岸域総合管理など、伝統的あるいは既往政策や取組みが存在し、海洋・沿岸環境の保全や資源の持続可能な利用を通じた地域経済の活性化が進められてきた。日本の産業構造を鑑みてブルーエコノミーを整理すると、「対象産業」に対し原材料やインフラを提供する自然・社会「基盤」に影響を及ぼす活動や産業があり、対象産業から生み出される「サービス」やその結果として実現される「社会システム」が存在する（図 2 我が国のブルーエコノミーの構造）。換言するとブルーエコノミーとは、「意識改革や技術革新を通して、多くの利害関係者が協働することで海洋に関する生態系基盤・社会基盤を持続可能な形で利用し、それにより対象となる産業やサービスが振興され、結果として地域の人々の福祉を向上する」ものと考えられる。金銭や物、人のフローやその背景にある物語に着目して、地域の事例を見ていく視点が必要である²⁵。



図 2 我が国のブルーエコノミーの構造

上述のブルーエコノミーの定義に照らし合わせると、調査の対象となる事例は、「海洋生態系を修復、保全、維持」しつつ、当該地域に「社会的・経済的便益をもたらす」、かつ「長

²⁵ ブルーエコノミーは外的な自然要因、社会経済要因にも左右される点も重要である。例えば巨大台風の襲来や干ばつなどの自然要因は、ブルーエコノミーの基盤や対象産業に大きな被害や影響を与える。また国際情勢の変化に伴う観光客数や投資スタイルの変化などの社会経済要因も、ブルーエコノミーの経済面に直接的に影響する。特に小島嶼開発途上国はこうした外的要因による影響を受けやすい。

期的安定性を保障」するような事例であることが望ましい。更に、開発途上の小島嶼国・沿岸地域に配慮すると、地域密着型で初期投資の規模が謙抑的な手法で取り組んでいる事例である必要がある。従って、大規模な港湾整備等、巨額な予算を必要とする事例や、造船業や海運業等、海洋生態系の影響を受けにくい産業を振興する事例は、今回の調査対象から外すこととする。

先述の通り、過年度の調査研究において海洋産業を「水産」、「海運」、「建設・土木」、「造船」、「教育・研究」、「環境保全」、「観光」、「エネルギー」の8分類を定義した。その上で、これらの産業の特化係数²⁶を地方自治体レベルで算出し、各産業の集積状況から地域を類型化する手法を開発した。

この8分類を軸として今回の調査となる地域を選定する場合、上記の事例選定の考え方を踏まえると、海洋環境の修復、保全、維持が当該産業の振興に繋がりと考えられる「水産」、「観光」の産業が集積している地域を対象とするのが適切と考える。

そこで、地域ごとの海洋産業の集積度合を測るために、市区町村別に各分類の特化係数を計算したところ、表2以降で示す4地域は「水産」、「観光」のいずれかが集積していることがわかる。

表2 市区町村別 海洋産業業種別特化係数（平成26年事業所数ベース）

産業分類	(調査候補地域)				(参考)		
	静岡市 清水区	備前市	五島市	竹富町	横浜市	今治市	久米島町
水産	5.42	2.13	7.81	1.92	0.08	1.19	5.45
建設・土木	0.95	1.18	1.59	0.83	0.64	1.30	1.21
造船	3.85	4.33	9.95	2.93	0.97	30.32	0.00
海運	2.85	2.89	1.55	4.69	2.69	2.66	1.90
教育・研究	0.86	1.55	0.40	12.61	1.27	0.23	1.70
環境保全	1.32	1.77	1.68	0.68	0.78	1.20	1.66
観光	0.92	0.76	1.02	3.54	0.97	1.11	1.27

※1.0以上は赤字、2.0以上は太い赤字で表示

出典：平成26年経済センサス基礎調査に基づき算出

表3 市区町村別 海洋産業業種別特化係数（平成26年従業者数ベース）

26 特化係数とは、地域の経済が特定産業にどの程度特化しているかを、事業所数、従業者数、生産額等を基準に示す数値。例えば、ある地域の事業所総数に占める造船業の事業所数の割合が、全国の割合と比較して大きければ（1.0以上であれば）、その地域は造船業に相対的に特化しているということになる。

産業分類	(調査候補地域)				(参考)		
	静岡市 清水区	備前市	五島市	竹富町	横浜市	今治市	久米島町
水産	7.40	1.01	8.15	1.28	0.16	0.86	13.89
建設・土木	1.06	0.83	3.21	1.28	0.60	1.41	2.85
造船	2.41	1.76	2.10	0.33	1.41	45.22	0.00
海運	5.34	0.98	0.82	1.99	2.45	1.61	2.53
教育・研究	0.84	1.12	0.20	2.61	2.44	0.09	0.40
環境保全	1.21	1.30	1.87	0.33	0.86	1.03	1.01
観光	0.82	0.72	0.86	4.96	1.08	1.25	1.57

※1.0以上は赤字、2.0以上は太い赤字で表示

出典：平成26年経済センサス基礎調査に基づき算出

以上を踏まえ、本調査では、上記4地域において海洋を利用・保全しつつ、地域産業（水産・観光等）の持続的な発展に取り組んでいる以下の取り組みを中心に、ブルーエコノミーの推進事例として定量・定性の両面から調査を行う。

表4 国内事例調査 対象候補地域

調査候補地域	海洋環境保全に配慮した取り組み	海洋環境の影響が強いと考えられる海洋産業
岡山県備前市	アマモ場の再生による水産業の活性化	水産
長崎県五島市	浮体式洋上風力発電によるクリーンエネルギーの推進	水産・エネルギー
沖縄県竹富町	海洋基本計画に基づく海洋環境保全及び海洋産業振興	水産・観光
静岡県静岡市清水区	由比周辺の海洋環境と生物生産に係る可能性調査	水産

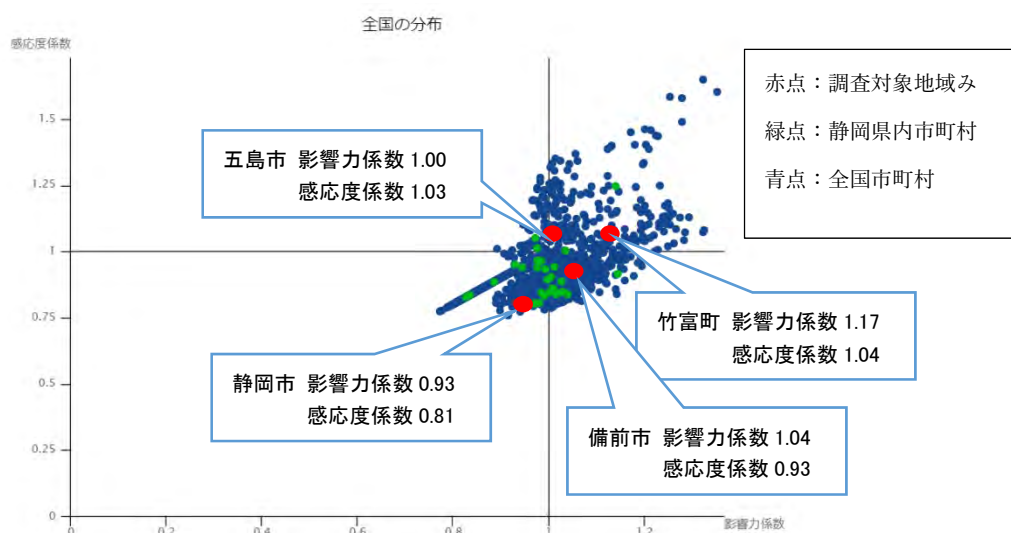
海洋環境の影響が強いと考えられる海洋産業（水産、エネルギー、観光）の振興がどのような形で地域経済の持続的な発展に寄与するのかについて、地域経済循環の観点から本研究の調査対象となる4市町村のデータを用いて定量的な分析を行なう。

① 水産業

「水産業」（主に漁業、海面養殖業等）に関しては、環境省が整備した「地域産業連関表」、「地域経済計算」に基づき算出された影響力係数および感応度係数²⁷を見ると、竹富町、五島市といった離島地域は、両方の係数が相対的に高く（図3）、地域内の他産業との取引が比較的活発（＝経済効果を与えやすい、受けやすい）と言える。

²⁷ 「影響力係数」とは、当該産業に対する新たな需要が、全産業（調達先）に与える影響の強さを示す。「感応度係数」とは、全産業に対する新たな需要による当該産業が受ける影響の強さを示す。

他方で、備前市と静岡市は、特に感応度係数が低い傾向にあり、これは市内の水産加工業者や卸・小売業者よりも、近隣の大都市圏のマーケットへの供給量が多く、換言すれば地域内で漁獲した水産物に付加価値を付けて地域外に販売する仕組みが不十分である可能性が示唆される。



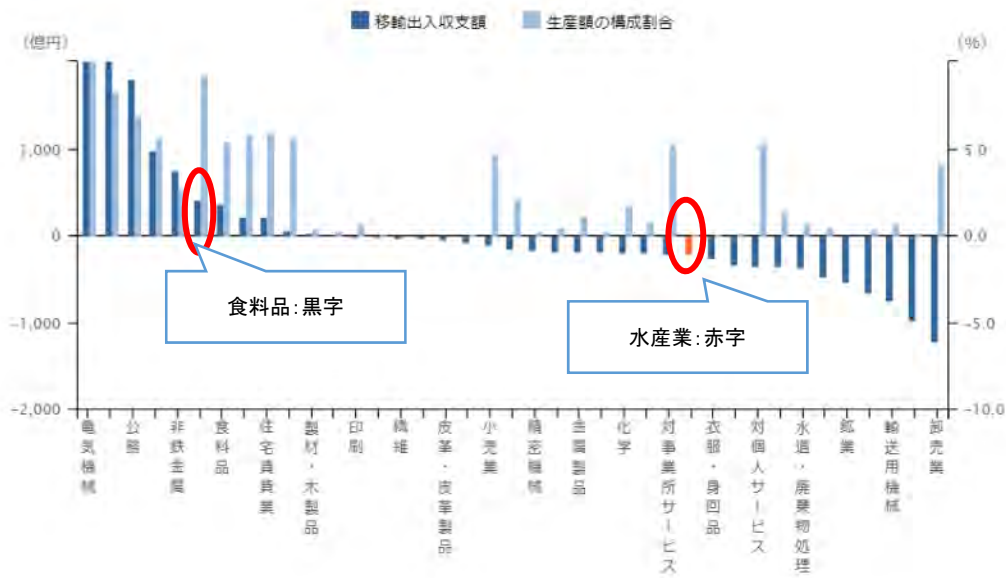
出典：地域経済分析システム（RESAS）地域経済循環マップ環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」

図 3 市町村別 水産業 影響力係数・感応度係数 分布（2013年）

そこで、産業別移輸出入収支額を見ると、静岡市の場合は、「食料品」（主に食料品製造業）の収支は黒字（市外からお金を稼いでいる）に対し、水産業の収支は赤字となっている（図4）。

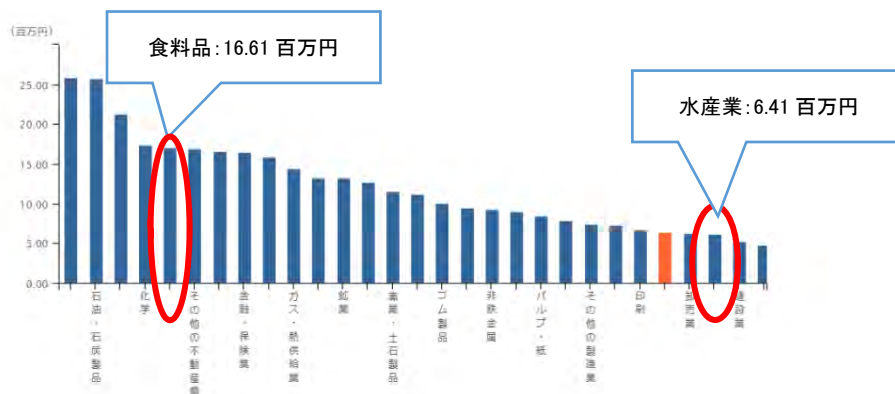
これは、市内に立地するマルハニチロやニチレイ等の大手水産加工業者が原材料となる水産物を大量に移輸入している可能性が示唆される。

ここで、静岡県における従業者一人当たり付加価値額を業種別に見ると、水産加工業が属する「食料品」は「水産業」よりも10百万円近く上回っている（図5）ことから、水産物を直接市外に販売するよりも、市内で加工してから販売する方が市経済全体にとっては利益が大きいと言える。しかしながら、先述の感応度係数が示す通り、静岡市内の水産業者から市内事業者への流通量は少ないことが示唆されていることから、水産物を市内で加工して付加価値を付けた上で、市外に販売する仕組みを促進することで、市の経済循環が更に向上し、地域経済の持続的な成長に繋がると考えられる。



出典：地域経済分析システム（RESAS）地域経済循環マップ環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」

図 4 静岡市産業別 移輸出入収支額（2013 年）

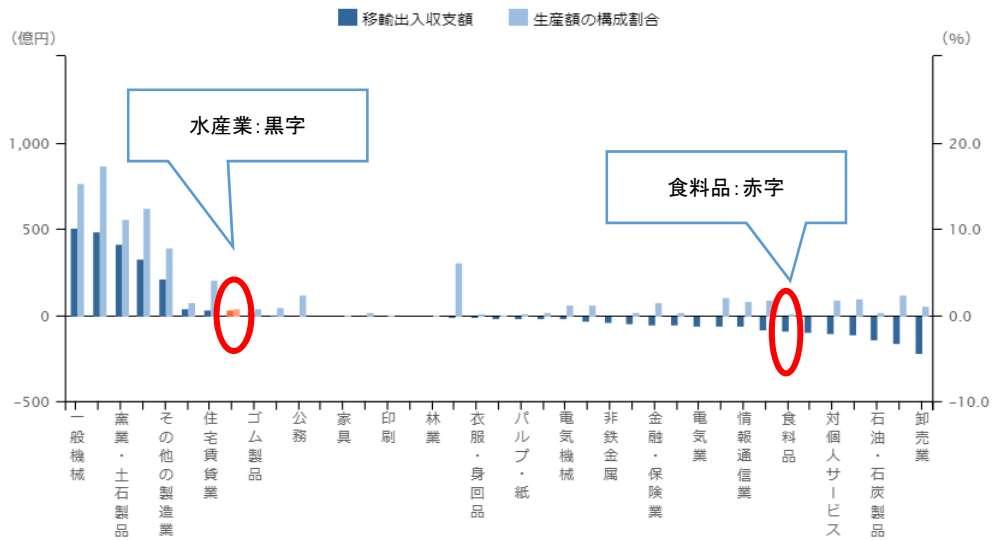


出典：地域経済分析システム（RESAS）地域経済循環マップ環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」

図 5 静岡県産業別 従業者一人当たり付加価値額

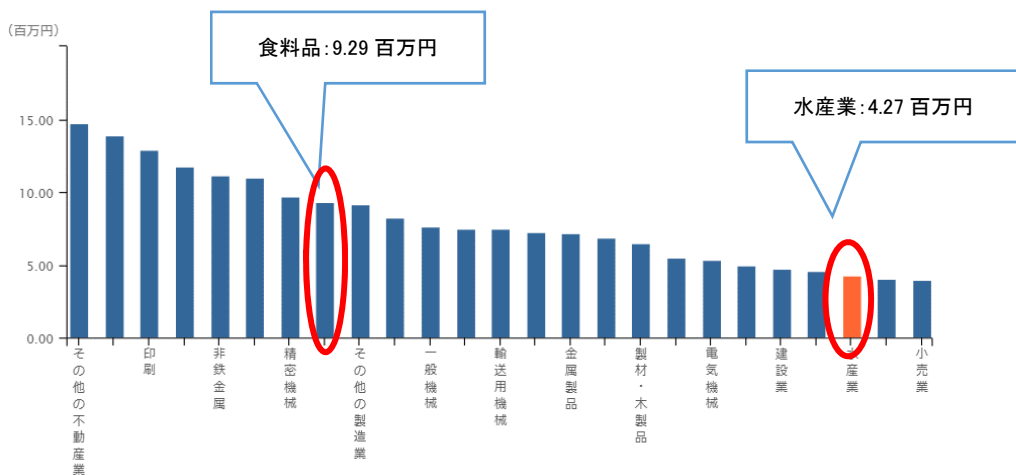
一方、備前市の場合は、水産業の移輸出入収支が黒字な一方で、食料品は赤字となっており（図 6）、これは市内には水産物を加工できる事業者が少ないため、水産業者が漁獲した水産物を市外の水産加工業者に卸している可能性が示唆される。

ここで、岡山県における従業者一人当たり付加価値額を業種別に見ると、水産加工業が属する「食料品」は「水産業」よりも 5 百万円近く上回っている（図 7）ことから、備前市の場合も、水産物を市内で加工して付加価値を付けて販売する仕組みを促進することで市内の経済循環が向上し、地域経済の持続的な成長に繋がると考えられる。



出典：地域経済分析システム（RESAS）地域経済循環マップ環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」

図 6 備前市産業別 移輸出入収支額



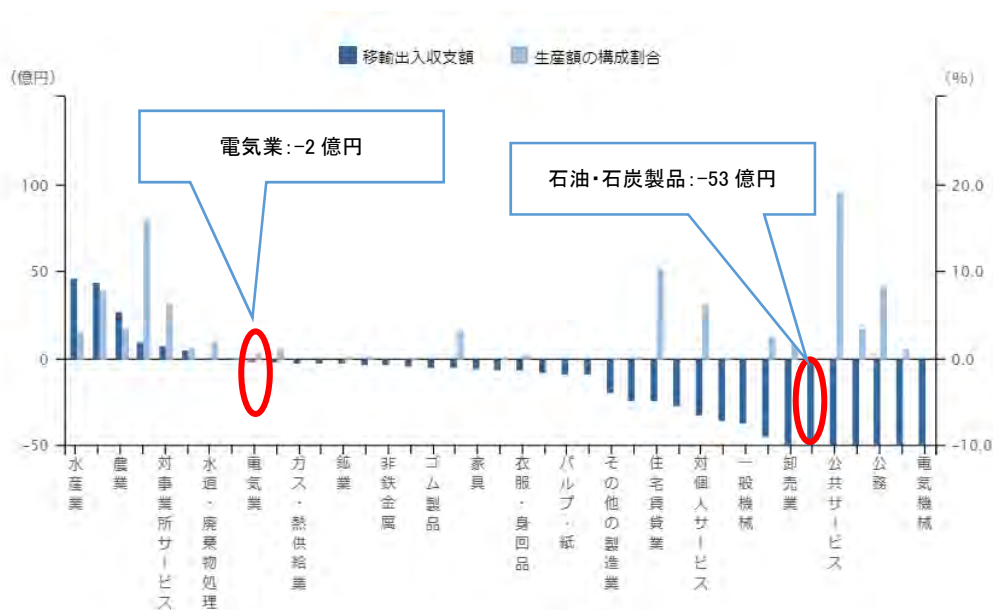
出典：地域経済分析システム（RESAS）地域経済循環マップ環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」

図 7 岡山県産業別 従業者一人当たり付加価値額

②エネルギー

五島市のエネルギー産業に関しては、「電気業」及び「石油・石炭製品」の移輸出がマイナスになっており、特に「石油・石炭製品」の赤字が目立つ（図 8）。

これは、島内の交通手段やディーゼル発電の燃料となる「石油製品」を島外から移入していることが原因と考えられる。従って、洋上風力発電等の海洋再生可能エネルギーの利用を促進することで、市外へ富の流出（貿易赤字）が減るため市内の経済循環が向上し、地域経済の持続的な成長に繋がると考えられる。



出典：地域経済分析システム（RESAS）地域経済循環マップ環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」

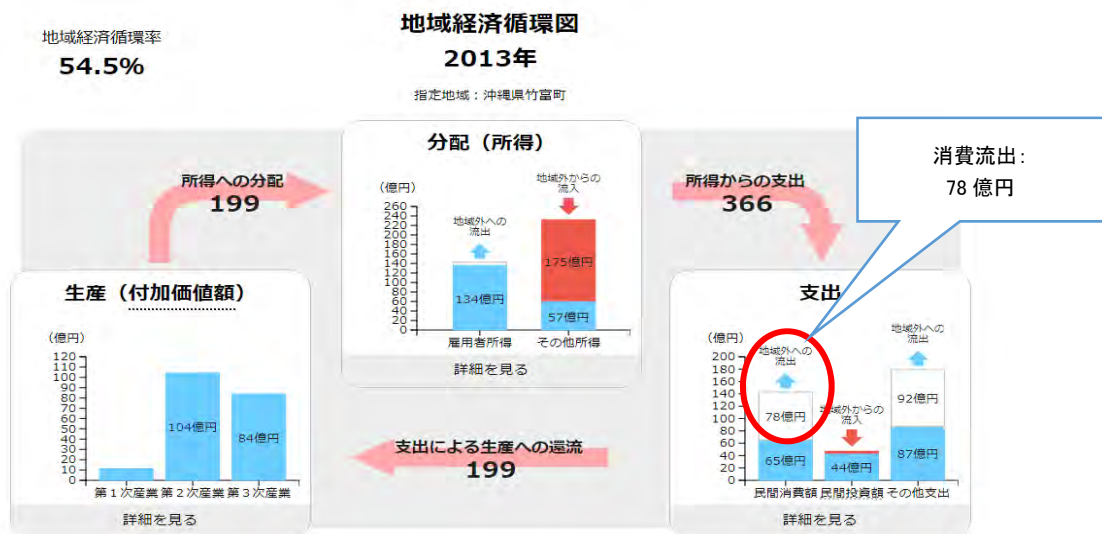
図 8 五島市産業別 移輸出入収支額

③ 観光

竹富町の観光に関しては、環境省が整備した「地域産業連関表」、「地域経済計算」に基づき算出された地域経済循環図に着目すると、支出段階における民間消費額が域外に流出しており（図 9）、支出流出率²⁸で見ると-54.4%（全国市区町村中 1,726 位）と、同県的那覇市の 1.6%、石垣市の-7.3%、久米島町-12.3%等と比較すると非常に低い数値である。従って、観光業は集積しているものの、町外から消費を十分呼び込めていない、すなわち観光客を呼び込めていないもしくは呼び込めていたとしても町内で消費してもらった仕組みが不足していることがわかる。

従って、海洋環境の保全と観光産業の振興に結びつけることで島外への財の流出が減り、市経済の循環構造は更に安定すると考えられる。

²⁸ 地域内の住民・企業等が支出した民間消費額に対する流出入額の比率。この値が正の場合は域外から消費を呼び込めていることを示し、負の場合は消費が域外に流出していることを示している。



出典：地域経済分析システム（RESAS）地域経済循環マップ環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」

図 9 竹富町 地域経済循環図

以上の分析を踏まえると、海洋環境の影響が強いと考えられる水産、エネルギー、観光、各業種を振興することは、当該地域経済が現在抱えている課題の一端の解決、延いては地域経済の持続的な成長に繋がると考えられる。

日本の自治体での取組みには、科学的知見に基づき新しい技術も活用しながら、産官学や異業種間連携を通じて水産資源のブランド化や加工・流通・販売といったサービス産業を生み出し、地域振興や循環型の持続可能な社会づくりを進めるといった特徴が見られる（図2）。こうした海洋生態系や海洋資源を活用したブルーエコノミーに関する事例は、類似の気候や自然環境を持つ東南アジアや太平洋島嶼国においても応用可能性がある。

（2） 太平洋島嶼国とブルーエコノミー

海洋資源に依存する割合が高い SIDS にとっては、ブルーエコノミーは重要な施策となる。太平洋島嶼国は、2017年にサモアで開催された太平洋諸島フォーラム（PIF）会合で、ブルーパシフィック（The Blue Pacific）という新たな呼称の下で、太平洋島嶼国で一つの青い大陸（Blue Continent）として行動するよう、指導力と長期的外交政策を推進していくことを確認した。2018年のナウル会合では、ブルーパシフィックの下で、太平洋島嶼国が地域の戦略的可能性の価値を重視し、一体となって行動していくことを再確認している²⁹。2018年4月にサイパンで開催されたマイクロネシア諸島フォーラムでは、海水温上昇により

²⁹ Pacific Islands Forum Secretariat. 2018. 49th Pacific Islands Forum Communique.

<https://www.un.org/humansecurity/wp-content/uploads/2018/09/49th-Pacific-Islands-Forum-Communique%C3%A9.pdf>.

マグロ・カツオ類が太平洋中東部に移動している可能性に懸念を示し、気候変動の影響を抑制するためにパリ協定の完全実施に向け取り組むよう呼びかけた。また IUU 漁業により中西部太平洋で漁獲されるマグロ・カツオ類は 30 万トン、6 億ドルに上るとの推計を示し、IUU 漁業対策を進める方針を確認している³⁰。

2018 年 5 月に福島県いわき市で開催された第 8 回太平洋・島サミット (PALM8) では、採択された首脳宣言のなかで、太平洋島嶼国首脳のパシフィックのコミットメントを確認しつつ、漁業資源の持続可能な利用、IUU 漁業根絶に向けた協力、海洋資源の持続可能性確保のための能力構築措置の実施を表明し、気候変動や防災減災対策および環境保全取り組みの重要性を確認した³¹。気候変動や IUU 漁業対策など、太平洋の小島嶼開発途上国が脆弱で実施体制が十分でない分野を中心に、太平洋島嶼国に対する日本の協力の拡充が図られることが期待されている。

太平洋の SIDS の現場では、漁業や観光といった施策が国内の福利向上につながることを期待されている。マーシャル諸島のマジュロ環礁から南西約 400km に所在する人口約 600 人のナムドリック環礁では、1990 年代に生息していた黒真珠の養殖が模索され、2010 年に初めて養殖黒真珠が収穫された。魚類資源が減少し、海水の農地流入により農業生産性が伸び悩む中で、代替所得獲得源として期待され、ナムドリック地域資源管理委員会が設立し、地域における共同資源管理が進められた。2015 年には、アメリカ開発援助庁がナムドリック環礁開発協会と協力し、黒真珠養殖技術の向上を図るとともに、収益の一部を暴風雨対策としての家屋補強や干ばつ対策としての貯水タンクやポンプ整備に充てるなど、地域社会の暮らしの改善に再投資が進められていることが 2018 年 6 月に報告されている。ミクロネシア諸国連邦の首都ポンペイでは、日本の大手水産会社であるマルハニチロがミクロネシア政府国家水産公社 (NFC) との合弁で運営する鰹節工場を 2018 年 2 月に立ち上げた。開所式にはピーター・クリスチアン ミクロネシア諸国連邦大統領やマリオン・ヘンリー資源開発大臣が列席し、海上での漁業だけでなく、陸上での水産加工分野における日本との協力が現地の付加価値化の生産活動や雇用の促進に繋がることとして、こうした投資を高く評価した。持続可能な水産資源の利用と地域社会振興に資する日本の民間投資や技術移転、国際連携に今後、一層の期待が寄せられている³²。

³⁰ RNZ. Range of resolutions reached at Micronesian Islands Forum. 3 May 2018.

<https://www.radionz.co.nz/international/pacific-news/356539/range-of-resolutions-reached-at-micronesian-island>.

³¹ 外務省.2018.第 8 回太平洋・島サミット首脳宣言 (骨子)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/ocn/page4_004028.htm.

³² 一方で課題も多くみられる。2016 年マーシャル諸島は干ばつに襲われ、水不足が深刻な問題となった。経済的に最も影響を受けた分野は農業で、水不足により農業が大きな打撃を受け、農業ができない反動が漁獲圧を引き上げる要因にもなったと考えられている。また、この干ばつと同時期の大潮の日に暴風雨がマジュロ環礁を襲い、沿岸が大きく侵食され、物損被害が発生した。2015 年 9 月には自然保護区ネットワーク法 (Protected Area Network (PAN) Act) が立法化されたが、政権交代などもあり、法律が

パラオ共和国は約 340 の島々からなる島嶼国で、海に隆起する島々が作り出す景観や、サンゴをはじめマンタやサメなど多様な海洋生物が生息する美しい自然が魅力で、人口約 2 万人の国に年間 10 万人を超える観光客が訪れている。2012 年には、ロックアイランドや塩湖、豊かな生物多様性、そして古代遺跡等をもつことが評価され複合世界遺産として登録され、2015 年度には約 16 万 8 千人と観光客数の最高値を記録した。パラオ政府は自然保護を目的として 2003 年、保護区ネットワーク法 (Protected Area Network Act、以下 PAN 法) を制定し、保護区管理を推進してきている他、2009 年からは観光客から環境税を徴収し、これを PAN 基金として各州政府に配分し、保護区の監視や、外来種対策、インフラ整備、観光事業の推進を進めてきている。2017 年 12 月には入国管理法を改正し、入国時にパスポートにパラオの環境を保全することを約束する「パラオ誓約 (Palau Pledge)」なるスタンプが押され、そこに署名することが求められる制度を導入した。

パラオの美しい自然環境を守る取り組みが進められる一方で、海水温上昇や台風の威力の甚大化など気候変動に関連する現象により、パラオの自然や人々の生活は大きな影響を受けている。1998-1999 年の大規模白化現象や、2013 年の台風ハイヤン (台風第 30 号) はパラオのサンゴ礁を大きく損壊している。2015-2016 年に発生した干ばつにより、観光客に人気であったジェリフィッシュ・レークは、クラゲが消滅し、観光入場料収入が激減する事態となった³³。

環境保全と観光振興を進めるパラオの政策は、政治的および経済的要因にも大きく左右される。2012 年度には台湾、日本、韓国からの観光客がパラオ観光の主体であったが、中国からの観光客がその後激増し、2015 年度には中国からの観光客が 9 万人を超え、日本、台湾、韓国の観光客の総数 5 万 9 千人を上回った。しかし、2016 年 7 月に中国政府がパラオの旅行業界に対し、中国と国交のないパラオへの団体旅行の販売を禁止する通達を出し、中国国内の経済成長鈍化も影響してか、2018 年度の中国人観光客数は約 5 万人に減少した。2018 年度の日本、韓国の観光客は前年度比で減少しているものの、台湾の観光客は前年比で約 2 割増加している。また、日本からの観光客の多くが利用していた成田発パラオ行きのデルタ航空の直行便が、サイパンなどマイクロネシア地域における需要低迷を表向きの理由に 2018 年 3 月をもって運航を休止したことで、日本からの観光客の減少が懸念されている。その後、日本のスカイマーク社が 2019 年 3 月にパラオ向けのチャーター便を運航する予定を表明し、同年夏に定期便化を目指すとの報道もあり今後の動向が注視されている。

十分周知されず、地域資源委員会の設置や管理計画の立案が進まず、PAN 基金へ国際的な資金援助も得られていない。詳しくは Kobayashi, M. 2018. Protected Area Network Act of the Marshall Islands. 環境情報科学 学術研究論文集 32. Pp.291-296.参照

³³ 2018 年 12 月にジェリーフィッシュは再開された。 <https://edition.cnn.com/travel/article/palau-jellyfish-lake-reopens/index.html>

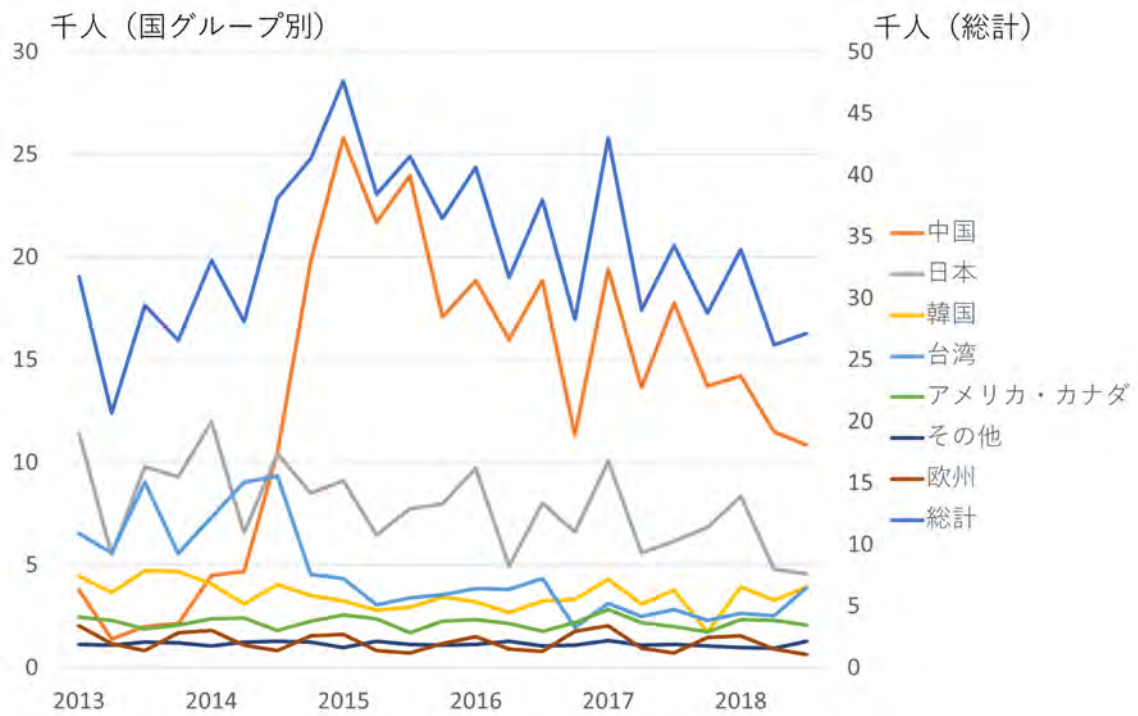


図 10 パラオへの国別来訪者数（四半期別：2013-2018 年）
 パラオ政府（2019 年）。2018 年については第 3 四半期までの総計

環境保全と観光振興の推進はパラオにとり重要な施策であるが、これらを取り巻く気候変動や政治や経済状況などの影響を大きく受けることから、長期的に安定的な政策や実施体制の基盤を拡充していくことが求められている。



図 11 シュノーケリング、石灰岩の沈殿泥に美容効果があるといわれるミルクキーウェー、シーカヤック、ダイビングなどはパラオ観光の目玉。サンゴ礁は海洋調査研究でも重要な対象である。

(3) ブルーエコノミー推進と国際協力の進展に向けた展望

ブルーエコノミーの推進には多分野に横断する取組みが必要となることから、政策実施体制も、従来の縦割りの海洋管理から、関連するセクター間の連携を促し、総合的に資源管理を推進する体制へ制度刷新を図る必要である³⁴。また海洋環境に関する科学的理解やデータ、観測・解析ツール、関連する社会経済的データなどが不足していることがブルーエコノミー推進を阻む要因となっていることから、そうしたデータ収集、解析、情報共有の仕組みづくりも重要となる。日本に見られるブルーエコノミーに資する有用な取り組みは、科学的・社会経済的調査などを通じて自然資本の持続可能性や経済波及効果などを評価し、成功要因を分析するなどして、優良事例として共有を図ることが有用である。日本で実践される取り組みを海洋・沿岸資源の保全と持続可能な利用を通じた経済振興や地域活性化を目指すブルーエコノミーの世界的な推進に役立てるよう、我が国の関係機関や実務家、研究者がより連携を強固にし、内外のブルーエコノミー推進に寄与できる仕組みづくりが求められる。

³⁴ たとえば OECD (2016), The Ocean Economy in 2030, OECD Publishing, Paris.
<http://dx.doi.org/10.1787/9789264251724-en>

第3章 国際会議等での議論

この章では、海洋政策研究所の研究員が2018年度参加した国際会議や主催したセミナー等に関して、その概要をまとめる。これらの会議等を通じて得られた情報は第1, 2章の内容に反映されているとともに、得られたネットワークは国内外でブルーエコノミーを展開していく際の重要な基盤となる。

(1) 第8回太平洋島嶼国サミット (PALM8)

期間：5月18日～19日

参加者：角南篤所長、小林正典主任研究員

於：福島県いわき市

第8回太平洋島嶼国サミット (PALM8) が福島県いわき市で開催され、これに併せて、太平洋島嶼国首脳夫人向けに一般公開シンポジウム「Ocean for the Future シンポジウム：海は世界をつなげる」が福島県いわき市アクアマリンふくしまにて開催されたところ、角南所長と共にいわきに出張し、角南所長はシンポジウムに登壇し、発表、質疑応答および安倍昭恵首相夫人主催の昼食会に参加した。小林は同シンポジウムに向けた素材の提供や前日18日(金)にPALM8の認定イベントとして東日本国際大学において、地域課題解決学講座を利用して特別講義を行った。この講義は特別一般公開講義と位置付けられ、学外から一般市民の聴講が可能となる形で案内がなされた。

シンポジウムでは、安部館長が海洋環境や海洋環境が劣化しつつある現状において、海洋や水産資源などに関する理解を深め、海洋資源の保全や持続可能な利用に向けた社会協力や国際協力を促す上で水族館が重要な役割を果たしていると指摘し、2000年の開館以降、2011年の東日本大震災を経て、現在では、ショーのない水族館として水源森林や河川、沿岸、海洋といった生態系を再現し、自然を学び触れ合える水族館として活動していると紹介。ことし、11月5-10日には世界水族館会議を開催すると紹介した。スプリング副館長は、水産資源の枯渇の危機を指摘し、漁獲量の削減が持続可能な漁業には必要であると説く一方、800万トンのプラスチックゴミが海洋を浮遊している現状に警鐘を鳴らし、海洋汚染や資源劣化に繋がる行動を抑制する重要性を強調した。角南所長は、昨年国連海洋会議が開催され、海洋問題が国際的な重要課題として位置付けられている一方、水産資源や海洋管理、プラスチックゴミ対策など、海洋問題解決に向けた国際協力の重要性が益々高まっていると指摘した。首脳夫人等からは質問が出され、違法漁業、いわゆるIUU対策についての質問について、角南所長は合法で報告され、規制されている漁業への転換を支援していくことの重要性を強調した他、海洋資源の持続可能な利用については、日本の里山里海のような保全と持続可能な利用を組み合わせ、協働で管理していくといった仕組みの共有が有用であると指摘した。

会合の間には、マルグ・パラオ国務大臣などと懇談することができ、3月に OPRI が主催した海洋フォーラムが有益であったことや、今回の PALM 8 において、日本政府や日本の関係機関との連携について協議を進めており、OPRI とは海洋分野において、また、2020 年の私たちの海洋会議(Our Ocean Conference)での知的支援について期待しており、今後、さらに協力関係を進展させていきたいとの話があった。

東日本国際大学では、海洋に関連する水産資源の持続可能な利用に向けた国際協力や持続可能な開発目標 (SDG) 14 に関連し、資源利用や海洋保全、観光振興などが、どのように相互に相乗効果を生み出し、また、二律背反とならないような対策を取っていくかを個別具体的な調査研究などを進めながら適切な政策指南と社会連携が必要との講義に対し、それぞれの立ち位置で人々がどのような貢献ができるのかについて活発な議論を行った。原発事故以降、海や水産資源については複雑な社会的印象が地域には残っているが、持続可能な資源利用という重要な理念を踏まえ、取り組むべき課題を考えるという内容の議論は、地域課題解決学の講座の中で重視している課題であり、今回のような外部講師による講義は非常に有用であったとの大学関係者からの話があった。

(2) 国際環境シンポジウム 2018

期間：6月23日～24日

参加者：村上悠平研究員

於：大阪市ハグミュージアム

大阪市が国連環境計画 (UNEP) 国際環境技術センター (IETC) と連携して、「国際環境シンポジウム 2018 in 大阪」を大阪市ハグミュージアムにて開催した。2日間で約120名の参加者があった本シンポジウムでは、世界環境デーのテーマである「プラスチック汚染」や「持続可能な開発目標 (SDGs)」について、ワークショップや講演等が行われた。本シンポジウムの概要は以下のとおり。

○国連環境計画 (UNEP) アジア太平洋地域事務所のムシュタク・メモン氏からは、世界人口の半分が適正な廃棄物管理サービスを受けられていない、収集されたごみの大半が分別されておらず、エネルギーの回収率と効率性が低い、健康と環境への負の影響を軽減するための適切な廃棄物管理がほとんど行われていない、ほとんどの廃棄物が野積み、野焼き、不適正な埋立処理と焼却、河川または海洋に投棄されているといったアジア・太平洋地域における廃棄物処理に係る問題点が指摘された。

○環境省海洋環境室中里室長からは、日本に漂着するペットボトルに関して、西日本では外国製が多い一方で、東日本では日本製が多いという現状、海岸に漂着したプラスチックごみは紫外線を浴び、また波の影響を受けるなどして破碎し、マイクロプラスチックになりやすいこと等から、年間約30億円をかけて都道府県や市町村等が地域計画に基づき実施する

海洋ごみの回収・処理，発生抑制対策に対し支援を実施していること，ごみは大雨などで河川を通じて海洋に流出することが多く，海洋ごみを減らすためには海岸や河川のほか，街中も含め，ごみのポイ捨てをしないことやきちんと処理することの重要性等が指摘された。

○ネパール連邦民主共和国ラリトプール市の Amatya 氏からは，ラリトプール市で路上において1日に焼却されるごみのうち，90パーセントはプラスチックを含んでいること，そのことによって，人体に有害なダイオキシンが大量に排出されているという現状，プラスチック汚染をなくすために同市では3Rに関する意識向上のための教育，分別のための参加型アプローチの奨励，植物園におけるプラスチックごみの再利用の促進などに取り組んでいることなどが紹介された。

○大阪市環境局家庭ごみ減量課池田課長からは，3Rのうち「リデュース（発生抑制）」に関して，7事業者・1市民団体・大阪市の3者による「レジ袋削減協定」を締結し，レジ袋削減に向けた取組みを進めていること，同協定の下で，参加事業者はレジ袋の無料配布中止を実施したり，レジ袋辞退者へのポイント付与や割引などの特典の提供を実施するなどの取組を行っていること，また「リサイクル（再生利用）」に関して，エコマークやグリーンマークなどを目印に再生品を選んで買うなどの消費パターンを奨励していることなどが紹介された。

○国連広報センター根本所長からは，SDGsのうち，日本が達成しているものは3つ（目標4「質の高い教育をみんなに」，目標8「働きがいも経済成長も」，目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」）だけという認識が示され，企業は①マネジメントを含めた事業活動との関わり方の洗い出し・マッピング，②事業計画・戦略への反映，③社会のニーズへの対応を通じた価値の創造のそれぞれの段階でSDGsを考慮することの重要性が指摘された。

○関西経済連合会機常務理事からは，わが国の商慣習には，江戸期より「三方（売り手・買い手・世間）良し」という他者や社会への考慮が取り込まれていたこと，関西経済連合会は企業の連合体として，一企業の枠を超えた活動を通じて関西全域・日本経済を活性化することを目指していること，具体的には，水素社会実現に向けた機運醸成や関連産業振興の可能性調査やリニア中央新幹線の早期全線開業の推進などに取り組んでいること，万博は「近未来の疑似体験，非日常的な体験ができるエンターテインメント」から「国際社会が抱える共通の課題解決への貢献，共感・共創のムーブメントづくり」の機会へと転換してきていること，大阪市は「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに，2025年万博の招致をめざしており，これが経済成長からSDGsへの転換期となることを願っているとの話があった。

○大阪ガス株式会社 CSR・環境部 CSR 室南室長からは、74 パーセントの企業が SDGs は企業価値を向上させるものと認識し、71 パーセントの企業で SDGs への取組み計画があるという現状を踏まえ、Daigas グループの SDGs への貢献についてお話があった。具体的には、総合エネルギー事業者として、2017～2030 年度 CO₂ 排出累計削減量約 7 千万トンをめざし、目標 13（気候変動に具体的な対策を）に貢献することや、天然ガスを中心とした最適なエネルギーミックスの追求を通じて目標 7（エネルギーをみんなにそしてクリーンに）への貢献を目指しているとのことだった。

（3） アジア・太平洋における気候変動と脆弱性に関する国際会議

期間：7 月 12 日

参加者：小林正典主任研究員

於：三田共用会議所

2018 年 7 月 12 日、外務省が主催の「アジア・大洋州における気候変動と脆弱性に関する国際会議 - 長期リスクの科学・地域情勢・ビジネスの連関」と題する会議が開催された。会議には国内外の政府関係者・国連機関職員のほか、気候変動や安全保障に関する専門家や企業・投資関係者、研究者、市民団体のメンバーなど計 130 名以上が参加し、気候変動が国家の脆弱性に与える影響や今後生じうるリスクに対する有効なアプローチ等について議論を行った。当研究所からは小林正典主任研究員、前川美湖主任研究員が参加した。なお、この会合において、気候変動脆弱性に対応する取り組みをブルーエコノミーにおける防災やレジリエンスの強化と関連させ、当研究所の研究成果をポスターにして発表を行い、小林主任研が説明を行った。概要は次の通りである。

② シンポジウム

午前中は、シンポジウムの形式をとり、冒頭、中根一幸 外務副大臣が気候変動対策をパリ協定の効果的な実施などを通じて進めていくことや特にアジア・太平洋においてそうした取り組みを加速させ、日本が牽引的な役割を果たしていく方針を強調した。一般財団法人アジア・パシフィック・イニシアティブ 加藤洋一研究主幹は基調講演において、気候変動問題の国際安全保障戦略での位置づけを北極海や経済的競争力の観点などから見て取れる意味合いなども踏まえ、重要施策として実施していくことが重要であると述べた。

その後のパネル討論では、アレクサンダー・カリウス adelphi 共同創設者兼ディレクター、国立環境研究所社会環境システム研究センター 亀山康子副センター長、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社環境戦略アドバイザー 吉高まりチーフ環境・社会ストラテジスト、国際協力機構（JICA） 武藤めぐみ地球環境部長、上智大学 東大作教授が登壇し、気候変動に起因する干ばつや食糧不足による紛争惹起の可能性や環境・持続性・ガバナンス（ESG）投資の実践、アフリカの国際湖沼であるチャド湖の縮小による社会経済的問題

などが言及され、気候変動と安全保障及びビジネスに関する国際的な議論の動向を踏まえ、アジア・大洋州において気候変動が脆弱性や安全保障、展開する企業の危機管理、投資に与える影響や、今後生ずるリスクに関する対策を強化していく重要性指摘された。

③ 分科会

午後の分科会では、出席者が20数名程度の小グループに分かれ、仮想事例に基づいたロールプレイが行われた。具体的には、出席者は、日系企業の現地責任者、本社関係者、地元政府関係者、または日本政府関係者（大使館・総領事館）の役割を割り振られ、その立場から、例えば、台風により壊滅した太平洋小島嶼国のホテルの再建のための投資決定について、どのような短期的・中長期的なリスクや便益を見据え、意思決定を図るかをロールプレイにより判断における重要要素を確認した。

分科会の成果は、本会議において発表された。発表は、サモア自然資源環境省 フェトロアイ・ヤンダール・アラマ CEO 補、インドネシア国家開発計画省環境局 スディアーニ・プラティウィ次長（気候変動・環境品質担当）、スティムソン・センター サリー・ヨーゼル 上級研究員、防災科学技術研究所 大楽浩司主任研究員、ブルームバーグ・ニュー・エナジー・ファイナンス 黒崎美穂日本韓国リサーチ責任者が行った。発表では、短期的なリスクの低減をはかるための政府の施策や土地利用計画の策定などが重視されたほか、気候変動緩和に向けた国際的な取り組みや科学的モニタリングや予測データの解析の重要性などが指摘された。

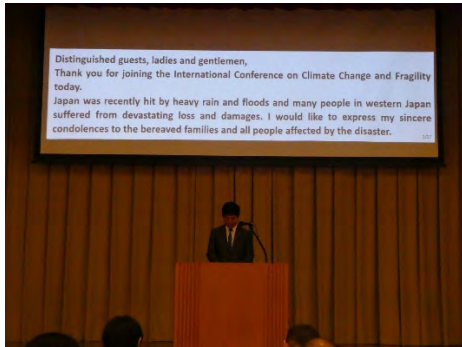

	
<p>中根一幸 外務副大臣</p>	<p>パネル討論</p>



図 12 アジア・太平洋における気候変動と脆弱性に関する国際会議の様子

(4) 日本沿岸域学会創立 30 周年記念全国大会

期間：7 月 17 日～18 日

参加者：古川恵太郎

於：横浜商工会議所横浜シンポジア

2018 年 7 月 17 日、18 日に横浜商工会議所横浜シンポジアにおいて、日本沿岸域学会の創立 30 周年記念全国大会が開催された。日本沿岸域学会は、自然科学系、社会科学系、人文科学系の学会、さらには、官界、産業界等のあらゆる分野や立場の個人・団体から構成されており、沿岸域に関心を抱く多くの人々が相集まり、望ましい沿岸域を創出するための研究・討論を行い、その成果を広く社会に還元することを目的として活動している³⁵。

2000 年には、沿岸域の持続的な利用と環境保全のための提言として、いわゆる「日本沿岸域学会 2000 年アピール」を発出した³⁶。その中で、2000 年時点の環境水準を最低維持 (no-net-loss) し、環境回復や創造を促すこと (net-gain) を掲げ、環境のメカニズムにできるだけ合わせて、「正しい状態を保たせ (sustainable)、ゆっくり展開させていくこと (development)」という本来の持続可能な発展を図ることなどを提言し、ブルーエコノミーの考え方の基盤となる新たなパラダイムを提示するなど、活発な活動を実施してきている。

今年、創立 30 周年特別プログラムとして、來生新日本沿岸域学会会長 (放送大学学長) と鷺尾圭司総合海洋政策本部参与 (水産研究・教育機構水産大学校代表) の記念講演と、「沿岸域総合管理の現状とこれから」と題するパネル討論が行われた。

記念講演では、來生会長から日本沿岸域学会の 30 年と題して、学会の発展と沿岸域を巡る社会の動きを 10 年ずつに分けての解説がなされ、今後の学際的統合の方向性やその意義が強調された。鷺尾参与は、第 3 期海洋基本計画の内容の解説とともに、地域の問題解決に

³⁵ 学会 Web ページ <http://jaczs.com/> (2019 年 2 月 28 日アクセス)

³⁶ <http://jaczs.com/03-journal/teigen-tou/jacz2000.pdf> (2019 年 2 月 28 日アクセス)

向けた方向性として、協議会による参加型の管理、属地的な水産政策の展開への発展の重要性が指摘された。

パネル討論においては、パネリストから海洋保護区、里海、サンゴ礁保全、沿岸域管など多様な視点からの話題提供がなされた後、「場」の学際性の共有、地域や現場感覚の尊重、管理における総合と統合、そしてそのメタ管理のための協議会など、沿岸域の管理の今後を見据えた意見交換がなされた。

海洋政策研究所からは、「沿岸域総合管理を用いたブルーエコノミーの展開について」と題する発表を行い、笹川平和財団海洋政策研究所が2010年より実施してきた「沿岸域の総合的管理モデルに関する調査研究」を概観し、日本型沿岸域総合管理モデルの提案と課題整理を行うと同時に、そうした沿岸域の総合的な管理の究極目標をブルーエコノミーの実現と再定義し、地域の課題解決に向けた総合的アプローチの必要性を示唆した³⁷。

(5) G7 環境・海洋・エネルギー大臣会合の海洋パートナーシップサミット

場 所：カナダ・ノバスコシア州・ハリファックス

期 間：2018年9月19日（水）～20日（木）

内 容：9月19日（水）パネルディスカッション（Halifax convention center）

：9月20日（木）共同会合、共同記者会見、サイドイベント（Westin Nova Scotian）

参加国：G7各国（日、米、仏、独、英、伊、加（議長国））、EU

招聘国：ジャマイカ、ケニア、マーシャル、ナウル、ノルウェー、セーシェル、ベトナム

出張者：海洋政策研究所 研究員 塩入 同（日本政府・環境省派遣専門家）

概要

2017年6月カナダのシャルルボワで開催された先進7か国首脳会議の結果を踏まえ、日本政府環境省の依頼を受け、9月19日よりカナダのハリファックスで開催された先進7か国環境・海洋・エネルギー大臣会合の海洋パートナーシップサミットに参加し、各国政府・要人とのネットワークの強化を図ると同時に、産業界、学界、NGO等からの参加者との意見交換を通して、海洋プラスチックごみの問題を中心に海洋資源の保全等に関する情報収集を行った。

1. パネルディスカッションの概要

パネルディスカッションは、①海洋プラスチックごみ、②沿岸の沿岸地域社会の回復、③海洋の持続可能性と漁業という3つのセッションからなり、セッションごとにそれぞれ8人程のスピーカーが登壇し話題提供とディスカッションが行われた。また、各セッションが終

³⁷ 参考資料として、発表要旨を添付する（資料1）。

わると、その都度、翌日に開催される大臣会合の場にインプットするべきトピックを選ぶため、運営事務局が用意したスマートフォンアプリを用いて投票が実施された。

投票の結果、海洋プラスチックごみのセッションにおいては、「循環型経済に向けてビジネスと製造を誘導していくにあたっての見通し・政策・規制、および新素材・製造法とこれからのビジネス展望」というトピックが選ばれ、大臣会合の時の議論の材料とされた。なお、今期のG7においての主要議題がプラスチックごみ問題であったこともあり、パネルディスカッションへの招聘傍聴者数は約220名で、会場は満員となっていた。

2. 共同海洋会合、共同記者会見の概要

会合には、各国大臣および、民間セクターから IKEA カナダの社長、ユニリーバ CEO、および海洋プラスチック問題でムーブメントを作り出した高校生の兄妹ならびに、EU、ケニア、ノルウェー、ベトナム、マーシャル諸島等が参加した。

会合・会見は、G7サミット開催会場から1キロほど離れたホテルで開催され、会見出席者・政府関係者以外は、会見室外に用意された招聘記者モニタールームからの傍聴することができた。プラスチックおよび海洋ごみに関する共同記者会見の概要は次のとおり。

参加国からは、①海洋プラスチックごみ対策に世界全体で取り組む必要があること、②各国はプラスチックの管理に関するイノベーションを促進する政策を講じる必要があること、③2019年の日本のG20議長下におけるリーダーシップに期待すること等の表明が行われ、G7各国における認識の共有が図られた。

日本からは、中川雅治環境大臣が喫緊の課題である海洋プラスチックごみ対策に関して、途上国を含め世界全体で取り組む必要があるとの認識を明らかにした。そして日本は、G7海洋プラスチック憲章の内容を取り込み、それを上回る取り組みを展開できるよう、2019年6月に開催されるG20までに「プラスチック資源循環戦略」を策定する。さらに、G20を開催するにあたりG7各国の結束を呼びかけ、G20の枠組みで実効性のある取組を議論できるよう努力することなど、表明を行った。

カナダは議長国として総括し、G7各国は、海洋プラスチックごみ問題への対処のために、プラスチックの管理に関する革新的かつ拡張可能な技術又は社会の解決策を促進するための今後の取組をまとめた「海洋プラスチックごみに対処するためのG7イノベーションチャレンジ」を採択した。

共同海洋会合議長総括（海洋プラスチックごみ関連）

G7各国の環境・海洋・エネルギー大臣は、9月20日ハリファックスにおいて、健全な海洋および強靱な沿岸コミュニティというテーマを持って議論を行い次のとおり総括した。

◇海洋プラスチックごみ問題が喫緊の課題であり、対策を講ずることの重要性を確認した。多くの大臣がプラスチックごみの海洋への蓄積が増えていることに言及した。

◇富山物質循環フレームワーク、資源効率化のためのG7ボローニャ・ロードマップおよび海洋ごみ問題に対処するためのG7行動計画を含む海洋ごみおよびプラスチックについての現在までの進捗を歓迎し、これらのコミットメントの迅速な実施を継続することに貢献する。G7大臣は、資源効率性のためのG7アライアンスに、プラスチックのライフサイクルの優先分野における対策とパートナーシップを探求するよう求める。

◇プラスチックの管理に係るライフサイクル・アプローチを早急に講ずる必要性に同意し、国内外の取組を進めていることを強調する。この点において、プラスチック憲章を実施する意志を示唆した何人かの大が同憲章に言及した。G7大臣は、海洋プラスチックごみ問題についてG20での更なる取組を歓迎する。また、すべてのG7国が同憲章を承認したわけでないことを確認した。

◇研究とイノベーションは、優先度の高い主要分野であり、プラスチック使用および管理に関する革新的な技術又は社会のイノベーションを含む拡張可能な解決策を促進するため「海洋プラスチックごみに対処するためのG7イノベーションチャレンジ」を開始することに合意した。

◇プラスチック廃棄物の削減のためには、あらゆるレベルでの政府、産業界、市民社会、女性、子どもおよび若者を含む、全ての人による行動が必須であることを確認した。

◇特にリサイクルのための能力構築および廃棄物管理のインフラに重点を置いて、海洋環境へのプラスチック廃棄物の流出を防止するためのリーダーシップを取っている開発途上国への支援を継続し、強化するよう取り組む。

(6) 第6回国際 OTEC シンポジウム

期間：9月26日～27日

参加者：渡邊敦主任研究員

場所：沖縄科学技術大学院大学 (OIST)

2018年9月26日～27日にOISTで開催された、第6回国際 OTEC (海洋温度差発電) シンポジウムに参加し、OTECの最新技術およびそれを副次的に利用した産業 (ブルーエコノミー) について情報収集をおこなった。9月28日から29日には久米島町で開催される予定だった第9回沖縄ハワイ海洋エネルギー及び経済開発シンポジウム&ワークショップに参加するため久米島に移動したが、台風24号が直撃したためシンポジウムやワークショップ

ップは中止あるいは規模を縮小して実施されることとなった。それでも久米島で OTEC 関係者と会い、情報収集をおこなうことができた。以下、詳細である。

米国 Renewable Energy Consultant の Luis Vega 氏による基調講演では、安定した Baseload 発電に加え変動性がある付加的発電が得られること、OTEC にはもう技術的な課題は無く、あとは工学的デザインの課題が残るのみである旨が述べられた。また 5MW の商業化前 Plantship の建設を 5 年以内に実現したいが、その為には EU、日本、韓国、マレーシア、米国等多くの国政府からの支援や“Angel financing”が必要である旨が述べられた。また 15 年以内には OTEC を商業化し、将来的には世界に 100MW の OTEC を 50,000 基（計 5TW）建設することを目指したいことが語られた。高橋正征氏による基調講演では、Deep Ocean Water (DOW) の定義や特性、OTEC の多段階利用とスケールアップによるコストダウンの可能性について説明があった。また将来的な外洋での OTEC では、風力・太陽光・潮汐発電との組み合わせが考えられると述べられた。他、フランスや韓国、マレーシアなどでの取り組みについて発表があった。シンポジウムに参加して、OTEC の現状、将来に向けた課題、各国の取組について最新情報を理解することができた。

(7) 持続可能な海洋サミット

期間：2018 年 11 月 14 日～16 日

参加者：田中元研究員

於：香港 New World Millennium Hong Kong ホテル

World Ocean Council 主催による SUSTAINABLE OCEAN SUMMIT が 2018 年 11 月 14 日～16 日に香港で開催された。同サミットで議論された内容を以下に概説する。

① 11/14

午前 10 時 30 分から午後 7 時まで「アジアにおける造船と運搬」、「中国沿岸の生物汚染と海洋種の侵入」のパネルセッションに参加した。

「アジアにおける造船と運搬」は、主にブレインストーミング的な議論の進め方であり、海洋産業の参入障壁の低下や二酸化炭素の排出量の規制を踏まえ、水素を用いた効率的なエネルギーの利用法や、船のオートメーション化を利用し、いかにアジアでの持続可能な成長を維持するか討論された。

「生物汚染と海洋種の侵入」では、GEF-UNDP-IMO Glofouling Project などの取り組みが紹介され、船に付着する汚染物質の量の予測モデル、その量に応じたエネルギーペナルティ予測モデルなども紹介された。また中国でも 2017 年から VOC の規制が始まり、その対応策としてハイソリッド塗料、浮き水塗料、無溶媒塗料の効果がケーススタディーとして紹介された。

② 11/15

2日目は午前8時30分から午後7時まで「2030年の海洋事業の世界的な予測」、「海洋、沿岸地域からのプラスチックごみの除去」、「一帯一路」、「混雑した海における持続可能な漁業生産の確立」、「ブルーエコノミーと海洋の持続的な発展のリスクにおける海洋法機関の役割」のパネルセッションに参加した。

「2030年の海洋事業の世界的な予測」では、二酸化炭素の排出制限、世界的な人口拡大に伴うたんぱく質、鉄分、エネルギーへの需要拡大、生物汚染、環境汚染などがキーテーマとして重要視され、それらを解決するための養殖漁業、沿岸風車の展望などが紹介された。

「海洋、沿岸地域からのプラスチックごみの除去」はシンガポールでのごみ問題の現状、またプラスチックごみの分布予測モデルが発表され、フランスのごみ回収機を用いた実績の発表、AES社の資格配布による違法漁業者の市場からの排除などが議論された。特にフランスのごみ回収機のアプローチはOPRIのアプローチと似ており、参考になると思われる。具体的には、フランスのSUEZ社がキオスクと合同で制作したごみ回収機RECOである。RECOは移動型のプラスチックごみ回収機で、投入したごみの種類や量に応じて、バウチャーを発券し、投入者はそれを食品などに交換できる。発表資料によると、現在フランス国内に100基設置され、一年間で2500トンのプラスチックごみを回収し、2014年の設置以来通算で1億3千万本のプラスチックボトルを回収したという。現在は路上に置かれているだけだが、将来的にキオスク店舗や一般家庭内にも設置する予定だという。

「一帯一路」のセッションでは、主に中国の一帯一路を通じた多国間の協力の必要性が議論された。

「混雑した海における持続可能な漁業生産の確立」では、AIを使った養殖で使用した水を海に排出しない養殖漁業の技術や、特殊な銅合金を使用した耐用年数の長くかつ環境を汚染しない魚網が紹介された。それらの技術に日本のダイニチや三井リーシング、三菱伸銅などの企業もパートナーとしてクレジットされていた。

「ブルーエコノミーと海洋の持続的な発展のリスクにおける海洋法機関の役割」では、最近の法機関による海洋のマネジメントの活動の例としてIMO's Polar Code、Search and Rescue Agreement、PSMA IUU Fishingが紹介されると同時に、香港中文大学のブライアン教授からゲーム理論の囚人のジレンマに基づくThe Commons Management Fund(CMF)という、漁獲量の法令順守を強化するために漁業関係者に債券（法令が遵守されれば返還される）の強制購入を用いたシステムなどが提案された。

③ 11/16

午前8時30分から午後12時30分まで「海洋のビッグデータ」、「海洋事業への投資」のパネルセッションに参加した。

「海洋のビッグデータ」では、各自のパネリストから衛星画像などを用いた海洋データの公開システム、運搬目的ごとの世界中の船の航路の海洋地図などのデータが発表された。

「海洋事業への投資」では、ボストンの大学などのブルーエコノミーに関連した人材の育成や、アメリカでのベンチャー企業への投資などの状況が紹介された。

(8) 持続可能なブルーエコノミー国際会議

期間：2018年11月26日～28日

参加者：小林正典主任研究員、渡邊敦主任研究員

於：The Kenyatta International Convention Centre (KICC)およびナイロビ大学

この会議に関しては第1章で既述のため、ここでは割愛する。

(9) 東アジア海会議 (East Asian Seas Congress)

期間：2018年11月27日～30日

参加者：古川恵太部長、田中元研究員、加藤温部員

於：フィリピン・イロイロ市

東アジア海域環境計画パートナーシップ (以下、PEMSEA³⁸とする) においては、2012年の東アジア海洋会議において出されたチャンゴン宣言³⁹に端を発し、ブルーエコノミーの概念を積極的に地域戦略に取り込んできている。本年度、PEMSEAは、第6回目となる東アジア海洋会議 (East Asian Sea Congress: 以下 EAS Congress2018 とする、2018年11/27-30) をフィリピン・イロイロ市において開催した。

① PEMSEA におけるブルーエコノミーへの取り組み

PEMSEAは、1992年のリオ・サミットを契機として1993年に国連プロジェクトとして発足した地域国際機関であり、第1期(1993年～1999年)にプロジェクトとして、沿岸域総合管理のデモンストレーション・サイトの設置などを行い、第2期(1999年～2007年)で「東アジア海域環境管理パートナーシップ (PEMSEA)」として、2003年にマレーシアのプトラジャヤで第1回東アジア海洋会議2003を開催し、12カ国が参加した閣僚級会合で東アジア海域の持続可能な開発戦略 (SDS-SEA) を採択した。第3期(2007年～2017)には、SDS-SEAの実施に向けたプロジェクトが推進され、2015年にベトナムのダナンで第5回東アジア海洋会議において、改訂版である SDS-SEA2015 を発表し取組みの強化が図られ

³⁸ <http://www.pemsea.org/> (2019年1月14日アクセス)

³⁹ <http://www.pemsea.org/sites/default/files/changwon-declaration.pdf> (2019年2月28日アクセス)
の中で、ブルーエコノミーを「海洋を基盤とする持続可能な経済モデルであり、海洋・沿岸生態系に強く依存し、かつ持続可能な開発への寄与を強化し、その目的を達成するためにグリーンインフラや技術、実践、イノベーションや革新的な制度的・財政的取り組みを適用する中で海洋・沿岸域を守るもの。」と定義している。

ている⁴⁰。

SDS-SEA2015 において東アジア海域の経済における海洋・沿岸域への依存度の高さを指摘し、6つの戦略⁴¹の中で、特に「気候変動への適応」、「地域の開発の推進」においてブルーエコノミーの取り組みの重要性が指摘されている。また、同年「東アジアにおけるビジネスのためのブルーエコノミー」を発表した。これは、ビジネス界との発展的なパートナーシップの構築を目指している PEMSEA の基本的姿勢を反映したものであり、独自のブルーエコノミーの定義として、その鍵となる9つの産業として、漁業と養殖、港湾と海運、リゾート・沿岸開発、石油とガス、沿岸工業、海底資源開発、再生可能エネルギー、海洋バイオテクノロジー、海洋技術と環境サービスを掲げた。沿岸開発や環境サービスが含まれていることが特徴的で、そのために沿岸域の総合的管理 (ICM) が必要であることが強調されている。さらに、こうした取り組みの拡大に向けた資本の重要性を指摘し、10の重点的な投資が必要な分野を掲げている⁴²。



図 13 「東アジアにおけるビジネスのためのブルーエコノミー」(PEMSEA,2015)⁴³

⁴⁰ 詳しくは、海洋白書 2013、第 1 部第 2 章第 3 節「東アジア海域の持続可能な開発への取り組み」や、海洋白書 2016、第 1 部第 1 章第 2 節 (2)「東アジアにおける沿岸域総合管理の取り組み」参照

⁴¹ 海洋・沿岸域の環境、生態系、社会などの保全を基調として、Sustain (海洋・沿岸資源の持続利用)、Preserve (生物多様性の保護)、Protect (人の健康に関わる環境の保全)、Adapt (気候変動への適応)、Develop (地域の開発の推進)、Implement (国際条約・取り組みの履行)、Communicate (多様なステークホルダーとのコミュニケーション) の 6 つを推進することを基本戦略とする。

⁴² 沿岸交通、エコツーリズム、エネルギー、仕事と暮らし、水産業、生物生息場の保全、ICM の実施、災害の軽減、汚染の防除・排水管理、水管理

⁴³ PEMSEA, Blue Economy for Business in East Asia,

② EAS-Congress2018 の概要

2018年1月27日-30日、フィリピン・イロイロ州のイロイロ国際会議場において、第6回東アジア海洋会議（EAS Congress2018）が行われた。今回のテーマは「健康な海、人々、経済のパートナーシップの25周年、グローバルな海洋目標に共に歩む」と設定され、基調講演、国際会議（Partner Ship Hub）、閣僚級会合、ユース・フォーラム、PEMSEA自治体ネットワーク、PEMSEA研修所ネットワークなどが実施された。た。日本からの参加者は海洋政策研究所の他、国際エメックスセンター、ユース・フォーラムへの参加者（東大・藤田香澄氏、東海大・倉澤寛氏）、日本政府を含む10名であり、全体の参加者は、19ヵ国、延べ1,000人超と発表された。

基調講演では、SDGsと海洋、海洋と気候変動、環境再生・持続可能な漁業のための財政、海洋汚染とプラスチック問題、水の安全保障に関する5つの話題が提供された。

国際会議は Partner Ship Hub と呼ばれる7つのテーマ⁴⁴に基づいて、各国、各主体などがそれぞれ主催する28のセッションとして実施された。ブルーエコノミーは、Partner Ship Hubの7番目のテーマとして、3つのセッションが企画された。この他にも、海洋産業とファイナンスなどブルーエコノミーに密接に関係するセッションが実施された。後述するように海洋政策研究所はブルーエコノミーのセッションを主催するとともに、海洋エネルギーのセッションでパネリストを務めた。

国際会議のまとめとして、地域の戦略計画である SDS-SEA と SDGs との密接な関係、地方政府によるブルーエコノミーの推進、沿岸域総合管理（ICM）による主体的参加の推進、海洋状況報告（SOC）の重要性などが提示された。

閣僚級会合では、2003年からの kongress で採択されてきた宣言の振り返りがあり、各国がコミットメントを発表した後、イロイロ宣言が採択され、署名された。宣言の中では、東アジアの海の現状や地域戦略計画（SDS-SEA）についての共通認識の醸成、ダナン・コンパクトで約束された2018-2022コミットメント、パートナーシップの強化が記載された。

第3回目となるユース・フォーラムでは、今回から PEMSEA のフォーラムのひとつとして PNYL（PEMSEA Network of Young Leaders）が結成され、フィリピンから隊長（Captain）が選出されるとともに、日本からの参加者が企画運営会議のメンバーに選出された。ユースの宣言では、未来に向けた問題認識が共有された。特に、地域計画と SDGs、ICM の推進、プラスチック問題、環境教育、科学的議論に基づく連携などが大切なこととして列挙された。

<http://www.pemsea.org/sites/default/files/PEMSEA%20Blue%20Economy%20Report%2011.10.15.pdf>, 2015（2019年2月28日アクセス）

⁴⁴ 気候とブルーカーボン、海洋汚染と清浄な水、生物多様性と沿岸域管理、ガバナンスとパートナーシップ、研究と手法、海洋産業とファイナンス、ブルーエコノミー

③ ブルーエコノミーセッションの報告 (Partnership Hub: Track 7 Session 1)

11月27日 13:30-17:30、第7会議室において、Partnership Hub のトラック7、セッション1「テーマ：SDG14を達成するためのブルーエコノミーへの投資 (Capitalizing upon Blue Economy Potentials for Achieving SDG 14)」が海洋政策研究所の主催により開催された。会場には、60名超の人が詰めかけ、全体で前半、後半に分けて述べ4時間の長丁場のセッションであったが、多くの参加者がセッション全体を通して熱心に聴講、意見交換を行った。

本セッションの議長は、アテネオマニラ大学の Cielito F. Habito 教授にお願いし、開会・基調講演の後、ブルーエコノミーの政策面の発表を中心としたパネル1と、各地での取り組みの実例から学ぶパネル2、そして総合討論を行った。

まず、Habito 教授の挨拶の後、古川からの趣旨説明、角南所長のビデオメッセージに続いて、UNSCAP の Ms. Caridad Canales が、Outcome of the Asia – Pacific Ocean Day and Future Prospects として基調講演を行った。POD の概要、成果、その意義について丁寧に説明いただいた。



図 14 議長をお願いした Habito 教授

パネル1では、古川がブルーエコノミー (BE) の定義として、基盤・産業・サービスを包括する全体像を提示した。また、国内における経済分析の結果から、基盤への投資が全体に2倍程度の波及効果を生むこと等を説明した。他には、タイの Sakanan Plathong 教授からは、生態系の保全からみた BE について、インドネシアの Luky Adrianto 教授からは、低排出社会の実現としての BE について、食料農業研究所の林健太郎氏からは、窒素循環から見た BE について発表いただいた。マレーシアの海事研究所 (MIMA) の Cheryl Rita Kurl 氏からは PEMSEA の BE の定義に基づくマレーシアでの取り組みが紹介された。セッションの最後にユース・フォーラムから藤田氏が The Effectiveness of Japan's Regional Community-led Marine Education and its Youth's Role と題する発表をした。葉山のオーシ

キャンファミリー、鹿島建設の葉山研究所などを訪問した成果を発表し、若者の関与の拡大の必要性が訴えられた。

パネル2では、国際エメックスセンターの松田治氏から「里海」の考え方、日本国内での取り組み事例が紹介された。小林主任研がビデオメッセージで、久米島や恩納村での取り組みや竹富町の海洋基本計画、バヌアツでのシャコガイ養殖などを例にとり、BE概念の広がりや提示した。志摩市の前田氏は、志摩市が取り組むSDG未来都市の取り組みをBEとSDGsの連携の具体として紹介した。シンガポール大学のChou Loke Ming教授は、都市型のBEとして、埋め立てや護岸築造、漁礁投入などの事例を紹介し、開発と保全を両立させるための技術について論じた。フィリピンのマングローブ林の現状を発表する予定であったフィリピン大学のNelson M. Pampolina教授は、急ぎよ参加できなくなったため、古川からパナイ島で行われているコミュニティ参加型のマングローブ林再生事業の紹介を行った。最後に、ユース・フォーラムの倉澤氏がIntegrated action towards Blue Economy:

Status and challenges for Osaka Bay regenerating action plan using *Zostera marina* と題して、大阪湾での取り組みを紹介し、自然再生がBEを推進する様相を示すとともに、それを加速する刺激を若者が作り出すという構図を提示した。

パネル後、全体の発表で提示されたキーワードを古川がまとめ、グローバルとローカルをつなぐメカニズムや若者のエンハンスメントなどの必要性を示した。Habito教授がそれに加えて、科学的な取り組みの重要性を指摘した。



図 15 熱心に聴講する参加者

④ その他のセッション報告 (Partnership Hub: Track7 Session2, 3)

Partnership Hubのトラック7では、このほか、ブルーエコノミー関連のプリマス海洋研究所の主催するセッション2「ブルーエコノミーのための持続可能な計画と管理に資する学際的研究 (Interdisciplinary Research to Underpin Sustainable Planning and Management for Blue Economy)」が開催され、科学的調査研究をブルーエコノミーに役立たせるための、研究者に対する能力開発に焦点を絞った議論がなされた。国連海洋科学の10年とのタイアッ

プや財政的メカニズムへの展開が重視されるとともに、福利厚生的な視点を含む学際的な研究、計画の総合化、多国間の連携の推進が求められた。

さらに、フィリピン天然資源省と PEMSEA はセッション 3「海洋状況報告とブルーエコノミー・イノベーション、発展する産業界とガバナンス (SOC Reports and Blue Economy Innovations, Emerging Industries and Governance)」を主催した。ブルーエコノミーの発展における海洋状況報告 (SOC) の意義等が解説された後、各国の取り組み状況などが共有され、海洋環境の保全・再生がブルーエコノミーの基盤となる事、その水平的・鉛直的展開 (Replication and Scaling up) への発展のために、継続的な取り組みの重要性が指摘された。

⑤ 関連セッションの報告 (Partnership Hub: Track 6 Session 4)

韓国海洋科学技術研究所 (KIOST) と PEMSEA の共催により、11月28日 13:30-15:30、第3会議室において、Partnership Hub のトラック 6、セッション 4「海洋エネルギー ブルーエコノミーの将来 (Ocean Energy – the Future of Blue Economy)」が開催された。

ブルーエコノミーの重要な要素である海洋エネルギーの各国での展開について共有され、海洋政策研究所からパネル討論者として、海洋エネルギーの共益の重要性について日本の事例を紹介しながら指摘した。

4 洋エネルギーは、海洋で展開されるエネルギー開発の中で、潮汐や海流、波、温度差など海洋に存在するエネルギーを転換するものを指し、潮流発電、海洋温度差発電などが特に注目され、開発が進んでいる状況が紹介されていた。

⑥ 閣僚級会合とイロイロ宣言

11月29日午後、マリオットホテルにおいて11カ国の政府パートナーによる閣僚級会合が行われた。会合においては、地域・国における SOC レポートの報告がなされるとともに、SDS-SEA の実施に向けたイロイロ閣僚宣言の原案が提示された。その骨子は、2021年までにダナン宣言の完全実施すること、SOC を定期的に改定していくこと、2019年以降も各国が PEMSEA の運営に協力すること、ブルーエコノミーへの移行を支援すること、全ての種類の海洋汚染を減らすこと、持続可能な沿岸観光の施策を推進すること、気候変動を緩和しそれに適応する戦略を実施することなどである。各国からイロイロ宣言への意見、各国の取り組みなど紹介などのステートメントが出された後、原案通りイロイロ宣言が承認され、代表者による署名が行われた。



図 16 閣僚級会合の様子

(10) 世界海洋イニシアチブ (World Ocean Initiative) 会議ほか

期間：2019年3月1日～9日

参加者：角南篤所長、小林正典主任研究員

於：アラブ首長国連邦アブダビ

国際的な経済誌エコノミスト社が毎年開催する「世界海洋イニシアチブ (World Ocean Initiative) 会議」が2019年3月5-7日にアラブ首長国連邦首都アブダビで開催され、世界の首脳や民間企業の経営者、研究機関の長およびNGOの代表等が参加し、海洋に関する幅広い課題について意見交換や討議を行った。講演者にはトミー・レメンゲサウ Jr. パラオ大統領等も含まれることから、この会議に出席し、当研究所の海洋に関する研究活動等の成果を発信するとともに、関係者との懇談等を通じて、情報収集や連携強化を図るために出張を行った。また、この会議に先立ち、持続可能な海洋経済ハイレベルパネルの非公式協議が開催される予定であることからこれにも参加し、海洋経済やブルーエコノミーに関連する政策課題についても情報収集を行った。

2019年3月5-7日にエコノミスト社が世界の首脳や研究機関、NGOや国際機関の長やハイレベルな参加者を交え海洋問題について議論するために毎年開催されている世界海洋サミットがアラブ首長国連邦の首都アブダビで開催されたところ、当研究所から角南所長および小林正典主任研究員が出席した。この他、3月2日には、パラオ政府との私たちの海洋会議2020に関する非公式会合、3月3日にはノルウェー政府と世界資源研究所(WRI)が主催した持続可能な海洋経済専門家グループ会合、3月4日はアブダビに本部がある国際再生可能なエネルギー庁(IRENA)が主催したセミナーに出席した。3月8日にはアブダビ市内のマングローブ保護国立公園等を視察した。概要は以下の通り。

④ エコノミスト 世界海洋サミット

開会セッションでは、エコノミスト社 ザニー ミントン ベドエス (Zanny Minton Beddoes) 主幹が挨拶をし、多数の参加者を得て会合が開催でき、開催国であるアラブ首長国連邦 (UAE) および、協力・後援団体に謝意を表した。UAE を代表し、タニ アルゼユディ (Thani Al-Zeyoudi) 気候変動環境大臣が挨拶を行い、地球の約 7 割を占める海洋を国際的に保全し持続的に利用していくことは重要でそのために国際社会が協力していく必要があり、UAE は国際社会と共にそうした取り組みを実施していくとの方針を表明した。ラザン カリファ アル ムバラク (Razan Khalifa Al Mubarak) アブダビ市環境庁長官は、気候変動、海洋プラスチックゴミなどは国際社会が協力しなければならない課題で、アブダビは再生可能なエネルギーやプラスチックゴミ対策などを進めている他、マングローブ林の保全を行っているなどの取り組みを紹介した。

以降は、ブルーエコノミー、漁業、ファイナンス、民間企業の取り組みなどが本会議で議論され、分科会において、ブルーカーボンやサンゴ礁保全などが議論された。ブルーエコノミーについては、様々な海洋リスクや気候変動の影響などを最小限化し、不要なコストを低減するというアプローチと、投資効果が見込める事業、また、長期的な海洋・沿岸生態系サービスの保全と持続可能な利用を促進する取り組みなど様々な事業にどのように資金を継続的に供給していけるかが鍵となっているとの指摘がある一方で、短期的な資金供給により捻出された便益を自立的に循環させる仕組みを作り上げることも重要であるとの指摘もなされた。

ブルーカーボンについては、特にマングローブ林の保全については、カーボンオフセットや債務交換 (Debt Swap) などの取り組みが有効に機能しているプロジェクトがある一方で、海水面下のアマモ、コンブなどの海藻類については、そうした海中植生が海底土壌などに根幹部分が炭素を備蓄し、累積されているといった知見や過去の海藻類の生息面積がどのように過去数十年の間に変化・現象しているのかなどの知見、さらにはそうした海藻類と海洋環境や海洋生物生息地としての重要性などに関する知見が十分共有されず、結果的に海中植生の保全が進んでいないといった指摘がなされ、情報共有とステークホルダー連携の重要性が指摘された。

サンゴ礁については、生態モニタリングや調査などへの資金供与が継続的になされていないといった問題の他、サンゴの養殖や移植といった取り組みについては生息環境の変化の影響が大きく、移植後の生育結果にばらつきがある点などが指摘され、養殖や移植といった取り組みだけでなく、サンゴの生息環境を改善するといった取り組みの重要性も指摘された。

とりまとめのセッションでは、海洋を地球システムの中で理解することが重要で、そのためには温室効果ガスの排出抑制や陸域由来の廃棄物や汚染物質の低減に向けたエネルギーや物質生産のシステム転換などが必要なるなどの議論がなされ、そうした目的実現に向けた民間企業を含めた異業種間連携やステークホルダー連携、国際協力の重要性が強調された。

なお、エコノミスト社は来年の世界海洋サミットの日本での開催の可能性について関心があるとの話があり、在京エコノミスト支局や関連団体との連携を進め、実現可能性について判断し、来年のサミット開催案を詰めていきたいとの話が内々にあった。

⑤ 私たちの海洋パラオ 2020 年会議非公式会合

オライ・ウルドング パラオ ニューヨーク国連大使が座長を務め、非公式会合がパラオ大統領府私たちの海洋会議事務局や環境・自然資源・観光省の関係者等が出席し開催された。これまでの私たちの海洋会議の成果の振り返りがあった一方で、2019 年 10 月にノルウェー・オスロで開催が予定されている私たちの海洋会議、2020 年 6 月に予定されている第 2 回国連海洋会議などの準備状況や見込みなどについて情報共有がなされた。また、2020 年のパラオでの私たちの海洋会議開催に関しては、これまでの自発的コミットメントの実施成果の追跡・モニタリング・評価などを行う必要性や将来的な制度設計といった議論を行っていく実質的な準備の他、1,500 名の参加者をパラオ国内でどのように受け入れ、会議を運営していくのかといった議論がなされた。この点については、ピースボートのボート提供を見込んでいることから客室数はその数に見合う程度の確保ができるのではないかと考えられている一方で、要人等の VIP の接遇については陸上での対応を前提とすると引き続き客室数の不足などの課題が残ることが指摘された。

⑥ 持続可能な海洋経済専門家会合

この専門家会合は、昨年ノルウェーが主宰しノルウェーの首相とパラオの大統領が共同議長を務め、WRI が事務局を務める形で設立した持続可能な経済ハイレベルパネルを補助する組織として立ち上げられた。2020 年半ば（6 月の国連海洋会議に間に合うかどうかは未定）に刊行予定のブルーペーパーについては、海洋の現状、気候変動と海洋、鉱物資源、海洋生物多様性、プラスチックゴミおよび廃棄物、技術、海洋自然資源、ファイナンス・補助金・保険、重要性大計と生物多様性、人類と海洋惑星の関係、システム転換、便益共有、IUU 漁業と犯罪といった課題を網羅し、議論を深めていくことが確認された。この他、専門家グループのメンバーの拡大、諮問ネットワーク、関連イニシアチブグループなど様々な連携組織があり、OPRI の参画の可能性についても検討してはどうかとの案が WRI 等の事務局およびピーター トンプソン海洋国連特使等が検討しているとの内々の話があった。

⑦ 再生可能なエネルギー庁

アブダビに 2009 年に本部が設立された再生可能なエネルギー推進を図る国際機関で、現在 160 カ国がメンバーとなっており、長田稔秋 パリ協定国別取り組み（NDC）主任プログラム担当官他と海洋温度差発電（OTEC）や洋上風力発電と海洋養殖や持続可能な漁業や地域経済活性化の取り組みについて、沖縄久米島や長崎五島列島等の例を踏まえ、意見交換を行った。コベネフィットといった形で再生可能なエネルギーを通じた気候変動緩和措置と海洋資源を利用した地域経済活性化などのブルーエコノミーの取り組みには興味深い接点があり、今後の情報共有等について関心が示された。

(11) その他関連会議

1. わたしたちの海洋会議 (Our Ocean Conference)

2018年10月29-30日にバリ・インドネシアにてインドネシア政府により開催された「私たちの海洋」会議では、約3千名が参加し、① 海洋保護区、② 気候変動、③ 海洋の安全保障、④ 海洋汚染、⑤ 持続可能な漁業、⑥ 持続可能なブルーエコノミーについて議論を行った他、各種サイドイベントが開催された。30日のブルーエコノミーのセッションで角南篤所長がパネリストとして登壇し、進行役をジャスティン・ムンディ世界資源研究所(WRI)所長が務め、この他、セーシェル共和国のビンセント・メリトン副大統領、モーリシャス共和国のプレムドウト・クーンジョ海洋経済・海洋資源・漁業・船舶大臣、世界銀行ローラ・タック副総裁、欧州投資銀行副総裁、ノルウェー首相特使、OECD環境部長等が登壇して議論を行った。

角南所長は、日本の多様なステークホルダー連携を通じた海洋・沿岸資源の保全と持続可能な利用による地域経済振興の重要性等を指摘した他、ブルーエコノミー分野での政策研究を関係国や機関等と連携を推進していく方針を表明した。ブルーエコノミー・OECD ルドルフォ・ラシー環境部長は、海洋を基盤とする経済を石油・ガス(34%)、観光(26%)、港湾(13%)、海洋設備(11%)、交通・運輸(9%)、漁業・水産加工・養殖(7%)、洋上風力(1%)と分類し、その総額は、OECD諸国で1.5兆ドルに上るとし、データベースでモニタリング結果では世界経済の2.5%に相当すると指摘した。雇用面では水産加工が大きな割合を占め、小島嶼開発途上国では水産や観光などの割合が高いことや、2030年までにはブルー経済が3兆ドルに増大すると予測し、また、プラスチックゴミは130億ドルの損失を漁業にもたらしていると推計されると指摘し、安いプラスチックを利用する業界が海洋にもたらす損失に対応していない点などに言及し、またプラスチックゴミの発生源の20%は先進国で、それ以外は途上国であるとの指摘も紹介した。

セーシェルについては、2019年4月に水産物透明性会議を開催する予定であることを表明したほか、持続可能な水産業実現のために1500万ドルの国債を発行したことや、持続可能な漁業実現のための改革を進めている点などが指摘された。モーリシャスについては、海運の影響、気候変動、海洋酸性化、乱獲、略奪的漁業、海洋汚染が脆弱な海洋国家を脅かしているとの指摘がなされ、地球の2/3が海洋であることから海洋の健全性が地球にとり必須で、水産・加工・養殖業、海底鉱物、深層海洋水利用、海洋観光、海洋生物技術、港湾、再生可能なエネルギー、海洋学などが重要であると述べられた。この他、サンゴ養殖、EEZの水産資源の活用、アマモのモニタリングと再生などが課題であるとの指摘がなされ、健全な海を次世代に繋ぐ重要性が指摘された。

2. 海洋シンポジウム

2018年11月2-3日には、中国 廈門市が東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)と連携するPEMSEA自治体ネットワーク(PLNG)等と協力して開催する「世界海洋週・アモイ国際海洋フォーラム - 共有する持続可能な海洋に向けた協働」に小林主任研が出席、登壇し、

国や自治体が主導して策定する行動計画を踏まえ、多様なステークホルダーが連携して海洋・沿岸資源の保全と持続的な利用を通じた地域経済振興に関する様々な日本、アジア、太平洋等の取り組みを紹介し、生態系サービスを活かしたブルーエコノミー推進の有用性について議論を行った。

中国ザン シ (Zhang Zhi) 中国自然資源省国際協力局長は、海洋の持続可能な開発は 2020 年持続可能な開発課題の重要な一部であり、国際海洋協力の中核的課題であると述べた。中国の海洋経済は拡大基調にあり、2017 年の統計では、海洋分野の GDP は 7 兆 7600 億元 (1 兆 1300 億ドル) に達し、前年度比 6.9%増加し、海洋 GDP は中国の GDP 全体の 9.4%に上ると指摘された。中国の帯路構想 (Belt and Road Initiative) とともに海洋の持続可能な開発は合致するものと述べられた。フレデリク ロウア (Frederic Loua) ギニア水産海洋大臣は、中国との協力を特に水産分野で推進していく方針を明らかにし、ギニアの海域で操業する漁船の 9 割が中国船で、水産物は中国に輸出していると述べた。ギニアの海洋生物多様性は高く、ギニアが中国の 21 世紀海洋シルクロード構想において重要な役割を果たし、ブルーエコノミー推進を牽引していく方針であることも表明し、飢餓撲滅にも寄与しうると述べた。タマサク イェミンタイ海洋科学協会会長は、タイが海洋経済を推進しており、中国との連携機会が広がっていると述べた。エイミゴンザレス PEMSEA 事務局長は、東アジアの海域は 7 百万 km²で海岸は 23 万 4 千 km にもおよび生態学的にも生物学的にも重要であると述べた。さらに、東アジア地域は世界の水産養殖の 83%を占め、その影響も大きいことから、東アジア海域における統合的な管理の重要性を強調するとともに、中国の経験をアジアにおいて共有することが有用である旨指摘した。

3. バンコク アジア太平洋海の日シンポジウム

2018 年 11 月 20 日にバンコクの国連アジア太平洋経済社会委員会 (UNESCAP) で「アジア太平洋海の日シンポジウム」に小林主任研が参加し、海洋・沿岸保全と資源の持続可能な利用を通じた水産・養殖業、観光、防災などの具体的な取り組みを紹介し、アジアにおける事例や実証研究に関する連携の意義について議論を行った。

4. 生物多様性条約第 14 回締約国会合

エジプト・シャームエルシークで開催された生物多様性条約第 14 回締約国会議に小林主任研、渡邊主任研、藤井巖研究員が出席した。2018 年 11 月 21 日には、生物多様性条約事務局が主催した「グローバル海洋対話 - 地域海洋機関・漁業機関を交えて」と題するサイドイベントに参加し、地域機関間での制度の違い等が及ぼす地域海洋プログラムの実行性への影響などが議論された。22 日には、「島嶼国における観光と生物多様性」と題するサイドイベントに参加した。参加者からは、島嶼国の海洋・沿岸環境の継続した保全と持続的な利用が重要である一方、それらを長らく保全してきた文化や伝統、社会的慣習なども観光客と共有を図るようなマストリーズムとの対比を検討していくことが持続可能な観光を実現する上で重要であるといったような視点での発言があった。

5. 国連気候変動枠組条約第 24 回締約国会合

国連気候変動枠組条約第 24 回締約国会合が 2018 年 12 月に開催され、角南篤所長、小林正典主任研究員、前川美湖主任研究員、角田智彦主任研究員、高原聡子研究員、高原吉岡渚研究員他が当研究所より参加した。概要次の通り。

1) 海洋行動の日サイドイベント

12 月 8 日は「海洋行動の日サイドイベント」が開催された。約 50 名が登壇し、多くの参加者が出席し、気候変動と海洋の関連性について議論を行った。角南所長が開会式や閉会式に登壇し、気候変動と海洋の関連性および対策の互惠関係などについて言及し、国際的・地域的協力の重要性を強調した。国連機関からは気候変動と海洋に関する情報提供がなされ、UNESCO-IOC からは気候変動緩和と適応行動が緊急に求められていることが指摘された他、FAO から海水温度変化による魚群の生息地や回遊路の変更などが漁業に不均等な影響をももたらしうるとの指摘を行った。

総括セッションでは、気候変動緩和策が海洋保全に重要で、また、海洋保全は気候変動適用にもつながる可能性があるとして、そうした取り組みの強化や支援の広域的かつ早急な展開の必要性が指摘された。気候変動と海洋の関連性についての政策対話を継続し、互惠的な関係を生み出し、健全な気候と海洋の確保を図りながら持続可能な社会づくりを進めていくことの重要性が確認された。

2) サイドイベント「気候変動対策としての私たちの海洋」

12 月 7 日には、国連事務局が主催する「気候変動対策としての私たちの海洋」と題するサイドイベントを開催し、小林主任研が登壇した。ブラディミール リアビニン UNESCO 海洋学委員会事務局長、マニュエル バランゲ FAO 漁業・水産養殖政策資源部長等と共に、海洋変化の悪影響を低減させながら、沿岸・海洋資源の保全と持続可能な利用を進め、地域経済の活性化を図る意義や学際的・実践的科学研究や政策対話等での国際・地域連携の意義などが議論された。

6. 海洋経済と未来技術会議（オマーン）

2019 年 2 月 11-13 日オマーン政府主催にて「海洋経済と未来技術会議」がオマーン的首都マスカットで開催され、角南篤所長、小林正典主任研究員、渡邊敦主任研究員が参加したところ概要次の通り。

1) 開会式・本会議

開会では、アブドゥルサラム アルムルシディ (Abudulsalam Al-Murshidi) オマーン国家一般準備基金総裁が挨拶をおこない、オマーンにとり海洋は国家の安全保障を確保する重要な分野であること、そして、水資源管理、廃棄物管理、漁業資源管理、船舶運航など様々な分に関連し、3 千 km の海岸線を有するオマーンにとっては重要な政策課題であることを強調した。ピーター トムソン (Peter Thomson) 国連事務総長海洋特使は、海洋が酸性化や貧酸素といった環境影響の変化が生じてきていることに加え、地球が放出する熱量の 9 割を海洋が吸収するなど、海洋が地球システムで重要な役割を果たしており、海洋保全のためのインセンティブを生み出す上で

も、ブルーエコノミーの推進が重要であると述べた。基調パネル討論では、角南篤所長の他、ポール ホルタス世界海洋理事会 CEO、ムスタファ アルヒナイ (Mustafa Al-Hinai) オマーン航空グループ CEO、ピーター グリュックマン (Peter Gluckman) 国際政府科学諮問機関ネットワーク議長等が登壇し、海洋保全と持続可能な利用に向けた新規知見の創出、技術の応用、科学と政策の融合を進めていく重要性を強調した。

2) 分科会

沖合再生可能なエネルギーの分科会では、小林主任研究員が登壇し、沖縄久米島の海洋温度差発電 (OTEC) と深層海洋水多段階利用による養殖等の取り組みや洋上風力の集魚効果などについて議論し、沿岸・沖合での再生可能なエネルギー利用と水産・養殖業振興の相乗便益 (Co-Benefit) の可能性を模索する意義を提示した。渡邊主任研究員は、海洋経済に関する能力構築についての分科会で登壇し、沿岸の藻場の再生が炭素循環を改善するだけでなく、魚類や水産生物の生息地の提供や海水温上昇の抑制などに一定の効果をもたらすというブルーカーボンの多面的機能について紹介し、こうした仕組みを地域社会の人たちに理解してもらい、総合的な沿岸海洋管理を進める啓発活動や人材育成、教育、研修、研究などの推進や国際連携の拡充の重要性を強調した。

(12) 外部専門家との意見交換会

ブルーエコノミーに関連し、①石田秀輝氏および②香坂玲氏と OPRI メンバー間で意見交換会を実施した。会の概要は以下の通り。

① 石田秀輝氏との意見交換会

開催期間：6月26日

講師：石田秀輝氏 東北大学名誉教授

於：笹川平和財団ビル 6F 会議室

東北大学を退職後、鹿児島県沖永良部島に移住された石田氏から、沖永良部島での離島振興やブルーエコノミーに関係するトピックについてご発表いただき、その後研究員と意見交換をおこなった。石田氏は沖永良部という離島での持続可能な暮らしと地域振興をテーマに幅広い活動を行っており、その実践例について以下の紹介がされた。離島での依存型から自立型のライフスタイルへの転換を提唱し、高齢化や環境問題といった現代的な社会課題と対峙しながら島内外の漁民、農民、事業者、行政、NPO、研究者など幅広い関係者との連携を通じた地域活性化に向けた取り組みや、小学生から大学生や社会人を含めた幅広い年代の教育や啓発などの人材育成などを実践している。離島振興において、食料、エネルギー、教育・文化、資金の充実が重要であると位置づけ、こうした分野での取り組みを促すために、沖永良部島シンポジウムを定期開催するなど、社会連携と情報発信に取り組んでいる。2014年の第5回シンポジウムでは、「環境と成長の両立を地方から考える」をテーマに、島

の魅力・資産を検証した。2015年の第6回シンポジウムでは、「持続可能な島－サステイナブルアイランド」をテーマに、18の提言を作成し、沖永良部島の知名町長に提出している。この提言は、総務省「まち・ひと・しごと創成総合戦略」の下での事業に展開された。2016年の第7回シンポジウムでは、「光り輝く美しい島づくり」をテーマに幅広い世代を交えたステークホルダー対話を実施している。昨年2017年のシンポジウムでは、海洋ゴミに焦点を当て、小学生が漂着したゴミの原産地を調べ、それらの分類し、そうした国情の理解を促すなど、島と世界を結ぶ議論を行っている。

石田氏は、この他、合同会社地球村研究室代表、酔庵塾塾長、星槎大学サテライトカレッジ校長を務めるなど、離島在住者や離島訪問者や滞在者などを交えたベンチャー事業の支援や教育活動などを実施している。こうした離島を舞台とした地域振興に関する具体的な活動事例には、研究所の研究員がブルーエコノミーの実践的研究を推進していく上で参考になる視座が多く含まれ、大変有意義な意見交換会となった。

② 香坂玲氏との意見交換会

開催期間：9月5日

講師：香坂玲氏 東北大学大学院 環境科学研究科教授

於：笹川平和財団ビル6F会議室

香坂氏は、UNEP 生物多様性事務局勤務時に、2010年愛知県名古屋市での生物多様性条約会議（CBD-COP10）の誘致に尽力された。その後名古屋市立大学、金沢大学、東北大学で教鞭をとる傍らで、生物多様性に関する資源管理や住民参加、地域振興等多岐にわたるテーマに関して研究、普及啓発等を進めている。その後2012年に設立された生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）にもアジア・オセアニア地域の総括執筆責任者として2015年から参加されるとともに、2018年3月からは外部レビューメンバーとして参画されている。

こうした国際的な活躍に加え、香坂氏は日本における地域衰退が進行する自治体に目を向け、このような自治体が地域住民、企業と知恵を出し合い、自然環境や伝統文化を大切にしている事例を取り上げ、研究を実施されている。沿岸地域に関して、石川県能登町や沖縄県恩納村の地域再生に関し研究を進められている。研究成果は論文の他、「地域再生―逆境から生まれる新たな試み（岩波ブックレット）」といった一般向けの著書にも紹介されている。

国内外の生物多様性や地域再生の事例に目を向け、広い視野・ネットワークを持つ香坂氏からは、OPRIが目指す日本国内沿岸地域および太平洋島嶼国におけるブルーエコノミー推進に向け、有益な情報・アドバイスを得られることが期待される。ブルーエコノミーの実現

のためには、さまざまな逆境をばねにしながら、自然資源の保全と持続可能な利用を通じた地域経済の活性化や地域振興、地域再生を実現している優良事例に関し多くの知識を収集する必要がある。今回のセミナーは当該分野に造詣が深い香坂氏を囲み、ブルーエコノミー実現に向けて情報収集・意見交換を行うことを目的とした。

第4章 研究推進のためのネットワーク構築

本年度はブルーエコノミーの事業を進めていくにあたり、先進的な取り組みをおこなっている地域や、課題を抱えながらも解決に向け努力をしている地域を訪問し、関係機関とネットワーク構築をはかった。本章ではこうしたネットワーク構築の活動に関しまとめる。

(1) キューバ

1. 第1回目訪問 (6/5～13)

キューバ・ハバナにおける意見交換

キューバ政府の海洋分野における研究調査および国際連携について、キューバ科学技術環境省 (CITMA) 国際局主任担当官およびグレリア ワルキリア ロペス アルヴァレス (Grelia Walkyria Lopez Alvarez) CITMA 国際局担当官と意見交換を行った。キューバは海洋に囲まれる島嶼国である一方、アメリカをはじめ隣国との関係では政治的に不安定な状況にあり、海洋研究分野での国際連携は医療等の分野と比べると立ち遅れているとの認識があり、日本をはじめ海外との連携について強化していきたいとの話があった。特に、フロリダなどのアメリカの大学との個別の合同海洋調査などが行われているものの、制度化、長期的計画に基づく実施という段階には至っておらず、トランプ政権下でアメリカのキューバ政策が硬直化しつつある中で、日本との連携に高い関心があるとのことで、可能性のある分野での積極的な検討を期待したい旨の話を受けた。

パトリシア ゴンザレス ディアス (Patricia Gozález-Díaz) ハバナ大学海洋研究センター所長からは、海洋に関する自然科学や社会科学を網羅する分野横断型の政策研究はキューバが必要としている分野で、当研究所のような実践型の分野横断的政策研究機関との連携について高い関心が示された。また、2018年10月にはアメリカやメキシコ等の学術団体と連携して海洋に関する国際会議を予定しており、これらの会議へ当研究所の所長および小林の参加を検討してもらいたい旨の話があった。

グリセル アエオスタ (Gricel Aeosta) UNDP キューバ事務所エネルギー環境担当官からは、キューバにおいて、海洋分野は重要な政策分野として位置付けられておらず、その意味では、アジアや太平洋などの取り組みも踏まえ、キューバにおける海洋分野での協力に日本の関係機関が知見を提供する意義は高いとの話があった。

2. 第2回目訪問 (10/15～20)

① 会議概要

2018年10月15-19日、キューバ ハバナに所在するハバナ大学において第11回国際海洋会議 (Mar Cuba 2018) がハバナ大学およびキューバ科学技術環境省等の主催により開催された。16日には角南篤所長が「ブルーエコノミー推進のためのイノベーション」と題し基調講演を行い、日本の自治体主体の海洋計画の策定および実施、異業種、多様なステーク

ホルダー連携を活かした取り組み事例などを紹介し、参加者と意見交換を行った。小林正典主任研究員は、「越境型海洋保護区の可能性と課題」と題し、生物多様性条約の「生態学的・生物学的に重要な海域 (EBSA)」などを例に、海洋保全と地域経済振興の可能性について議論を行った。

キューバの海洋生態系は 1960 年代以降の乱獲や海洋汚染といった問題が、経済制裁により緩和の傾向にあり、遠隔地の島嶼・沿岸地域では特異な海洋生態系が存在し、観光客や海洋研究者が注目している。発表者からは様々な海洋生態系に関する考察が提示された。一方、海洋保護区の取り組みも進められているものの、保護区を監視また管理する体制が脆弱で、保護区指定面積に比して、その管理・監視体制の脆弱性などが指摘された。

キューバは海域をメキシコおよびアメリカと接していることから、魚種によってはキューバからメキシコ、メキシコからフロリダ、フロリダからキューバと回遊するものがあり、3 カ国での連携が重視されている。しかしながら、オバマ政権下で国交正常化が図られる動きが進展していたが、2018 年に入り、トランプ政権の下でアメリカ・キューバ国交回復に向けた動きが停止し、様々経済、研究、文化交流等が取りやめになっている。海洋分野での連携について、参加者からはその実効性向上に向けた様々な提案がなされた。本来は 3 カ国で連携調査が実施できることが望ましいと考えられているが、現在は、キューバ海域に関する調査研究は政治的に目立たないような形で実施するとの政策的判断から、アメリカとキューバ、メキシコとキューバといったような二国間協力が中心となっている。

キューバの水産業や養殖業などについても各種報告がなされ、一定の技術の導入や生産性は確保されているものの、貿易や人的交流の自由化が進まないことから、経済収益見込みが上がり、投資意欲が減退しているという状況があり、漁業や観光による収入拡大が見込めない現状があるとの指摘がなされた。

② 視察

19 日午後から 20 日にかけて、ハバナ大学海洋調査研究所研究員ペドロ ペイエス アコスタ (Pedero E. Peyes Acosta) およびルイス ロベルト ディアス ガルシア (Luis Roberto Diaz Garcia) 2 名と共に、ハバナから南東に約 180km に位置するシエナガ デ ザパタ国立公園を視察した。車両で 2-3 時間の場所にあるこのザパダ国立公園は、広さが 4,354km² ある広大な国立公園で、2001 年には UNESCO により生物圏保護区として指定されている。陸域および海洋には固有種が多く存在するほか、汽水湖など特異な地形も存在し、観光地としても知られている。

経済の停滞により、保護に向けた地域社会のインセンティブが低迷していることから、投資等も滞り、結果的には観光収入が伸び悩むという状況が見られた。ただし、高級宿泊施設

がないために、比較的小規模な宿泊施設が点在していることで、漁村の雰囲気は維持されており、牧歌的漁村の風景が維持されている点は逆に観光資源ともなりうると感じられた。

(2) フィジー

フィジーにおけるブルーエコノミーの現状および動向を調査する為、7月9日、10日にフィジー政府が主催し、フィジー・ナンディで開催された「フィジーと日本との貿易・投資シンポジウム」に参加し、当該分野の情報収集、人的交流の強化をはかった。また11日、12日はスバに移動し、環境 NGO である Wildlife Conservation Society や海外漁業協力財団 (OFCE)、JICA、Ministry of Fisheries 等の関連機関を訪問し意見交換・情報収集をおこなうとともに、スバ周辺の関連サイトを視察した。なお、上記シンポジウムには前川美湖主任研究員も参加した。以下、詳細である。

① 「フィジーと日本との貿易・投資シンポジウム」

日時：2018年7月9日(月)、10日(火)

場所：ナンディー

9日は Faiyaz Koya 氏や高橋克法氏らによる講演が行われた。その中で今年7月3日よりフィジー航空の成田—ナンディ間直行便が約10年ぶりに再就航したことで、日本・フィジー間の観光のみならず投資が活性化する事への期待が多く聞かれた。Ministry of Industry, Trade and Tourism の Shaheen Ali 氏は、観光業がフィジーの GDP に占める割合は約30%で約1/3の国民が従事していること、日本への輸出の68%が魚介類等の海産物であることが説明された。マナアイランドリゾート&スバの松本裕司氏は、1972年開業の同リゾートでは約300人の従業員のうち外国人は5名で現地雇用を多く創出していること、直行便があった頃は観光客の40%が日本人であったが昨年は2%程度であり、今回の直行便就航が日本人観光客の増加につながる事への期待が述べられた。Ministry of Local Government Housing and Environment (LGHE) からは、フィジーでは海洋保護区(MPA)の設置により海洋生物多様性の20—25%を守る目標があること、責任ある観光や循環型社会の創出を目指していることが説明された。

10日午前は海洋政策研究所のブースを設け、訪問者の対応(1対1ミーティング)をおこなった。Tourism Fiji の Kathy Koyamaibole 氏、iTaukei Land Trust Board の Peni Qalo 氏、Soloveni Masi 氏、フィジー在住の堤 憲治郎氏らの訪問を受け、意見交換・情報収集をおこなった。また同日午後は農業省の Tekini Nakidakida 氏ガイドによる農業関係の現地視察に参加した。中国系企業が菌草(Juncao)やイネ科の Elephant grass 等を育てている農園や、フィジー人が野菜やサトウキビを育てている農場を見学した。海域との連続性を考える上で重要な、フィジー陸域の土地利用状況を垣間見ることができた。

ナンディからスバへの移動

7月11日（水）の早朝にナンディを発ち陸路を移動し、正午前にスバに到着した。途中南海岸 Coral coast の裾礁型サンゴ礁や、同地域にある Uprising Beach Resort が CSR としておこなうマングローブ植林の様子を見学した。村ごとに NGO と協力してマングローブ林の植林をおこなっているという話を聞いた。

Wildlife Conservation Society (WCS)

日時：2018年7月11日（水）14：00－15：30

場所：スバ

参加者：Yashika Nand 氏、渡邊

WCS で業務を行う Yashika Nand 氏（南太平洋大学の学生でもある）から、WCS がフィジー国内で行うサンゴ礁やマングローブ林のモニタリングに関する情報を得た。特に2016年のサイクロン Winston が直撃した Vatu-i-Ra 海峡のサンゴ礁被害状況や、漁村におけるナマコ漁の経済波及効果について話を伺った。

またフィジー国内の関係する研究者として以下の方々を紹介していただいた：

南太平洋大学 Head of Marine School Ciro Rico 氏、Senior Lecturer Stuart Kininmonth 氏
Conservation International Bridget Kennedy 氏
Ministry of Fisheries Saras Sharma 氏

公益財団法人 海外漁業協力財団 (OFCF) フィジー事務所

日時：2018年7月11日（水）16：00－18：00

場所：スバ

面談者：細川明快氏、森祥子氏

OFCF がフィジーやツバルでおこなっている漁港のメンテナンス、冷蔵施設への安定的な電力供給に関する業務について話を伺うとともに、周辺国のキリバスやソロモン、パプアニューギニア (PNG) の情報を聞いた。フィジーの PAFCO (Sun bell、Levuka 島に加工工場がある) やソロモンのソルタイ (マルハ)、PNG ではツナの缶詰を作っているが、キリバスやツバルでは製缶工業が無いので魚を保存食として塩干する技術を使っているという。ただツバルでは塩干による高塩分が成人病にもつながっており、より健康的な燻製加工の技術を普及する取り組みを開始したそうである。

JICA フィジー事務所

日時：2018年7月12日（木）9：00－10：00

場所：スバ

面談者：大野ゆかり所長、壩水尾真也氏、江口雄磨氏、糊澤理奈氏、須藤伸氏、可児淳美氏

JICA では、JICA がおこなっている活動では無いが、フィジーにおけるマングローブ植林や海洋保護区ネットワークについて話を伺った。(公財) OISCA が現地に OFETA という NGO を作り、GEF の支援を受けビチレブ島西部で実施しているマングローブ植林や、フィジーの前浜所有制度であるゴリゴリ (Qoliqolis) を活用した Fiji Locally Managed Marine Area (FLMMA) ネットワークについて話を伺った。また JICA が行っている関連事業として、J-PRISM を通したごみ減量プロジェクト (ナンディ、ラウトカ、ランバサで実施) について話を聞いた。

Ministry of Fisheries, Eastern division

日時：2018年7月12日（木）11：30－12：00

場所：ラミ

面談者：Ilaisa Kama 氏

同所が管理するビチレブ島より東部の海域での漁港での氷プラント整備や違法漁業のパトロール、Vanuabalavu や Vulagai でのエコツアーリズム (Captain cook cruise) について話を伺った。

Ministry of Fisheries, Central division

日時：2018年7月12日（木）14：30－15：00

場所：ナウソリ

面談者：Nandita Naidu 氏

同所が管理するビチレブ島東部における内水面でのティラピアや淡水エビの養殖、海域でのシャコガイやバナメイエビ、海藻、真珠貝養殖、および浮き漁礁 (FAD) の話を伺った。海藻の養殖は、インドネシアによる技術協力により実施しているようだ。また黒真珠は J. Hunter という会社がバヌアレブ島のサブサブで養殖し製品化して、輸出および地元での販売をおこなっているとのことだ。

Ministry of Forestry Central, Eastern division

日時：2018年7月12日（木）15：00－15：30

場所：ナウソリ

面談者：Jashika 氏

日本にある ITTO（国際熱帯木材機関）と共同で、フィジーの6つの村を対象にマングローブの植林とともに、他の生計手段としてマホガニーを育てるなどして Village-based guideline を作成しているという話を伺った。

以上の面談や視察を通し、フィジーにおけるブルーエコノミーを考える上で、漁業・養殖業等の水産業と観光業が大きなウェイトを占めることが実感できた。また水産・観光資源の保全やサイクロンに対する防災を目的に、マングローブ林の植林やサンゴ礁の保全を国際的 NGO や水産庁、林野庁、南太平洋大学が実施していることがわかった。今回観光地等の現場を視察する時間がなかったが、日本から直行便が再就航したことから、今後マリンスポーツを楽しむための日本人観光客が増加することが予想される。こうした動向とカウンターパート候補機関の充実ぶり、更にサイクロンに対する防災・減災対策の重要性を鑑みると、フィジーは南太平洋地域での観光・水産業などのブルーエコノミーを通じた海洋環境の持続的利用を考える上で最適な地域であり、今後共同研究を展開していくべき地域との印象を強くした。

（3） パラオ

期間：8月6日～11日

参加者：小林正典 主任研究員

2020年にパラオが開催を予定する Our Ocean 会議に向け、2018年8月7-10日の間、その準備状況および海外関連機関との連携、また、OPRI との協力についてパラオ関係者の発表に基づく議論、および、その後の個別の協議を行った。また、8～9日には、国連海洋海洋法課が主宰した国連海洋第2次評価報告書の地域会合が併せて開催されこれに出席した。概要以下の通り。

① 2020年私たちの海洋会議

パラオ大統領補佐官および大統領府直轄の Our Ocean 会議事務局の関係者からは、これまでの Our Ocean 会議の実績を吟味し、2020年の会議の準備を進めているところ、具体的には1)太平洋島嶼国での開催となることから、太平洋島嶼国およびその他の地域の島嶼国や島嶼地域の課題に国際的な関心を集めることが重要、2)世界規模での海洋政策について、太平洋島嶼国が牽引的な役割を果たす、3)これまでの会議が欧米の組織や企業の幹部が将来活動について誓約を行うものの、その実効性や課題についての議論の深堀がなく、体系的な議論やプロセス管理の枠組みについての視座を提供することが重要である、4)分野横断的・異業種間連携といったような政策対話が必要との話があった。その上で、今後の展開については、10月のバリでの会議の結果を踏まえ議論を行う、OPRI については政策議論を行うにあたって力添えをお願いしたい、バリでは OPRI との協議に加え、サイドイベント等の実施についても関心がある、Our Ocean 2020 成果が報告できる海洋や島嶼地域支援分野での具体的な日・パラオ協力事業を進めたいとの話があった。

この他、環境・自然資源・観光大臣、パラオ国際サンゴ礁研究センター（PICRC）、サンゴ礁研究財団（CRRF）、パラオ自然保護協会（PCS）、パラオ短大（PCC）、パラオ水産局、日本大使館、JICA 事務所等関係者と懇談を行った。今後の展開の方向性としては、下記が提案された。

② 海洋および島嶼・沿岸地域社会のための重要パフォーマンス指標の策定

(Development of Key Performance Indicators for Oceans, Island and Coastal Communities)

SDG14 では指標が策定されているものの、測定が難しいあるいは政策実施の進捗を測定するには不十分であると思われることから、地域社会が運用可能な重要な指標を示し、海洋や沿岸管理に関し、島嶼や沿岸地域社会の取り組みの成果や直面する課題が抽出できるような指標群を作成する。そのために、コロール、ペリリュー、カヤンゲルなどの一部地域あるいは全域を対象とした事例研究を行い、パラオ発の海洋・沿岸に関する KPI を作成し、その適用事例を提示する。

③ 海洋生物再生試験

自然生物由来の廃棄殻を集積した人工漁礁・シェルナースをコロールおよびバベルダオブ島周辺で設置し、実施する。廃棄殻はオオシャコガイ他、自生で食用に供されている貝の殻を活用する。オオシャコガイの殻はお土産として取引されているものもあるが、廃棄されているものもあり、収集方法を検討する要あり。また、その他の貝についても、レストラン等で廃棄されているものの活用を検討する。人口漁礁は現地で試作品を製作し、実施する。製作にあたっては、日本の専門家の指導を仰ぐ。人口漁礁設置については、受け入れ地域社会、関連行政との協議、また、モニタリングにおいては、PICRC、CRRF、PNC、PCC 等が関心を有している。調査としては、設置後の海洋生物の生息の態様（個体数、種数等）の他、地域社会の受け入れに関する考え方やその変遷、関わり方など生物学および社会的側面についてもモニタリング対象とする。

九州・パラオ海嶺 EBSA ワークショップ

九州からパラオに連なる海底山脈は生物多様性条約の下で進められている生態学的・生物学的に重要な海域（EBSA）に指定され、この海域の海嶺および海溝は絶滅危惧種であるウナギ等の産卵場となっているなど、その重要性は専門家により指摘されている。しかしながら、その重要性についてはパラオ側で調査が行われていないことや、情報が共有されていないことなどからパラオ側では十分把握されていない。日本の環境省では沖合・EEZ 内での重要な海域を既にしており、これらの中から海洋保護区の設定を検討する作業が進められている。日本の国内検討会では、国内の保護区と国外の海域の保護措置との連携の重要性が指摘されている他、国家管轄権外海域の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国際協定が今年から交渉が開始され、その中では、海洋遺伝子資源や海域別管理措置が重要項目として掲げられている。こうしたことから、重要海域に関する生態学的生物学的重要性についての情報を日・パラオの専門家・実務家との間で共有を行うことは重要と考えられる。水産研究・教育機構（FRA）、海洋開発研究機構（JAMSTEC）、鹿児島大学、高知大学ならびに外務省や環境省などが日本側の連携組織として考えられる。

④ カヤンゲル海守自立化支援/ブルーカーボン・プラス

カヤンゲル島はパラオ最北部に位置する島でパラオ海域における違法漁業監視や南シナ海の海洋利用に関し、重要な監視実施拠点となっている。また、カヤンゲルでは独自の海洋保護区を設定し、一定の大きさ以下の魚の漁獲が禁止され、発見された場合には罰則が科されるなど、PCS 等と連携し、先進的な保護区管理が進められている。しかしながら、2014 年 11 月の台風ハイエンにより打撃を受け、経済的に住宅再生などが困難な世帯などがパラオの本島等に移住し、人口が減少している。一部、植生の再生がみられるものの、これまでの森林伐採や土地利用変更などにより自生の常緑種が減少している。また、アマモの生息域があり、これも台風の影響を受けて変化が見られているがモニタリングによるデータが存在するわけではない。海の監視員・レンジャーの拠点であるカヤンゲルでの台風等、極端な気象現象などへのリスクを陸域・及び沿岸域の植生回復を進めることで低減を図る措置の有用性が指摘されている。こうしたことから、島嶼地域における陸域・沿岸域の植生を評価し、それらの再生を図ることが提案されている。植生再生が炭素固定に繋がることから、ブルーカーボンとの連動性がある一方、海域の植生だけではなく、陸域の植生も加えるという意味での追加要素、また、炭素固定だけではなく、災害リスク低減や生計改善を図るという意味での追加要素を含め、ブルーカーボン・プラスといったような呼称を付すことで、新規性を打ち出す意義が指摘された。

⑤ 日・パラオ合同海洋調査

日本とパラオの海洋環境を学ぶ専門家の交流や能力構築を支援するという目的で、横須賀、沖縄、パラオを調査船で航行し、要所で水中カメラを投入し海洋生物の調査を行うことを実施する。パラオの海洋研究者の育成や日本の研究機関との連携を図るとともに、海底、沿岸、魚類、その他の海洋生物、海洋環境全般についての複数の測定・観測を実施する。JAMSTEC、FRA、東京大学海洋研究所、その他の大学や民間の研究機関等の専門家を交え、分野横断的な調査・情報収集を行い、2 国間海洋研究協力のモデル事業とする。

(4) クウェート

期間：10 月 10 日～15 日

参加者：古川恵太郎長、渡邊敦主任研究員

ペルシャ湾奥部に位置するクウェート国を訪問し、現地研究機関（Kuwait Institute for Scientific Research、KISR）の研究者達と意見交換をおこなうとともに、ペルシャ湾奥部のブルーエコノミーの基盤となる沿岸海洋環境・資源などの現状を視察した。以下に詳細を示す。

10 月 11 日、KISR サルミヤオオフィスにて関係者間で打ち合わせ、意見交換をおこなった。KISR の Aws Al-Ghunaim 氏より KISR 全体の紹介があった後、クウェートの沿岸海洋環境の現状や課題、その中で海草・海藻藻場の再生を通じた海洋資源の持続可能な利用に関する取り組みの重要性、位置づけについて説明があった。続いて KISR 研究員の Nithyanandan Manickam 氏より、

クウェートにおける海草藻場再生の取組事例について説明があった。日本側からは古川恵太郎長より、日本における沿岸域干潟造成や海草藻場再生を通じた漁業や地域の活性化事例について紹介があった。全員の発表が終わった後、クウェートの行政と KISR 等の研究機関、学生や漁民等との連携の可能性について意見が交わされた。

10月12日、現場視察を実施した。ペルシャ湾奥部に位置するクウェートのドーハ (Doha) 地域の海草藻場を視察した。海草の1種 (*Halodule uninervis*) がパッチ状に分布する場所を3カ所ほど確認した。砂の厚さ、光環境、干出ストレス等がこの藻場の分布に影響を与えている可能性が示唆された。湾内の水質環境に影響を及ぼすと考えられる、下水の排出口も視察した。またサルミヤ (Salmiya) 地域の大型海藻 (*Sargassum* や *Padina*) の分布状況も視察した。藻体は季節のためか短めということであった。岩盤の上に砂が1-2cm程たまっており、水の白っぽい濁りもやや高めで、砂浜での砂の再懸濁が濁度や砂の動きに影響を与えていると考えられた。

10月13日および14日には、12日の現場視察を受けて、より具体的に海草および海藻藻場再生に関する議論をおこなった。この沿岸環境修復プロジェクトにどのようなステークホルダーを巻き込めるかが重要な点と考えられるが、実働の主体が外国人労働者であるクウェートでは、クウェート人の関与が少ない現状が問題と思われる。クウェート人の子供への海洋教育から充実させていく必要性が議論された。また専門家の派遣の費用や方法(期間、求められるタスク)、湾岸地域での会合の開催法について議論をおこなった。またKISRのマナガツオ養殖施設やKISRが所有する調査船の見学をおこなった。

10月14日の午後には日本大使館に行き、足木大使他と会談をおこなった。クウェートや湾岸諸国に詳しい大使から有益な情報を得た。もともと貧しい漁民だったクウェートの民だが、オイルマネーにより働く気力がなくなっており、オイルも100年近く枯渇しない最近の予測のため孫の世代までは安泰で、特に急いで他の産業を作るよう追い詰められてはいない、ということが聞けた。

クウェートのみならず湾岸諸国の社会情勢の変化に加え、気候変動の影響も強く受けうると考えられるクウェート沿岸生態系は、過酷な状況に置かれていることを現地での意見交換や現場視察を通して実感した。このような環境下にある沿岸域で藻場を再生するためには、地域住民(特に若年層)への教育・普及啓発を通じた意識改革とともに、クウェート国内での環境負荷(特に淡水製造施設からの高塩分水負荷や下水流入負荷)低減や、湾岸諸国間での藻場や海洋環境再生に関し議論するためのネットワーク構築が課題になると感じた。

KISRの人達の話聞いていて、クウェート政府が国連の持続可能な開発目標SDGsの影響を強く受けていることを感じた。この機運に乗じて、海洋環境の保全や水産資源の持続可能な利用といった具体的な行動に繋がることが期待される。

(5) 沖縄県那覇市・恩納村・久米島、鹿児島県沖永良部島、鹿児島市

期間：9月27日～10月4日

参加者：小林正典主任研究員、渡邊敦主任研究員

国内のブルーエコノミーに関する事例として、

- ・久米島にある OTEC の実証プラントおよび海洋深層水の多段階利用の調査(久米島モデル)
- ・恩納村の「サンゴの村宣言」やサンゴの保全を通じた地域の活性化事例調査
- ・沖縄県庁、沖縄県漁連における聞き取り調査
- ・沖永良部島の水産業や観光業の現状調査
- ・鹿児島県庁、鹿児島県漁連、鹿児島大学等における聞き取り、情報交換を目的に出張をおこなった。以下、詳細である。

① 沖縄県

沖縄県の水産政策の概要としては、漁獲量や収入は横ばいで、高齢化や漁業従事者の減少などは全国の課題と共通している。海ブドウやもずくなどの養殖が活性化されたものの、現在の生産量は横ばいとなっている。クロマグロの割り当て制度は調整に時間をようしており、改正漁業法の議論で漁獲量の個別割り当ての対象魚種が増大されることが議論されているが、実際に機能するのか疑問が残る。

観光については、現在の 958 万人を 1200 万人へ引き上げることが目指され得おり、2018 年では 1 千万人の大台に乗せることが期待されている。観光客招致はこれまで中国が対象とされてきたが、現在は欧州に力点が置かれている。LCC の発着などが増えているが、滞在日数や観光客あたりの支出額などは伸び悩んでいる。旅行者の傾向として、移動時間を 2 時間程度とする人達が多い一方ことから、遠方からの観光客招致に苦戦している。欧米の兆期滞在型の富裕層の獲得に力点が置かれている。この他、リゾートウエディングや合宿招致などにも力を入れており、そうした取り組みの成果が注視されている。

海洋保護区については、国の指定するもの以外に県が指定するものがあるが、現在、追加指定などの予定はない。21 世紀ビジョン実施計画や沖縄振興計画で自然保護は重要施策として規定されている。観光と自然保護をどのように両立させていくのかなどは議論されているが、SDGs などについてはまだ十分な議論がなされていない。

沖縄県漁連では、漁業従事者の減少や魚価の低迷など、厳しい環境が続いている。漁場が遠く、水揚げの 8 割は那覇、2 割は県外という状況である。沖縄近海では台湾船との漁場争奪の様相も根強く、台湾漁船が海洋法条約を遵守していないなどの懸念がある。また、米軍の演習海域は通行できず、遠回りを強いられ、燃料経費増の圧力となっている。ブランド化は魚種が沖縄で取引されるためあまり成果が見込まれていない。認証制度も台湾やアジア諸国での市場が小さく、認証に付加価値が見いだされていないため、所得のインセンティブが乏しい。養殖車エビは県外市場獲得が増えており、見込まれている。

沖縄のマグロ・カツオ遠洋漁船は 33 隻が操業し、6,800 万程度の入漁料の支払いを行っ

ている。台湾では転載や同じ番号を複数船で使用するなどの違反行為や廃油の海洋不法時など違反行為が目立ち、取り締り強化が必要であるものの、実効性に乏しい。

② 恩納村

恩納村ではサンゴ礁の状態を健全に保つことが、もずく養殖等にも良い影響を及ぼすという漁業者の経験上の認識から、サンゴ礁再生事業が進められている。漁業者と生協が連携して恩納村で生産されたもずくの売り上げの一部を生協が寄付し、「もずく基金」として積み立て、サンゴの養殖やサンゴを捕食するオニヒトデの駆除、サンゴに悪影響を与える赤土流出を防止する活動等を通じたサンゴ礁再生事業に充てている⁴⁵。そうした地域の取組みを後押しすべく、恩納村は2018年7月に「さんごの村宣言」を発表し、サンゴの保全に向けた社会連携推進に向けた啓発活動を進めている⁴⁶。

恩納村漁協長の山城正巳氏より、恩納村で取り組むウミブドウ養殖やサンゴ養殖、移植等について話を伺った。里海に関するサンゴ礁空間の帯状的利活用は参考になった。またサンゴ養殖に関するもずく基金の創出や、各地の生協やサンシャイン水族館等との連携等、仕組み作りを巧妙におこなっていると紹介があった。恩納村役場では、今年の3月5日（サンゴの日）におこなった「サンゴの村宣言」に関する取組みについて話を伺った。

③ 久米島

OTEC 実証サイトおよび併設の沖縄県海洋深層水研究所を見学した。その後、海洋深層水を使って民間セクターが行っている事業として、化粧品（琉球コスメハウス、ポイントピュール）、ウミブドウ養殖（久米島海洋深層水開発株）、カキ養殖（アトラナイ牡蠣。株ジーオー・ファーム）、クルマエビ養殖（久米島漁業協同組合）、温泉（バーデハウス久米島）を見学した。海洋深層水を活用した商品の売り上げが、2011年時点で年間20億円ということだが、その一端を垣間見ることができた。

沖縄県久米島では再生可能エネルギーとして、海洋温度差発電（OTEC）の実証試験が進められている。発電後の海洋深層水を多段階利用と称して、海ぶどうやクルマエビの養殖や化粧品開発などに利用し、多くの雇用と経済効果をもたらしている。久米島の海洋深層水利用を中心に持続的発展を目指す地域振興策は「久米島モデル」と呼ばれ、熱帯・亜熱帯の太平洋島嶼・沿岸地域を中心に注目を集め、海外からの視察も多い⁴⁷。

⁴⁵ <http://www.csnet.coop/mozuku/>

⁴⁶ 生協. 沖縄県・恩納村が「サンゴの村宣言」2018年8月3日. <https://information.pal-system.co.jp/environment/180803-sangonomori/>.

⁴⁷ 「海洋白書2016」第3章参照

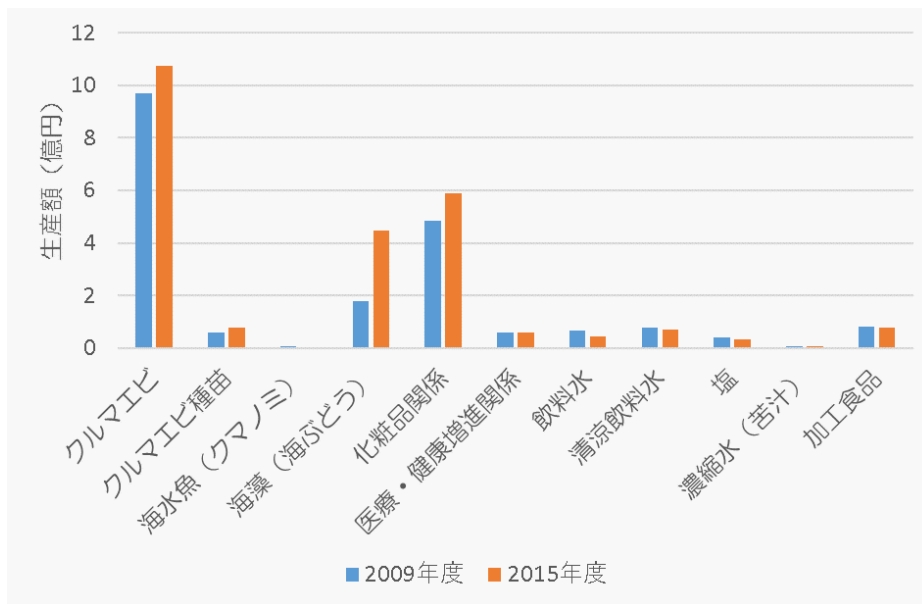


図 17 久米島における海洋深層水利用産業の生産額（平成 23 年 3 月「久米島海洋深層水複合利用基本調査」報告書、平成 29 年度「離島地域における海洋深層水を活用した地域活性化可能性調査」報告書内のデータを基に作成）。クルマエビ、海ぶどう、化粧品関係の生産額の伸びが顕著である。

④ 沖永良部島

鹿児島県沖永良部島は、水産と農業が中心の農漁村で、水産分野では漁獲量の低下や収入の低迷などの傾向がみられる。ソデイカの漁獲量が減少した際には逆に魚価が上がるという皮肉な結果まで生まれている。鮮魚店の数も減少しており、島に 3-4 店舗あった鮮魚店は現在 2 店舗となっている。漁獲の 7 割 5 分は島外に出荷されている。課題は運送で、船便では 18 時間を必要とする。マグロは不漁が続いている。ハタ漁は 3-4 年前にピークを迎え、現在は外国産の安いものが流通し、沖永良部では禁漁対策を行っている。

石田秀輝氏が主宰する酔庵塾の取組についても視察をおこなった。塾生でもあるおきのえらぶ島観光協会事務局長の古村英次郎氏に、島の海洋を利用した観光業の取組について話を伺った。サンゴ礁段丘の島であり、養殖できるような入り江がない、天然の湾が無く台風時の漁船の避難等も困難である、といった自然的な制約についても実感することができた。

⑤ 鹿児島県

鹿児島県では、台湾、中国、韓国などの尖閣諸島界限での漁業競合が一つの課題となっている。外国の監視船と出くわすと日本漁船は操業区域から避難しなければならない状況である。見込まれている分野はブリなどの輸出が好調で養殖もののカンパチなども魚価が安



定している。餌料経費の高騰を抑制する必要がある。ブリについては東町漁協がASC認証取得を検討している。

赤土流出については、沖永良部や徳之島などで流出防止対策が進められている。擁壁、溝、透水溝などの整備が進められている。休耕機に草本種を植え付け、赤土流出と有機物生成による土壤栄養分の増大の取り組みもなされている。

観光については、NHK ドラマなどで人気が出ており、2018年の明治維新150年記念g表示、2019年のラグビーワールドカップ 南アフリカ合宿、2020年1月の鹿児島国体までは安定的に伸びるのではないかと期待がある一方、これをどう長期的に維持するのが課題となっている。

⑥ 鹿児島大学

鹿児島大学では、太平洋の海洋調査を行っており、ウナギの産卵場については、日本大学の塚本勝巳教授がマリアナ海溝をであることを指摘しているが、それ以外にも複数ありうるのではないかと仮説に立ち、調査を進めている。鹿児島大学には水産学部の他に国際島嶼教育研究センターがあり、太平洋島嶼国の関係者を対象としたJICA研修を行っている実績もある。実習船についても乗船枠、あるいは全体借り上げなど、予定が合えば可能性はありうる。太平洋島嶼国との関係での海洋・沿岸調査や人材育成などで海洋政策研究所との連携には大いに関心がある。

	
恩納村海ブドウ養殖所	ひび建て方式

	
<p>サンゴの幼生と基盤</p>	<p>恩納村役場</p>
	
<p>沖永良部島漁協ポスター</p>	<p>沖永良部島知名港 前週の台風で転倒する船</p>
	
<p>沖永良部島 赤土流出対策未施行地区</p>	<p>鹿児島大学水産学部</p>

図 18 沖縄県および鹿児島県での視察の様子

(6) 高知県宿毛、愛媛県宇和島

期間：7月27日～28日

参加者：角南篤所長、小林正典主任研究員

2018年7月27-28日、高知県宿毛市宿毛湾および愛媛県宇和島市宇和島において海洋建設株式会社が実施する廃棄カキ殻を人工漁礁として活用するプロジェクトおよび高知県大月町に所在する公益財団法人黒潮生物研究所での廃棄カキ殻を利用した海洋生物再生モニタリングプロジェクトを角南篤所長および小林正典主任研究員が視察を行ったところ概要次の通り。なお、台風襲来により予定を1日短縮し、視察を行った。

① 黒潮生物研究所（高知県大月町）視察

「財団法人黒潮生物研究財団」は、大阪の化成メーカーであるステラケミファ株式会社とその社長で当財団の理事長でもある深田純子氏の寄付により 2000 年に設立された団体で、黒潮が作り出す環境とそこにすむ生物の関わりを明らかにする幅広い情報の収集、整理、発信を行っている。国や県、地方公共団体や他の研究機関からの委託された研究や調査なども行う他、環境教育や啓発活動を行っている。

ここでは、海流の流れが変わる地点に所在することから多様な海洋生物の生息地となっている他、陸域由来の汚染等の人的活動がもたらす海洋環境への影響やサンゴ生息の北限とも位置付けられているなど特徴的な地理的、生態学的特性がある場所に所在している。

主に、無脊椎動物の生態調査を行っており、宝石サンゴ、ヒトデ、ウニなどが対象となっている。推進は 120m 前後で赤サンゴは希少価値があり、また生育速度が遅いことから保全と持続的利用を進める意義が高い。この場所では宝石サンゴの採取が行われており、操業日数は 100 日未満。その市場規模は高地市場が中心となるが年間 50 億ドルになる。一つで 2 万 6 千円～4 万円程度で取引されている。浦尻漁業と高知大学で連携を図る者の、漁業者はデータを出しながらない携行がある。形状にもより値段はことなる。ここでは宝石サンゴの養殖を行いその実効性を研究している。しかしながら、採取量に比し、養殖する宝石サンゴの生育が遅いので、宝石サンゴの生息量が減少する傾向に変化はない。

海洋建設が実験用に提供する廃棄カキ殻を集積したシェルナースは海中に設置され、期間を決めて引き上げ、中にある生物の種類や数の確認を行っている。比較的、エビなどの卵や稚魚が確認でき、その効果はあるものと見込まれている。

ただし、宿毛は太平洋に直接面していることから、潮力や波力が大きく、海底に設置したとしても、恒常的に定位置に保持できるかが疑わしいところがあり、シェルナースは内湾など比較的、暴風雨や波浪の影響を受けにくい立地に設置することが望ましいと考えられる。

② 愛媛県宇和島市宇和島

愛媛県宇和島市宇和島市の戸島界限では、2メートル四方のシェルナースの本体を海底約 5メートルのところの数体設置し、また 50cm x 70cm 程度の試験個体を数台設置し、海洋生物の再生状況のモニタリングを行っている。

設置後、2 年程度で魚類の数が増加していることが目視で確認できている他、試験個体は解体してその中にある数多くのエビ等の幼体が確認できた。四国や九州など 150 カ所でシェルナースの設置を行っており、概ね、漁業者からも好評で、将来的に利用拡大が見込めるものと考えられている。

一方で、設置場所は漁協自体が行うことから、漁協の許可を取ることが問題ないが、漁民や該当海域で遊漁する人たちに対し、禁漁を呼びかけることが重要となっている。生物の再生を行う実験や取り組みであるので、シェルナースの上部や周辺での釣りや漁業は行わない申し合わせとなっており、この徹底がシェルナースの効果を確保していく上では重要である。

この他、地域によっては、カキ殻ではなく、サザエやホタテといった廃棄カラの利用なども試みられている。カキ殻が魚類の着卵を多く確認できるとの研究結果もあるが、廃棄カラを確保することが重要となる場合には、地域で生息し、利用されない自然資源である貝カラの利用が有効となる。

第5章 国内関連情報

本章では、ブルーエコノミーに関連する国内での取り組みなどについて取り上げる。はじめに2018年5月15日の第3期海洋基本計画の策定を受けて、海洋政策研究所では「我が国の最近の海洋政策に関するアンケート－「第3期海洋基本計画」を巡って」というアンケート調査を実施した。その中なら特にブルーエコノミーに関連が深い内容を抽出し、人々の関心事項を抽出することを試みた。続いて国内の地域における動向を知るため、三重県・志摩市、岡山県備前市、沖縄県竹富町での取り組みを紹介する。また2018年8月25日に岡山県備前市日生市民会館にて開催された「里海生誕20周年記念シンポジウム」および、2018年11月に大阪府阪南市で開催された「全国アマモサミット2018」の内容を紹介する。

(1) アンケート調査結果からみるブルーエコノミー

① アンケート調査の概要

当研究所では、2018年5月15日、海洋基本法（2007年制定）にもとづく「第3期海洋基本計画」が閣議決定されたことを受け、「我が国の最近の海洋政策に関するアンケート－「第3期海洋基本計画」を巡って」を実施した。アンケートは以下の要領で実施した。

- ・時期：2018年10月18日（木）～11月6日（火）
- ・対象：海洋政策に関する有識者を対象とした。具体的には国会議員、地方自治体職員、大学等教職員、研究機関（独立行政法人／国立研究開発法人等）役職員、団体（NPO・NGO含む）役職員、民間企業役職員717名がアンケートの対象であった。
- ・方法：アンケート票の発送はメールで行い、回収はメールあるいはFAXとした。
- ・集計結果：アンケートの発送数、回答数、回収率を表5に、年齢、専門、海洋関係へ従事しているおおよその経験年数を表6～8に示す。表中のNDは無回答を表す。全体の発送数は717、回答数は183、回収率は25.5%であった。属性別にみると、回収率が最も高かったのは研究機関役職員の31.0%、最も低かったのは国会議員の11.1%であった。年代は60代が最多で73件（39.9%）、次に50代が54件（29.5%）と、50代および60代で約7割を占める結果となった。専門分野は人文社会科学系が31件（16.9%）、理工学系が140件（76.5%）と理工学系が多かった。経験年数は30年以上40年未満が最多で52件（28.4%）を占めたが、5年未満の回答も32件（17.8%）あり、全体的に分布する結果となった。

表 5 アンケート回収状況

属性	発送数	回答数	回収率(%)
A 国会議員	36	4	11.1
B 地方自治体職員	120	21	17.5
C 大学等教職員	152	43	28.3
D 研究機関役職員	100	31	31.0
E 団体役職員	154	41	26.6
F 民間企業役職員	155	43	27.7
total	717	183	25.5

表 7 専門

専門	回答数
人文社会科学系	31
理工学系	140
ND	12
total	183

表 6 年齢

年代	回答数
20代	5
30代	6
40代	28
50代	54
60代	73
70代以上	16
ND	1
total	183

表 8 経験年数

経験年数	回答数
5年未満	32
5年以上10年未満	14
10年以上20年未満	15
20年以上30年未満	32
30年以上40年未満	52
40年以上	34
ND	4
total	183

・内容：アンケートの内容と設問番号は以下の通りである。

表 9 アンケートの内容

内 容	設問番号
1. 海洋基本法・基本計画について（全体）	
海洋基本法の認知度	Q1
海洋基本法の基本的施策のうち重要な取り組み	Q2
海洋基本計画の見直しの認知度	Q3
第1期および第2期海洋基本計画を読んだか否かとその程度	Q4
2. 第3期海洋基本計画について	
第3期海洋基本計画を読んだか否かとその程度	Q5
第3期海洋基本計画の全体構成の大幅な変更の認知度	Q6
情勢の変化および施策の効果に関する評価の勘案度	Q7
【総合的な海洋の安全保障】のとりあげられ方	Q8
【総合的な海洋の安全保障】の内容について	Q9
12の基本的施策から9項目への変更について	Q10
第3期海洋基本計画第2部で示された9項目の施策のうち重要な取り組み	Q11
Q11で回答した施策が最も重要だと考える理由	Q12
施策「2. 海洋の産業利用の促進」のうち関心のある施策	Q13
Q13で回答した施策に最も関心がある理由	Q14

施策「4. 海洋状況把握 (MDA)」の項目独立について	Q15
施策「7. 北極政策の推進」の項目独立について	Q16
「PDCA」サイクルによる施策の工程管理の採用について	Q17
参与会議への関係府省の積極的参画について	Q18
3. 海洋関連の政策について	
海洋に関連した他の基本計画の認知度	Q19
海洋基本計画と他の基本計画との相互関係について	Q20
4. 海洋政策全般およびアンケートについて	
今後の海洋政策、第3期海洋基本計画、アンケート等についての自由意見	Q21

② 海洋環境の保全

第1部第1章で述べたとおり、ブルーエコノミーは「我々の暮らしや仕事、海洋生態系の健康を改善し経済発展を実現するための海洋資源の持続可能な利用」と定義されている。

「海洋環境や資源の保全と並行して、経済の活性化や地域社会振興などを実現するための施策とし、このブルーエコノミーに注目が集まっている」とされている。

そこで、①で示したアンケートのうち「海洋環境保全」に着目し、該当する設問や意見記述について以下に示すこととする。

1) 海洋基本法の12の基本的施策の重要度

Q2 海洋基本法の第3章(第17条から第28条)で規定された基本的施策の中で、あなたが重要な取り組みと考えている施策を3つ選んでください。

海洋基本法で規定された12の基本的施策(1. 海洋資源の開発及び利用の推進; 2. 海洋環境の保全等; 3. 排他的経済水域等の開発等の推進; 4. 海上輸送の確保; 5. 海洋の安全の確保; 6. 海洋調査の推進; 7. 海洋科学技術に関する研究開発の推進等; 8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化; 9. 沿岸域の総合的管理; 10. 離島の保全等; 11. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進; 12. 海洋に関する国民の理解の増進等)のうち、重要な取り組みと考えられているものを(最も重要な取り組み×3点、2番目に重要な取り組み×2点、3番目に重要な取り組み×1点の合計点)点数化した結果、「2. 海洋環境の保全等」(149点)は第2位となった。第1位は「1. 海洋資源の開発及び利用の推進」(195点)、第3位が「5. 海洋の安全の確保」(118点)、僅差で第4位が「8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化」(114点)という結果となった。所属別にみると、地方自治体職員と大学等教職員の第1位は「2. 海洋環境の保全等」という結果となった。



図 19 (Q2) 海洋基本法の基本的施策のうち重要な取り組み (全体)



図 20 (Q2) 海洋基本法の基本的施策のうち重要な取り組み (地方自治体職員)

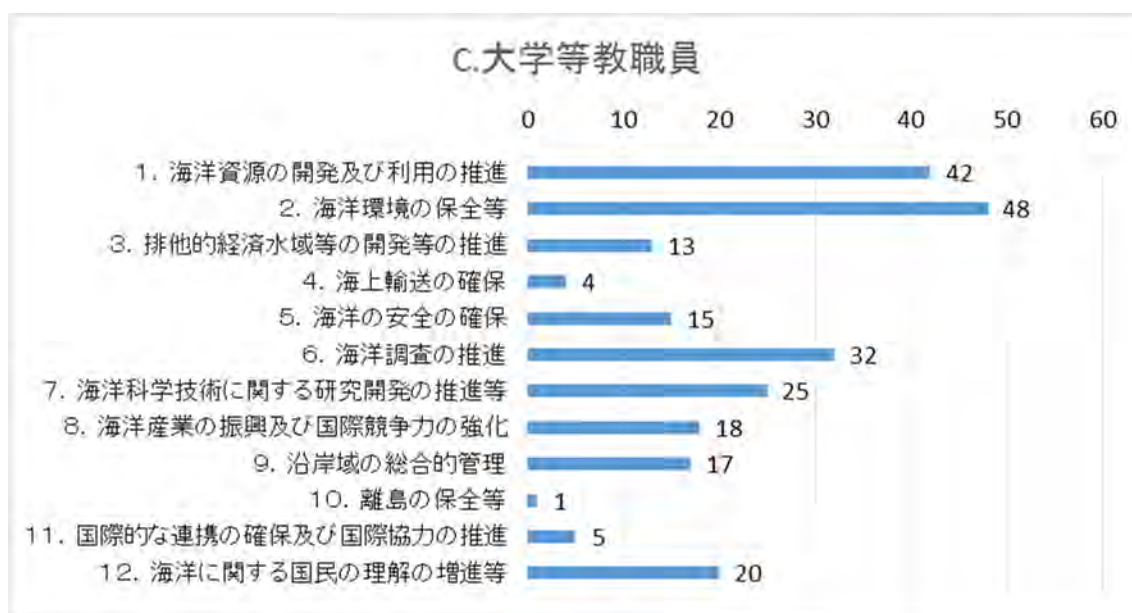


図 21 (Q2) 海洋基本法の基本的施策のうち重要な取り組み (大学等教職員)

「最も重要な取り組み」として選ばれた施策は、多い順に「1. 海洋資源の開発及び利用の推進」41件 (22.4%)、「5. 海洋の安全の確保」29件 (15.8%)、「2. 海洋環境の保全等」26件 (14.2%)であり、1位は点数化の順位と同一の施策であったが、2位と3位の順序は逆転した。

表 10 (Q2) 海洋基本法の基本的施策のうち重要な取り組み (全体)

選択肢	全体		
	①	③	④
1. 海洋資源の開発及び利用の推進	41	28	16
2. 海洋環境の保全等	26	24	23
3. 排他的経済水域等の開発等の推進	6	13	15
4. 海上輸送の確保	3	10	6
5. 海洋の安全の確保	29	10	11
6. 海洋調査の推進	14	15	11
7. 海洋科学技術に関する研究開発の推進等	12	21	16
8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化	15	24	21
9. 沿岸域の総合的管理	8	9	10
10. 離島の保全等	8	4	10
11. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進	1	4	10

1 2. 海洋に関する国民の理解の増進等	7	8	21
ND	3	3	3
NE	10	10	10
total	183	183	183
ND:無回答, NE:無効回答			

また、「最も重要な取り組み」と「2番目に重要な取り組み」とのクロス結果をみると、最も重要な取り組みとして第3位である「2. 海洋環境の保全等」を選んだ回答者26名については、そのうち最多の30.8%にあたる8名が、2番目に重要な取り組みとして「1. 海洋資源の開発及び利用の推進」を選択し、3番目に重要な取り組みとして「12. 海洋に関する国民の理解の増進等」を23.1%にあたる6名が選んでいた。

また、「最も重要な取り組み」は、表10に示すとおり、「1. 海洋資源の開発及び利用の推進」、「5. 海洋の安全の確保」の順であるが、その中で「2番目に重要な取り組み」として、「2. 海洋環境の保全等」を選んだのは、前者では17.1%にあたる7名、後者は6.9%にあたる2名となっていた。「2番目に重要な取り組み」として「2. 海洋環境の保全等」を選んだ比率が高かった項目としては、「6. 海洋調査の推進」（「最も重要な取り組み」14名（5番目））では28.6%にあたる4名、「9. 沿岸域の総合的管理」（同前8名（7番目））では50%にあたる4名、「12. 海洋に関する国民の理解の増進等」（同前7名（9番目））では42.9%にあたる3名であった。

さらに、「8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化」と「2. 海洋環境の保全等」の関係をみると、「最も重要な取り組み」として「8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化」を選んだ15名のうち「2. 海洋環境の保全等」を「2番目に重要な取り組み」としたものが2名（13.3%）、「3番目に重要な取り組み」としたものが3名（20%）であった。海洋産業振興と海洋環境保全に関する連携は比較的低いと言えよう。なお、「8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化」を選んだ15名のうち、「2番目に重要な取り組み」として最も選ばれたのは「1. 海洋資源の開発及び利用の推進」で6名（40%）、「3番目に重要な取り組み」では「5. 海洋の安全の確保」4名（26.7%）となっている。

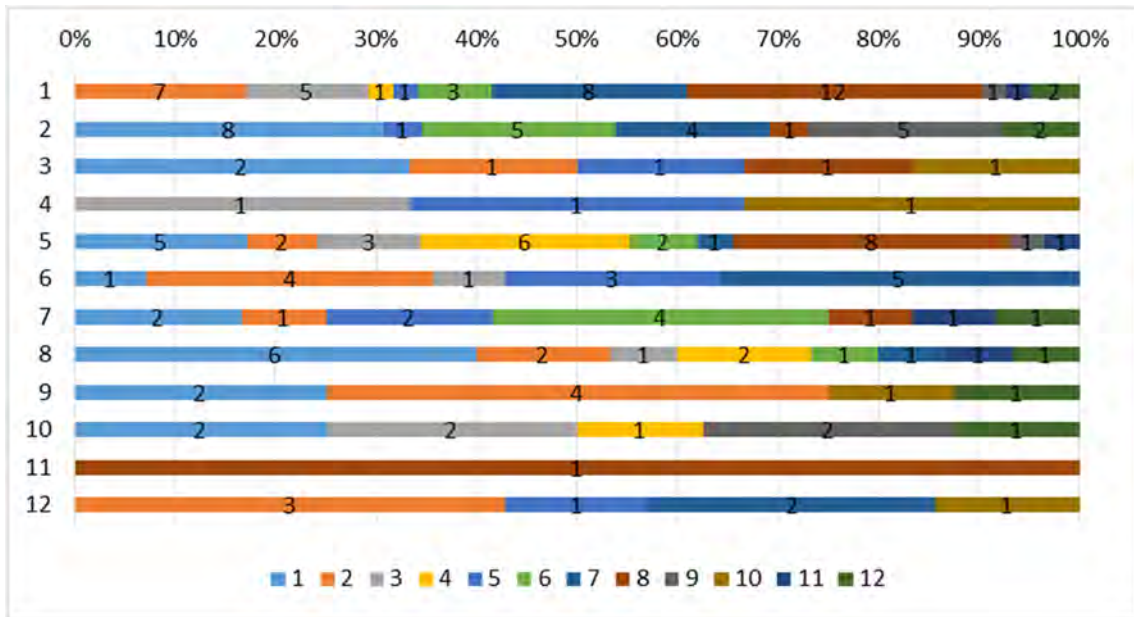


図 22 (Q2)「最も重要な取り組み」と「2番目に重要な取り組み」とのクロス結果

注) 縦軸および凡例の番号 1~12 はそれぞれ、次の基本的施策の番号を表す：1. 海洋資源の開発及び利用の推進；2. 海洋環境の保全等；3. 排他的経済水域等の開発等の推進；4. 海上輸送の確保；5. 海洋の安全の確保；6. 海洋調査の推進；7. 海洋科学技術に関する研究開発の推進等；8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化；9. 沿岸域の総合的管理；10. 離島の保全等；11. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進；12. 海洋に関する国民の理解の増進等。

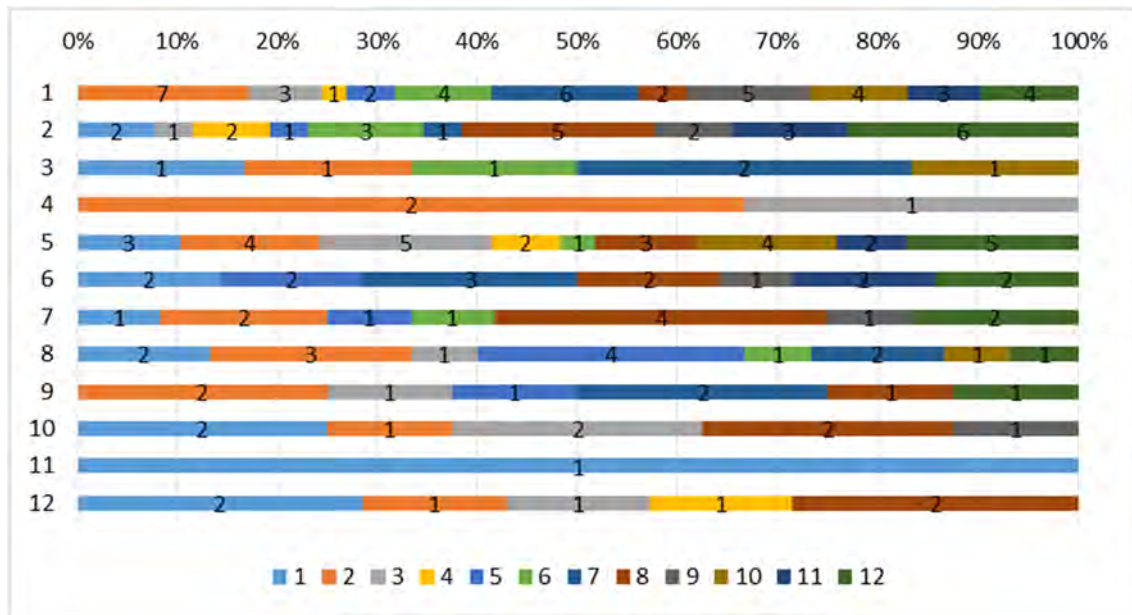


図 23 (Q2) 「最も重要な取り組み」と「3 番目に重要な取り組み」とのクロス結果

注) 縦軸および凡例の番号 1~12 はそれぞれ、次の基本的施策の番号を表す：1. 海洋資源の開発及び利用の推進；2. 海洋環境の保全等；3. 排他的経済水域等の開発等の推進；4. 海上輸送の確保；5. 海洋の安全の確保；6. 海洋調査の推進；7. 海洋科学技術に関する研究開発の推進等；8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化；9. 沿岸域の総合的管理；10. 離島の保全等；11. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進；12. 海洋に関する国民の理解の増進

2) 第3期海洋基本計画第2部で示された9項目の施策のうち重要な取り組み

Q11 「第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」として示された1～9の中で、あなたが重要な取り組みと考えている施策を3つ選んでください。

Q11 についての結果のうち、海洋環境の維持・保全に関するものについて以下に示す。

9項目の施策（1.海洋の安全保障、2.海洋の産業利用の促進、3.海洋環境の維持・保全、4.海洋状況把握(MDA)の能力強化、5.海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等、6.離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進、7.北極政策の推進、8.国際的な連携の確保及び国際協力の推進、9.海洋人材の育成と国民の理解の増進）のうち、重要な取り組みと考えられているものを（最も重要な取り組み×3点、2番目に重要な取り組み×2点、3番目に重要な取り組み×1点の合計点で）点数化した。

その結果、「3. 海洋環境の維持・保全」は169点で第4位となった。

その他の施策の点数は、「1. 海洋の安全保障」が171点、「2. 海洋の産業利用の促進」が232点、「4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化」が75点、「5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等」が170点、「6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進」が73点、「7. 北極政策の推進」が8点、「8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進」が26点、「9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進」が102点であった。

順位では第1位が「2. 海洋の産業利用の促進」(232点)、以下それぞれ1点差で、第2位が「1. 海洋の安全保障」(171点)、第3位が「5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等」(170点)、という結果となった。



図 24 (Q11) 第3期海洋基本計画第2部で示された9項目の施策のうち重要な取り組み(全体)

「最も重要な取り組み」として選ばれた施策は、多い順に「1. 海洋の安全保障」(42件)、「2. 海洋の産業利用の促進」(37件)、「3. 海洋環境の維持・保全」(30件)、「5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等」(28件)であり、1位と2位、3位と4位が、それぞれ点数化の結果と逆転した。

表 11 (Q11) 第3期海洋基本計画第2部で示された9項目の施策のうち重要な取り組み(全体)

選択肢	全体		
	①	②	③
1. 海洋の安全保障	42	17	11
2. 海洋の産業利用の促進	37	47	27
3. 海洋環境の維持・保全	30	23	33
4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化	10	20	5
5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等	28	35	16
6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進	13	7	20
7. 北極政策の推進	1	0	5
8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進	0	8	10
9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進	10	14	44
ND	4	4	4
NE	8	8	8
total	183	183	183

所属別にみると、地方自治体職員と大学等教職員の第1位は「3. 海洋環境の維持・保全」となっている。その他の所属別では、研究機関役職員の第1位は「5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等」、団体役職員および民間企業役職員の1位は「2. 海洋の産業利用の促進」となっており、所属ごとの興味の対象を反映する結果となった。

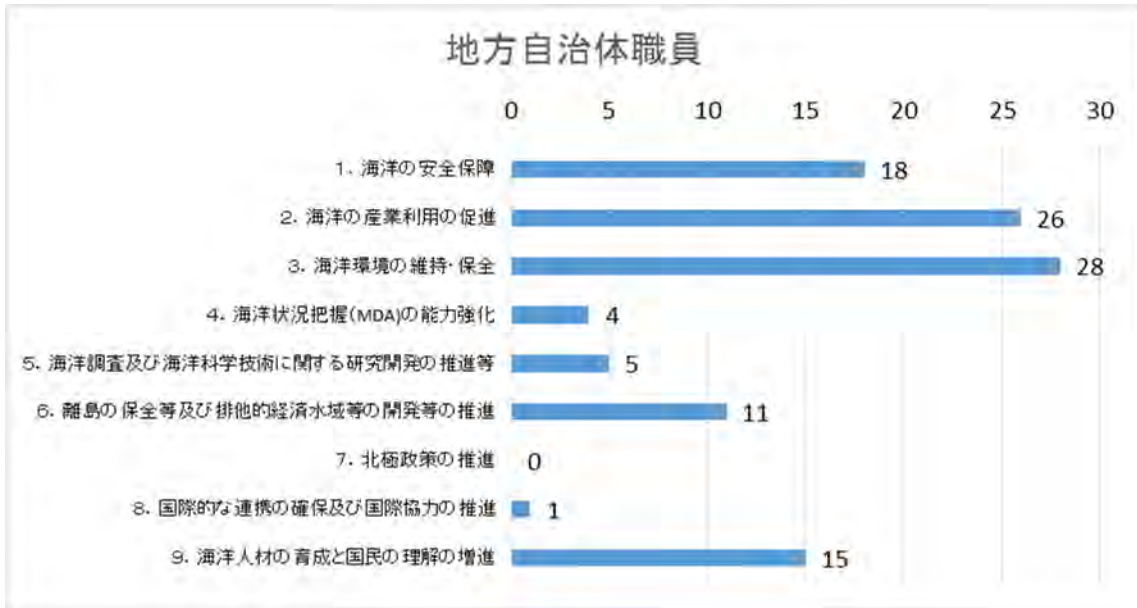


図 25 (Q11) 第 3 期海洋基本計画第 2 部で示された 9 項目の施策のうち重要な取り組み (地方自治体職員)

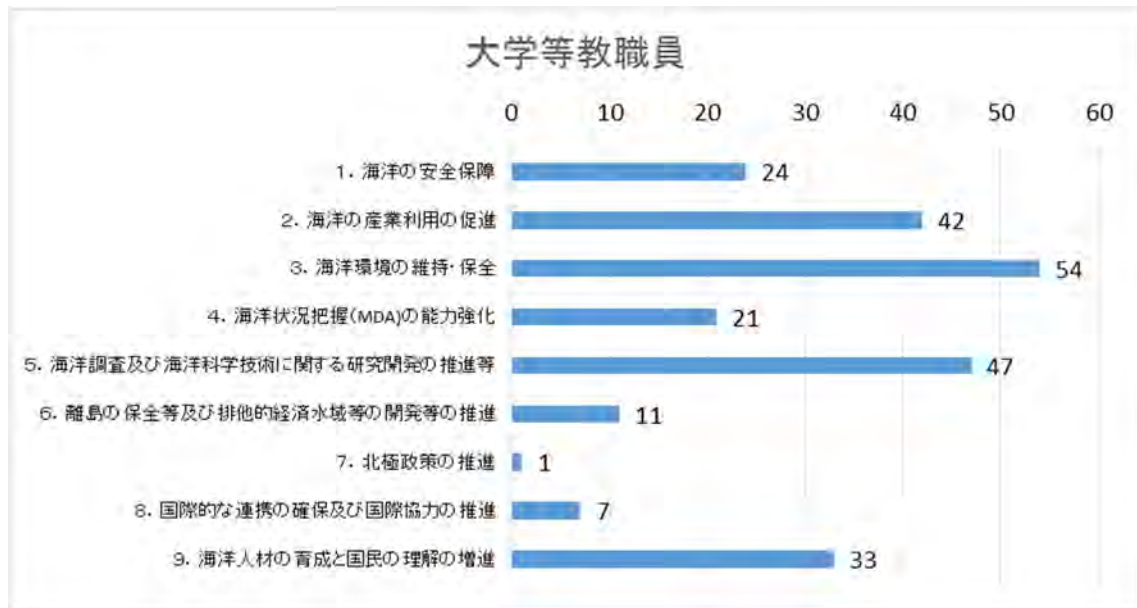


図 26 (Q11) 第 3 期海洋基本計画第 2 部で示された 9 項目の施策のうち重要な取り組み (大学等教職員)

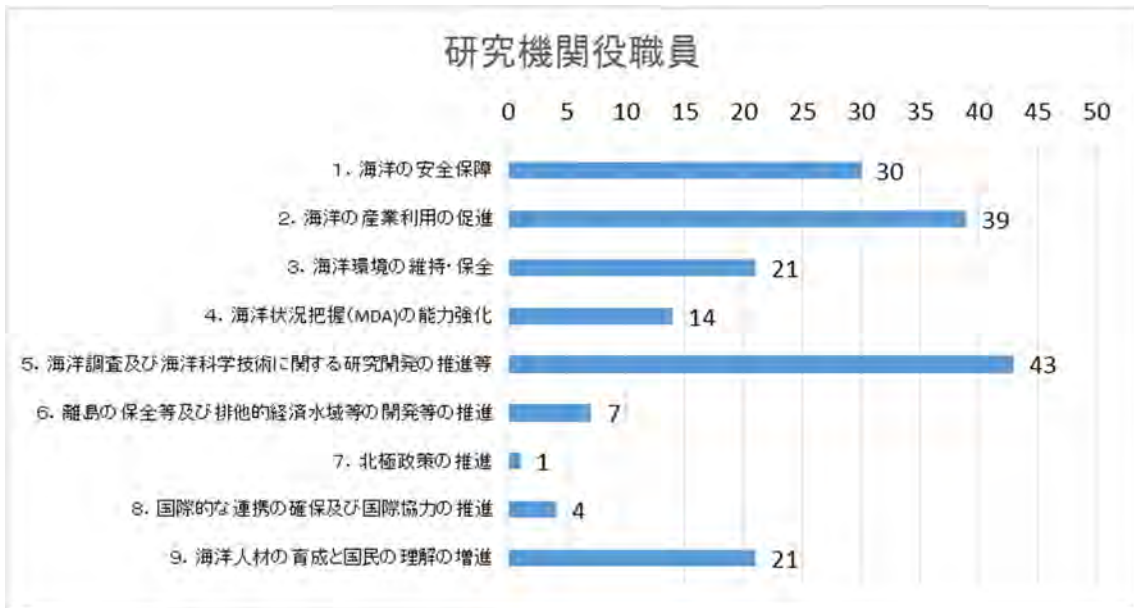


図 27 (Q11) 第 3 期海洋基本計画第 2 部で示された 9 項目の施策のうち重要な取り組み (研究機関役職員)

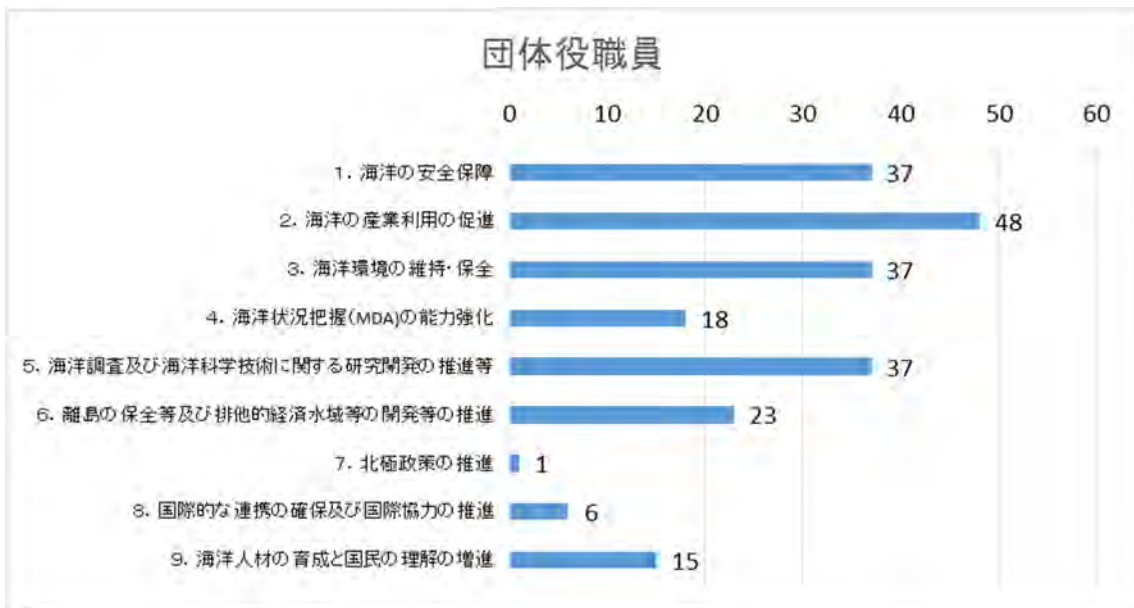


図 28 (Q11) 第 3 期海洋基本計画第 2 部で示された 9 項目の施策のうち重要な取り組み (団体役職員)

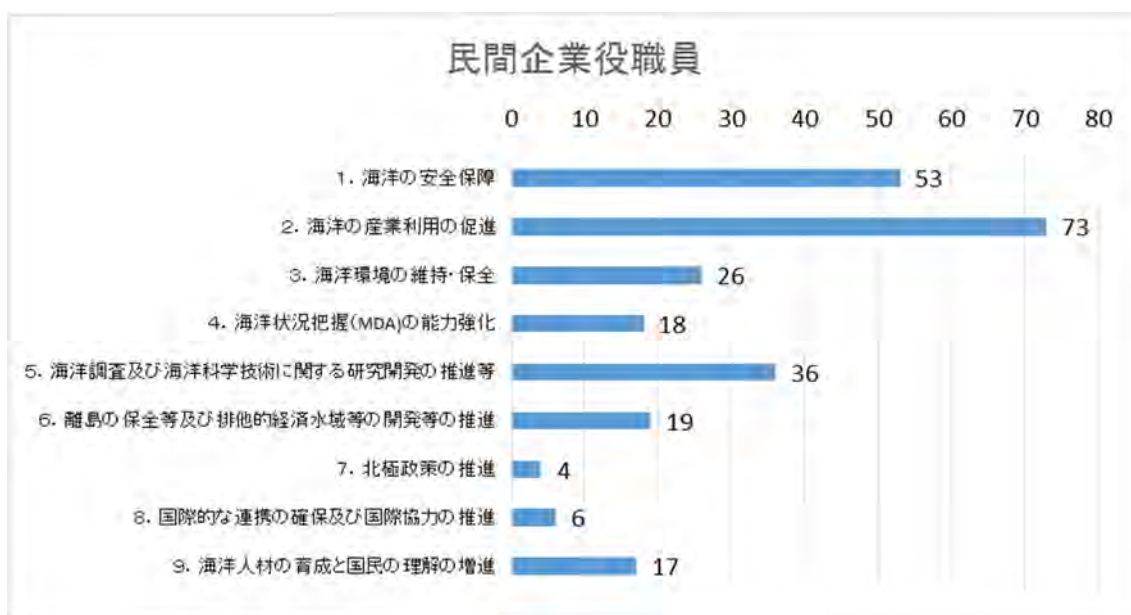


図 29 (Q11) 第 3 期海洋基本計画第 2 部で示された 9 項目の施策のうち重要な取り組み(民間企業役職員)

回答者が選んだ「最も重要な取り組み」と「2 番目に重要な取り組み」との関係を見ると、最も重要な取り組みの第 3 位である「3. 海洋環境の維持・保全」を選んだ回答者 30 名については、最多の 30%にあたる 9 名が「5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等」を選んでいて、次いで 23%にあたる 7 名が「2. 海洋の産業利用の促進」、20%にあたる 6 名が「9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進」を選んでいて。

また、「最も重要な取り組み」は、表 11 で示したとおり、「1. 海洋の安全保障」、「2. 海洋の産業利用の促進」の順であるが、その中で「2 番目に重要な取り組み」として「3. 海洋環境の維持・保全」を選んだのは、前者では 2.4%にあたる 1 名、後者では 13.5%にあたる 5 名と少ない。「2 番目に重要な取り組み」として「3. 海洋環境の維持・保全」を選んだ比率が高かった項目としては、「5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等」(「最も重要な取り組み」28 名(4 番目))では 28.6%にあたる 8 名、「9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進」(同前 10 名(6 番目))では 50%にあたる 5 名であった。

さらに、「2. 海洋の産業利用の促進」と「3. 海洋環境の維持・保全」の関係を見ると、「最も重要な取り組み」として「2. 海洋の産業利用の促進」を選んだ 37 名のうち 5 名(13.5%)が「2 番目に重要な取り組み」として「3. 海洋環境の維持・保全」を、「3 番目に重要な取り組み」として 10 名(27.2%)が選択した。なお、「2. 海洋の産業利用の促進」を選んだ 37 名のうち、「2 番目に重要な取り組み」として最も選ばれたのは「5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等」で 16 名(43.2%)、「3 番目に重要な取り組み」として最も選ばれたのは「9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進」で 13 件(35.1%)となっている。

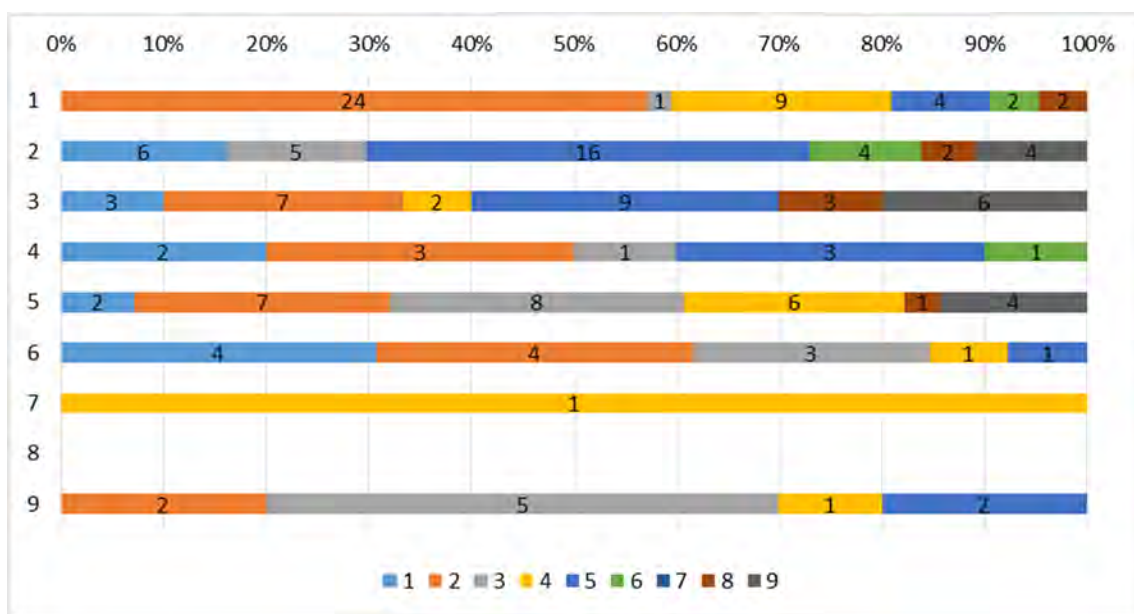


図 30 (Q11)「最も重要な取り組み」と「2番目に重要な取り組み」とのクロス結果
 注) 縦軸および凡例の番号 1~9 は第 3 期海洋基本計画の 9 つの施策の番号を表す。

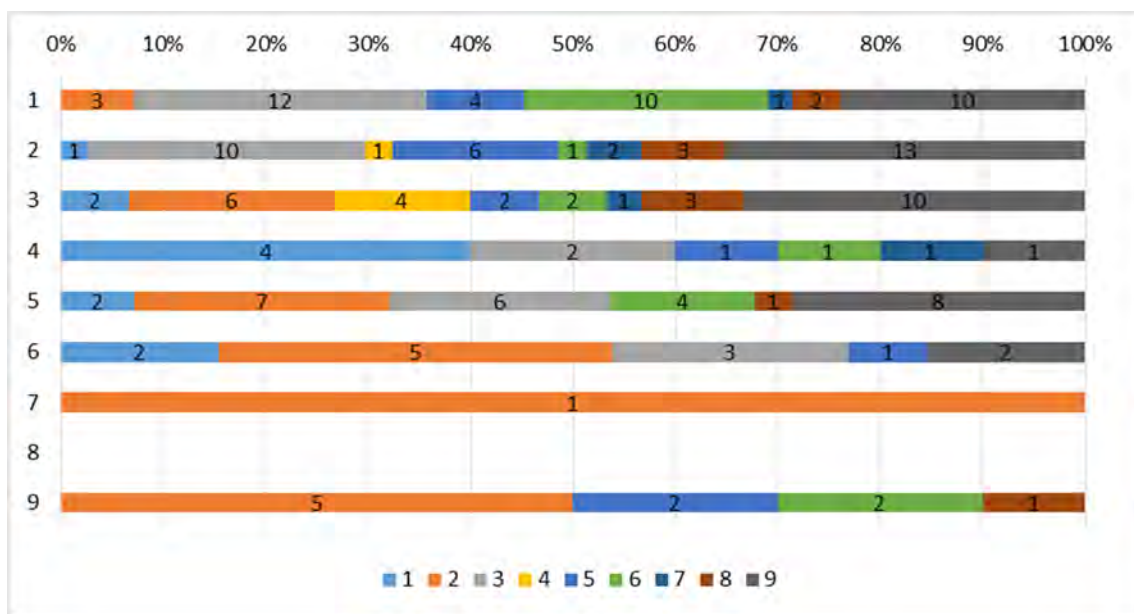


図 31 (Q11)「最も重要な取り組み」と「3番目に重要な取り組み」とのクロス結果
 注) 縦軸および凡例の番号 1~9 は第 3 期海洋基本計画の 9 つの施策の番号を表す。

Q2 と Q11 のクロス集計をおこない、回答者が海洋基本法の 12 の基本的施策の中で「最も重要な取り組み」と考えている施策と、第 3 期海洋基本計画の 9 つの施策の中で「最も重要な取り組み」と考えている施策との関係を確認した。海洋基本法において「最も重要な取り組み」として「2. 海洋環境の保全等」を選んだ回答者 26 名のうち 81%にあたる 21 名が、

第3期海洋基本計画で「3. 海洋環境の維持・保全」が最も重要だと回答していた。海洋基本法の12の基本的施策と第3期海洋基本計画の9つの施策の選択には明確な関連があり、同様の内容が記載された施策を選択していることが確認された。

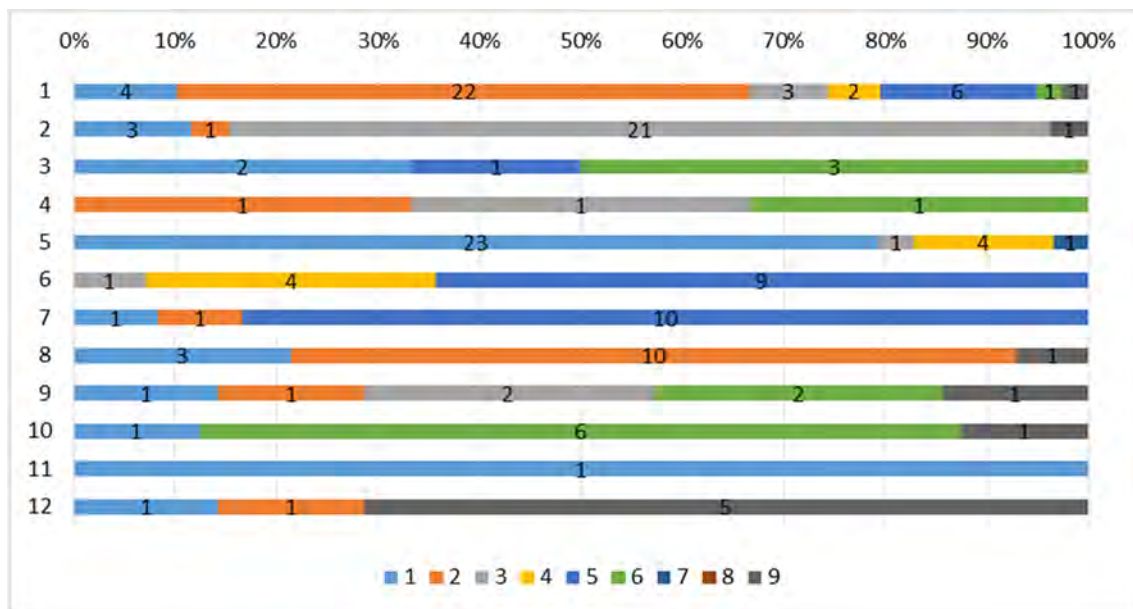


図 32 (Q11) Q2×Q11 のクロス結果

注) 縦軸の番号1~12は、海洋基本法の12の基本的施策の番号(1. 海洋資源の開発及び利用の推進; 2. 海洋環境の保全等; 3. 排他的経済水域等の開発等の推進; 4. 海上輸送の確保; 5. 海洋の安全の確保; 6. 海洋調査の推進; 7. 海洋科学技術に関する研究開発の推進等; 8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化; 9. 沿岸域の総合的管理; 10. 離島の保全等; 11. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進; 12. 海洋に関する国民の理解の増進等)

凡例の番号1~9は、第3期海洋基本計画の9つの施策(1.海洋の安全保障、2.海洋の産業利用の促進、3.海洋環境の維持・保全、4.海洋状況把握(MDA)の能力強化、5.海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等、6.離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進、7.北極政策の推進、8.国際的な連携の確保及び国際協力の推進、9.海洋人材の育成と国民の理解の増進)の番号を表す。

3)「海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」として示された9項目のうち最も重要だと考える理由

Q12 あなたが選んだ3つの施策項目のうち、最も重要な取り組みについて、そのように考える理由を記入して下さい。

「3.海洋環境の維持・保全」を最も重要な取り組みとした理由として、資源利用や産業の発展等、持続可能な海洋の利用の大前提となるのが海洋環境の維持・保全であることを指摘する意見が多くみられた。

例えば、海洋環境の健全な維持がなされて初めて海洋開発や海洋産業発展の繁栄を享受できる、今後の産業利用促進のためには基盤としての環境維持・保全がますます重要、海洋産業を持続可能な形にすることは今後の人類全体にとって重要、環境と調和した持続可能な海洋の産業利用が必要である等、ブルーエコノミーの考え方に近いような意見もみられた。

また、環境分野は利益が得られ難いため政府による方針とそれに基づく財政支援がなければ進展が難しいことや、環境は外交、安全、産業に関係があること等も指摘された。

4) 海洋に関連した他の基本計画の認知度

Q19 海洋政策については、防衛政策、科学技術政策、水産政策、エネルギー政策、環境政策、宇宙政策等とともに推進されることが求められます。他方、それらの国の政策については、海洋と同様に、基本法があり、それに基づく基本計画が策定されています。上記の海洋に関連した施策を含む他の基本計画等について、ご存知ですか？

アンケートでは、海洋に関連した他の基本計画の認知度について、科学技術基本計画、水産基本計画、エネルギー基本計画、海洋エネルギー・鉱物資源開発計画、環境基本計画、生物多様性国家戦略、海洋生物多様性保全戦略、宇宙基本計画、SDGs：持続可能な開発目標、BBNJ：国家管轄権外区域の海洋生物多様性、の10の基本計画等について質問した。

その結果について「よく知っている」と「少しは知っている」を合計したものを認知度とすると、割合が高い順に、第1位が「SDGs：持続可能な開発目標」で123件(67.2%)、第2位が「エネルギー基本計画」で120件(65.6%)、第3位が「環境基本計画」で115件(62.8%)、僅差で第4位が「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」で112件(61.2%)という結果となった。認知度が最も低いのは「宇宙基本計画」で61件(33.3%)と3割強であった。環境保全に関連する計画等では他に「生物多様性国家戦略」「海洋生物多様性保全戦略」があるが、それぞれ83件(45.4%)、79件(43.1%)であった。

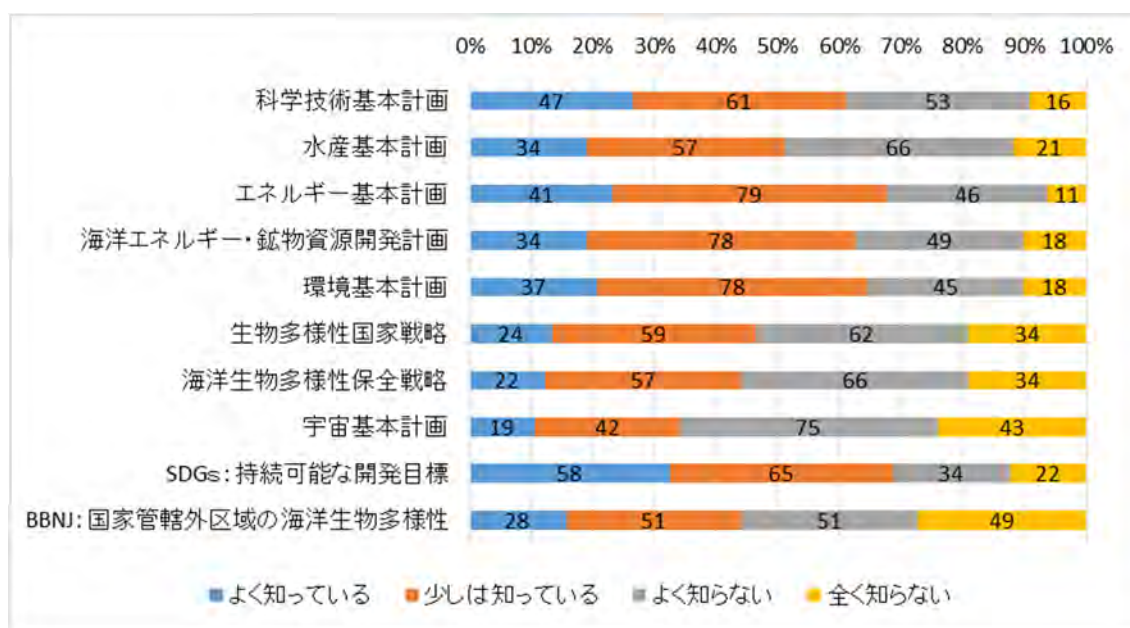


図 33 海洋に関連した他の基本計画の認知度（全体）

5) 自由意見記述

Q21 我が国の今後の海洋政策、第3期海洋基本計画、あるいは本アンケートについてのご意見、感想、コメント等、ご自由にお書き下さい。

ブルーエコノミーに関連する記述として、健全な海洋産業による海洋の持続可能な開発・利用と環境保全との Win-Win 関係を構築することの必要性はあるとしながらも、経済性優先ではなく、基盤となる環境保全の取り組みが前提との認識が不可欠であるとの意見がみられた。

また、海洋科学に関する研究、海洋環境保全、人材育成等への注力を望む声や、地球温暖化の災害の観点から海洋環境の重要性を指摘するものや、海洋立国として我が国が海洋の環境保全や海洋産業分野等で世界を牽引することを期待するものもあった。

意見記述の中で、「ブルーエコノミー」に近い考え方はみられたものの、残念ながらキーワードとして「ブルーエコノミー」はあらわれておらず、ブルーエコノミーに関し、周知をする必要性が明らかとなったと考えられる。

(2) 地域における動向

① 三重県・志摩市

志摩市においては、本年度、SDGs 未来都市に選定され、「新しい里海」を標榜して進めてきた「まちづくり」の柱として SDGs（持続可能な開発目標）を据え、新たな展開を目指してきた。

2018年5月8日には、職員を対象とし、SDGsの解説と、特に海のSDGsに関する世界

の議論の紹介地方自治体が SDGs を取り入れていくことの意義（協働と共益）についての講義とワークショップからなる特別研修を実施した。志摩市は、6月のSDGs未来都市の選定を受け、8月に志摩市SDGs未来都市計画を発表し、志摩市の地方創生を目指している⁴⁸。計画では、SDGsの理念を踏まえて環境・経済・社会の三側面の連携を重視し、農林水産業や観光業などの基盤となる豊かな自然環境を保全し農林漁業と観光業など多様な主体が連携して地域の経済循環を生み出しながら、住み続けることが出来るまちづくりを目指すとしている。

② 岡山県・備前市

備前市においては、本年度、3回の専門部会を実施するなど、備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM⁴⁹の活動を充実させるとともに、里海と里山と「まち」をつなぐ交流拠点推進構想の検討を進めるなど新たな展開を模索してきた。ブランド推進協議会では、4つの部会を中心に、ボトムアップの活動が活発化している。里海・里山ブランド戦略部会では、8つのブランドを認証し、新たな資源の発掘と開発に寄与している。まちを愛するものだけがたり部会では、「備前焼の歴史」冊子を作成し地域資源の正しい歴史記録を共有し、発信する事業を推進した。資源を活かした観光戦略部会では、魅力的な観光ルートの形成を目指して、ものがたり部会と合同で備前焼映画「ハルカの陶」へ参加したり、国内外の会議、フェスタへの参加・出典を行ってきた。里海・里山ブランド商品開発部会では、日生カルパッチョソースの開発・製造・販売に続いて、アマモ石鮎の開発などに取り組んでいる。

日生中学校を中心とする海洋教育については、日生町漁業協同組合との連携によるカキの養殖体験やアマモ場再生活動、岡山学芸館高校や日生西小学校との連携による聞き書き学習などを通して多角的に展開しており、学校と地域をつなぎ、人を育てる総合学習として確立しつつある。後述するように、2018年8月25日に備前市立日生市民会館で開催された『里海』生誕二十周年記念シンポジウムにおいても、その活動が取り上げられるとともに、2019年1月26日には、【地域カンファレンス】海洋教育シンポジウム⁵⁰として、小学生・中学生・高校生が自らの言葉で発信・議論する会議が開催され、学校教育が「地方再生」に果たす役割が再認識された。

③ 沖縄県・竹富町

竹富町においては、町政70周年を迎える本年度、第2次竹富町海洋基本計画をとりまとめ、2018年8月31日には、第11回海洋立国推進功労者表彰を受賞した。9月24日には、

⁴⁸ 志摩市SDGs未来都市サイト <https://www.city.shima.mie.jp/kakuka/SDGs/>（2019年2月28日アクセス）

⁴⁹ 協議会サイト <https://www.satoumi-satoyama.jp/>（2019年2月28日アクセス）

⁵⁰ シンポジウムの開催について <https://www.env.go.jp/press/105665.html>（2019年2月28日アクセス）

東京の国立劇場にて竹富町の民俗芸能「世乞い（ゆーくい）」を公演し、2019年1月20日には、竹富町海洋シンポジウムを開催するなど、内外に向けて存在感を示し、大いにアピールする年となった⁵¹。

5月に取りまとめられた第2次竹富町海洋基本計画は、地域的な人口減少、観光客の増加に伴う開発の圧力や自然環境への影響、国内の海洋基本計画の改定、国際的なSDGs、気候変動の緩和・適応、生物多様性保全に向けた動きなどを反映している。わが国の国境離島としての役割を踏まえ、貴重な大自然と文化の継承、より良い生活環境の実現などについて21の施策項目と、70の具体の実施項目について、対象、課題と現状、達成目標（計画期間、将来）を示している⁵²。

海洋立国推進功労者表彰は、【ふるさとの美ら海（ちゅらうみ）と新たな海洋立国への貢献】を認められたもので、2011年3月に地方公共団体として初の海洋基本計画となる「竹富町海洋基本計画」を策定したこと、世界自然遺産候補地である西表島や日本最大のサンゴ礁海域である石西礁湖などの貴重な自然環境を保全への努力、第2次竹富町海洋基本計画策定に向けた取組などが評価された。

9月24日の「世乞い」では、竹富町の9つの有人島の古謡、舞踏、歌舞、狂言、棒芸、神行事などが約3時間にわたり披露され、その伝統芸能の奥深さの一端を聴衆に披露した。

1月20日の竹富町海洋シンポジウム⁵³では、13:00から20:30に至る7時間半に及んで、7か所のサテライトおよび、本部である竹富町役場（石垣島）を高速インターネット回線をつなぎ、ZOOMシステムを用いて、相互方向の映像共有の下、オープニング、基調講演第1部、基調講演第2部、健康増進プログラム、小中学生クイズ選手権、パネルディスカッション、島々交流「ぶがり直し」が行われた。

オープニングでは、西大舩竹富町長と新垣県町村会長から挨拶があり、「島しょ型自治体」としての竹富町ひいては、南西諸島の振興への期待と覚悟が表明された。また、開会にあたりお祝いのビデオメッセージが大城琉球大学学長、花城美ら海財団理事長からとどけられ、異口同音に「島の宝」の大切さが強調された。

基調講演第1部として、土屋琉球大学名誉教授から竹富町の海洋基本計画について、講演がなされた。特に、竹富町の自然資産の大切さ、特異性を紹介し、生物多様性と生物生産の大切さが紹介されるとともに、「自然をまるごと考える」という総合的な視点の重要性が指摘された。

基調講演第2部として、安達内閣府参事官から、第3期海洋基本計画と第2次竹富町海洋基本計画と題して、国の海洋基本計画の策定経緯と内容、それに対応した竹富町の海洋基本計画の特徴などが紹介された。

⁵¹ シンポジウムのポスターを参考資料として巻末に掲載した（資料2）。

⁵² 第2次竹富町海洋基本計画について <https://www.town.taketomi.lg.jp/topics/1534306354/>（2019年2月28日アクセス）

⁵³ <http://new-public-works.blogspot.com/2013/01/blog-post.html>（2019年2月28日アクセス）

健康増進プログラムでは、各島の高齢者に対する直接指導と島間の穀粒者交流を目的として、高齢者向けの健康体操「ピンピン体操」を、講師のいるメイン会場と複数の会場を小型ロボット「SOTA 君」を用いて連動させて実施した。

小中学生クイズ選手権：角川ドワンゴ学園、ニコニコ動画の協力を得て、海洋や地域的な問題を取り上げた「竹富町ふるさと発見小中学生クイズ選手権」を実施した。4つの島からの参加者と東京のスタジオを結んで実施された。

パネルディスカッション：8つの会場同時進行のプログラムとして、笹川平和財団海洋政策研究所の古川主任研究員がファシリテーターとして議事進行を行い、竹富町海洋行動宣言および、各参加者の My 海洋行動宣言の策定を行った。前段のプログラムの時間超過などにより、討議時間が短縮されてしまったため、成案の確定まで至らなかったが、宣言案を取りまとめることができた。

島々交流「ぶがり直し」として、昨年9月に東京の国立劇場で実施された「ゆーくい（竹富町民族芸能発表会）」の様子をオンラインで視聴し、全体の意見交換を進めた。

（3） 『里海』生誕二十周年記念シンポジウム

2018年8月25日に岡山県備前市日生市民会館にて「里海生誕20周年記念シンポジウム」がNPO法人里海づくり研究会議、おかやま環境ネットワークの主催、環境省共催等により開催され、角南篤所長および小林正典主任研究員が出席した。また、23-24日に小林主任研は阿賀および備前にて豪雨被災の牡蠣養殖場や人口漁礁であるシェルナースの生産工場を視察した。概要以下の通り。

1. 里海生誕20周年記念シンポジウム⁵⁴

冒頭、備前市 田原隆雄市長より、開会の挨拶があり、山や海など自然豊かな備前市における里海の取り組みの重要性を強調し、今回のシンポジウムの成功と関係者のネットワークの拡充を期待する旨の話があった。NPO法人里海研究会議の柳哲夫副理事長は、里山の取り組みの歴史と変遷を振り返り、日生でのアマモの再生と魚類の回復などを例に、人為的に劣化した海洋環境の改善を人為的な取り組みで回復することで海洋環境と海洋生態系の生産性の回復が確保できる実例が増えてきていることを指摘し、里海の取り組みが拡充させていくための人材育成、研究・調査、社会連携などの重要性を強調した。

シンポジウムでは、アメリカ西海岸、宮城県志津川、三重県志摩市、香川県、沖縄県恩納村などの例が示され、沿岸環境や自然支援を活かしながら進める観光や第6次産業の振興などの例が示された。当研究所の古川恵太郎部長は里海や沿岸域総合管理の考え方を示した上で、東京湾の取り組みについて紹介を行った。志津川では、震災復興以後、カキの養殖密度を抑制し、海洋環境配慮型のカキ養殖の実践を積み重ねてきたことで、養殖の持続可能性

⁵⁴ 同シンポジウムのポスターを参考資料として巻末に掲載した（資料3）。

に関する認証制度である ASC を取得していること、香川ではかがわ里海大学を設立し、一般の人々が里海の取り組みを学び、実践できる体制づくりが進められていること、恩納村では、もずくの養殖漁民がその収益の一部をサンゴの再生に充当するといった社会連携が機能していることなどの優良事例が注目された。

2. 備前市長表敬、日生視察

シンポジウムに先立ち、角南所長およびシンポジウムのパネル討論発表の部で司会を務めるミス日本海の日山田麗美氏等と共に、田原隆雄市長を表敬した。日生は歴史的に里海・里山の取り組みが実践されてきている一方、外国を含め外部からの移住者にも寛大な風土を持っていることが、こうした里海の取り組みが発展する基盤となっていると考えられるとの話があった。視察では、日生のみなどの見える丘公園、五味の市、頭島（かしらじま）の外輪（そとわ）海水浴場、定期船のりなは〜れを見学し、里海の取り組みや観光地を回ったほか、「はるかの陶」という備前焼を物語とした映画撮影の動きなど、地域活性化の取り組みについて地域の方々からの話を聞いた。撮影した写真等については、シンポジウムの際に活用した。

3. 呉のカキ養殖場、児島のシェルナース生産工場の視察

2018年7月の西日本豪雨では洪水や土砂流出などにより物損が発生し、カイ棚の一部も損壊した。被災以降、呉漁協や養殖業者関係者が復旧を急ぎ、視察の時点までの3週間の間にカキ棚は復旧していた。陸域から海に注ぐ川の増水に対応しようとするのと、満潮・干潮時の水面がカキ棚を適度に保つということを考えると、カキ棚を河口から海側に遠ざけた方が良いのか否かは判断が分かれるところとの話であったが、当面は原状復帰がなされた模様とのことであった。被害額は約3千万円という指摘であり、カキ養殖業者が主体的で懸命な復旧により、大きな外部資金に頼らずとも自主的な復旧が進められたとの話であった。

岡山県玉野市に所在する備南開発株式会社では海洋建設株式会社の発注を受け、シェルナース本体の鉄枠の作成を行っている。大きさは2.5メートルの正方形で下部をモルタルで固定する形をとっている。鉄製であるためプラスチックと異なり、紫外線で劣化することはない。JIS規格となっていない。他には別な会社で75cmの立体の試用品を作成している。中にはカキ殻を入れることが主で、ホタテなどを入れる実験も行ったことがある。エビ、タイ、ハタなどの稚魚がつく。日本では特許を取得したが20年経過し、特許権は消滅している。メキシコでJICAの支援を仰ぎ、試行を行っていて、将来的にはライセンス生産なども考えられるが、生産管理や売り上げの管理など課題が想定されている。

	
<p>里海生誕 20 周年シンポジウム</p>	<p>田原隆雄備前市長（中央）</p>
	
<p>日生のカキ養殖</p>	<p>五味の市</p>
	
<p>日生駅港・鴻島・大多府島・頭島を結ぶ定期船のりなは〜れ</p>	<p>呉のカキ養殖場</p>
	
<p>備南開発シェルナース製造工場</p>	<p>シェルナース試行品</p>

図 34 『里海』生誕二十周年記念シンポジウムおよび備前市視察の様子

(4) 全国アマモサミット 2018 in 阪南⁵⁵

2008年の横浜大会を皮切りに、「アマモ」や「アマモ場」を象徴的なキーワードとして、海の自然再生・保全を目指し、全国各地の沿岸域が抱える環境問題をテーマに、毎年地域の事例発表や意見交換の場として、全国各地で全国アマモサミットが開催されてきた。

2018年11月2日~4日にかけて、大阪府阪南市立文化センター（サラダホール）において、第35回沿岸環境関連学会連絡協議会ジョイント・シンポジウム、海辺の自然再生・高校生サミットを併設して、全国アマモサミット 2018 in 阪南が「ここにある魚庭（なにわ）の海 きづこら・うごこら・つなごら ～5つのヒント・50,000の約束～」をテーマ行われ、延べ1,400名の参加者を得た。

① 第35回沿岸環境関連学会連絡協議会ジョイント・シンポジウム

11月2日に開催されたジョイントシンポでは、「大阪湾における藻場再生の意義と可能性」をテーマに、藻場の重要性や発展性、大阪湾での藻場再生のあり方について、産官学がどの様に連携していくべきか、地域へどの様に還元していくべきかを、産官学それぞれの取組みをもとにディスカッションすることを目的として、実施された。

開会で、全国アマモサミット実行委員会の大塚・岩井副委員長からの挨拶、趣旨説明があり、本シンポジウムに先立って行われた2年前の第32回沿岸環境関連学会連絡協議会ジョイント・シンポジウムの議論についての紹介が、NPO里海づくり研究会田中議事務局長から行われた。

第1部では、藻場の持つ機能や可能性、将来性と題して、ブルーカーボン／ブルーエコノミー／ワイズユーズをキーワードに、アマモ場を含めた藻場の機能と役割、水産における藻場とアマモ場の重要性、藻場とアマモ場による赤潮及び貝毒プランクトンの抑制効果、造成干潟・藻場の価値および持続可能性の定量化、ブルーカーボンとしてのアマモ場の可能性、沿岸域総合管理とブルーエコノミーなどが紹介された。

第2部では、藻場とアマモ場を取り巻く施策と再生技術の現状と題して、水産資源／国家施策／民間技術をキーワードに、水産庁の取り組み、瀬戸内海における藻場とアマモ場再生、民間による環境修復再生技術の事例紹介などが行われた。

第3部では、大阪湾の現状と地域行政の取組みと題して、大阪湾の藻場／大阪湾沿岸の施策・事例をキーワードに、大阪府の取り組み、国による大阪湾再生の取組み、研究者による大阪湾における藻場再生・環境再生の現状などが報告された。

第4部の総合討論では、大阪湾における藻場再生の現状と将来性をテーマに、大阪府立大の大塚教授がコーディネーターとして、会場からの質問、パネリストからの追加発言などがなされ、価値と危機の見える化や将来に向けた投資の必要性などが議論された。

⁵⁵ 大会サイト <http://www.hannannoumi.com/> (2019年2月28日アクセス)

② 全国アマモサミット 2018 in 阪南

11月3日を中心に、第11回目となる全国アマモサミットが開催された。は、各地で独自の取組みがなされることが特徴である。

「ここにある魚庭（なにわ）の海 きづこら・うごこら・つなごら ～5つのヒント・50,000の約束～」をテーマとする本サミットは、オープニングセレモニーとして、阪南市立東鳥取小学校の合唱部が「我は海の子」など海にちなんだ歌で『ウェルカムコーラス』を行うことで始まった。

その後、開会式にて、奥野実行委員長が開会宣言をし、大会長である、水野阪南市長から「はだしで行ける海がある阪南」を知ってもらいたいという思いから本大会を開催するという趣旨の挨拶がなされた。来賓として、大阪府知事（代理）、近畿関東地方整備局長田副局長があいさつし、同席している阪南市議会議員などが紹介された。

基調講演では、NPO 法人海辺つくり研究会 理事・事務局長の木村尚氏が『アマモ場再生活動の持つ多様な意味』を講演し、アマモ再生の意義と共に、人が自然の一部であることを認識することの大切さなどが強調された。

それに続く第1セッションは、“はんなんの森里川海”きづこらとして、『海の恵みと営み』について掘り下げている発表、対話などが紹介された。

午後には、阪南市立桃の木台小学校の落語研究会による小話と大喜利、阪南市立鳥取中学校によるダンスなどで子どもたちが地域の魅力を紹介した。

第2セッションは“はんなんの森里川海”うごこらとして、阪南で活動する奨学生、高校生、そうした活動を支えるNPO、財団等から発表があった。

第3セッションは、パネルディスカッションとして“はんなんの森里川海”つなごらと題し、全国のアマモサミット開催地から、サミットをきっかけとしての動きなどが紹介され、パネリスト、会場からの意見を集約した大会宣言⁵⁶が取りまとめられた。

本宣言を実現すべく、阪南市においては、既に2019年度に海洋教育パイオニアスクールプログラム事業の地域展開部門に応募し、総合的な海洋学習の実施に向けた取組みや、チーム☆ガサと呼ばれる地域の活動グループの結成、大会時に展示していたアマモ水槽の地域展開等活発なフォローアップの事業が開始されている。

⁵⁶ 同宣言文を巻末に参考資料として掲載した（資料4）。

第2部 国際漁業政策に関する政策研究

国際漁業政策についての情報収集に努めるとともに、ハワイ大学と東西センターが主催する「第7回環境未来国際会議」、フランス領ポリネシア島嶼研究環境観測センター、ポリネシア大学太平洋人間科学研究所が共催する「太平洋広域海洋保護区ワークショップ」、世界貿易機関(WTO)が主催する「Public Forum 2018」、「国際法学会2018年度研究大会」等に参加し、自然エネルギーを活用した漁業養殖、海洋保護区による水産資源の保護、漁業補助金の規制等に関する国際的、法的、経済的な議論をフォローし関係者と意見交換を行った。現地調査により、クック諸島・キリバス・フランス領ポリネシアによる多国間海洋保護区構想等、パラオにおける海洋資源の保全と持続可能な利用を通じた地域経済振興と地域社会の自立化について情報収集した。

第1章 国際漁業政策に関する研究状況

漁業政策を巡る日本と世界の現状と課題

水産業は、食糧として水産物供給のみならず、栄養塩類を生みから陸へ回収する物質循環保管機能や海藻や牡蠣の養殖などを通じた水質浄化および環境・生態系保全機能や文化交流機能等多面的な役割を担っている重要な産業である^{57,58}。一方で水産資源の枯渇や違法漁業、そのための対策など幅広い課題が国際社会で取り組まれている一方、地域や国、地域社会においてその取り組みの実効性には大差があり、また各々が抱える諸条件等に照らした対策が必要となる。以下、現況と課題に関する調査内容のとりまとめを提示する。

(1) 日本の水産政策

① 日本の水産政策の概況

日本における水産業は、食料として水産物を供給する一方、雇用確保や関連産業の活性化、水産物輸出などを通じて日本の社会経済を支える基幹産業である。こうした社会経済的な便益に加え、栄養塩類を海から陸へ回収する物質循環の補完や海藻や牡蠣の養殖などを通じた水質浄化、さらには文化の伝承や交流といった多面的機能を水産業は担っており、持続可能な水産業の推進は日本にとり重要な役割を果たしている。日本は領海と排他的経済水域を合わせた管轄海域では世界6位と位置付けられ⁵⁹、沿岸の長さでは世界7位⁶⁰、単位領

⁵⁷ 水産庁：水産基本計画，平成24年

⁵⁸ 小野征一郎：水産業・漁村の多面的な機能の意義，学術の動向 Vol. 9 No. 9, pp.15-22, 2004.

⁵⁹ 社会実情データ図録：海洋国日本 <http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/9410.html>. (参照 2017-03-15)

⁶⁰ World By Map: Coastline Lengths. <http://world.bymap.org/Coastlines.html>, (参照 2017-03-15)

土面積に占める海岸線の長さ (km/1,000km²) では世界 3 位⁶¹と地勢的に海岸や海洋に依拠して成り立つ海洋国家である。

水産業は、漁業や養殖だけでなく、そうした経済活動と連動する水産加工業や流通、飲食サービス、宿泊・観光、漁船や漁具の維持管理、燃料、製氷、飼料等、幅広い関連産業を支えている。

その一方で、一部改善の兆しは見られるものの、漁業分野においては総じて、日本の水産物生産量の減少や漁業者当の経営の悪化、漁村の衰退などの課題が浮き彫りになっており、持続可能な水産業の実現にはより一層の取り組みが求められている。本稿では、近年の日本の漁業に見られる主たる傾向や主要課題について概括する。

②日本の水産業の主たる傾向

(i) 低減する漁獲

日本の水産業は、戦後、漁獲量拡大の一途をたどっていたが、1986 年をピークにその後減少に転じ (図 35)、海面漁獲量では、1956 年比率で 17.8%減、ピークの 1986 年と比較すれば 68.7%減少している、いわば斜陽産業としての危機に直面してきている。こうした減少傾向は、2005-2015 年の過去 10 年間に遡って漁業別に見ても明らかで、過去 10 年において、総生産は 18.7%減少 (海面漁業生産の減少率は 18.5%) となっている (図 36)。



図 35 日本の海面漁獲量の推移 (1956-2015)

総務省統計局 (2017) <http://www.e-stat.go.jp> 注: 養殖を除く

⁶¹ 水産庁: 水産白書, 平成 27 年度

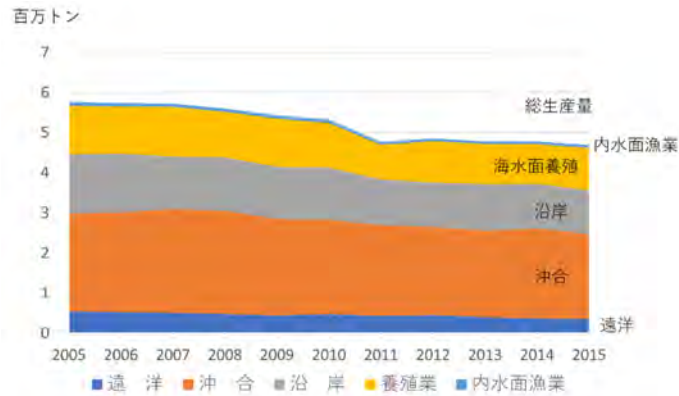


図 36 日本の漁業生産の推移 (2005-2015)

総務省統計局 (2017) <http://www.e-stat.go.jp> 参照作成。注：内水面漁業は養殖も含む。

こうした漁業生産の減少傾向は、世界の潮流と相反する。世界の漁業生産は戦後の 1950 年以降、一貫して拡大基調にあり、日本の漁業生産がピークを迎えた 1986 年以降と比較し、2015 年の漁業生産量は海面漁業で 84%、海面と内水面漁業の双方を合算すれば 132% の増加となっている (図 37)。世界の人口増加率に増して、世界の食料供給は拡大を続けているが、さらにその中でも水産物食料供給は飛躍的に増大している (図 38)。



図 37 世界の漁獲量推移 (1950-2015)

国連食糧農業機関 (FAO) データベース www.fao.org/figis

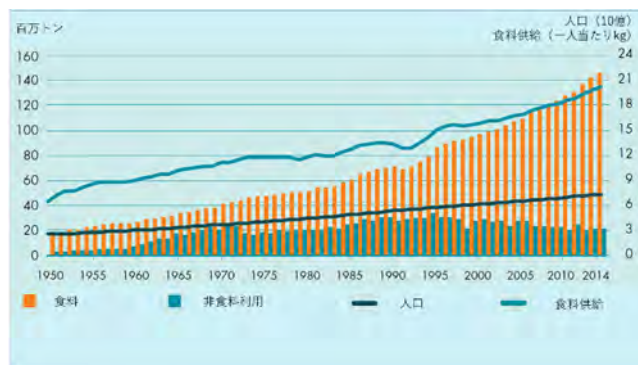


図 38 世界の水産物利用と供給

世界漁業・養殖業白書 (2016) 国連食糧農業機関 (FAO)

世界の水産業が飛躍的に拡大するなかで、日本の水産生産量が減退していることは、必然的に個々の漁民の収入やそれに伴う後継者や新規参入者の確保にも影響を及ぼしている。

(ii) 低減する漁業収入

漁獲量が低下する一方で、漁船や燃料費などの高騰により漁労支出が増加している。その結果、漁家の漁労所得は2007年時点では平均274万円であったものが、2013年には200万円を割り189万5千円となり、翌2014年は199万円と同水準にとどまっている。漁業法人については、漁労支出が漁労収入を上回る赤字の状態を漁労外収入で穴埋めし、経常利益を黒字に維持しているという状態となっている。

(iii) 高まる船齢

登録漁船は2002年の24万6千隻から2012年には18万3千隻に減少していく中で、船齢の高まりも顕著となっている。指定漁業、いわゆる大規模な商業漁業に従事する漁船の船齢の中央値は23年で、船齢30年以上の船は17.5%、20年を超える船は56.5%となっている(2015年)。また、これに沿岸漁業に従事する小型船も含めれば、船齢20年を超える漁船が全体の73.4%を占めている。漁業会社や漁民の経済状況を踏まえれば、漁船更新に不確実性が残る。また、船齢の高まりは漁業効率や収益性の改善、国際競争力の強化を実現していく上で障害となっており、漁船の更新に向けた適切な措置が求められる。

(iv) 高齢化する漁民

2003年に23万8千人いた漁民のうち、60歳以上は46.2%を占めていたが、2015年には漁民は16万7千人に減少する一方で、60歳以上が48.9%を占め、漁民の減少と高齢化が進んでいる。注視できるのは新規就業者の推移で、2005年には1,256人だったものが、2014年には1,875人と過去との比較では減少傾向にないという点である。

(v) 漁港の寡占化

漁民の減少や漁船の減少が進む中で、漁港の数はそれほど大きく減少には転じていない。2005年には2,923あった漁港は2015年には微減し2,879となっている。これの数値の解釈は分かれるところであるが、指摘できるのは、漁港の利用効率が低下し、集約化を求める指摘がなされている点である⁶²。漁獲量や漁船の減少は軒並み全国の漁港都市経済の停滞を招いている⁶³。その他、漁港によっては、過去40年間に漁獲量が20分の1に縮小している下関漁港の例や⁶⁴、漁獲量が乱高下する境港の例⁶⁵があげられている。

(vi) 漁協改革

日本の漁業協同組合(漁協)は、明治時代の漁業組合に端を発し、戦後、その数は増大したものの、1960年代から合併や合理化を進めてきた。漁協は指導、販売、購入、信用、共済事業など多面的な事業を展開してきている。2012年の漁業基本計画では、漁業改革につ

⁶² 小松正之：日本の食卓から魚が消える日，日本経済新聞出版社，2010。

⁶³ 濱田武士：日本漁業の真実，千曲書房，2014。

⁶⁴ 小松正之：ウナギとマグロだけじゃない！日本の海から魚が消える日，大日本印刷，2014。

⁶⁵ 勝川俊雄：漁業という日本の問題，NTT出版，2012。

いて、漁業の活性化手段のひとつである、加工・販売を連動させた6次産業化を祖住める中で、漁協が重要な役割を果たすと位置づけている。1951年の「農林漁業組合再建整備法」の後、1960年の「漁業協同組合整備促進法」、それ以降「漁業協同組合合併助成法」や「漁協合併促進法」などの改正法の下で、戦後3,507あった漁協は、1989年には2,134に、2014年には966まで減少した。漁協は合併が長年にわたり進められたことは水産分野での改革の成果として指摘できなくもないが、漁協数を250まで削減するという政策目標からは程遠い数値で、また、農協との比較では、戦後1万あった農協が723まで減少したことと比較すれば漁協改革は途上とも指摘される⁶⁶。ただ、漁協は小規模な組織で、職員数が10名未満が過半数を超え、職員数が3名未満の漁協も多く、農協改革との直接比較が不適切との指摘もある。一方で、漁協の財政管理の不透明性や政界との緊密性を理由に、漁協の機能不全の是正やより透明性のある運営を通じて、水産行政の改善や水産業の生産性の向上を求める指摘もある。

③漁業法改正

改正漁業法が2018年11月29日に衆議院、12月8日に参議院で可決され、70年ぶりの漁業法の改正が実現した。漁業は世界的に成長産業であるにもかかわらず、日本の漁業は停滞傾向にあり、今回可決した改正漁業法を通じて、早採り競争で量を追い求める漁業から、質を求める資源管理型漁業への転換し、漁業資源の回復や漁業関係者の収益改善などを図り、成長産業戦略の一環として日本の漁業の再生が目指された。70年ぶりの漁業法の改正が日本の水産業の活性化と全国の漁村を中心とした地域社会の持続可能な発展の実現をもたらすものと期待されている。

今回の改正漁業法の大きな柱として、まず、科学的根拠に基づく新たな資源管理システムの構築を図ることがあげられる。漁業資源の科学的評価に基づき、漁獲可能量(TAC)による漁業資源の管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させることを目指している(第8条)。また、TAC管理では、個別の漁業者の漁獲割当て(IQ)を設定し、漁獲量の管理を行うこととなっている(第8条)。2つ目は、漁業権の見直しで、船舶の規模に係る規制を見直し(第43条)、新規許可の推進(第42条)、資源管理責務の明確化や漁業生産に関する報告の義務付け(第52条)などがあげられる。3つ目は、養殖や沿岸漁業などの海面利用制度の見直しで、海区漁場計画の策定プロセスの透明化(第62条～第64条)、既存の漁業権がない場合には、地域水産業の発展に最も寄与する者に漁業権を付与することとし、法定の優先順位は廃止している点があげられる(第73条)。この他、国、都道府県の漁村の活性化に配慮することを規定している点や(第174条)、漁業調整委員会の行業者委員を公選制から任命制に見直す点(第138条)が重要点として指摘できる。

改正漁業法案の審議過程では、漁業法改正案に関し指摘されていた懸念事項について、法案可決の際に採択した付帯決議で慎重な対応を期することを規定している。具体的には、漁

⁶⁶ JAグループ：JA数の推移, <https://org.ja-group.jp/find/transition> (2016/03/15).

獲可能量及び漁獲割当割合の設定等に関し、漁業者及び漁業者団体の意見を聴き、現場の実態を十分に反映する点や、海区漁業調整委員会の委員の任命については、適正かつ公正な手続により行われるようにする点など9項目を規定している。TACが科学的根拠に基づき設定されるとの基本原則や漁業調整委員会が漁業者を中心とする組織である点など、改正漁業法が目指す競争力ある持続可能な水産業の実現に向けた取り組みが阻害されることのないよう、関係者が注視し、協力し合っていくことが求められている。

重要となるのはTACの運用で、漁業者等の社会経済的条件を考慮する点が盛り込まれているが、これ自体は、特に異例なことではなく、資源量の大きな変動があった場合などに、漁業者の生活を一定程度維持する上で、漁獲枠の削減幅に一定の制限をかけるという方式は海外でも一般的に導入されている。しかし、こうした社会経済的考慮により資源量に対し著しい割合や期間で過剰な漁獲が許容されてしまえば、TACの制度の本質が揺らいでしまいます。そうした意味では、TACが適正に設定され、運用されていくよう注視していくことが必要となっている。

漁業権の運用については、報道では民間企業の養殖業への参入が容易になるといった指摘が目につくが、重要なのは意欲的な漁業者が生産的な漁業や養殖業を立ち上げ、展開していける状況を作っていけるかにかかっていると考えられている。海区漁業調整委員会の委員の任命についても、公選制から任命制への変更について様々な意見があるが、これも、漁業者の立場が尊重されるという原則が維持されることが重要であり、こうした運用をしっかりと注視していくことが重要と考えられている。

改正漁業法の可決は持続的な漁業を実現するための通過点で、今後の改正漁業法の効果的施行が重要となります。改正漁業法を通じて、日本の水産業の再生や持続可能な漁業の実現を図り、我が国が海洋大国としての水産資源の保全と持続可能な利用を目指し、国際社会において牽引的役割をしっかりと果たしていくことが期待されている。

(2) 水産業持続可能性・IUU漁業対策の国際的動き：違法漁業防止寄港国措置協定

地域漁業管理機関(RFMO)の保存管理措置を遵守しない等の違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業(IUU漁業)が海洋生物資源の持続可能な利用に対する大きな脅威に対応するため、2009年、国際連合食糧農業機関(FAO)の枠組みの下で違法漁業防止寄港国措置協定(PSMA)が採択された。本協定は、2016年6月に発効、2019年2月15日現在(3月9日までの加入を含む)、締約国は59か国・1機関(米国、EU、豪、NZ、韓国等)となっている。

本協定の主な規定としては次の諸点があげられる。

① 入港拒否：入港を希望する船舶がIUU漁業等に従事したことの十分な証拠を有する場合(RFMOが作成するIUU船舶の一覧表に掲載されている場合等)、入港を拒否。(第9条)

② 港の使用の拒否：入港した船舶がIUU漁業等に従事したと信ずるに足りる合理的な

根拠がある場合、魚類の陸揚げや燃料補給等のために港を使用することを拒否。(第 11 条)

③ 船舶の検査：協定が定める基準に従い、特に自国の港に入港した船舶が、IUU 漁業等に従事したことがあると疑うに足りる明白な根拠がある場合、当該船舶を検査。(第 12 条)

主要国、特に、G20 諸国の中では、イギリス、ドイツ、イタリア、中国、インド、メキシコ、サウジアラビア、アルゼンチンが未加入となっている。今年、ジョゼ・グラチアノ・ダ・シルバ FAO 事務局長とピーター・トンプソン国連事務総長海洋特使の連名で、本協定未加入国の政府外務大臣や国連大使宛てに添付の口上書を送付し、今年 2019 年 6 月にチリで開催される本協定第 2 回締約国会議の開催前までに加入手続きが終えられることを求めている。G20 において持続可能な海洋および水産資源を含む海洋資源の保全と持続可能な利用を進めるといふ国際的な施策を牽引する役割を果たす上で、今年 6 月 28-29 日に大阪で開催される G20 サミットでもこの PSMA の効果的実施を通じた IUU 漁業対策および持続可能な漁業実現のための国際協力の重要性が議論されることが想定されている。

なお、本協定の締結が遅れている要因として考えられている点としては、①締結により法制度整備が求められる、②港湾システム等でのシステム改善などのインフラ整備が必要になる、③アルゼンチンなどはフォークランド諸島の領有権問題が本協定締結の障害になっているとの指摘もある。FAO は本協定に関する啓発、研修、締結支援などの技術支援を行う信託基金を設けており、資金規模が十分とは言えないが、一定の支援が提供できる体制を整えている。

(3) 海外の水産物の持続可能性・水産物追跡可能性の先進的取り組み

①アメリカ水産物輸入監視プログラム (SIMP)

2018 年 1 月、アメリカでは、「水産物輸入監視プログラム (Seafood Import Monitoring Program、以下 SIMP)」が試行開始され、4 月 9 日から本格的な実施が始まった。この SIMP はアワビ⁶⁷、タイセイヨウタラ、ワタリガニ、シイラ (マヒマヒ)、ハタ類、タラバガニ、マダラ、タイ、ナマコ類、サメ類、エビ類、メカジキ、マグロ類 (ビンナガ、メバチ、カツオ、キハダ、本マグロ) の 13 種の水産物を輸入するにあたって、輸入業者は水産物漁獲漁船と船籍、漁業許可証、漁具、漁獲日、水揚げ港および水揚げ業者をデジタルデータとしてアメリカ税関・国境警備局に提出することが義務付けられている。違法 (Illegal)、無報告 (Unreported)、無規制 (Unregulated)、いわゆる IUU 漁業由来の水産物のアメリカ市場への流入を抑止する目的で実施されている措置で、アメリカ海洋大気庁 (NOAA) が所管している。

SIMP の背景には、水産物を巡る様々な諸問題がある。それは水産物資源の枯渇だけでなく、不公正貿易、さらには脱税や労働搾取などの様々な問題の温床になるとして、IUU 漁業の取締りの強化が国際的課題となっている点などがあげられる。一方、こうした IUU 漁

⁶⁷ エビとアワビに関する法令遵守は追って通知があるまで猶予されると NOAA は発表している。

業に関する各国の取り組みについては、それらの効果を認める見解が多数を占める一方で、恣意的な運用を懸念もしめされている。国際的には、2009年に国連食糧農業機関（FAO）で違法漁業防止寄港国措置協定（PSMA）が採択され、同協定が2016年に発効している。

SIMPは今年1月、つまりトランプ政権下で実施が開始されたが、SIMPに関する大統領令は2016年12月にオバマ政権下で発せられた。2017年1月にアメリカの水産会社と関連団体がこのSIMPを実施する商務省を相手取り訴訟を起こしたが、連邦地方裁判所が同年8月29日にその訴えを退けた。この訴訟に関しては、水産業界団体代表は、SIMPによりアメリカ水産業界は5300万ドルの追加経費を負わされると主張する一方、オセアナ、モントレイベイ水族館、自然資源保護協議会は、アメリカ市場に輸入される水産物の20～30パーセントがIUU漁業由来であると推察する調査結果を引き合いに出し、連邦地方裁判所の判決を評価するコメントを発している。

アメリカ市場の水産物の9割が輸入で支えられており、その年間輸入額は100億ドルと見積もられている。このSIMPがどのように運用され、対米貿易にどのような影響があるのか、また、アメリカ市場への販路を失ったIUU由来の水産物が日本やアジア市場に流れてくるリスクはあるのかなど、国際協力の重要性が重視されている。

②欧州水産物持続可能性規制

欧州連合は2008年から水産物輸出国に対し、IUU漁業の疑いがある場合には改善を求め、それでも改善がなされない場合には輸入禁止措置を取ることができる理事会規則を採択し、これまで7か国に対し、禁輸措置が発動している。アメリカのSIMPはこのEUの政策に連動しているとも考えられる。

欧州連合は2008年に理事会規則（1005/2008）を採択し、EUメンバー国以外の国からのIUU漁業由来の水産物が欧州市場に流入することを防止する措置を実施している。この規則の特徴は、IUU漁業の疑いがある国との政策対話を行い、IUU漁業の疑いが高い場合には、「イエローカード」を発行し、相手国に対し、IUU漁業対策の強化を求める。6か月の猶予期間の間に改善が見られない場合には、「レッドカード」が発せられ、当該国からの水産物輸入が禁じられる。2017年12月の時点で、23か国にイエローカードが出され、そのうち7か国がレッドカードを受け、4か国が依然としてレッドカードの下に水産物輸入が禁じられている。IUU漁業対策については、海上での積み替えなどに対し、関係国が協力して取り締りを実施する必要があるなど、国際的な連携・協力が求められている。

③海外民間団体の取り組み

IUU漁業監視に関する国際ネットワークとして注目されているものの一つに、グローバル・フィッシング・ウォッチ（本部：ワシントンDC）がある。グーグル、スカイトゥルース、オセアナが2014年に設立し、衛星を利用した漁船監視システム（VMS）のデータを公開するインターネットサイトを2016年に公開している。情報公開されている漁船数は6万5千

隻数を 2027 年までに 30 万隻に増大させるとの目標を掲げ、漁業資源管理と IUU 漁業取締強化に向けた国際協力の促進を目指している。

カルフォルニア州モントレーに所在する水族館であるモントレーベイ水族館 (Monterey Bay Aquarium) には、年間 200 万人が訪れ、併せて海洋生物研究プログラムを実施しているが、一方で、魚の資源推定量に応じてレストランやスーパーに並ぶ水産物を「とても良い」、「良い」、「避けるべき」の 3 段階に格付けするシーフードウォッチというプログラムを実施し、国際的に注目されている。

④海外途上国と国際協力の動き

2018 年 7 月 9-20 日、タイのバンコクにおいて、ワシントン DC に本部を置く NGO、フィッシュワイズが主催し、水産資源合法性追跡性連合会議が開催された。水産資源合法性追跡性会議では、フィッシュワイズ側から水産資源の捕獲地域、捕獲方法、漁船などの情報を確保し、これを漁業者、市場、輸出業者、輸入業者、小売業者などのサプライチェーンの中でどのように情報の信憑性を確保しながら伝達していくのかが課題となっているとの説明があり、水産物情報の確保と伝達の手法や広域展開に向けた課題についてアジア太平洋および欧米の関係者約 80 名が集い、本会議や分科会で議論が行われた。

特に、近年はインドネシア、タイ、ベトナムが欧州において違法漁業等の疑いや漁獲の合法性を示す情報が不足しているといった理由から、制度改善が求められる一方、違法漁業により漁獲された水産物が欧米以外の市場に出回らないためにも国際的な規制と監視が必要であるとの問題性がなされた。

参加者は様々な意見交換や討議を行い、①情報共有制度の改善、②サプライチェーン全体での回線、③情報共有を行うためのインセンティブの供与、④データ収集・管理の技術共用、⑤漁港間の協力の改善、⑥分野別情報の互換性の向上、⑦漁業者の労働環境などの情報の追加、⑧漁業者・水産関係者への技術的・資金的支援、⑨異業種・多様なステークホルダー間の連携などの重要性が指摘された。

(4) 今後の課題

日本における改正漁業法の採択および実施が今後どのように日本の漁業の活性化および日本の漁業の持続可能性に対する国際的な信用の獲得に寄与しうるのかが重要な課題となっている。マグロの漁獲枠交渉や国際捕鯨委員会 (IWC) からの日本の脱退など、漁業を巡る日本の国際的な立ち位置については様々な意見があり、そうした国内および国際的な世論や政策論なども踏まえ、持続可能な日本の漁業や水産政策を分析し、政策研究機関として観点から効果的な貢献が当研究所としても行っていく必要がある。

既に、欧米諸国では先進的な制度を導入してきており、PMSA の国際的実施に加え、国内的な政策についてもさらなる措置の必要性について議論を進めていく必要がある。巨大水産物輸入国による IUU 漁業対策を目的とした施策であるアメリカの SIMP や欧州の規制な

どの運用やその効果、影響を見極めていく一方、各国や地域社会の実情に合致した水産資源の持続性を担保する政策を立案・実施していく必要がある。

独自の文化や慣習を尊重、維持しつつ、国際的にも協調し、説明責任を果たしながら、水産資源の未来を考える責任感ある漁業者とそうした漁業を求める消費者が繋がる水産物をめぐる施策や市場制度、流通を巡る社会制度の構築が必要となっている。

第2章 国際会議等での議論

この章では、海洋政策研究所の研究員が2018年度、国際漁業政策に関連し参加した国際会議や主催したセミナー等に関して、その概要をまとめる。

(1) 第7回環境未来国際会議

期間：4月16日～20日

参加者：小林正典主任研究員

於：米国ハワイ州 ハワイ大学

4月16-20日にハワイ大学において、第7回国際環境未来会議（7th International Conference on Environmental Future - Humans and Island Environments）が開催された。この会議は東西センターやハワイ大学シーグラントなど多数の機関が協力して開催されるもので、太平洋島嶼国研究センターより OPRI 側に出席の打診があり、角南所長と共に出席した。会議は、本会議の他、18の分科会により構成され、それぞれの分科会で参加者による発表に基づき議論が行われた。

本会議の冒頭で、エレアノー・スターリング アメリカ自然史博物館主席自然保護科学担当官、アウラニ・ウィルヘルム コンサベーション・インターナショナル シニア副理事長が太平洋島嶼国にこれまで暮らしてきた人々の文化や伝統を理解し、大陸からの視点ではなく、島に暮らす人々の視点に立ち自然保護や生計改善を促していくことの重要性を指摘した。分科会では、第13分科会で太平洋島嶼国における自然保護と国際協定を取り上げ、当方から環境条約と太平洋島嶼国の実施体制強化のニーズのための資金供与制度について報告を行った。太平洋島嶼国の陸域および海域の大きさや人口や経済規模などを示し、各国の地勢的・社会的条件を踏まえ、海面上昇や生態学的・生物学的に重要な海域の分布やその脆弱性評価などを示した。その上で、環境条約実施支援のための中心的な資金供与機関である地球環境ファシリティ（GEF）の資金供与については島嶼国の間でばらつきがあり、プロジェクト案の立案や実施体制が限定的であることがその背景にあるのではないかと考えられると指摘した。また、実際に現地で見聞する干ばつや沿岸浸食といった気候変動と連動するような事象については、GEFの資金供与サイクルが中長期にわたるもので、即応型の対応がしにくいといった難点があり、対応が迫られる現場では資金や実施体制支援が十分でない点などを指摘し、資金供与体制の効果的な活動には、小島嶼開発途上国の製作やプロジェクトの立案や実施体制の強化や様々な資金供与体制の連携などが必要となるとの所見を述べた。参加者からは提示した分析に関心が示され、情報共有や連携についての申し出があった他、GEFの資金配分については、GEFおよび関係国である程度の配分についての協議がなされ、運営されている実務的な背景などについての指摘もあった。

総じて、この会議ではハワイで開催されたこともあり、太平洋をはじめとする小島嶼地域や国における環境問題が中心に議論され、大規模な開発や大量生産に支えられる経済システムではなく、島の資源を活かし、長年の伝統や文化により育まれてきた知恵を伝承し、自然災害リスク

を抑制しながら、持続可能な開発を進めることが重要であるとのメッセージが様々な事例研究等を通じて提示された。ハワイをはじめ、太平洋島嶼国や国際機関等から多様な専門家や実務家が出席し、有益な情報共有の機会となった他、当研究所で進める太平洋島嶼国や島や沿岸、海洋管理に関する研究について有用な示唆をえることができた。

(2) 太平洋広域海洋保護区ワークショップ

期間：5月22日～23日

参加者：小林正典主任研究員

於：フランス領ポリネシア 仏領ポリネシア大学

2018年5月22-23日、仏領ポリネシア タヒチ・パペエテに所在する仏領ポリネシア大学において、フランス国立科学研究センターおよびフランス・太平洋科学人間ハウスが共催し、ポリネシア広域海洋保護区セミナーが開催され、小林正典が出席し、クック諸島・キリバス・仏領ポリネシアの3か国に接する公海の海洋保護区化構想について行われた様々な発表に基づき議論を行った。小林からは、太平洋島嶼国におけるSDG14（海洋等に関する持続可能な開発目標）の実現に向けた政策的課題について発表を行った。この他、24-26日はパペエテ内のラフイ（Rahui）地区の他、モレア（Morea）、レアテア（Raiatea）といった離島をタマトア・バンブリッジフランス国立科学研究センター研究部長等と訪れ、海洋・沿岸保護区や海洋・沿岸研究所等の視察を行った。概要、以下の通り。

1. ポリネシア広域海洋ワークショップ

冒頭、エリック・コント（Eric Conte）仏領ポリネシア大学学長・ポリネシア人類学研究国際センター長が挨拶を行い、広域なEEZを有する仏領ポリネシアは南太平洋の海洋管理において重要な役割を担っており、クック諸島やキリバスなど近隣国や太平洋諸国、さらには国際的な研究機関やNGO等と連携しながら、効果的な海洋管理の仕組みを模索する本ワークショップは重要であり、有意義な成果を期待していると述べた。タマトア・バンブリッジ・フランス国立科学研究センター研究部長は、仏領ポリネシアは先住民が長らく居住し、島嶼地域や海洋の管理において伝統的な慣習や知見を育んできており、そうした取り組みを維持、発展させながら、2007年の国連総会決議で採択された先住民の権利に関する国連宣言の条項を踏まえ、先住民の近代法規範の調和の取れた実施を行うことが重要であり、その論理は海洋保護区の設定や実施においても同様であると述べ、このワークショップの意義について強調した。

小林からは、太平洋島嶼国における海洋環境保全、漁業資源、観光といった部門での取り組みがどのように相互作用し、政治的関係や気候変動等に関連する干ばつや暴風雨がもたらす影響などを網羅的に議論し、SDG14の実現に向けた太平洋島嶼国における現状と課題について議論を行った。会議参加者からは、プログラムに従い発表が行われ、特に、仏領ポリネシアと隣接するクック諸島およびキリバスと3者が連携して広域的な海洋保護区を設定するとの案については、既に仏領ポリネシアでは海域や漁業資源に対し、漁業圧が低く抑えられている一方で、クック

ク諸島では海底地下資源採掘、キリバスでは漁業を拡大する動きが急速に展開していることから、キリバスやクック諸島が自国内での資源利用を制限的に進める施策を立案し、実施していくことが肝要であり、広域海洋保護区を模索していくことについては、様々な条件を整備する必要性が指摘された。また仏領ポリネシアで違法漁業等を監視する海洋監視はフランス海軍の組織が実施しており、船舶および航空機による警備を実施していて、こうした取り組みを仏領ポリネシアの外に展開することは政治的意思決定がなされれば実現は可能で、ただ、そのための追加的な経費についてフランス国内でどのような認識がなされるのかが鍵となるとの指摘がなされた。

南太平洋における広域海洋保護区の設定は SDG14 および生物多様性条約の愛知目標に照らして、保護区拡大は重要な政策目標ではあるものの、隣国および太平洋、更には関係する研究機関や NGO、国際機関等と連携しながら、海洋利用と保護措置の現状について情報を共有し、継続して広域海洋保護区設定に向けた利点や実現のための条件について議論を重ねていくことの重要性が確認された。

(3) 水産物の合法性・追跡性に関するアジア・太平洋地域会合

期間：7月19日～20日

参加者：小林正典主任研究員

於：タイ（バンコク）

7月19-20日フィッシュワイズ主催水産資源合法性追跡性連合会議に出席し、関係者と情報共有・意見交換を行ったところ概要は次の通り。

水産資源合法性追跡性会議では、フィッシュワイズ側から水産資源の捕獲地域、捕獲方法、漁船などの情報を確保し、これを漁業者、市場、輸出業者、輸入業者、小売業者などのサプライチェーンの中でどのように情報の信憑性を確保しながら伝達していくのが課題となっているとの説明があり、水産物情報の確保と伝達の手法や広域展開に向けた課題についてアジア太平洋および欧米の関係者約80名が集い、本会議や分科会で議論を行った。

特に、近年はインドネシア、タイ、ベトナムが欧州において違法漁業等の疑いや漁獲の合法性を示す情報が不足しているといった理由から、制度改善が求められる一方、違法漁業により漁獲された水産物が欧米以外の市場に出回らないためにも国際的な規制と監視が必要であるとの問題がなされた。

参加者は様々な意見交換や討議を行い、①情報共有制度の改善、②サプライチェーン全体での回線、③情報共有を行うためのインセンティブの供与、④データ収集・管理の技術共用、⑤漁港間の協力の改善、⑥分野別情報の互換性の向上、⑦漁業者の労働環境などの情報の追加、⑧漁業者・水産関係者への技術的・資金的支援、⑨異業種・多様なステークホルダー間の連携などの重要性が指摘された。

(4) 海洋評価に関するアジア・太平洋地域会合

期間：8月8日～9日

参加者：小林正典主任研究員

於：パラオ国際サンゴ礁センター

国連海洋海洋法部（DOALOS）が主催し、パラオ国際サンゴ礁センターで第2次海洋評価報告書に関するワークショップが8月8-9日に開催され、専門家等が約40名程度集まり課題別な議論を行った。特に課題別章として情報量が求められる第6章 生物多様性の傾向、第7章 海洋生態系の生物多様性、第10章 海洋栄養環境循環、第13章 沿岸浸食・堆積、第14章 沿岸海洋インフラ、第15章 漁業および野生海洋無脊椎動物、第25章 外来種、第29章 海洋空間計画が議論された。

漁業との関連で第15章の議論に参加したところ、魚類量の状況、海洋産業、漁獲変動といった個別の章について相互関連と差別化を図ることが確認された。またIUU 漁業対策についても詳述が求められており、より具体的な情報を盛り込む重要性が指摘された。また、事例研究等の情報提供はそれぞれの章のコーディネーターが受け付けるので、関心のある研究者との連携について有用性が指摘された。

(5) 日本国際法学会 2018 年度（第 121 年次）研究大会

期間：9月3日～5日

参加者：村上悠平

於：札幌コンベンションセンター

本研究大会に関して、特に当研究所の研究テーマと関連の深いセッションの概要は以下のとおりである。

1. グローバル化時代における海洋生物資源法の再検討—国際と国内間の法・政策の関連をめぐる学際的対話の試み

①「企画趣旨及び総論：本企画のねらい・視点・構成等」児矢野マリ（北海道大学）

○冒頭、企画責任者の北海道大学教授児矢野氏から、海洋生物資源の保全と利用をめぐる国際法が、新たな理念・原則を伴いダイナミックに展開し、海洋先進国、漁業・魚食大国としての日本に法の発展プロセスへの積極的な参画が求められている一方で、日本漁業や日本政府の対応・主張に対する国際的批判、それを背景とする国際的措置が目立つ現状（ミナミマグロ事件、南極海捕鯨事件 ICJ 判決等）が紹介された。

○続いて、海洋生物資源法のダイナミックな展開に、日本の関連法・政策は十分に適合しているのか、「生態系に配慮した持続可能な漁業」の実現に照らして、日本の国内法制のあり方は、

何か構造的な問題を抱えているのか、問題を抱えていないなら、なぜ国際的批判やそれを受けた国際的措置が相次いでいるのか、という、本セッションの基本的な問題意識が提示された。

②「資源管理①—予防的アプローチに基づく海洋生物資源保存義務の発展と日本の国内実施」堀口健夫（上智大学）

○国連海洋法条約上、日本は自国の EEZ における海洋生物資源の開発・管理等に関する主権的権利を有する一方、それらの資源を保存する義務を課されているが（第 61 条）、現在我が国の EEZ 内の少なからぬ魚種について、その資源状況は良好とは言えず、規制のあり方の再考を求められている。

○一般に EEZ の海洋生物資源管理が必ずしも成功していない背景の一つに、そもそも第 61 条の規定が、保存管理の観点からの十分な吟味を経て条文化されたものだとは言い難く、またその実施に当たって沿岸国に広く裁量を付与している点が指摘される。

○だが、国連海洋法条約の採択後、持続可能な利用を実現するための新たな国際規範の提唱・受容が見られるようになった。

○特に国連公海漁業実施協定や FAO 責任ある漁業行動規範等に反映される予防的アプローチの発展は、EEZ における国際法上の生物資源保存義務の解釈に一定の含意を有している。

③「資源管理②—生態系アプローチに関する国際規範の発展と日本の国内実施」大久保彩子（東海大学）

○近年漁業資源管理において漁業が海洋生態系に及ぼす影響を考慮し、その抑制または軽減のために必要な措置をとることの重要性が認識されるようになり、いくつかの国際文書において「生態系アプローチ」として具体化されてきた。

○生態系への配慮は、海洋生物資源管理に関わる日本の主要な国内法・政策文書における基本理念の一つである一方、具体的な措置に目を向けると、非漁獲対象種の保全や混獲・投棄の最小化といった課題には明示的な政策的位置づけが与えられていない。海洋保護区については、国際的動向とは異なる定義を意識的に採用している。

○漁場環境保全への積極的な取組は、その目的が漁獲対象種の資源の再生産を促すことであるとしても、結果として「生態系の保全」に貢献する可能性は高い一方で、「漁獲対象種を増やすために豊かな海洋生態系を目指す」という我が国の方策は「漁業が生態系にもたらす影響をいかに軽減しうるか」という問題意識と必ずしも合致しない。

○特に混獲・投棄問題への政策的対応は限定的であり、国際文書に記述された「生態系に配慮した持続可能な漁業」の実現に向けた原則および行動基準への対応としては不十分である。

○海洋保護区に関しては、当該海域の生態系の包括的な保全のための手段としての海洋保護区の位置づけに鑑みれば、漁獲対象種の再生産のみを目的とした海洋保護区の設定を可能とする日本の政策は、国際的な基本との齟齬をきたす可能性がある。

④「IUU 漁業対策としての寄港国措置－日本における寄港国措置協定の実施に焦点を当てて－」鶴田順（明治学院大学）

○実際には、IUU 漁船リスト掲載船舶が、IUU 漁獲物を日本に陸揚げするために、日本の港への寄港許可をあえて申請する可能性は低い。

○それゆえ、日本が寄港国措置を講じるための国内法は、日本の港への入港許可が下りることのない IUU 漁船が IUU 漁獲物を IUU 漁船リストに掲載されていない船舶に洋上で転載し、当該船舶が日本の港に入港して IUU 漁獲物を陸揚げするような場合についても規制していることは重要である。

○しかしながら、そのような洋上転載の規制の執行は容易ではない。「衛星船位測定送信機（VMS）」の搭載義務付けや「漁獲証明制度の構築」など、寄港国措置協定（PSMA）の目的実現には PSMA によって締約国に課された義務の履行にとどまらない積極的な対応が必要である。

2. 「一方的な輸入制限を通じた漁業資源のグローバルな保全に向けて－EU による IUU 漁業規制の分析－」石川義道（静岡県立大学）

○GATT・WTO では正当化されない EU による IUU 漁業対策としての輸入制限措置は、国際法上どのように正当化し得るか（EU の措置は主として EU 管轄水域外の漁業資源の保存管理が目的）。

○国家責任法は、公海において地域漁業機関（RFMO）の保存管理措置の実効性を奪う形で操業する漁船の旗国に向けられたものであれば、自国が沿岸国でなくとも、RFMO 加盟国であれば、「被害国による対抗措置」として輸入制限をとる可能性を許容するのではないか。

(6) 第1回国連海洋法条約国家管轄権外海域における生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた国際協定交渉会議

期間：9月3日～8日

参加者：角南篤所長、小林正典主任研究員

於：ニューヨーク

2018年9月3-8日、ニューヨークにてパラオ政府代表団との打ち合わせ、国家管轄権外海洋生物多様性の保全と持続可能な利用についての国連海洋法条約の下での条約に関する政府間会議第1回会合（BBNJ1）、海洋ガバナンスワークショップに角南所長と参加したところ概要次の通り。

国家管轄権外海洋生物多様性の保全と持続可能な利用についての国連海洋法条約の下での条約に関する政府間会議第1回会合（BBNJ1）は2006年の作業部会第1回会合から8階の作業部会会合、2016年から4回の準備会合を経て、2018年9月に第1回の交渉委員会が開催されることとなった。既に、海洋生物資源（MGRs）、環境影響評価、海洋保護区を含めた区域別管理ツール、能力構築と海洋技術移転といった中心的な課題が絞り込まれている。

欧州は枠組み条約のような形で基本原則を条約文として盛り込み、細目は条約成立以後、締約国の議決やプログラム、ガイドライン等で規定していけばよいといったような様相で、早期の条約実現を目指す姿勢を示した。途上国側は、MGRsを人類共通の財産としての規定や実施体制や技術移転、資金供与の面での具体的な先進国の支援を明確にするよう求める立場を繰り返し表明した。日本、韓国、アメリカ、ロシアはMGRsを海底地下資源と区別するなどを強調するなど、現実的で既存の海洋法条約の枠組みの尊重を求めている。第1回会合ということで、第1週はある程度の各国・グループの既存の立場の表明や確認などが中心的な議論と考えられた。

サイドイベントは、連日、昼食時に3件が同時並行で開催されるなど、活況を見せ、当研究所は世界オーシャンフォーラムと共に6日に能力構築についてサイドイベントを行っている。4日はフランスの持続可能な開発国際関係研究所（IDDRI）が海洋空間計画とブルー成長についてサイドイベントを、また、日本財団が支援するNereusが漁業資源管理についてサイドイベントを開催している。海洋空間計画の方策を立案実施しているのは欧州が中心で、アジアやオセアニアなどでの実施例が少ないことが指摘され、政策立案支援の重要性が強調された。6日にはCBD事務局および韓国の海洋生物多様性研究所が共催で海洋生物多様性の保全と持続可能な利用についての議論を行った。

併せて、フランスのセルゲ セグラ フランス外務省海洋大使とは12月に東京で開催予定の日仏海洋政策対話について打ち合わせを行い、俯瞰的・分野横断的・学際的観点から海洋に関する政策議論が行えるように工夫をする重要性などが指摘された。また、BBNJ1の能

力構築作業部会の議長を務めるパラオのオライ・ウルドング大使他からは、アジア・太平洋および日本とパラオの連携事業の構築について意見が出された。8日の海洋ガバナンスワークショップはドイツ・ポツダムの国際高等持続可能性研究所が実施する公海地域海洋ガバナンス強化プロジェクトが中心となり主催され、既に実施されている地域的な海洋ガバナンス体制の強化と連携について議論が行われた。

(7) グローバル気候行動サミット

期間：9月9日～14日

参加者：角南篤所長、小林正典主任研究員

於：サンフランシスコ

9月9-14日にサンフランシスコで開催されたグローバル気候行動サミットに角南所長と参加したところ概要次の通り

グローバル気候行動サミット（Global Climate Action Summit）は、カルフォルニア州他アメリカの団体が気候変動対策に向けた温室効果ガスの削減や適応、長期予測、地域的とりくみなどについて国際的な視点から各国の要人を交えて議論を行う目的で開催された。カルフォルニア州知事であるジェリー ブラウン州知事は気候変動対策に向けた取り組みをアメリカ中央政府のみならず、州や自治体、企業、地域社会など幅広い主体が中心となって行う重要性を説いた。アルゴア元副大統領は気候変動対策の遅れとその影響の甚大化について懸念を表明し、取り組み強化を訴えた。ジョン ケリー元国務長官は温室効果ガスの大気中の濃度上昇がもたらす海洋への悪影響を訴え、脱化石燃料が海洋保全にとっては重要であることを強調した。ジェーン ルブチェンコ元アメリカ海洋大気庁長官は科学を一般の人たちにどうわかりやすく伝達し、行動変化を促すかの重要性を強調した。

サミットに関連して開催された視察では、サンフランシスコ郊外のホグ アイランド オイスター（Hog Island Oyster）にて、自然保護区で35年にわたり経営されてきている自然環境配慮型のカキの養殖を視察した。環境影響評価を事業提案者が自前で行わなければ事業展開ができない仕組みになっていることから、新規参入が難しく、このため自然環境とカキ養殖の共生が図られているという。販売は30マイル、約48km圏内を対象とし、輸送に大量のエネルギーが消費されないよう、また、鮮度の良い形で消費者に届くような工夫をしている。海洋酸性化は懸念材料であるが、まだ悪影響が見られる段階とは考えられておらず、カキの幼生がどの程度適応できるかが鍵になるのではとの指摘があった。こうした科学的側面は地域のサンマリン（San Marin）研究センターと協力して実施している。









	
<p>BBNJ1 作業部会の共同議長を務めるオライ ウルド ング パラオ国連大使</p>	<p>ジョン ケリー元国務長官</p>
	
<p>アル ゴア元副大統領</p>	<p>コンサベーション インターナショナル顧問ハリソン フ ォード</p>
	
<p>サイドイベントの中では自治体などが中心となりパ リ協定実施について議論がなされた。</p>	<p>サイドイベントはサンフランシスコ自然史核物館でも開 催された</p>
	
<p>トマレス (Tomares) 湾</p>	<p>トマレス湾沿いのホグ カキ養殖所・レストラン</p>

図 38 BBNJ 作業部会およびグローバル気候行動サミットの様子

(8) 第4回世界社会科学フォーラム

期間：9月25日～28日

参加者：村上悠平研究員，小森雄太研究員

於：福岡国際会議場

9月25日から28日にかけて、笹川平和財団海洋政策研究所の村上悠平研究員と小森雄太研究員が福岡市で開催された第4回世界社会科学フォーラム（4th World Social Science Forum）に出席し、研究報告を行った。

本会議は、国連教育科学文化機関（UNESCO）の支援により設立された国際社会科学評議会（ISSC：International Social Science Council）が3年に1度開催する世界最大級の国際学会である。アジア初開催となる今回は、開会式に皇太子徳仁親王殿下および同妃殿下の行啓を仰ぎ、「持続可能な未来のための安全・平等の確保（Security and Equality for Sustainable Futures）」をメインテーマに、現在世界が直面しているさまざまな課題への方策を提示すべく、70を超えるセッションが設置され、研究分野の垣根を超えた議論が活発に行われた。

海洋政策研究所の村上研究員および小森研究員は、「OP4-01 Transformation in coastal zones: Coping with global change」と題したセッションにおいて、日本沿岸の自治体における共同体の中核としての漁業協同組合のあり方に注目した「Access to marine resources and the role of fishers' associations: focusing on the Japanese coastal communities（海洋資源へのアクセスと漁業協同組合の役割—日本沿岸の共同体に注目して—）」という研究報告を行った。具体的には、近年様々なフォーラムで提起されているブルーエコノミーの概念が、「持続可能な海洋経済」を超えて、沿岸コミュニティの持続的発展を包含するように発展してきている現状に鑑み、また、わが国でも漁業法改正にともない個別割当て（Individual Quotas）を中心とした漁獲量規制が本格的に導入されようとしている状況に照らし、今後漁協にどのような役割が期待されるかについて研究成果を発表した。会場からは、わが国の漁業権制度や他国の漁業者との協働の可能性等に関する質問が提起され、活発な意見交換が行われた。

(9) 世界貿易機関（WTO）パブリックフォーラム2018

開催期間：10月2日～4日

参加者：村上悠平研究員，藤井巖研究員

於：世界貿易機関（ジュネーブ）

漁業は海洋を中心とした経済の大きな柱となる産業である。また、漁業はブルーエコノミー研究事業を進めていくうえで必要不可欠な要素であるが、その持続性は世界貿易の動きによっても影響を受ける。世界貿易の最新の動向を掴むべく、2018年10月2日から4日に世界貿易機関（WTO）本部で開催されたパブリックフォーラム2018に参加した。

パブリックフォーラム 2018 では 2030 年を見据えた持続可能な世界貿易をテーマに、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）を見据え、様々な分野のワークショップが開催された。また、海洋に関連するトピックとして、漁業補助金、ブルーエコノミーおよび小規模漁業に関するワークショップが開催された。各ワークショップでは国際 NGO、ビジネス関係者、学術研究者、各国政府代表がそれぞれの立場から登壇し、様々な議論・主張を展開した。また、各セクターの代表者が集い、様々な情報交換が行われた。

WTO パブリックフォーラムは、あらゆるセクターの参加者に世界貿易の最新の動向に関する議論・情報収集の場を提供し、毎年開催されている。以下では、個別の主要なテーマに関する議論の概要を報告する。

1. 漁業補助金と持続可能な開発

①背景

世界で最も取引されている商品は「魚」であることから、漁業が世界貿易に与える影響は大きい。漁業には漁船の燃料や港湾整備等、様々な経費が必要となることから、政府による経済援助は必要不可欠である。本来、漁業補助金はこの経済活動を支援し、沿岸地域の産業を活性化することを目的としている。しかし、補助金は漁業者による過剰な漁業を促進させ、水産資源の減少を引き起こす一面を有する。これはすなわち、経済活動の停滞につながり得る。こうした背景から長年、補助金をめぐる国際交渉が行われてきた。パブリックフォーラム 2018 では、これまでの交渉を概観したうえで、途上国（とりわけ太平洋島嶼国）に対する補助金の特別措置に関して、専門家による論点の整理がなされた。

②議論概要

香港閣僚宣言 および持続可能な開発目標 14.6 では、過剰設備、過剰漁獲、違法漁業に寄与し得る漁業補助金の撲滅を目指しつつ、「途上国かつ低開発途上国に対する適切かつ効果的な特別措置は、開発における優先事項、貧困削減、生活水準および食料安全保障の重要性を鑑みた際、補助金に係る交渉において必要不可欠な側面である。」と明記されている。そもそも、途上国/低開発途上国に対して特別な措置が必要な理由・背景とは主に 1) 約 5000 万人の漁業者が小規模漁業に従事しており、その大部分が途上国の漁業者である、; 2) 小規模漁業者の大部分が低所得者であり、かつ水産資源へのアクセスが乏しい、3) 小規模漁業者の大部分が自らの生活のため、伝統的に漁業を営む、4) 小規模漁業は、途上国において重要な社会・経済学的側面を構成する、5) 小規模漁業は、途上国において政治性を帯びた問題である、といったことが挙げられる。途上国における補助金は、漁船操業の際の燃油、漁船の動力化、漁船の建設、冷凍施設への投資、漁具、安全装置、インフラ支援等が挙げられる。特に燃油への補助金は全体の 22% を占め、その大部分は免税・租税譲許の形をとっている。また、途上国の小規模漁業者においては、燃油への補助金は経営を維持するとともに、彼らの生活を維持するために必要不可欠な要素となっている。

しかし、漁業補助金の交渉をめぐって様々な問題が存在する。主な例として1) 補助金の規制に際して、List-based（予め補助金の一覧を作成し、規制の対象とする補助金、そうでない補助金とに分類）あるいはEffect-based（持続可能な漁業に悪影響を及ぼす補助金を、事後の結果をもとに規制）にするか、2) 過剰漁獲の局面において、補助金の「悪影響」をどのように立証するか、3) 効果的な保全・管理措置をどのように確立するか、4) 各国の水産資源推定能力および漁業資源管理措置の履行能力の差をどのように考慮すべきか、の4点が挙げられる。さらに、途上国/低開発途上国に対してとられる特別措置をめぐって、各国に対してどのような異なる措置をとるかに関して、調整が困難を極める。また、複数の先進国からは、そもそもこのような特別措置に対する反対意見が出されている。

特別措置には、調査補助と漁船が寄港する国（寄港国）への補助等が考えられる。調査補助は、途上国に対する調査能力向上のための技術・財政援助のことを指し、これにはデータの採取・分析、水産学における情報・科学技術、研究施設の提供等が含まれる。寄港国への補助としては、途上国に対する1) 法的基盤および違法漁業防止寄港国措置協定（以下、寄港国措置協定）の履行能力の強化、2) 寄港国措置協定構築・履行の促進に向けた国際機関の参加補助、またそのための資金援助、3) 寄港国措置協定構築・履行の強化に向けた技術支援、4) 国家的または国際的な寄港国措置協定構築の補助に向けた適切な資金調達機構の整備、5) 寄港国措置協定を含めた国家または地域レベルでの港湾管理官・検査官・取締官に対する能力構築、6) 監視・管理・監督・寄港国措置協定順守能力強化に向けた技術・装置へのアクセスの容易化、7) 産業界における違法漁業撲滅の重要性に対する認識強化、各産業部門における生産的な能力構築等、様々なものが含まれる。

特別措置は、経済の大部分を漁業に依存する太平洋島嶼国で重要である。それを実証する例として、これらの国々における魚介類の輸出額は、主要農作物の砂糖、たばこ、茶、コーヒー、バナナ、ココアの輸出合計額を上回る。さらに、これらの国々における漁業者の大半は伝統的漁法を使用した零細漁業を営んでおり、漁獲される魚は家庭内消費あるいは地元市場向けである。経済力の低い零細漁業者が漁業を維持していくうえで、漁業補助金は必要な役割を果たす。したがって、このような漁業者には漁業補助金禁止の免除を含め特別な措置が必要であり、また、漁業政策においても、こうした配慮を反映させる必要がある。

2. 持続可能な水産物貿易の維持に向けて：小規模漁業を焦点に

国連食糧農業機関（FAO）の重要な漁業・水産物貿易政策に、「責任のある漁業のための行動規範」がある。FAOが定める行動規範には、寄港国措置協定、世界の漁船記録、漁獲記録作成のためのガイドライン、小規模漁業を保護するための任意ガイドライン、漁獲資源用のエコレベル・ガイドライン、養殖資源用の承認ガイドラインが含まれ、これらは持続可能な漁業を確立するうえで重要な役割を果たし得る。特に、漁業記録作成のためのガイドラインおよび寄港国措置協定は、持続可能な水産物貿易に密接に関連する。漁業記録作成のためのガイドラインは、生産物の生産元やサプライチェーンの明確化および国内・地域・国際法の遵守を促すための役割を果

たし、任意の規範となる。一方、寄港国措置協定は、漁船の寄港国に対して違法・無報告の水揚げを義務として求めている。

これらの漁業政策を効率的に実施するためには、小規模漁業に対する重要性を認識する必要がある。水産物はもっとも多く取引される食料品であり、世界では 1.2 億人の人々が直接的・間接的に水産業に携わっている。さらに、そのうちの約 90%が小規模漁業に従事しており、小規模漁業における漁獲量の 95%は家庭内消費または地元市場向けである。したがって、これらの漁業は食糧安全保障、貧困削減において重要でありながら、政治・経済面において最も周縁化された産業である。近年の調査では、小規模漁業者はサプライチェーンにおいて、経済的な利益を最も享受しにくい立場にあることが明らかとなった。

こうした状況は持続可能な開発目標によって改善されるべきであるが、これには多くの不均衡が直面する。はじめに漁業情報の多くは大規模な商業漁業を対象としており、小規模漁業における情報は非常に限られている（優先度の不均衡）。第 2 に科学調査の大部分は生物物理学的な側面に主眼が置かれ、社会的な面には関心が置かれていない（調査の不均衡）。第 3 に大部分の漁業政策はこうした科学をもとに立案されていることから、小規模漁業の状況に見合っていないことが多い（政策の不均衡）。このような状況を改善すべく、FAO 加盟国は小規模漁業ガイドラインを作成した。これは、小規模漁業のガバナンスにおける各国共通の合意事項をまとめたものであり、社会の安定化、食糧安全保障、社会・経済面における持続可能な発展等にも言及している。また、このガイドラインは、責任ある漁業のための行動規範をより効果的に施行するための補完的な役割を果たす。

小規模漁業ガイドラインに沿ったガバナンスを行う際、小規模漁業における多様性（漁法や漁獲対象種等）は、これを困難にする要因であることも認識しなければならない。そのうえで、こうした漁業に対する政策は、それを営む漁業者の需要と状況を鑑みたものである必要がある。さらには効果的なガバナンスを行うためにも、小規模漁業における生産システムやサプライチェーンを強化し、それらの役割を果たす地域機関を設立することも必要となり得る。様々な困難においても、小規模漁業の確固たる管理体制を確立することは、持続可能な水産物貿易を維持するうえで、喫緊の課題としてより議論されるべきである。

3. 貿易と SDGs

モデレーターを務めたチリの Galves 大使から、実際に国連で SDGs の交渉に当たった経験、特に、貿易問題は WTO のみで扱われるべきという認識から、SDGs に貿易を含めることには困難が伴った経験が語られた。

UNCTAD の Coke-Hamilton 氏からは、UNCTAD による SDGs 実現への貢献についての話があった。例えば、UNCTAD Automated System for Customs Data は、貿易にかかるコストの低減や汚職の防止などに貢献しているとのことだった。また、UNCTAD が主導する E-trade for All initiative は、誰もがアクセス可能な電子商取引 (e-commerce) をより包摂的にすることを目指しているとのことだった。

コンゴ共和国の di Malila 大臣からは、サービス貿易がより包摂的で、SDGs 実現に貢献するようになるための自国の各種政策についての話があった。コンゴでは経済の多角化に取り組んでおり、特にツーリズムに力を入れているとのことだった。その結果、ツーリズムはもっとも収益を上げる産業のひとつとなっており、日用品 (commodity) の貿易に依存する経済からの脱却が目指されているとのことだった。

Blue Star Foods CEO の Keeler 氏からは、自社がいかに持続可能な漁業、ひいては SDG14 の実現に貢献しているかについての話があった。具体的には、協同組合への支援、マイクロファイナンスへのアクセスの提供、魚価の向上にかかわる貢献の例が紹介された。また、技術の向上が漁業データ収集を円滑化することによって、IUU 漁業の防止、サプライチェーンにおける透明性の向上、人権侵害の抑止につながっている例などが紹介された。



図 39 (左) WTO パブリックフォーラム 2018 全体総会、(右) WTO 本部建物

(10) 外部専門家との意見交換会

開催期間：6月25日

講師：奥田進一 拓殖大学政経学部教授

於：笹川平和財団ビル6F会議室

講師の奥田教授から、実際に提起された馬毛島の入会地訴訟を題材に、入会権の法的性質についての解説や、入会権の性質を有するとも言われる漁業権 (特に共同漁業権) の法的性質を考える際に有益な歴史的背景、法令、判例等の紹介があった。参加者からは、ブルーエコノミーの視点から、漁業権がいかに漁業者の責任ある漁獲行為を担保するか、共同漁業権が入会権的性質を持つと性格づけることは沿岸域の振興にとってどのような意味を有すると考えられるか等の質問が提起され、活発な意見交換が行われた。

(以下、使用レジュメ)

馬毛島入会権訴訟と地先漁業権・入会権の法的性質

奥田進一
(拓殖大学教授)

1. 馬毛島入会権確認訴訟事件 (最判平成 20 年 7 月 17 日判時 2019 号 22 頁)

(1) 事実の概要

本件は、鹿児島県西之表市馬毛島の葉山港に隣接する 4 筆の土地 (合計約 2.2ha) の所有権帰属をめぐる争いである。原告は、種子島北西部にある集落の住民のうち、本件各土地に共有の性質を有する入会権を有すると主張する 26 名で、被告は本件各土地の共有名義人から売買契約に基づいて共有持分権の移転登記を経由した Y 開発株式会社 (以下、Y 社とする) および本件訴訟提起に同調しなかった同集落住民 36 名 (Y 社に共有持分権の登記を移転した共有名義人 4 名を含む) である。原告らおよび Y 社を除く被告らからなる住民集団 (62 名) が、本件土地について共有の性質を有する入会権を有することの確認請求をした。

本件の争点は、「原告適格の有無」と「集落住民の本件各土地に対する入会権の有無」とがある。前者の争点に関しては、被告 Y 社は、対外的に入会権の確認を求める訴えは権利者全員が共同してのみ提起し得る固有の共同訴訟であり、一部権利者に過ぎない原告らが提起した本件訴訟は原告適格を欠くから不適法であり、却下されるべきと主張した。これに対して、原告らは、本件は「集団の対外的訴訟と対内的訴訟とが一体となったもの」で、対外的には Y 社を、体内的には本件訴訟提起に同調しなかった同集落住民 36 名を被告としているので訴訟要件に欠けることはないこと、またそのように解しないと入会権の存否、入会権の管理・処分等について集団内部で意見が対立した場合は入会権者らの訴訟上の救済の道が閉ざされてしまうと主張した。

後者の争点に関しては、原告らは、本件各土地を農牧漁業の従属作業場として利用しており、1 筆の土地は現在も利用しており、本件各土地が集落と関係なく自由に売買された事実は存在せず、Y 社に共有持分権の登記を移転した四名の被告の共有地ではないこと、集落の住民らは本件各土地を現在でも自分達の共同所有地として意識していること等を挙げ、集落の住民は本件各土地に入会権を有すると主張した。これに対して、被告らは、集落の住民が本件各土地に入会権を有することを否認した。

(2) 判 旨

特定の土地が入会地であるのか第三者の所有地であるのかについて争いがあり、入会集団の一部の構成員が、当該第三者を被告として、訴訟によって当該土地が入会地であること

の確認を求めたいと考えた場合において、訴えの提起に同調しない構成員がいるために構成員全員で訴えを提起することができないときは、上記一部の構成員は、訴えの提起に同調しない構成員も被告に加え、構成員全員が訴訟当事者となる形式で当該土地が入会地であること、すなわち、入会集団の構成員全員が当該土地について入会権を有することの確認を求める訴えを提起することが許され、構成員全員による訴えの提起ではないことを理由に当事者適格を否定されることはないというべきである。

2. 馬毛島の漁業慣行史

石碑「馬毛島漁区記」には、種子島の池田、洲之崎、壺泊および住吉の4つの集落が馬毛島において漁業の専権を得た歴史的沿革が、鎌倉時代にまで遡って詳細に記され、次の事項が問題となる。

- ①池田、洲之崎、壺泊の三浦の集落（以下、三浦と称する）について島主である種子島家より馬毛島の漁業に関する特許が与えられていたこと。
- ②三浦以外の集落や漁民も代価の支払いを以て馬毛島での漁業に従事できたこと。
- ③明治維新によって馬毛島における三浦の専有漁業の権利を失ったこと。
- ④その後に三浦が縁故払下げを受けて、江戸時代以前と同様の馬毛島沿岸における専有漁業に関する権利を得たこと。
- ⑤明治維新による制度変更期に住吉浦も三浦と交渉して専有漁業に関する権利を得たこと。

3. 共同漁業権の成立

(1)幕藩体制下・・・「一村専用漁場」（磯は根付き地付き次第、沖合は入会）

→現行民法上の地役入会権に相当するもの

(2)明治時代

*明治34年漁業法

→地先水面専用漁業権+入漁権=漁業権

*旧漁村=漁業組合、漁民=組合員

*入会漁業の慣習のない漁村にも地先水面専用漁業権を付与

→入会漁業の主体形成+入会漁業の実態生成=入会漁業の慣習形成

*明治43年漁業法

→地先水面専用漁業権を継承

(3)昭和24年以降

*昭和24年漁業法（現行法）

→補償による地先水面専用漁業権の消滅

→共同漁業権の付与

4. 共同漁業権の法的性質

(1)共同漁業権の法的性質・・・「総有説」と「社員権説」の対立

(2)最判平成元年7月13日判時1323号60頁

(3)共同漁業の内容

一定地区の漁民が特定の水面を共同を利用して営む一定の漁業（法6条5項）で、その漁業権は漁業協同組合または漁業協同組合連合会が有し、その制定する漁業権行使規則に基づいて組合員たる漁業者がその漁場に入会して行う漁業である。

5. 「自由漁業」と「慣習に基づく入会漁業」

(1)現行漁業法・・・磯漁と沖漁を区別してそれぞれ別個の利用秩序を設けた。

(2)漁業権の権利主体の問題

*地先水面専用漁業権・・・従前の部落漁民集団を漁業組合に再構成して免許を付与。

*共同漁業権・・・加入脱退の自由を持つ漁協に免許を付与。

(3)漁業法14条11項（自由漁業）

→漁業法上の免許による共同漁業権を有さない、組合員以外の漁民が営む漁業。

(4)三層構造の共同漁業権

①「自由漁業」

②「慣習に基づく入会漁業」

③「免許に基づく漁業権漁業」

6. 馬毛島の地先漁業権

(1)平成25年7月27日の種子島壱泊浦の漁民4名への聞き取り調査

①馬毛島の地先漁業権と共同漁業権とは別個

②地先漁業権は民法上の入会権とほぼ同様の内容

→地先漁業権が、公有水面を免許によって利用する共同漁業権と同質のものになったことを意味する。

(2)馬毛島の地先漁業権の性質

→私権的性質（入会権）＋公権的性質（漁業法上の共同漁業権的性格＝旧慣使用権）

7. 入会権の法的性質について

(1)人に属さない所有権＝所有権に属する人？

(2)入会権の内容

(3)入会近代化法の施行と影響

*入会林野等近代化整備事業（昭和42年から本格実施）

・・・旧入会集団は法人等の近代的経営形態へと再組織化される。

(4)入会地近代化の過程

- ①個人経営タイプ
- ②共有経営タイプ
- ③地役入会地タイプ
- ④法人所有タイプ

* 入会林野整備に関係なく生産森林組合や農業生産法人を設立した場合
・・・林野は入会地ではなくなるのであろうか？

* 入会的共有と組会的共有との差異

	入会的共有	組会的共有
財 産	共同所有権	共有財産
処分性	なし	あり
共有者	居住部落民に限定	制限なし
持 分	なし（観念的あり）	あり
脱 退	分割・譲渡不可	払戻可・限定的譲渡可

(5)共同体の混乱と衰退

* 高度経済成長期の入会山村

・・・入会林野等≠利用の対象＝所有の対象（財産的価値）

(6)開発抑止力としての入会権

- * 自然の権利をめぐる紛争→入会地において発生し易い！
- * 「自然の権利訴訟」と「入会権確認訴訟」との関連性

8. 旧慣の改廃

(1)地方自治法 238 条の 6 第 1 項

・・・旧慣を変更または廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

(2)地方自治法 238 条の 6 第 2 項

・・・旧慣による使用権が認められている財産について、あらたに使用しようとする者があるときは、市町村長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

(3)学説の対立

- ①「公権説」
- ②「私権説」
- ③「折衷説」

(4)馬毛島の地先漁業権

「馬毛島漁区記（抜粋）」

男爵の祖、栖林公の時に至り、わが島もろもろの制度大いに備はる。公、船長水夫等の古来、航務に功勞あるを嘉し、これに禄田を賜ふこと差あり。しかして、三浦、赤尾木港と近接し、海虞あるごとに、浦人をして緩急に応ぜしむるを以て、馬毛島の漁利を専有することを特許し、しかして其の沿岸を以て三浦の漁区となし、毎歳、塩鰯若干石を以て貢租に充てしむ。浦人、各処に漁舎を作り、波止を築き、経営すこぶる苦しむ。爾後、浦人にあらずして往きて漁する者は、必ず浦人の認諾を経、その獲るところの漁利の幾分を浦人に納れ、貢租に資するを例となす。浦人、春夏の交、家をたづさえて移住し、漁獲採藻ほとんど寝食を廢すること数月、然れども余暇には醸飲して相樂しむ。すなはち男女交錯、歌笑相和し、しかして終年の活計、亦ここに於てか余裕あり。維新以来、制度一変、浦人占有の漁区、近日まさに他人の攪乱するところとならんとす。浦人憂惧、わが友上妻衆周、平日、然諾を重んず。浦人就いて伸屈を謂ふ。宗周慨諾す。浦人をして上書せしめ、身親ら東京に往き、浦人に代りて由理を陳情すること甚だ至れり。謂ふところ遂に許さる。これより先、住吉の漁人もまた三浦に交渉し、時々往きて漁す。三浦上書するに及び、また共にせんと謂ふ。ここに至りて三浦及び住吉、おのおの漁区を保全して、漁業もまた旧慣に依るを得たり。然れども馬毛島、地籍及び地租改正の事起り、一旦、官有に属せしを以て、官、浦人をして金を納れてこれを買わしむ。これを縁故払下げと謂ふ。その反別四十四町三反畝十歩。ああ、聖恩優渥、浦人の喜び知るべし。このごろ浦人来たり請ひて曰く、さきに上妻君微かりせば、吾がともがらまさに飢餓にたふれんとす。今まさに君の厚誼を貞珉に勤し、以て後昆に示さんとす。子、謂ふ、その文を作れと、予、もとより浦人と相識る。誼、辞すべからず、遂にこれを書して以て与ふ。然りていへども浦人の今日ある、けだし由来するところあり。これまた思はざるべけんや。

明治三十四年五月

平山寛蔵撰

種子島時世書

池田洲之崎海士泊住吉四箇浦中謹

第3部 ブルーエコノミー・国際シンポジウム・ワークショップ

2019年2月19-21日にハワイ ホノルルに所在する東西センター イミン会議センターにてブルーエコノミーに関するシンポジウム（19日午後）、ワークショップ（20-21日）および関連視察（21日午後および22-23日）を実施した。当研究所からは、18日の打ち合わせについては角南篤所長他が出席、19日以降は小林正典主任研究員、渡邊敦主任研究員、田中元研究員、加藤温職員（22日まで）が出席した。同シンポジウムとワークショップのプログラムなどを参考資料として巻末にまとめた。

（1）ブルーエコノミーシンポジウム

19日午後2時より東西センター イミン会議センター ケオニ オーディトリウム大会議場にて、「国際シンポジウム ブルーエコノミーのためのイノベーションの推進とパートナーシップ構築に向けて」を当海洋政策研究所、東西センター、ハワイ大学太平洋島嶼研究センター、ハワイ大学シーグラントの共催で開催した。冒頭、リチャード ブイルステク東西センター理事長は、海洋問題は国際的に注目されていく中でハワイや日本、太平洋島嶼国に期待されている役割が大きく、アジア・太平洋を繋ぐハワイの東西センターを通じて、海洋問題に関する国際連携の強化が図られることに期待を表明した。角南篤当研究所は、ビデオメッセージで、2018年10月にインドネシア バリで開催された私たちの海洋会議や11月にケニア ナイロビで開催された持続可能なブルーエコノミー国際会議など、ブルーエコノミーを巡る国際的議論の進展を歓迎しつつ、当研究所がアジア・太平洋のブルーエコノミー推進に向けた政策研究や政策対話で牽引的役割を果たしていく方針であることを紹介した。

基調講演では、J.カラニ ハワイ州上院多数派代表議員がハワイが太平洋における島嶼地域で海洋や沿岸の保全や持続的管理を進めていく取り組みで引き続き牽引的役割を果たしていく方針であることを表明した他、バヌアツやミクロネシアの政策担当者などとの政策対話を行ってきているハワイ州の実績などにも言及し、太平洋島嶼国と継続して連携していく所存であることを強調した。

ウィルヘルム アウラニ コンサベーション インターナショナル海洋センター上級副所長は、海洋酸性化や海洋プラスチック、気候変動など新たな海洋問題に島嶼国が直面しているとして、生態系保全を通じた沿岸・海洋変化に対する対応を進めていくことが重要であると述べた。ナイノア トンプソン ポリネシア航海協会理事長は、航海で重要なのは海や天候の状況を注視、分析、判断することであって、海に囲まれて暮らす者として、海を渡り、海洋環境を保全することは選択肢のない義務であり、海洋を良好な条件で次世代に繋ぐ責任を果たしていかなければいけないと述べた。

グレゴリー バーバー ハワイ自然エネルギー研究所（NELHA）所長は、NELHA が温暖な表層水と冷涼な深層水を利用しアンモニアを気化させタービンを回すことで発電を行う海洋温度差発電（OTEC）の実証実験場として実績を積み上げていることを強調する一方で、技術の実用

可能性や実施のための条件はほぼ証明されているので、今後はこの技術をどのように費用対効果・社会経済環境面で実効性の高い形で実施していくかの政治的社会的合意形成や意思決定が重要であると述べた。

パネル討論では、アレクサンダー マイヤー ハワイ大学太平洋島嶼研究センター アレクサンダー マイヤー准教授と小林正典主任研がモデレーターを務め、パーシー レチュール(Percy Rechelluul) パラオ共和国海洋資源局次長、ロザリンダ ヤティルマン (Rosalinda Yatilman) 海洋資源局 プロジェクト マネージャー、イムナン ゴルブー (Yimnang Golbuu) パラオ国際サンゴ礁センター所長、パトリシア ジャック ジョシエン (Patricia Jack-Jossien) ナウル協定漁船操業制度 (VDS) マネージャー、タマトア バンプリッジ (Tamatoa Bambridge) フランス科学研究センター研究部長がそれぞれの活動、課題、地域協力に関する提言等を行った。パラオでのオオシャコガイの養殖が資源量が低下した海洋資源の再生に期待が寄せられる一方で、海水温上昇や台風威力の増大などがサンゴ礁に悪影響を及ぼしていることからより多面的な対策が求められることなどが指摘された。漁業資源についても VDS により沿岸国の収入増加がもたらされる一方、資源管理については今後さらなる検証や協力が求められることが指摘された。また科学的調査のみならず、文化や慣習なども文書化、研究対象に加え、沿岸や海洋資源を管理する伝統的仕組みの維持や継承の重要性も指摘された。

総じて、ハワイやパラオで有害物質を含む日焼け止め防止クリームの禁止措置など先進的かつ有益な取り組みは広域的に展開していく必要性があり、こうした優良事例の研究や調査、情報共有などを継続してアジア・太平洋で行っていくことの意義などが確認された。タルシウス カブタウラカ ハワイ大学太平洋島嶼研究センター所長は、本シンポジウムが非常に有益で、今後も継続して定期的を開催することに期待を表明するとともに、当研究所をはじめ共催団体および参加者に謝意が示された。

(2) ブルーエコノミーワークショップ

「国際ワークショップ ブルーエコノミーのためのイノベーション推進とパートナー構築に向けて」は3月20-21日に東西センター イミン会議センターアジアルームで開催された。アレクサンダー マイヤー ハワイ大学太平洋島嶼研究センター アレクサンダー マイヤー准教授と小林正典主任研がモデレーターを務め、19日のシンポジウムでの議論を踏まえ、当研究所小林主任研、渡邊主任研、田中研究員の他、ハワイ大学、ハワイ所在の関係団体、太平洋島嶼国からの招聘者など約20名が課題別発表とそうした発表を踏まえ議論が行われた。

冒頭、小林主任研よりブルーエコノミーに関する政策的な発展の経緯や地域密着型の分野間・異業種間連携や政策や資金供与、技術適用、社会連携において革新的手法を進める重要性を具体的な事例を踏まえ提示し、事例や実証研究などでの国際連携の意義について述べた。海洋環境および資源管理については、海洋環境の変化がサンゴの生態モニタリング研究で明らかになっているとの指摘がある一方、人為的な悪影響を抑制する意味で地域社会での規範や慣行などを活かした保全と持続的利用の重要性が指摘された。

海洋環境の保全と再生については、サンゴやオオシャコガイの再生や移植には可能性と課題があるとの指摘がなされる一方で、アマモ場の再生を通じた炭素循環の改善と地域経済の振興を両面的に支えるブルーカーボンの取り組みなどの将来的可能性が提示された。

漁業資源管理については、太平洋島嶼国で沿岸漁業資源が乱獲により資源量が低下してきており、資源量回復に向けた取り組みの成果が注視されていることが指摘された他、オオシャコガイの養殖、漁業資源管理に関する漁民間での合意形成、持続可能な水産業により漁獲された水産物のサプライチェーンでの価値づけなど様々な取り組みが紹介され、議論がなされた。

陸域と沿岸、海域を総合的に保全し持続可能な利用を進める取り組みについては、ミクロネシアおよびマーシャル諸島での法政策や Ridge to Reef と呼ばれる陸と沿岸の総合管理などの他、仏領ポリネシアやハワイ等での伝統的沿岸環境保全や持続可能な管理の取り組みなどが紹介され、様々な可能性や課題などが指摘された。

広域的な沿岸および海洋資源管理については、国家主権と環礁などに付随する個人が有する利用権・管轄権などの取り扱いの変遷などが紹介されたほか、島により慣習が異なるミクロネシアで沿岸・海洋資源管理の取り組みなどが紹介された。

この他、海上交通における風力などの再生可能なエネルギーを利用したエネルギー効率向上のための取り組みや、フィジーのサイクロン自然災害とその復興にみる資金供与制度やその将来展望、ビッグデータを利用した海洋管理の可能性などが議論された。

多様な議論を通じてワークショップでは、①海洋・沿岸環境の劣化や圧力・リスクの増大、②サンゴ礁、魚類、海洋水質などの生態系の相互関連性、③海洋・沿岸資源に関する共同管理の推進を目指したステークホルダーの参画や組織化の必要性、④適正な政策決定のための科学の推進、⑤伝統的知見や慣行の重要性、⑥持続可能なブルーエコノミー推進に向けた国際的・地域的協力の必要性などが確認された。

(3) 現地視察

21日午後には、ハワイ大学マコオイロエ島 (Maku-o-loe Island、別称、ココナツ島) 海洋生物学研究所、NPO パエパエ オヘエイア (Paepae o He'eia) が管理するヘエイア養殖池 (Heeia Fish pond) を視察し、サンゴの再生の取り組みの他、土壌の名目で導入されたもののその弊害が顕著となった外来種であるマングローブを伐採し、空気循環を改善させ養殖池の生産性や魚類の生息環境を改善させる取り組みなどを視察した。

22-23日には NELHA を訪問し、OTEC の取り組みを視察したほか、眼鏡レンズ会社の系列である日系企業が営むアワビの養殖所、淡水藻を栄養サブリとする工場で冷却システムに新総会用水を利用する会社などを視察し、深層海洋水の発電やその他の多面的利用、またエコツアーリズムの活動等について視察を行った。



ブルーエコノミー シンポジウム



ブルーエコノミー ワークショップ



ハワイ大学マコオイロエ島海洋生物学研究所



ヘエイア養殖池



ハワイ寄港中の風力併用貨物船



NELHA OTEC

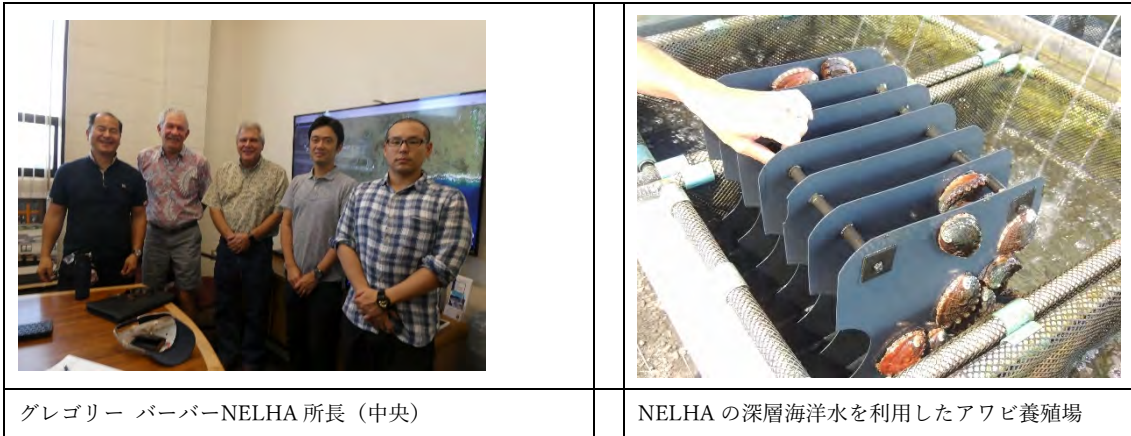


図 40 ハワイで開催したブルーエコノミーのシンポジウム・ワークショップおよび現地視察の様子

参考資料編

日本沿岸域学会創立 30 周年記念
全国大会（2018）、発表要旨より

沿岸域総合管理を用いたブルーエコノミーの展開について

（正）古川恵太（笹川平和財団海洋政策研究所）、藤重香弥子（日本財団経営企画部）

1. はじめに

第 3 期海洋基本計画が 2018 年 5 月 15 日に閣議決定された。「沿岸域の総合的管理」は、海洋基本法（第 25 条）の基本的施策として、また、第 1 期、第 2 期の海洋基本計画において政府が総合的かつ計画的に講ずべき 12 施策の一つとして位置づけられてきた。今回改定された海洋基本計画においては、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策が 9 つに集約・再編成され、「沿岸域の総合的管理」は、海洋環境の維持・保全の施策の一つとして内包される形で収録された。

「沿岸域の総合的管理の推進」と題された節（第 2 部、3.（2）ア）において「沿岸域の総合的管理に当たっては（中略）「里海」づくりの考え方を積極的に取り入れつつ（中略）関係府省が連携して、自治体や協議会組織に対する支援のあり方について検討を行い、具体化を図る」と記され、施策の実施を図る省庁として、内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省が列挙されている。

本報告は、笹川平和財団海洋政策研究所が 2010 年より実施してきた「沿岸域の総合的管理モデルに関する調査研究」を概観し、日本型沿岸域総合管理モデルの提案と課題整理を行う。同時に、そうした沿岸域の総合的な管理の究極目標をブルーエコノミーの実現と再定義し、地域の課題解決に向けた総合的アプローチの必要性を示唆する。

2. 沿岸域の総合的管理(ICM)¹の国際社会における展開

ICM は、1960 年代にスタートした米国カリフォルニア州のサンフランシスコ湾地域の沿岸域管理に端を発し、1972 年の米国「沿岸域管理法²」の制定、1982 年に採択された国連海洋法条約³を契機に、1980 年代から 2000 年代にかけてオーストラリア、フランス、韓国、カナダなどでの沿岸域の総合的管理の法制化の動きが広がるとともに⁴、1992 年にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（リオ地球サミット）の行動計画「アジェンダ 21」に持続可能な開発を実現する手法として沿岸域の総合的管理の必要性が明記されたことにより国際標準的なシステムとなっていった。アジアへの広がりには、GEF/UNDP/IMO による地域プロジェクトとして 1993 年に発足した東アジア海域環境管理パートナーシップ（PEMSEA）の活動に追うところが大きい⁵。その後も、2002 年の「WSSD 実施計画⁶」、2012 年の「我々が求める未来⁷」、2015 年「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ⁸」で示される持続可能な開発目標（SDGs）や、気候変動枠組み条約の「パリ協定⁹」や RAMSAR 条約の「賢明な利用¹⁰」、生物多様性条約の「愛知目標¹¹」等の目標達成の実施手段（システム）として ICM が位置付けられてきた。

わが国においても、1960 年代の経済発展期における臨海都心部の沿岸域への人口集中、環境負荷の増大、1970 年代の公害や内湾・内海の環境問題の顕在化と環境法制による対応等を経て、1998 年の全国総合開発計画「21 世紀の国土のグランドデザイン」に至り、沿岸域圏総合管理への取組みが謳われた。2000 年には「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」が決定され、日本版 ICM の実現に向けた取組みの推進が図られたものの、全国的な規模での進展が見られなかった。そうした中、2007 年の海洋基本法の制定、2008 年、2013 年、2018 年に閣議決定された海洋基本計画において法的に「沿岸域の総合的管理」が位置付けられた¹²。

3. 海洋政策研究財団による沿岸域総合管理プロジェクトの展開

こうした動きの中、海洋政策研究財団（現笹川平和財団海洋政策研究所）では、2010年度より、沿岸域総合管理のあり方、実践事例の蓄積を目的として、3期にわたる調査研究を実施してきた。

第1期（2010年度から2012年度）の調査研究では、国内5か所のモデルサイト¹³を地方自治体との協働で設置し、沿岸域総合管理の実践に向けた研究会・協議会等を開催した。2013年3月には「沿岸域総合管理の推進に関する政策提言」をとりまとめ、国においても、本事業における地方のモデルサイトの事例を参考として、沿岸域総合管理の制度化に取り組むべきと指摘した。

第2期（2013年度から2015年度）の調査研究では、モデルサイトにおける地方自治体の役割、必要な支援などについて検討を進め、2015年3月に「沿岸域総合管理の推進に関する政策提言」をとりまとめ、市町村主体による地方沿岸域の総合的管理の実現に向けて地方自治体の役割、国の役割、必要な制度整備・支援策について提言した。

第3期（2016年度から2017年度）の調査研究では、第1期の5つのモデルサイトに広域型・島しょ型のサイトを加えた7ヶ所のモデルサイト¹⁴（図1）において沿岸域の総合的管理を推進することとし、そのために必要となる人材の育成にも配慮し、2017年度には、各モデルサイトにおける自律的な沿岸域総合管理の展開に必要な知見・支援をとりまとめ、「海洋の輪¹⁵」の出版、「海のまちづくりガイドブック¹⁶」のとりまとめを行った。

一連の本調査研究は、モデルサイトとして沿岸域総合管理の実践を開始した地域において、その取り組みを主導する地方自治体などと協力し、沿岸域総合管理が円滑に普及・展開することを目的としてきた。特に、第3期の調査研究においては、それまでの小規模な湾（標準型）についての成果を踏まえ、広域の湾や島しょなどの新たなタイプのモデルサイトにおける沿岸域総合管理の実施を図るうえでの課題や問題点についての調査研究を深化させ、日本型 ICM の確立に努めた。



図1：沿岸域総合管理モデルサイトの展開（背景は総務省統計局資料¹による2010年人口密度）

4. 沿岸域総合管理の具体的な手順と進捗

2015年3月にとりまとめた「沿岸域総合管理の推進に関する政策提言」には、ICMの5つの実施手順として、1）海陸を一体とした状況把握、2）地域の関係者による合意形成、3）関連計画との整合に配慮した沿岸域総合管理計画の策定、4）順応的管理による沿岸域総合管理事業の実施、5）沿岸域総合管理計画の評価と見直しが示されている（図2）。「海のまちづくりガイドブック」では、モデルサイトでの実施状況を踏まえ、この5つの手順を13のステップに分割し解説した（図省略¹⁷）。

各市町での進捗について概観すると、第1期の調査研究事業では、先行事例であった PEMSEA の沿岸域総合管理に倣い、独自に開発された「海の健康診断」を用いて海の状態を知り、問題点を見つけ出し、その解決のための取り組みを沿岸域総合管理計画として明文化するとともに、多様な主体が集まる協議会により実施した。このシステムをいち早く取り入れ実践してきたのが三重県志摩市である。2011年4月に市役所内に里海推進室が設置され、2012年3月に策定された「志摩市里海創生基本計画」は、わが国初の地方自治体による本格的な沿岸域総合管理計画である。里海推進室は同計画に基づき、同年8月から志摩市里海創生推進協議会を運営してきた。

第2期の調査研究事業では、2013年4月に策定された新たな海洋基本計画を受けて、モデルサイトにおける地方自治体の役割、必要な支援などについて検討を進めた。その中で、福井県小浜市における「小浜市海のまちづくり協議会」の設置（2014年9月）、「小浜市海のまちづくり計画」の策定（2015年4月）によりコンパクトな市民・若者の参画によるICMが実践され始めた。志摩市では、2015年度の計画評価に基づき、2016年3月に「第2次志摩市里海創生基本計画」が策定され、PDCAの2サイクル目に入った。高知県宿毛湾では研究会の検討成果が市長への報告書として提出されるとともに、自然体験活動の拠点づくりや漁業者とダイバーの連携事業、海洋研究開発機構との共同研究などが行われた。

第3期の調査研究事業では、より幅ひろい沿岸域への展開を目指して、モデルサイトの対象地域を島しょ型（沖縄県竹富町）や広域型（長崎県大村湾）に拡大した。そうした中で、岡山県備前市では漁業者を中心とする海域再生（アマモ場再生）を核として市民、行政の連携体制が構築され、2017年2月に「備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM」が設置され、活発な協議会活動が展開されている。岩手県宮古市では市民参加による防災計画の策定や環境教育の実践のための準備が進み、沖縄県竹富町では、第3期海洋基本計画の改定に合わせて2017年度から「竹富町海洋基本計画」の改定作業を進めている。大村湾では、沿岸域総合管理への取り組みに向けた機運を高めるために、現地において研修会、ワークショップを開催し、大村湾の魅力を再発見し、次の行動につなげるために、地元の行政や議員連盟と議論を行った（図3）。こうした取り組みにより日本型ICMが進捗してきた。

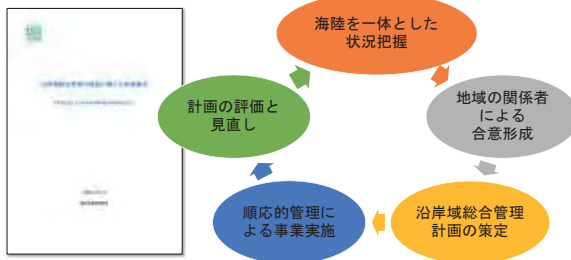


図2：「沿岸域総合管理の推進に関する政策提言」に示されたICMの5つの実施手順

	状況把握	合意形成	計画策定	事業実施	評価見直し
志摩市:	✓	✓ (ICM推進協議会)	✓	✓	✓
小浜市:	✓	✓ (ICM推進協議会)	✓ (策定済)	✓	✓ (ICM推進協議会)
備前市:	✓	✓ (関係者による合意)	✓ (策定済)	✓	✓
宿毛湾:	✓	✓ (関係者による合意)	✓	✓ (関係者による合意)	✓
宮古市:	✓	✓ (関係者による合意)	✓	✓	✓
竹富町:	✓	✓ (関係者による合意)	✓ (竹富町海洋基本計画)	✓	✓ (関係者による合意)
大村湾:	✓	✓ (関係者による合意)	✓	✓ (関係者による合意)	✓

図3：各市町の進捗（2017年11月現在 赤字は2017年度の主な取組）

5. ブルーエコノミーへの展開

今後は、こうして展開してきた日本型ICM（沿岸域総合管理）を活用し、新たな社会システムの構築、沿岸域の環境保全・再生を基盤とする地域振興（海を活かしたまちづくり）の実践の段階に入っていくことが必要と考える。

その中心的な方向性として、2012年のリオ+20の準備段階で議論されてきた「ブルーエコノミー」に着目する。この概念は、2014年に国連がブルーエコノミー概念書¹⁸を発表し、相次いで世界海洋サミット¹⁹、欧州連合²⁰、世界銀行²¹、PEMSEA²²などがブルーエコノミーの定義や配慮すべき事項や主な活動、関連産業分野などを示してきたが、まだ確定した定義はなされていない。広い意味では「持続可能な海洋経済」とされ、具体的には「環境リスクや生態劣化を顕著に減らすことで人々の福祉と社会的均等を改善する活動」や「それを支える長期的な海洋生態系の容量、強靱性、健康度とのバランスを保った持続可能な海洋における経済活動」などと定義されている。

日本における沿岸域総合管理の実績や活動のノウハウを基盤として、沿岸域の保全・利用と環境の保全・再生の両面に配慮し、相補的に実施していくことで、持続可能な開発の推進、循環型

社会の構築、食の安全の確保といった大目標を見据え、海洋での産業だけでなく、その基盤とする活動や関連産業（環境保全や防災など）や、対象産業から生み出されるサービスを含む新たなブルーエコノミーの概念を確立し、社会的課題解決への道筋を示すことが喫緊の課題である（図4）。

謝辞

本研究はポートレースの交付金による日本財団の助成を受けて実施されました。ここに記してお礼申し上げます。

注釈・参考文献

- 1 Integrated Coastal Management:本報告書では、陸域と海域を一体的に管理する社会システム的一般名詞として「沿岸域の総合的管理」を用い、海洋政策研究財団による研究事業としての固有名詞として「沿岸域総合管理」と記すとともに、略記としてICMを用いることとした。
- 2 Coastal Zone Management Act of 1972
- 3 前文に、「海洋の諸問題が相互に密接な関連を有し及び全体として検討される必要があることを認識し」として、総合的な取組みの必要性が明確に示された。
- 4 各国の海洋政策の進展については、海洋政策研究所（2018）2017年総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究各国および国際社会の海洋政策の動向報告書, 海洋政策研究所, 214p. など参照
- 5 Chua, Thia-Eng (2006). The Dynamics of Integrated Coastal Management: Practical Applications in the Sustainable Coastal Development in East Asia. PEMSEA, Quezon City, Philippines, 468 p.
- 6 南アフリカのヨハネスブルクで開催された持続可能な開発に関する世界サミット（World Summit on Sustainable Development: WSSD）の実実施計画
- 7 ブラジルのリオデジャネイロで開催された国連持続可能な開発会議（Rio+20）の実実施計画
- 8 国連持続可能な開発サミット（United Nations Sustainable Development Summit）において採択
- 9 2015年の第21回締約国会議において採択
- 10 2005年の第9回締約国会議において「湿地の賢明な利用及びその生態学的特徴を維持するための概念的枠組み」として採択
- 11 2010年の第10回締約国会議において採択
- 12 海洋政策研究所編（2016）沿岸域総合管理入門, 東海大学出版部, 243p.
- 13 三重県志摩市、岡山県備前市、福井県小浜市、岩手県宮古市、高知県宿毛市・大月町
- 14 前出の5か所に、長崎県大村湾、沖縄県竹富町を追加
- 15 エリザベス・マン・ボルゲーゼ著, 海洋政策研究所訳（2018）海洋の環 人類の共同財団「海洋」のガバナンス, 成山堂書店, 245p.
- 16 海洋政策研究所（2018）海のまちづくりガイドブック~ブルーエコノミーの実現に向けて~沿岸域の総合的管理の考え方と実践, 海洋政策研究所, 189p.
- 17 研究会の設置、課題認識、ビジョンのまとめ、協議会の準備、設置、公的位置づけ、開催、計画策定、事業実施、事業評価、総合管理の実践、人材育成、イベント等の活用
- 18 United Nation Sustainable Development Knowledge Platform (2014) Blue Economy Concept Paper
- 19 The Economist Intelligence Unit (2015) The Blue Economy: Growth, Opportunity and Sustainable Ocean Economy
- 20 EU (2012) Communication from the Commission: Blue Growth opportunities for marine and maritime sustainable growth
- 21 World Bank (2017) What is the Blue Economy?
- 22 PEMSEA (2015) Blue Economy for Business in East Asia



図4 提案するブルーエコノミーの構造

資料 2. 竹富町海洋シンポジウム・ポスター

The poster features a blue background with a large white circle in the center containing the title. A cartoon cat mascot is on the right, and a group of diverse people is at the bottom. The text is in Japanese, providing details about the event's date, time, and locations.

TAKETOMI TOWN 70th

竹富町制 70周年記念事業
竹富町海洋シンポジウム

隔ての海を
結びの海に
～ゆんたく島つなぎ～

みんなで遊びに行こう!!

竹富町のマスコットキャラクター
ピカリャ〜

ネット配信もやっています!!

2019.1/20 SUN
13:00～20:30

みんなで参加しよう!
入場無料

竹富町各会場同時中継

シンポジウム会場

- ・西表島離島振興総合センター (西表島大原地区)
- ・中野ちゅらゆな館 (西表島中野地区)
- ・小浜公民館 (小浜島)
- ・黒島伝統芸能館 (黒島)
- ・波照間農村集落センター (波照間島)
- ・竹富島まちなみ館 (竹富島)
- ・鳩間島コミュニティセンター (鳩間島)
- ・竹富町役場 (石垣島)

主催:竹富町役場 協力:NTT西日本 沖縄支店 学校法人 角川ドワンゴ学園
お問合せ:竹富町政策推進課 TEL:0980-82-6191(月～金/土日祝日は除く 10:00～17:00)

竹富町 検索

司会：富田ゆかり



隔ての海を結びの海に ~ゆんたく島つなぎ~

13:00 【オープニングセレモニー】

- 町長挨拶…………… 竹富町長 西大舩 高旬
- 琉球大学学長メッセージ…………… 琉球大学学長 大城 肇氏
- 沖縄美ら島財団 理事長メッセージ…………… 一般財団法人 沖縄美ら島財団
理事長 花城 良廣氏

13:30 【基調講演】

- 竹富町の自然環境と海洋基本計画…………… 琉球大学 名誉教授 土屋 誠氏

ドローンフライト映像

14:30 【基調講演】

- 「第3期海洋基本計画」と「第2次竹富町海洋基本計画」について…………… 内閣府総合海洋政策推進事務局
参事官 安達 孝実氏

15:00 【健康推進プログラム】

- 島々を結ぶいきいき百歳体操

15:40 【小中学生向けプログラム】

- N高も参戦!「竹富町・ふるさと発見小中学生クイズ選手権」生中継

17:10 【基調講演】

- 竹富町の希少植物と沖縄美ら島財団の取り組み…………… 一般財団法人 沖縄美ら島財団
総合研究センター植物研究室長 阿部 篤志氏

17:30 【パネルディスカッション】

- 「海をテーマに海を越えて島の未来を語ろう!」
各会場の町民が自由参加する合同討論会

19:00 【島々交流プログラム】

- 各会場で「ぶがり直し(打ち上げ宴会)を開催。
東京国立劇場公演「沖縄県竹富町島々の民族芸能~世乞い~」同時上映



資料3.「里海」生誕二十周年記念シンポジウム・ポスター


『里海』生誕二十周年
記念シンポジウム

“里海 Satoumi”20年の歩み～振り返りと将来展望～

【開催主旨】

“里海”とは、1998年に九州大学の柳哲雄教授によって提唱され、「人手が加わることで生物多様性と生産性が高くなった沿岸海域」と定義されました。2006年には「里海論（柳、2006）」が出版され、“里海”という言葉と概念は、2007年6月の「21世紀環境立国戦略」、同年11月の「第3次生物多様性国家戦略」、2008年3月の「海洋基本計画」等に盛り込まれています。また、2018年5月15日に閣議決定された第3期海洋基本計画においても、「高い生産性と生物多様性が維持されている“里海”の経験を沿岸域の総合的管理等に積極的に活用」が明記されました。

“瀬戸内海生まれ日本発”の“里海”は、2006年の世界閉鎖性海域環境保全会議（EMECS7）で“Sato-Umi”として紹介されて以来、国際的にも注目を浴び、Satoumi Workshopが盛んに開催されるようになり、アメリカ合衆国やフランス、インドネシア、アフリカ諸国など世界各地に広がっています。“里海”が誕生して20周年を迎えた今、我が国を代表する“里海”づくりに奔走する様々な立場の人達が世代や地域、立場を越えて一堂に会し、「世界に発信する日本の“Satoumi”」について考えます。



日時 2018年8月25日(土) 9:00～17:00
(8:30開場)

場所 備前市立日生市民会館 岡山県備前市日生町 日生241-87

その他 全体終了後、日生町漁業協同組合2階で意見交換会(17:30～、会費3,000円・事前申込み)を開催します。

主催：NPO法人里海づくり研究会・(公財)おかやま環境ネットワーク
共催：環境省・生活協同組合おかやまコープ・備前市里海里山ブランド推進協議会 with ICM
後援：水産庁・国土交通省中国地方整備局・岡山県・備前市・瀬戸内市・岡山市・玉野市・倉敷市・浅口市・笠岡市
真庭市・岡山市ESD推進協議会
協賛：瀬戸内かきがらアグリ推進協議会(事務局:JA全農おかやま)

◆ プログラム ◆
* 敬称略

- 9:00-9:10 歓迎のことば 田原隆雄/備前市長
- 9:10-9:20 開会あいさつ 松田 治/NPO法人里海づくり研究会議理事長・広島大学名誉教授
山本郷史/環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室長
- 9:20-10:00 基調講演Ⅰ「里海 Satoumi」20年の歩み
柳 哲雄/NPO法人里海づくり研究会議副理事長・九州大学名誉教授・
(公財)国際エメックスセンター特別研究員
- 10:00-11:00 基調講演Ⅱ「備前市日生“アマモとカキの里海”から見えるもの」
釣田いずみ/独立行政法人 国際協力機構(JICA)
備前市立日生中学校+岡山学芸館高等学校
- 11:00-11:10 〈休 憩〉
- 11:10-12:00 基調講演Ⅲ「国際社会における里海的位置付けと役割」
太田義孝/ワシントン大学 助教授
- 12:00-13:00 〈昼食・休憩〉
- 13:00-15:00 [全国各地の里海からの事例紹介]
- 13:00-13:20 〈宮城県志津川湾〉「震災と漁業再生～いのちめぐるまのちのカキ養殖～」
太齋彰浩/(一社)サスティナビリティセンター 代表理事
- 13:20-13:40 〈東京湾〉「官民連携で盛り上げる里海づくり・東京湾」
古川恵太/NPO法人海辺づくり研究会 理事
- 13:40-14:00 〈三重県志摩市〉「御食国を支える里海の創生」
浦中秀人/志摩市政策推進部里海推進室 室長
- 14:00-14:10 〈岡山県備前市〉「森里川海をつなぐ里海づくり～里海からの発信～」
天倉辰己/日生町漁業協同組合 専務理事
- 14:10-14:30 〈香川県〉「かがわの里海づくり」
中西正光/香川県環境森林部環境管理課 里海グループ課長補佐
- 14:30-14:50 〈沖縄県恩納村〉「恩納村の里海づくり～サンゴの村宣言について～」
山城正巳/恩納村漁業協同組合 代表理事組合長
- 14:50-15:00 〈休 憩〉
- 15:00-16:40 パネルディスカッション「これからの里海づくりを考える～世界に発信する日本の“Satoumi”～」
コーディネーター:鷺尾圭司/(国研)水産研究・教育機構 理事(水産大学校代表)
パネリスト:(前出)太齋彰浩・古川恵太・浦中秀人・天倉辰己・中西正光・山城正巳
柳 哲雄・釣田いずみ・太田義孝
- 16:40-16:50 閉会あいさつ(まとめ)
田中丈裕/(公財)おかやま環境ネットワーク理事(里海づくり推進部会長)・
NPO法人里海づくり研究会議理事(事務局長)
- [司会] 山田麗美/2018 ミス日本「海の日」
片山了介/NPO法人里海づくり研究会議

◆〈昼食のご案内〉◆

- お弁当を事前予約している方は、入場前の受付の際に事前注文数の代金をお支払いください。引換券をお渡し致します。午前の基調講演終了後に受付にてお弁当と引換券を交換させていただきます。
- 会場周辺には、お食事処やコンビニもございますので適宜ご利用ください。

◆〈駐車場のご案内〉◆

- 備前市立日生中学校の校庭を開放いただきます。
- 開放時間8:00～17:30
- 駐車中の事故等について、主催者として一切の責任は負いません。ご了承の上でご利用ください。

資料 4. 全国アマモサミット 2018in 阪南 大会宣言（全文）

“全国アマモサミット 2018in 阪南”大会宣言（全文）

ここ、大阪・阪南には、人々の暮らしのすぐそば・程よい近さに森里川海があります。そして人々は、これらの豊かさや恵みを日々感じながら、暮らしています。

それは例えば、古くは土佐日記に詠われているように、また、今も市の歌や校歌にも、森里川海が歌われていることにみることができます。そこには、はだしで行ける浜があり、おいしい魚や多様な生き物がいます。阪南の地先には豊かなアマモ場が広がっています。研究者は、そこに守るべき多様性と可能性そして価値を見出しています。

また、男里川・山中川など川の上流・中流・河口干潟には多様な生き物が棲んでいます。和泉山脈の伏流水が海岸近くに湧き出る清水大師、せんなん里海公園なども、森里川海のつながり、また、森里川海と人とのつながりを感じることができるものです。

大阪湾の環境は改変され、自然が失われてきました。ここ阪南にある豊かさや恵みは、あたりまえにあるのではなく、自然と共に営みを紡いできた人々が様々な活動を通じ、守り、育ててきたものです。

それは例えば、大阪府下唯一の、のり加工業などの漁業や水産加工業、また、この地の成り立ちである14村をルーツとする、ものづくりへの心を尊重し、技を継承する、「阪南ブランド14匠」などに、その姿をみつけることができます。

子どもたち若者たちは、アマモや海の環境を守るための5つのヒントを考えました。自分たちが行動することの面白さや責任を感じ、大切なことを伝えていきたいと思っています。

環境を守り、伝統を引き継ぎ、地域の振興を図るために、今、皆が動き出さなければなりません。

私たちは、この大会を通じ、様々な人々の話を聴き、感じることができました。

私たちは、私たちに何ができるか、どうすればいいか。それを考え、話しました。

今あるものを守ること、今の動きを育てること、新しくつくること。それらは一朝一夕にできることではなく、課題ややるべきことは五万とあります。

それでも、私たちには、5つのヒントがあります。私たちには、50,000の家族がいます。そして、それを応援し、支えてくださる全国の仲間がいます。

私たちは、平成時代有終の秋、ここ、阪南の地での“全国アマモサミット 2018in 阪南”の開催を契機として、

1. 一人ひとり、この地の豊かさや恵みの‘守り隊’である自覚を持って、一人ひとりが、

‘きづこら・うごこら・つなごら’を合言葉に、この地の豊かさや恵みを伝える・広めていく

1. 子どもたちは、みんなで阪南の森里川海で遊び、支えてくれる地域の人々や友達・先輩・後輩が共に体験・経験したことからさらに学びを深め、大人になっても忘れず、できることを実行していく
 1. 地域で暮らし、働く全ての大人たちは、子どもたちが体験・経験できるように、その手助けを続けていく
 1. 漁業者は営みの主体者として、おいしい魚介を漁（すなど）り、ノリ・ワカメ・コンブなどを育て、海の幸を食べる文化を支えていく
 1. 産業界はこの地のブランド力を高める者として、それぞれの活動を発展させ、伝統の技術を次の世代に継承していく
 1. 研究者は、アマモ場の再生を進める研究とともに、それとカキの養殖を両立させる手法など、環境保全と地域振興を共存させる道筋について検討を進めていく
 1. 行政は、様々な人々がみんなで動けるように、下支えや仕組みづくりを考え、これからも森里川海をまちづくりの根幹としていく
- ことを、約束しました。

この地をまた皆さんに訪れていただいたとき、「あのときの約束は、こういうことだったんだな。」と皆さんに感じていただけるよう、わたしたちは、‘きづき’を忘れず、‘うごく’を育て、‘つなぐ’をつくっていきます。



平成 30(2018)年 11 月 4 日

全国アマモサミット 2018in 阪南 参加者一同

全国アマモサミット 2018in 阪南 実行委員会一同

大阪・阪南の地にて

資料 5. 第 3 次海洋基本計画に関するアンケート調査

2018 年度笹川平和財団海洋政策研究所委託事業

「海洋資源の保全等の政策研究 海洋基本計画アンケート調査」

報告書

2019 年 2 月

一般社団法人 海洋産業研究会

はじめに

本報告書は、2018 年度に一般社団法人海洋産業研究会が公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所の委託事業として実施した「海洋資源の保全等の政策研究 海洋基本計画アンケート調査」の成果を取りまとめたものである。

2018 年 5 月に海洋基本法に基づく「第 3 期海洋基本計画」が閣議決定をされた。同基本計画はこれまでの海洋基本計画に比べて大幅な変更が加えられたことを踏まえ、海洋関連の有識者のみなさまのご理解やご意見を把握し、今後の我が国における海洋政策のあり方に関する議論に資する知見を提供することを目指して、アンケート調査を実施した。

アンケートの設問構成は 21 問で、選択式と記述式からなっており、発送総数 717 に対して 183（回収率 25.5%）の回答を得た。回答内容は非常に示唆に富んでおり、第 3 期海洋基本計画がどのように理解されているかを含めて、今後の海洋政策のあり方を検討する上で大いに参考になるものといえる。特に、記述式設問すなわち意見記述においては、多くのコメントの記入をいただいたことを付記しておきたい。ここに回答をいただいた方々に対して心からの謝意を表したい。以下に解析内容を報告する。

2019 年 2 月

一般社団法人 海洋産業研究会

目次

1章 調査の目的	- 136 -
2章 アンケートの実施概要	- 136 -
3-1 発送数および回答数（回答率）	- 139 -
3-2 アンケート結果の要約	- 140 -
(1) 海洋基本法の認知度	- 140 -
(2) 海洋基本法の基本的施策のうち重要な取り組み	- 140 -
(3) 海洋基本計画の見直しの認知度	- 141 -
(4) 第1期および第2期海洋基本計画を読んだか否かとその程度	- 141 -
(5) 第3期海洋基本計画を読んだか否かとその程度	- 141 -
(6) 第3期海洋基本計画の全体構成の大幅な変更の認知度	- 142 -
(7) 情勢の変化および施策の効果に関する評価の勘案度	- 142 -
(8) 【総合的な海洋の安全保障】のとりあげられ方	- 142 -
(9) 【総合的な海洋の安全保障】の内容について	- 143 -
(10) 12の基本的施策から9項目への施策構成の変更について	- 143 -
(11) 第3期海洋基本計画第2部で示された9項目の施策のうち重要な取り組み	- 144 -
(12) Q11で回答した施策が最も重要だと考える理由	- 144 -
(13) 施策「2. 海洋の産業利用の促進」のうち関心のある施策	- 146 -
(14) Q13で回答した施策に最も関心がある理由	- 146 -
(15) 施策「4. 海洋状況把握（MDA）」の項目独立について	- 146 -
(16) 施策「7. 北極政策の推進」の項目独立について	- 147 -
(17) 「PDCA」サイクルによる施策の工程管理の採用について	- 147 -
(18) 参与会議への関係府省の積極的参画について	- 147 -
(19) 海洋に関連した他の基本計画の認知度	- 148 -
(20) 海洋基本計画と他の基本計画との相互関係について	- 148 -
(21) 今後の海洋政策、第3期海洋基本計画、アンケート等についての自由意見	- 148 -
3-3 各設問の結果	- 150 -
(1) 海洋基本法の認知度	- 150 -
(2) 海洋基本法の基本的施策のうち重要な取り組み	- 152 -
(3) 海洋基本計画の見直しの認知度	- 160 -
(4) 第1期および第2期海洋基本計画を読んだか否かとその程度	- 162 -
(5) 第3期海洋基本計画を読んだか否かとその程度	- 166 -
(6) 第3期海洋基本計画の全体構成の大幅な変更の認知度	- 168 -

<u>(8) 【総合的な海洋の安全保障】のとりあげられ方</u>	- 172 -
<u>(9) 【総合的な海洋の安全保障】の内容について</u>	- 174 -
<u>(10) 12の基本的施策から9項目への変更について</u>	- 175 -
<u>(11) 第3期海洋基本計画第2部で示された9項目の施策のうち重要な取り組み</u> -	178
-	
<u>(12) Q11で回答した施策が最も重要だと考える理由</u>	- 186 -
<u>(13) 施策「2. 海洋の産業利用の促進」のうち関心のある施策</u>	- 188 -
<u>(14) Q13で回答した施策に最も関心がある理由</u>	- 189 -
<u>(15) 施策「4. 海洋状況把握(MDA)」の項目独立について</u>	- 191 -
<u>(16) 施策「7. 北極政策の推進」の項目独立について</u>	- 193 -
<u>(17) 「PDCA」サイクルによる施策の工程管理の採用について</u>	- 195 -
<u>(18) 参与会議への関係府省の積極的参画について</u>	- 197 -
<u>(19) 海洋に関連した他の基本計画の認知度</u>	- 199 -
<u>(20) 海洋基本計画と他の基本計画との相互関係について</u>	- 204 -
<u>(21) 今後の海洋政策、第3期海洋基本計画、アンケート等についての自由意見</u> -	204
-	
<u>むすび</u>	- 207 -

1章 調査の目的

本調査は、海洋基本法（2007年制定）に基づく「第3期海洋基本計画」（2018年5月15日閣議決定）に関するアンケート調査を実施し、その結果をまとめたものである。笹川平和財団海洋政策研究所では、2015年に海洋基本法および海洋基本計画と“沿岸域総合管理”に関するアンケート（発送数832、回答数236、回答率28.4%）を実施した経緯があるが、第3期海洋基本計画はこれまでの海洋基本計画に比べて大幅な変更が加えられたこと等を踏まえ、第3期海洋基本計画全体に関する有識者の理解や意見等を把握し、今後のわが国における海洋政策のあり方に関する議論に資することを目的として設問設計を行い、本アンケート調査を実施した。

2章 アンケートの実施概要

アンケートは以下の要領で実施した。なお、送付したアンケート一式は本報告書の末尾に添付した。

(1) 時期

2018年10月18日(木)～11月6日(火)

(2) 対象

海洋政策に関する有識者を対象とした。具体的には国会議員、地方自治体職員、大学等教職員、研究機関(独立行政法人/国立研究開発法人等)役職員、団体(NPO・NGO含む)役職員、民間企業役職員、計717名をアンケートの対象とした。

(3) 方法

アンケート票の発送はe-mailで行い、回収はe-mailあるいはFAXとした。なお、調査票とあわせて依頼状、実施要領、付属資料1～3をあわせて送信した。

- ・依頼状
- ・実施要領
- ・調査票(回答記入用紙)
- ・付属資料1 第1期～第3期海洋基本計画・目次構成対比表
- ・付属資料2 第3期海洋基本計画について(総合海洋政策本部HPより抜粋)
- ・付属資料3 海洋に関連する政策分野の取組状況

(4) 設問構成

アンケートの設問構成は表2-1に示したとおりである。

表 2-1 アンケートの設問構成

内 容	設問 No.
1. 海洋基本法・基本計画について（全体）	
海洋基本法の認知度	Q1
海洋基本法の基本的施策のうち重要な取り組み	Q2
海洋基本計画の見直しの認知度	Q3
第 1 期および第 2 期海洋基本計画を読んだか否かとその程度	Q4
2. 第 3 期海洋基本計画について	
第 3 期海洋基本計画を読んだか否かとその程度	Q5
第 3 期海洋基本計画の全体構成の大幅な変更の認知度	Q6
情勢の変化および施策の効果に関する評価の勘案度	Q7
【総合的な海洋の安全保障】のとりあげられ方	Q8
【総合的な海洋の安全保障】の内容について	Q9
12 の基本的施策から 9 項目への変更について	Q10
第 3 期海洋基本計画第 2 部で示された 9 項目の施策のうち重要な取り組み	Q11
Q11 で回答した施策が最も重要だと考える理由	Q12
施策「2. 海洋の産業利用の促進」のうち関心のある施策	Q13
Q13 で回答した施策に最も関心がある理由	Q14
施策「4. 海洋状況把握（MDA）」の項目独立について	Q15
施策「7. 北極政策の推進」の項目独立について	Q16
「PDCA」サイクルによる施策の工程管理の採用について	Q17
参与会議への関係府省の積極的参画について	Q18
3. 海洋関連の政策について	
海洋に関連した他の基本計画の認知度	Q19
海洋基本計画と他の基本計画との相互関係について	Q20
4. 海洋政策全般およびアンケートについて	
今後の海洋政策、第 3 期海洋基本計画、アンケート等についての自由意見	Q21

3章 アンケートの結果

アンケートの結果は以下のとおりである。

3-1 発送数および回答数（回答率）

アンケートの発送数、回答数、回収率の所属別を表 3-1 に、年齢、専門、海洋関係へ従事しているおおよその経験年数を表 3-2～3-4 に示す。（注：表中、ND は無回答）

全体の発送数は 717、回答数は 183、回収率は 25.5%であった。

回収率を所属別にみると、最も高かったのは研究機関役職員の 31 件（31.0%）、次いで、大学等教職員 43 件（28.3%）、民間企業役職員 43 件（27.7%）、団体役職員 41 件（26.6%）、地方自治体職員 21 件（17.5%）、国会議員の 4 件（11.1%）の順となった。なお、4 人の国会議員の方からも回答をいただいたことは、本アンケートの意義をご理解いただいているものと考えられるので、大変有り難いことと言えよう。

年齢別では、60 代が最多で 73 件（39.9%）、次に 50 代が 54 件（29.5%）と、50 代および 60 代で約 7 割を占める結果となった。20 代と 30 代を合わせてもわずか 11 件（6.0%）の回答しかなかった点は気にかかる点である。

専門分野別では、人文社会科学系が 31 件（16.9%）、理工学系が 140 件（76.5%）と理工学系が多かった。

経験年数別では、30 年以上 40 年未満が最多で 52 件（28.4%）を占めたが、5 年未満の回答も 32 件（17.8%）あり、全体的に分布する結果となった。

表 3-1 アンケート回収状況

属性	発送数	回答数	回収率(%)
A 国会議員	36	4	11.1
B 地方自治体職員	120	21	17.5
C 大学等教職員	152	43	28.3
D 研究機関役職員	100	31	31.0
E 団体役職員	154	41	26.6
F 民間企業役職員	155	43	27.7
total	717	183	25.5

表 3-2 年齢

年代	回答数
20代	5
30代	6
40代	28
50代	54
60代	73
70代以上	16
ND	1
total	183

表 3-3 専門分野

専門	回答数
人文社会科学系	31
理工学系	140
ND	12
total	183

表 3-4 経験年数

経験年数	回答数
5年未満	32
5年以上10年未満	14
10年以上20年未満	15
20年以上30年未満	32
30年以上40年未満	52
40年以上	34
ND	4
total	183

3-2 アンケート結果の要約

各設問の結果を以下に簡潔にまとめる。詳細な分析については 3-3 を参照いただきたい。

(1) 海洋基本法の認知度

海洋基本法の認知度については、「よく知っている」が 8 割弱と高く、「少しは知っている」を合計すると 9 割を超える結果となった。アンケートの対象者を海洋関係の有識者としていることから、回答者は海洋基本法について知っている人が主であることは、容易に想像できるので、当然の比率と言える。属性別の結果は以下のようになっている。

所属別でみると、国会議員は「よく知っている」のみで 100%と認知度が最も高い一方、地方自治体職員は「少しは知っている」をあわせても 6 割を下回る結果となった。その他の所属に関する同法の認知度は 7 割から 9 割であった。

年齢別にみると、年代が高くなるとともに認知度も上昇する結果となった。専門別にみると、人文社会科学系および理工学系ともに認知度は 8 割前後と大きな差はなかった。経験年数別にみると、経験年数の増加とともに認知度が上昇する傾向となった。

(2) 海洋基本法の基本的施策のうち重要な取り組み

海洋基本法で規定された 12 の基本的施策のうち、重要な取り組みと考えられているものを点数化した結果（最も重要な取り組み：3 点、2 番目に重要な取り組み：2 点、3 番目に重要な取り組み：1 点、の合計点）、第 1 位が「1. 海洋資源の開発及び利用の推進」（195 点）、第 2 位が「2. 海洋環境の保全等」（149 点）、第 3 位が「5. 海洋の安全の確保」（118 点）、僅差で第 4 位が「8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化」（114 点）という結果となった。所属別にみると、国会議員、研究機関役職員、団体役職員、民間企業役職員の第 1 位は全体と同様に「1. 海洋資源の開発及び利用の推進」である。一方、地方自治体職員と大学等教職員の第 1 位は「2. 海洋環境の保全等」と、異なる結果となった。年齢別にみると、30 代～70 代の第 1 位は上述の 3 つの施策のいずれかとなっているが、20 代の第 1 位は「12. 海洋に関する国民の理解の増進等」、70 代の第 1 位は「7. 海洋科学技術に関する研究開発の推進等」と、全体の傾向とは異なっていた。専門別にみると、人文社会科学系の第 1 位は「1. 海洋資源の開発及び利用の推進」と「5. 海洋の安全の確保」の 2 つが同点である一方、理工学系の第 1 位は「1. 海洋資源の開発及び利用の推進」であり、2 位以下との差は 50 点以上と大きかった。経験年数別の結果に、明確な傾向はみられなかった。「最も重要な取り組み」として選ばれた施策に注目すると、「1. 海洋資源の開発及び利用の推進」（22.4%）、「5. 海洋の安全の確保」（15.8%）、「2. 海洋環境の保全等」（14.2%）の順となり、1 位は点数化の順位と同一の施策であったが、2 位と 3 位の順序は逆転した。

回答者が選んだ「最も重要な取り組み」と「2 番目に重要な取り組み」および「3 番目に重要な取り組み」との関係を見ると、最も重要な取り組みの第 1 位である「1. 海洋資源の開発及び利用の推進」を選んだ回答者は、そのうち最多の約 3 割が 2 番目に重要な取り組み

として「8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化」を選んでいた。3 番目に重要な取り組みは施策番号 2～12 のすべてに分布し、特に偏りはみられなかった。

(3) 海洋基本計画の見直しの認知度

海洋基本計画の見直しの認知度は全体で 9 割以上と高く、Q1 の海洋基本法の認知度とほぼ同程度の結果となった。所属別にみると、Q1 と同様に、国会議員は「よく知っている」のみで 100%と認知度が最も高い。一方、地方自治体職員は「少しは知っている」をあわせても 6 割を下回る結果となった。その他の所属に関する回答者の認知度も Q1 と同様に 7 割から 9 割であった。年齢別および経験年数別の傾向も Q1 と同様で、年代が高くなるとともに認知度も上昇し、経験年数の増加とともに認知度が上昇する結果となった。専門別にみると、人文社会科学系および理工学系ともに認知度は 7 割強であり大きな差はなかった。

(4) 第 1 期および第 2 期海洋基本計画を読んだか否かとその程度

第 1 期海洋基本計画について、「概要版も本文とも、しっかり読んだ」または「概要版も本文とも、目をとおした」と回答したのは 5 割強であった。所属別にみると、内容の確認度合いが最も高いのは国会議員で 100%、最も低いのは地方自治体職員で 2 割弱であった。年齢別にみると、確認度合いが最も高いのは 70 代で 9 割弱、最も低いのは 20 代で 2 割、30 代から 60 代は 5 割強と、大きな差が確認された。専門別にみると、人文社会科学系の確認度合いが理工学系よりも 1 割弱、高い結果となった。経験年数別にみたところ、確認度合いに明確な傾向はみられなかった。

第 2 期海洋基本計画について、「しっかり読んだ」または「目をとおした」と回答したのは 6 割強であった。所属別にみると、第 1 期同様、内容の確認度合いが最も高いのは国会議員で 100%、最も低いのは地方自治体職員で 2 割強であった。年齢別にみると、確認度合いは 20 代で 2 割程度と低い特徴があるが、30 代から 70 代は 6 割台で同程度であった。専門別にみると、人文社会科学系も理工学系も 6 割台で同程度であった。経験年数別にみたところ、明確な傾向は確認されなかった。

以上より、第 1 期海洋基本計画と第 2 期基本計画の結果を比較すると、第 2 期海洋基本計画の方が 1 割程度、内容を確認した回答者が多いという結果となった。所属別にみると、この傾向が顕著なのは民間企業役職員で、第 2 期の確認度合いは第 1 期に比べ 18.5%の上昇であった。これは第 1 期海洋基本計画が 10 年前のもので、第 2 期は 5 年前という時期の差が影響しているとも言えよう。

(5) 第 3 期海洋基本計画を読んだか否かとその程度

第 3 期海洋基本計画について、「しっかり読んだ」と「目をとおした」をあわせると、全体の 7 割弱が内容に目をとおしているという結果となった。同結果を第 1 期海洋基本計画の結果（5 割強）、および第 2 期海洋基本計画の結果（6 割強）と比較すると、第 3 期海洋基本計画が最も高くなっており、第 1 期、第 2 期、第 3 期と新しくなるほど、海洋基本計画の内

容に目をとおした回答者が多くなるという結果となった。所属別にみると、「しっかり読んだ」と「目をとおした」をあわせた確認度合いは国会議員が最高で100%、地方自治体職員が最低で4割強だった。年齢別にみると、20代の確認度合いが最も低く2割とであった。専門別にみると、人文社会科学系の確認度合いが8割、理工学系が7割となっており、1割の差が確認された。経験年数別にみると、5年未満が最も低く5割強であるが、経験年数の増加と確認度合いとの間に明確な傾向はみられなかった。

(6) 第3期海洋基本計画の全体構成の大幅な変更の認知度

第3期海洋基本計画の全体構成の大幅な変更について、「よく知っている」と「少しは知っている」をあわせると、全体の7割弱が「知っている」という結果となった。同結果を第3期海洋基本計画の内容に目をとおした回答者の割合と比較すると、ほぼ同程度であるという結果となった。所属別にみると、「よく知っている」と「少しは知っている」をあわせた回答割合は大学等教職員が最も高く8割強、地方自治体職員が最も低く2割強だった。国会議員については「よく知っている」のみで7割を越えている。専門別にみると、人文社会科学系および理工学系ともに認知度は7割前後と同程度であった。経験年数別にみると、5年未満が最も低く4割強であるが、経験年数の増加と認知度との間に明確な傾向はみられなかった。

(7) 情勢の変化および施策の効果に関する評価の勘案度

海洋基本計画は、海洋基本法で「海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえて見直す」と規定しているが、「情勢の変化を勘案し、施策の効果に関する評価を踏まえたものだと思う」という回答が5割弱、「情勢の変化を勘案したものと思うが、施策の効果に関する評価を踏まえたものとは思えない」が5割弱、「情勢の変化を勘案したとは思えないが、施策の効果に関する評価を踏まえたものだと思う」は約2%、「情勢の変化も、施策の効果に関する評価も、踏まえたものとは思えない」は約1%、無回答が約5%であった。

「情勢の変化も施策の効果に関する評価も踏まえている」と「情勢の変化は勘案しているが施策の効果に関する評価は踏まえたものとは思えない」が同程度であり、「施策の効果に関する評価」を踏まえたものかどうかについては評価が二分される結果となった。

所属別にみると、国会議員は回答者全員が「情勢の変化も施策の効果に関する評価も踏まえている」とした一方、大学等教職員は7割弱が「情勢の変化は勘案しているが施策の効果に関する評価は踏まえたものとは思えない」と回答している点は注目される。

(8) 【総合的な海洋の安全保障】のとりあげられ方

【総合的な海洋の安全保障】のとりあげられ方については、「非常に評価できる」と「やや評価できる」をあわせて8割弱という結果となった。評価できると回答した理由として

は、近年の安全保障環境の変化が多く挙げられた。これに関連し、外国船による領海等への侵入や排他的経済水域での不当な海洋調査活動や漁業操業への対応の必要性や、海洋資源開発及び利用の推進のための経済権益の確保の必要性などが多く指摘された。

一方、「あまり評価できない」と「全く評価できない」をあわせて、約2割の回答者は、評価できないと回答している。その理由としては、安全保障が第一であるという優先順位への違和感や、「海洋の安全保障」という用語や、これを強調して掲げることが近隣諸国を含めた諸外国に摩擦や誤解を与えるのではないかといった危惧等が挙げられた。これに関連し、防衛的色合いが強いと受け止めた記述も多くあり、「海洋の安全保障」については防衛政策の中で別に取り上げるべきといった意見や、他の施策全体を「総合的な海洋の安全保障」のもとに位置づけるのは無理がある、といった意見が複数あった。所属別にみると、評価できないという回答は国会議員ではゼロ、大学等教職員で最も高く3割強であった。

(9) 【総合的な海洋の安全保障】の内容について

【総合的な海洋の安全保障】の内容について、「複層的なものであることをよく知っている」と「少しは知っている」をあわせると、全体の7割強が「知っている」という結果となった。所属別にみると、国会議員は「よく知っている」が100%と最も認知度が高く、地方自治体職員は「よく知っている」との回答はゼロであり、「少しは知っている」のみが約2割と認知度が最も低かった。年齢別にみると、年代が高くなるとともに認知度も上昇する結果となった。専門別および経験年数別については、明確な傾向はみられなかった。

(10) 12の基本的施策から9項目への施策構成の変更について

これまでの海洋基本法の規定に従って海洋基本計画で示された12の基本的施策から9項目への施策構成の変更について、「非常に評価できる」と「評価できる」をあわせると、全体の7割強が評価できるという結果となった。評価できると回答した理由としては、海洋に関する情勢の変化を踏まえて整理され、優先順位がつけられた結果と考えられること、関連のある複数項目が統合されたこと、「海洋状況把握（MDA）」や「北極政策」など重点施策が具体的になりわかりやすくなったこと、等が挙げられた。

一方、「あまり評価できない」と「全く評価できない」をあわせて、2割強の回答者は評価できないと回答した。その理由としては、海洋基本法との関係性がわかりにくいこと、換言すれば、基本計画の施策構成が基本法の規定に縛られないとすれば基本法と基本計画の関係をどう解釈すれば良いかわかりにくいこと、過去の施策の評価を十分に行った上での整理や変更ではないと考えられること、これまでの12の基本的施策のうち「沿岸域の総合的管理」、「海上輸送の確保」、「海洋資源の開発及び利用の推進」が項目から削除され他の項目の下に位置づけられたこと、等が挙げられた。また、例えば「海洋調査の推進」と「海洋科学技術に関する研究開発の推進等」を統合して1項目にするといった複数関連項目の統合については、同項目に限らず独立させるべきといった意見があった。

(11) 第3期海洋基本計画第2部で示された9項目の施策のうち重要な取り組み

9項目の施策のうち、重要な取り組みと考えられているものを点数化した結果（最も重要な取り組み×3点、2番目に重要な取り組み×2点、3番目に重要な取り組み×1点、の合計点）、第1位が「2. 海洋の産業利用の促進」（232点）、以下それぞれ1点差で、第2位が「1. 海洋の安全保障」（171点）、第3位が「5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等」（170点）、第4位が「3. 海洋環境の維持・保全」（169点）という結果となった。一方、最下位は「7. 北極政策の推進」（8点）、2番目に点数が低い施策は「8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進」（26点）であった。

「最も重要な取り組み」として選ばれた施策は、多い順に「1. 海洋の安全保障」（23.0%）、「2. 海洋の産業利用の促進」（20.2%）、「3. 海洋環境の維持・保全」（16.4%）、「5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等」（15.3%）であり、1位と2位、3位と4位が、それぞれ点数化の結果と逆転した。

「9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進」が「最も重要な取り組み」として選ばれた割合は約6%と9項目の施策の中でも2番目に低い、点数化の結果は102点と第5位であった。

所属別にみると、国会議員の第1位は「1. 海洋の安全保障」、地方自治体と大学等教職員の第1位は「3. 海洋環境の維持・保全」、研究機関役職員の第1位は「5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等」、団体役職員および民間企業役職員の1位は「2. 海洋の産業利用の促進」となっており、所属ごとの興味の対象を反映する結果となった。

回答者が選んだ「最も重要な取り組み」と「2番目に重要な取り組み」および「3番目に重要な取り組み」との関係を見ると、最も重要な取り組みの第1位である「1. 海洋の安全保障」を選んだ回答者については、そのうち最多の6割弱が2番目に重要な取り組みとして「2. 海洋の産業利用の促進」を選んでいて、Q2とQ11のクロス集計をおこない、回答者が海洋基本法の12の基本的施策の中で「最も重要な取り組み」と考えている施策と、第3期海洋基本計画の9つの施策の中で「最も重要な取り組み」と考えている施策との関係を確認した結果、海洋基本法の12の基本的施策と第3期海洋基本計画の9つの施策の選択には明確な関連があり、同様の内容が記載された施策を選択していることが確認された。

(12) Q11で回答した施策が最も重要だと考える理由

①海洋の安全保障

「海洋の安全保障」は全ての施策の根幹となるものであるから、という理由が多くみられた。外国船舶による領海侵犯等への対応や安全な海上輸送の確保等の必要性等も指摘された。

②海洋の産業利用の促進

広大な排他的経済水域を有する我が国において、「海洋の産業利用の促進」は日本の国益・将来の発展につながるため、という理由が多くみられた。同時に、海洋産業が縮小している

現状や、商業化までに長い時間と莫大な資金が必要な分野であり、国の補助等がなければ継続的な発展が難しいといった点等が指摘された。

③海洋環境の維持・保全

「海洋環境の維持・保全」は、資源利用や産業の発展等、持続可能な海洋の利用の大前提となるのが海洋環境の維持・保全であることを指摘する意見が多くみられた。環境分野は公益的な側面が強く、産業的利益がなかなか得にくいと考えられるため、政府による方針とそれに基づく財政支援がなければ進展が難しいことや、環境は外交、安全、産業に関係があること等も指摘された。

④海洋状況把握（MDA）の能力強化

海洋政策や海洋での各種活動の基本が「海洋状況把握（MDA）」である、といった意見が多くみられた。同施策は短期間で効果が出やすく波及効果が大きいと考えられることや、縦割り行政の解消に有効といった意見もみられた。

⑤海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等

海洋の長期的な調査や海洋科学技術に関する研究開発は、すべての施策の基礎になるものであり、我が国の発展に不可欠なものである、といった意見が多くみられた。我が国が世界をリードして国際的にも評価される海洋調査や研究開発を着実に進めることが重要であるといった意見もみられた。

⑥離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進

排他的経済水域の重要な拠点となる遠隔離島の保全は、排他的経済水域での海洋資源開発等を進めるために必要であり、離島の保全なくして EEZ の確保は成立しない、といった意見や、昨今の国際政治経済情勢等からも重要な施策であるといった意見がみられた。

⑦北極政策の推進

同施策を最も重要な取り組みとした回答は1つであり、理由も1つであった。地政学的優位性を生かした取り組みとして北極政策から取り組むことの重要性が指摘された。

⑧国際的な連携の確保及び国際協力の推進

同施策を最も重要な取り組みとした回答はゼロだったため、理由の記述もなかった。

⑨海洋人材の育成と国民の理解の増進

国民の海洋への関心と理解、海洋関連の職業に対する理解やイメージの向上を含めた人材育成などの必要性等が指摘された。

(13) 施策「2. 海洋の産業利用の促進」のうち関心のある施策

施策「2. 海洋の産業利用の促進」のうち関心のある施策については、選択した回答者割合が高い順に第1位が「1. 海洋資源の開発および利用の推進」の6割強、第2位が「4. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化」の約5割、第3位が「2. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化」の5割弱、第4位が「3. 海上輸送の確保」で3割弱、という結果となった。

(14) Q13で回答した施策に最も関心がある理由

①海洋資源の開発及び利用の推進

資源小国であるわが国にとっての海洋資源の重要性を指摘する意見、洋上風力発電・潮流発電といった海洋再生可能エネルギーの導入促進への期待、海底熱水鉱床等の海底鉱物資源の開発の重要性、等を指摘する意見が多くみられた。

②海洋産業の振興及び国際競争力の強化

日本の海洋産業の国際競争力の強化を望む声が多くみられた。そのためには民間企業がリスクをとりやすくなるような国の支援が必要である点も指摘された。また、海洋産業をめぐる国際競争の中でわが国が劣後している現状への危惧もみられ、わが国独自の海洋資源開発技術開発の必要性も指摘された。日本にとって不利なルールで産業界が戦わなくても済むよう、国際交渉能力を有する人材育成の必要性もあわせて指摘された。

③海上輸送の確保

資源小国であるわが国にとって、海上輸送の確保は国民生活、日本経済に直結する重要事項である点が指摘された。

④水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

最も多くみられたのは、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化が、食料安全保障上、重要であるといった指摘だった。これに関連し、外国船の違法操業に対する危惧や対応の必要性や、漁業者の減少や高齢化を受けた継承者の育成といった課題も指摘された。

他方、水産資源の管理や産業化は実利が伴う産業であり、日本ブランドとしての水産物の輸出拡大も含め、今後の成長産業化への期待も多かった。

(15) 施策「4. 海洋状況把握 (MDA)」の項目独立について

施策「4. 潰瘍状況把握 (MDA)」の独立については、「非常に評価できる」と「やや評価できる」をあわせ、評価できるという回答が8割弱という結果となった。理由としては、MDAが海洋の安全保障、海洋環境の保全、海洋開発や海洋産業の振興等といった全ての取り組みの基盤になると考えられるから、という趣旨が目立った。

一方、「あまり評価できない」と「全く評価できない」をあわせて2割弱の回答者は評価できないと回答した。理由としては、同項目が重要であることには賛同しているものの、内容が安全保障に偏っている点に違和感を覚えるから、といった趣旨の記述が目立った。所属別にみると、評価できないという回答は国会議員および地方自治体職員で最も低くゼロ、大学等教職員で最も高く3割弱、研究機関役職員、団体役職員、民間企業役職員はいずれも2割弱であった。

(16) 施策「7. 北極政策の推進」の項目独立について

施策「7. 北極政策の推進」を項目として独立させたことについて、「非常に評価できる」と「やや評価できる」をあわせて6割強が評価できると回答した。理由としては、北極海航路の利活用、資源開発、海洋観測や環境保護といった観点から重要であると考えられるから、という趣旨が目立った。

一方、「あまり評価できない」と「全く評価できない」をあわせて3割弱の回答者は評価できないと回答した。理由としては、同項目が重要であることには賛同しているものの、個別施策として独立させることへの疑問（他項目と同レベルの重要性とは考え難い）や、北極政策の推進よりも優先順位が高い他の施策があるといった指摘が目立った。所属別にみると、評価できないとの回答については国会議員がゼロ、団体役職員が最高で3割強であった。地方自治体職員の3割弱は無回答であった。

(17) 「PDCA」サイクルによる施策の工程管理の採用について

「PDCA サイクル」による施策の工程管理の採用については、「非常に評価できる」と「やや評価できる」をあわせて8割強が評価できるという結果となった。ただし、やや評価できるという回答理由には課題を指摘する意見も多く、短期的な工程管理を強化することによる長期的視点の欠如に対する危惧や、評価を誰がどのように実施するかが重要、といった点が挙げられた。

一方、「あまり評価できない」と「全く評価できない」をあわせて1割強の回答者は評価できないと回答した。理由としては、上記と同様に、評価や見直しを数年で繰り返すのは海洋政策には不適切であること、PDCA のための中間評価や審査等にエネルギーを使いすぎ施策・事業に支障が出る、といった趣旨の記述が目立った。所属別にみると、評価できないという回答は国会議員がゼロ、研究機関役職員が2割強で最高、という結果となった。

(18) 参与会議への関係府省の積極的参画について

参与会議への関係府省の積極的参画については、「非常に評価できる」と「やや評価できる」をあわせて評価できるという回答が7割強という結果となった。理由としては、施策の実施主体である関係府省が参画することは施策の現実性と実行性を担保するためにも不可欠であること、縦割り行政にならないため有用であること、などの指摘があった。

一方、「あまり評価できない」と「全く評価できない」をあわせて2割弱の回答者は評価できないと回答した。理由としては、助言機関と実施省庁とは独立であることが必要であるという指摘が目立った。所属別にみると、評価できないという回答は国会議員および地方自治体職員がゼロ、団体役職員が3割弱で最高、という結果となった。

(19) 海洋に関連した他の基本計画の認知度

海洋に関連した他の基本計画の認知度について、科学技術基本計画、水産基本計画、エネルギー基本計画、海洋エネルギー・鉱物資源開発計画、環境基本計画、生物多様性国家戦略、海洋生物多様性保全戦略、宇宙基本計画、SDGs：持続可能な開発目標、BBNJ：国家管轄権外区域の海洋生物多様性、の10の基本計画等について質問した結果、全体平均は「よく知っている」が18.8%、「少しは知っている」が34.3%、「よく知らない」が29.9%、「全く知らない」が14.5%、無回答・無効回答が2.5%であった。

「よく知っている」と「少しは知っている」を合計したものを認知度とすると、割合が高い順に、第1位が「SDGs：持続可能な開発目標」で67.2%、第2位が「エネルギー基本計画」で65.6%、第3位が「環境基本計画」で62.8%、僅差で第4位が「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」で61.2%という結果となった。認知度が最も低いのは「宇宙基本計画」で33.3%であった。

(20) 海洋基本計画と他の基本計画との相互関係について

海洋基本計画と他の基本計画との相互関係については、他の基本計画との整合性をはかり、相互に連携・補完することはとても重要である、といった意見がある一方、作成時期により時代背景が異なるなどの事情を考慮し無理に整合性をはかる必要はない、といった意見もみられた。海洋基本計画は省庁横断的であるため、関係機関の話し合いや垣根を越えた連携の必要性を指摘する意見が目立った。これに関連し、個別省庁が策定責務を有する計画を優先的に遂行することも予想され、海洋基本計画が軽視されないよう、総合海洋政策本部及び同事務局の権威と権限の強化を期待する意見もあった。

(21) 今後の海洋政策、第3期海洋基本計画、アンケート等についての自由意見

今後の海洋政策、第3期海洋基本計画、アンケートについての意見、感想、コメント等の自由記入設問については、回答者の7割弱にあたる119名という非常に多くの回答が得られた。

今後の海洋政策や第3期海洋基本計画に関するコメントについては、各回答者の所属や専門性に応じた、具体的な指摘が多くみられた。アンケートについて言及した回答は33件あり、その多くはアンケートを実施する意義を評価したものであったが、内容や配布先等についての課題を指摘した意見もあった。また、複数の回答者から、本アンケート結果を今後の海洋政策にいかに関与するかが重要であるとの指摘があった。

自由意見について、第3期海洋基本計画の9項目の施策に関連したキーワードで出現数を確認した結果、出現数が多い単語は上位から順に「産業」が49、「環境」と「技術」が28、「人材」が26、「国民」が24であった。これにより、海洋関連の各種産業に関する課題や今後の発展への期待、環境対策や技術開発の必要性、人材育成や国民の理解・関心を高めることの必要性、といった意見が多い傾向がみられた。

3-3 各設問の結果

Q1～Q21 の設問ごとに回答を集計し、分析を行った。選択式の設問については、①全体、②所属別、③年齢別、④専門別、⑤経験年数別、の5つの属性で傾向を把握した。以下に各設問の主な結果を示す。

(1) 海洋基本法の認知度

Q1 あなたは海洋基本法が制定されていることをご存知ですか？

Q1 についての結果を、図 Q1、表 Q1 に示す。

「海洋基本法」が制定されていることについて、「よく知っている」が 141 件 (77.0%)、「少しは知っている」が 29 件 (15.8%)、「聞いたことはあるがよく知らない」が 10 件 (5.5%)、「知らなかった」が 3 件 (1.6%) であった (無回答はゼロ)。

回答者全体の海洋基本法の認知度は、「よく知っている」と「少しは知っている」をあわせて 170 件 (92.8%) と、9 割を超える結果となった。

所属別にみると、国会議員は回答者数 4 名と少ないものの「よく知っている」と全員が回答し、認知度の高さが現れる結果となった。海洋基本法の認知度が最も低いのは地方自治体職員であり、「よく知っている」という回答は 4 件 (19.0%)、「少しは知っている」という回答は 8 件 (38.1%) であり、両者をあわせても 12 件 (57.1%) と 6 割を下回る結果となっており、他の所属ではなかった「知らなかった」とする回答が 3 件 (14.3%) あった。

「よく知っている」と回答したのは大学等教職員で 41 件 (95.3%)、研究機関役職員で 24 件 (77.4%)、団体役職員で 36 件 (87.8%)、民間企業役職員で 32 件 (74.4%) となっており、7 割から 9 割といずれも認知度の高さが確認された。

地方自治体職員については、他の所属と比較して認知度が低い結果となった。地方自治体では 2～3 年で異動があり、担当者が変わることが多くみられるためこのような結果になったと推察される。こうした担当者を対象とした海洋政策に関する周知等を図ることが必要と考えられ、その方法 (セミナーの開催、リーフレットの作成等) について検討することも考えられる。

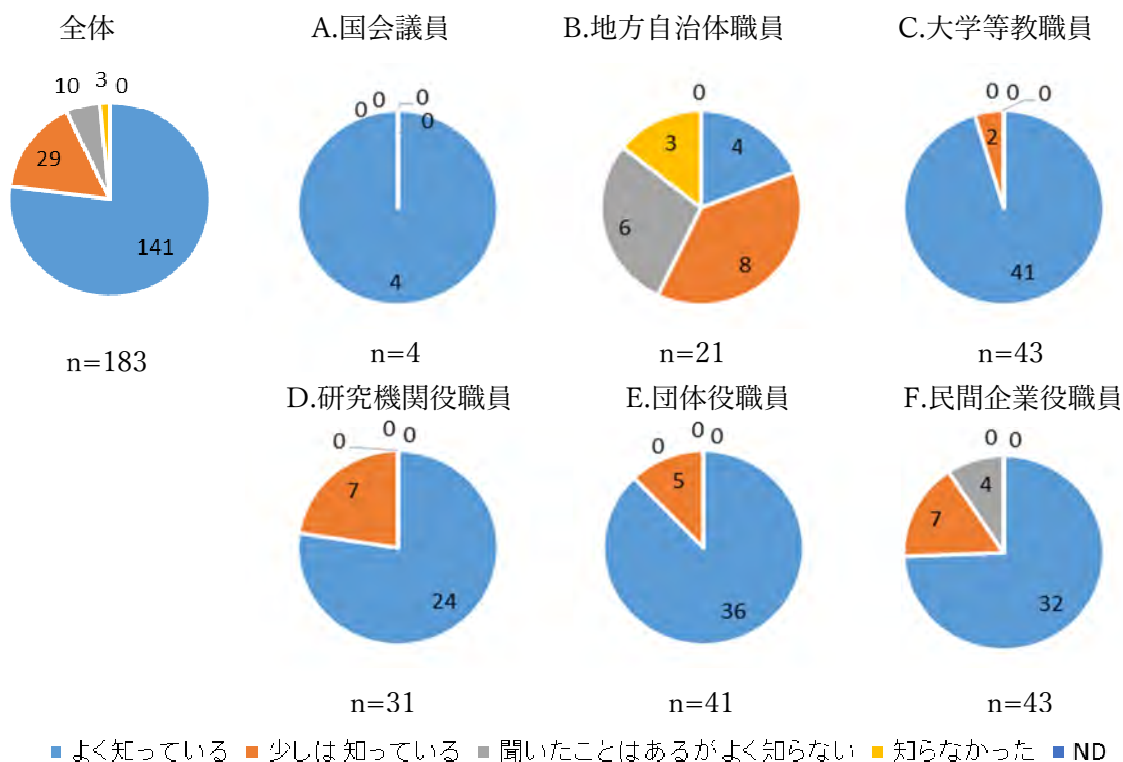


図 Q1 海洋基本法の認知度（全体および所属別）

表 Q1 海洋基本法の認知度

選択肢	全体	所属						年齢							専門			経験年数						
		A	B	C	D	E	F	20's	30's	40's	50's	60's	70's	ND	人文	理工	ND	~5	5~10	10~20	20~30	30~40	40~	ND
よく知っている	141	4	4	41	24	36	32	0	2	19	40	65	15	0	24	114	3	11	9	15	23	49	31	3
少しは知っている	29	0	8	2	7	5	7	1	2	7	9	8	1	1	3	20	6	10	4	0	8	3	3	1
聞いたことはあるがよく知らない	10	0	6	0	0	0	4	3	1	2	4	0	0	0	3	5	2	9	1	0	0	0	0	0
知らなかった	3	0	3	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	1	1	2	0	0	1	0	0	0
ND	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
total	183	4	21	43	31	41	43	5	6	28	54	73	16	1	31	140	12	32	14	15	32	52	34	4

- ND 無回答
- 所属 A：国会議員 B：地方自治体職員 C：大学等教職員
D：研究機関（独立行政法人/国立研究開発法人等）役職員
E：団体(NPO・NGO含む)役職員 F：民間企業役職員
- 年齢 20's：20代 30's：30代 40's：40代 50's：50代
60's：60代 70's：70代以上
- 専門 人文：人文社会科学系 理工：理工学系
- 海洋関係へ従事しているおおよその経験年数
~5：5年未満 5~10：5年以上10年未満 10~20：10年以上20年未満
20~30：20年以上30年未満 30~40：30年以上40年未満 40~：40年以上

(2) 海洋基本法の基本的施策のうち重要な取り組み

Q2 海洋基本法の第3章（第17条から第28条）で規定された基本的施策の中で、あなたが重要な取り組みと考えている施策を3つ選んでください。

Q2についての結果を、図Q2-1~2-9、表Q2-1~2-4に示す。

海洋基本法で規定された12の基本的施策のうち、重要な取り組みと考えられているものを（最も重要な取り組み×3点、2番目に重要な取り組み×2点、3番目に重要な取り組み×1点の合計点で）点数化した結果、第1位が「1. 海洋資源の開発及び利用の推進」（195点）、第2位が「2. 海洋環境の保全等」（149点）、第3位が「5. 海洋の安全の確保」（118点）、僅差で第4位が「8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化」（114点）という結果となった。

「最も重要な取り組み」として選ばれた施策に注目すると、「1. 海洋資源の開発及び利用の推進」41件（22.4%）、「5. 海洋の安全の確保」29件（15.8%）、「2. 海洋環境の保全等」26件（14.2%）の順となり、1位は点数化の順位と同一の施策であったが、2位と3位の順序は逆転した。

所属別にみると、国会議員、研究機関役職員、団体役職員、民間企業役職員の第1位も全体と同様に「1. 海洋資源の開発及び利用の推進」である一方、地方自治体職員と大学等教職員の第1位は「2. 海洋環境の保全等」と異なる結果となった。年齢別にみると、30代~70代の第1位は上述の3つの施策のいずれかとなっているが、20代の第1位は「12. 海洋に関する国民の理解の増進等」、70代の第1位は「7. 海洋科学技術に関する研究開発の推進等」と全体の傾向とは異なっていた。専門別にみると、人文社会科学系の第1位は「1. 海洋資源の開発及び利用の推進」と「5. 海洋の安全の確保」が同点である一方、理工学系の第1位は「1. 海洋資源の開発及び利用の推進」であり、2位以下との差は50点以上と大きかった。経験年数別の結果に、明確な傾向はみられなかった。

回答者が選んだ「最も重要な取り組み」と「2番目に重要な取り組み」および「3番目に重要な取り組み」との関係を見ると、最も重要な取り組みの第1位である「1. 海洋資源の開発及び利用の推進」を選んだ回答者41名については、そのうち最多の29.3%にあたる12名が2番目に重要な取り組みとして「8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化」を選んでいった。3番目に重要な取り組みは施策番号2~12のすべてに分布し、特に偏りはみられなかった。最も重要な取り組みの第2位である「5. 海洋の安全の確保」を選んだ回答者29名についても、そのうち最多の27.6%にあたる8名が、同様に2番目に重要な取り組みとして「8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化」を選んでいった。最も重要な取り組みの第3位である「2. 海洋環境の保全等」を選んだ回答者26名については、そのうち最多の30.8%にあたる8名が、2番目に重要な取り組みとして「1. 海洋資源の開発及び利用の推進」を選んでいった。

所属別に重要な取り組みと考えている施策が異なり、特徴が現れた結果となった。国際的な連携の確保及び国際競争力の推進については、いずれの属性でも重要な取り組みと考えて

いる施策とされていない。海洋については一国の取り組みでは解決できない課題も多いことから、国際的な連携の確保の必要性等についての取り組みの現状や課題等を周知していく必要があるように思われた。



図 Q2-1 海洋基本法の基本的施策のうち重要な取り組み（全体）

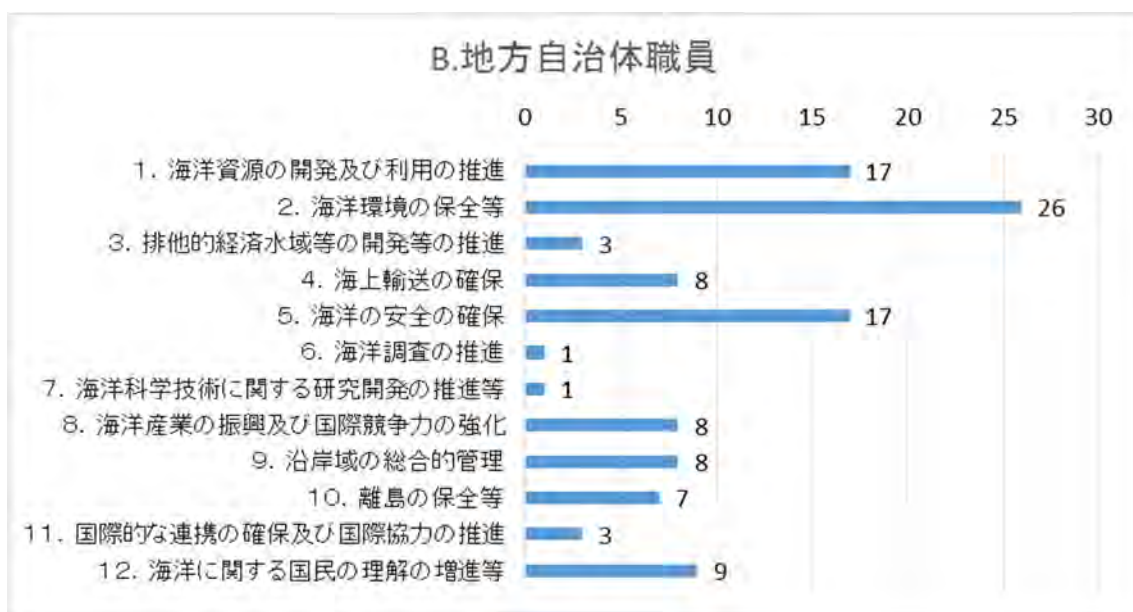


図 Q2-2 海洋基本法の基本的施策のうち重要な取り組み（地方自治体職員）



図 Q2-3 海洋基本法の基本的施策のうち重要な取り組み（大学等教職員）



図 Q2-4 海洋基本法の基本的施策のうち重要な取り組み（20代）



図 Q2-5 海洋基本法の基本的施策のうち重要な取り組み（70代以上）



図 Q2-6 海洋基本法の基本的施策のうち重要な取り組み（人文社会科学系）

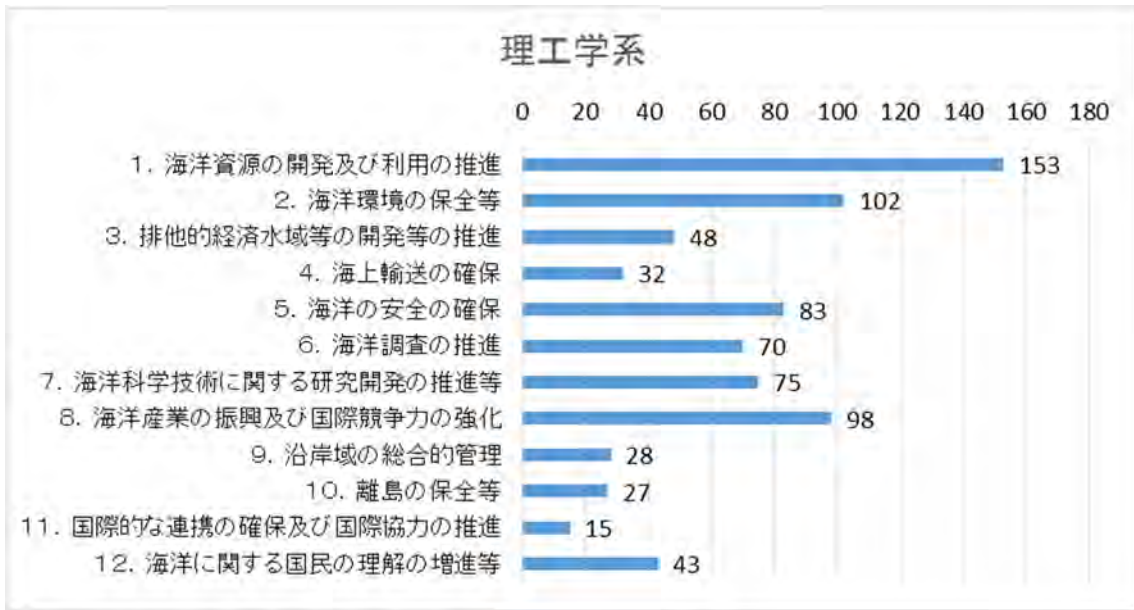


図 Q2-7 海洋基本法の基本的施策のうち重要な取り組み（理工学系）

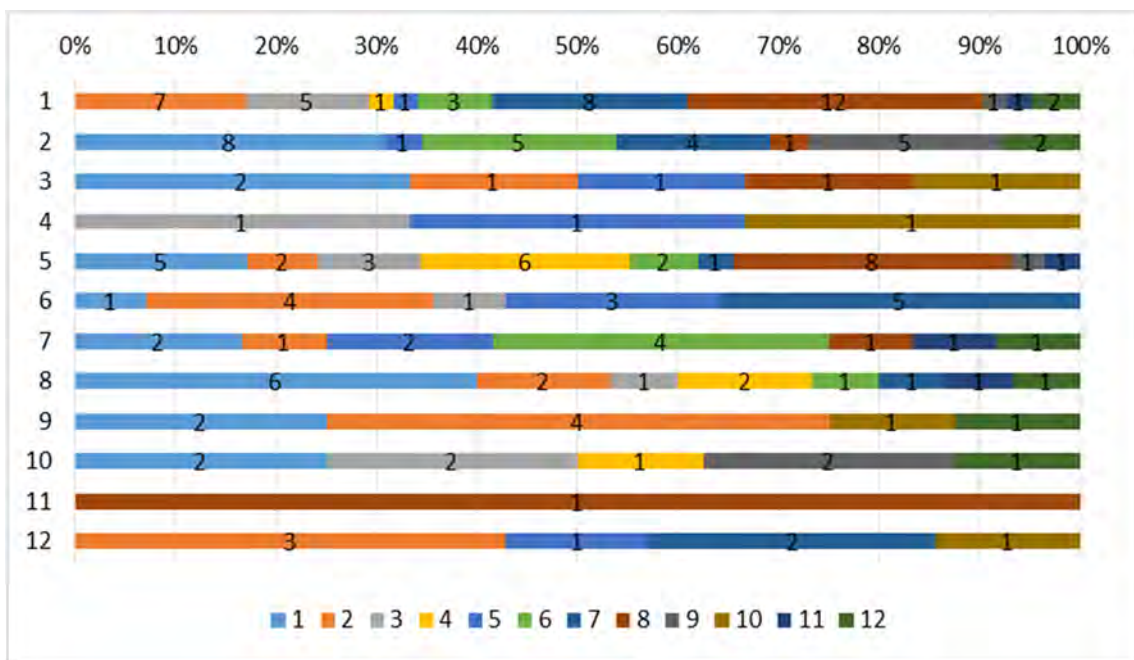


図 Q2-8 「最も重要な取り組み」と「2番目に重要な取り組み」とのクロス結果

注) 縦軸および凡例の番号 1~12 はそれぞれ、次の基本的施策の番号を表す：1. 海洋資源の開発及び利用の推進；2. 海洋環境の保全等；3. 排他的経済水域等の開発等の推進；4. 海上輸送の確保；5. 海洋の安全の確保；6. 海洋調査の推進；7. 海洋科学技術に関する研究開発の推進等；

8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化；9. 沿岸域の総合的管理；10. 離島の保全等；11. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進；12. 海洋に関する国民の理解の増進等。

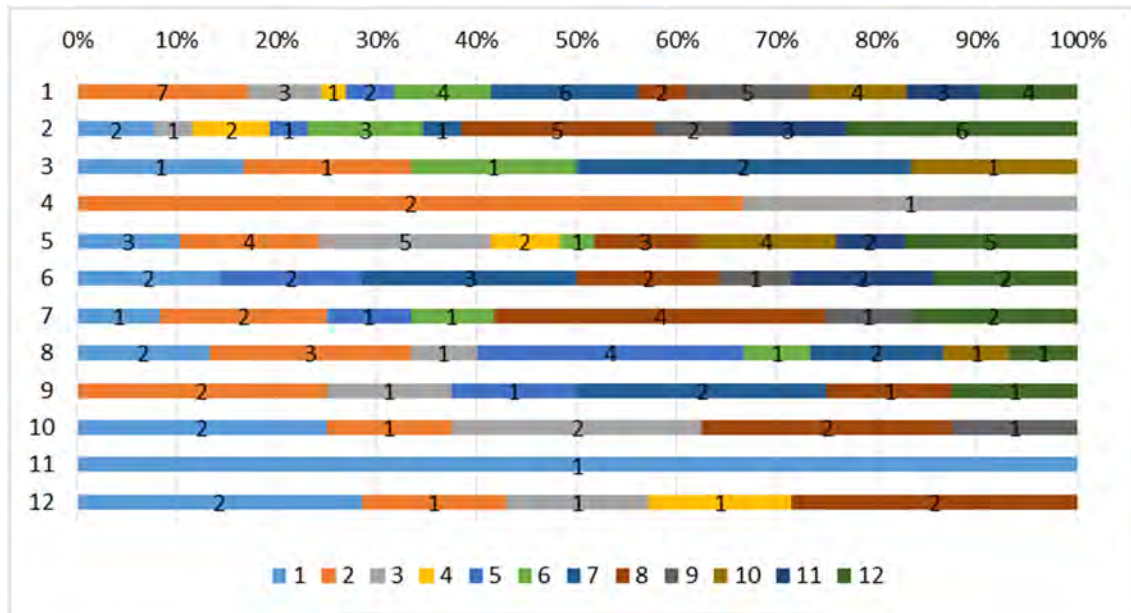


図 Q2-9 「最も重要な取り組み」と「3番目に重要な取り組み」とのクロス結果

注) 縦軸および凡例の番号 1～12 はそれぞれ、次の基本的施策の番号を表す：1. 海洋資源の開発及び利用の推進；2. 海洋環境の保全等；3. 排他的経済水域等の開発等の推進；4. 海上輸送の確保；5. 海洋の安全の確保；6. 海洋調査の推進；7. 海洋科学技術に関する研究開発の推進等；8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化；9. 沿岸域の総合的管理；10. 離島の保全等；11. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進；12. 海洋に関する国民の理解の増進等。

表 Q2-1 海洋基本法の基本的施策のうち重要な取り組み（全体・所属別）

選択肢	全体			所属																	
				A			B			C			D			E			F		
	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③
1. 海洋資源の開発及び利用の推進	41	28	16	2	1	0	3	3	2	8	8	2	8	4	3	9	7	6	11	5	3
2. 海洋環境の保全等	26	24	23	0	0	1	4	5	4	8	9	6	2	2	2	7	5	4	5	3	6
3. 排他的経済水域等の開発等の推進	6	13	15	0	1	0	0	1	1	2	2	3	2	4	3	0	1	2	2	4	6
4. 海上輸送の確保	3	10	6	0	0	0	1	2	1	0	2	0	0	0	1	2	3	1	0	3	3
5. 海洋の安全の確保	29	10	11	2	0	0	5	1	0	4	1	1	6	3	3	4	4	2	8	1	5
6. 海洋調査の推進	14	15	11	0	0	0	0	0	1	8	2	4	1	3	1	3	2	2	2	8	3
7. 海洋科学技術に関する研究開発の推進等	12	21	16	0	1	0	0	0	1	4	5	3	5	5	5	2	6	3	1	4	4
8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化	15	24	21	0	1	0	0	3	2	2	3	6	1	3	3	6	3	6	6	11	4
9. 沿岸域の総合的管理	8	9	10	0	0	0	2	1	0	2	4	3	1	0	2	2	3	4	1	1	1
10. 離島の保全等	8	4	10	0	0	0	2	0	1	0	0	1	1	1	1	2	2	3	3	1	4
11. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進	1	4	10	0	0	1	0	1	1	0	0	5	0	1	1	1	1	2	0	1	0
12. 海洋に関する国民の理解の増進等	7	8	21	0	0	2	1	1	4	2	4	6	1	2	3	0	1	3	3	0	3
ND	3	3	3	0	0	0	2	2	2	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0
NE	10	10	10	0	0	0	1	1	1	3	3	3	2	2	2	3	3	3	1	1	1
total	183	183	183	4	4	4	21	21	21	43	43	43	31	31	31	41	41	41	43	43	43

ND：無回答 NE：無効回答

表 Q2-2 海洋基本法の基本的施策のうち重要な取り組み（年齢別）

選択肢	年齢																	
	20's			30's			40's			50's			60's			70's		
	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③
1. 海洋資源の開発及び利用の推進	1	0	0	2	1	0	8	1	2	7	12	4	20	12	8	3	2	1
2. 海洋環境の保全等	0	0	2	0	1	2	7	6	2	10	5	7	7	8	8	2	3	2
3. 排他的経済水域等の開発等の推進	0	0	1	0	1	0	2	4	1	3	4	5	1	3	8	0	1	0
4. 海上輸送の確保	0	0	0	1	1	0	0	1	0	1	4	3	1	3	3	0	1	0
5. 海洋の安全の確保	0	1	0	1	0	0	4	3	3	14	2	3	8	3	5	2	1	0
6. 海洋調査の推進	0	0	0	0	0	0	3	2	1	2	5	6	8	6	4	1	2	0
7. 海洋科学技術に関する研究開発の推進等	0	0	0	0	0	0	0	3	4	2	5	6	7	11	3	3	2	3
8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化	0	0	0	0	0	1	2	4	2	7	8	5	4	12	11	2	0	2
9. 沿岸域の総合的管理	0	1	0	0	0	0	1	2	1	2	1	3	4	4	4	1	1	2
10. 離島の保全等	1	0	0	1	0	1	0	0	3	3	1	1	3	3	4	0	0	1
11. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0	0	2	1	2	5	0	1	0
12. 海洋に関する国民の理解の増進等	1	1	0	0	0	0	0	1	6	0	4	6	5	2	6	0	0	3
ND	2	2	2	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
NE	0	0	0	1	1	1	0	0	0	3	3	3	4	4	4	2	2	2
total	5	5	5	6	6	6	28	28	28	54	54	54	73	73	73	16	16	16

ND：無回答 NE：無効回答

表 Q2-3 海洋基本法の基本的施策のうち重要な取り組み（専門別）

選択肢	専門					
	人文			理工		
	①	②	③	①	②	③
1. 海洋資源の開発及び利用の推進	6	5	4	33	22	10
2. 海洋環境の保全等	3	7	3	19	14	17
3. 排他的経済水域等の開発等の推進	1	2	3	5	11	11
4. 海上輸送の確保	1	0	0	2	10	6
5. 海洋の安全の確保	9	2	1	19	8	10
6. 海洋調査の推進	3	2	0	11	13	11
7. 海洋科学技術に関する研究開発の推進等	0	5	5	12	14	11
8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化	1	4	1	14	19	18
9. 沿岸域の総合的管理	2	3	2	4	4	8
10. 離島の保全等	3	0	3	4	4	7
11. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進	0	0	4	1	3	6
12. 海洋に関する国民の理解の増進等	1	0	4	5	7	14
ND	1	1	1	1	1	1
NE	0	0	0	10	10	10
total	31	31	31	140	140	140

ND：無回答 NE：無効回答

○ND 無回答

○所属 A：国会議員 B：地方自治体職員 C：大学等教職員

D：研究機関（独立行政法人/国立研究開発法人等）役職員

E：団体(NPO・NGO含む)役職員 F：民間企業役職員

○年齢 20's：20代 30's：30代 40's：40代 50's：50代

60's：60代 70's：70代以上

○専門 人文：人文社会科学系 理工：理工学系

○海洋関係へ従事しているおおよその経験年数

～5：5年未満 5～10：5年以上10年未満 10～20：10年以上20年未満

20～30：20年以上30年未満 30～40：30年以上40年未満 40～：40年以上

表 Q2-4 海洋基本法の基本的施策のうち重要な取り組み（経験年数別）

選択肢	経験年数																	
	～5			5～10			10～20			20～30			30～40			40～		
	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③
1. 海洋資源の開発及び利用の推進	6	5	2	3	4	0	4	1	1	6	6	3	14	7	4	7	4	4
2. 海洋環境の保全等	6	5	8	2	4	0	2	2	0	3	3	5	9	6	4	4	3	5
3. 排他的経済水域等の開発等の推進	1	2	2	1	0	2	0	2	0	2	2	5	1	4	6	1	3	0
4. 海上輸送の確保	2	0	1	0	1	1	0	1	0	0	2	1	1	5	3	0	1	0
5. 海洋の安全の確保	7	3	1	3	1	1	4	1	1	7	0	1	4	2	4	3	3	3
6. 海洋調査の推進	0	2	1	0	0	3	4	2	1	2	1	1	5	6	3	3	4	2
7. 海洋科学技術に関する研究開発の推進等	0	2	2	0	0	1	1	3	4	2	4	3	4	9	2	5	2	4
8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化	1	6	3	1	1	1	0	1	1	5	6	3	5	5	9	3	4	4
9. 沿岸域の総合的管理	2	2	2	4	2	0	0	1	0	0	2	2	2	0	5	2	2	1
10. 離島の保全等	3	0	2	0	1	2	0	0	2	2	0	0	2	3	2	1	0	2
11. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進	0	1	1	0	0	1	0	0	3	0	1	1	0	0	3	0	2	0
12. 海洋に関する国民の理解の増進等	1	1	4	0	0	2	0	1	2	0	2	4	4	2	4	1	2	5
ND	2	2	2	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0
NE	1	1	1	0	0	0	0	0	0	2	2	2	3	3	3	4	4	4
total	32	32	32	14	14	14	15	15	15	32	32	32	52	52	52	34	34	34

表 Q2-5 「最も重要な取り組み」と「2番目・3番目に重要な取り組み」とのクロス結果

最も重要な取り組み	2番目に重要な取り組み															3番目に重要な取り組み															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	ND	NE	total	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	ND	NE	total	
1		7	5	1	1	3	8	12	1		1	2			41		7	3	1	2	4	6	2	5	4	3	4			41	
2	8				1	5	4	1	5			2			26	2		1	2	1	3	1	5	2		3	6			26	
3	2	1			1			1		1					6	1	1				1	2			1					6	
4			1		1					1					3	2	1														3
5	5	2	3	6		2	1	8	1		1				29	3	4	5	2		1		3		4	2	5			29	
6	1	4	1		3		5								14	2				2	3	2	1		2	2				14	
7	2	1			2	4	1			1	1				12	1	2			1	1		4	1		2				12	
8	6	2	1	2		1	1			1	1				15	2	3	1		4	1	2			1	1				15	
9	2	4								1	1				8	2	1		1		2	1				1				8	
10	2		2	1						2		1			8	2	1	2						2	1					8	
11								1							1	1															1
12		3			1	2			1						7	2	1	1	1					2							7
ND													3		3												3			3	
NE														10	10														10	10	
total	28	24	13	10	10	15	21	24	9	4	4	8	3	10	183	16	23	15	6	11	11	16	21	10	10	10	21	3	10	183	

ND：無回答 NE：無効回答

注) 表頭と表側の番号 1～12 はそれぞれ、次の基本的施策の番号を表す：1. 海洋資源の開発及び利用の推進；2. 海洋環境の保全等；3. 排他的経済水域等の開発等の推進；4. 海上輸送の確保；5. 海洋の安全の確保；6. 海洋調査の推進；7. 海洋科学技術に関する研究開発の推進等；8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化；9. 沿岸域の総合的管理；10. 離島の保全等；11. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進；12. 海洋に関する国民の理解の増進等。

(3) 海洋基本計画の見直しの認知度

Q3 海洋基本計画が5年ごとに見直しされることをご存知ですか？

Q3 についての結果を、図 Q3、表 Q3 に示す。

海洋基本計画が5年ごとに見直しされることについて、「よく知っている」が135件(73.8%)、「少しは知っている」が33件(18.0%)、「聞いたことはあるがよく知らない」が8件(4.4%)、「知らなかった」が6件(3.3%)、無回答が1件(0.5%)であった。

回答者全体の海洋基本計画の見直しに関する認知度は、「よく知っている」と「少しは知っている」をあわせて168件(91.8%)と、9割を超える結果となった。同結果をQ1の海洋基本法の認知度170件(92.8%)と比較するとほぼ同程度であり、その差はわずか1%であった。

所属別にみると、国会議員は「よく知っている」という回答が4件(100%)であった。見直しの認知度が最も低いのは地方自治体職員であり、「よく知っている」という回答は4件(19.0%)、「少しは知っている」という回答は8件(38.1%)であり、両者をあわせても12件(57.1%)と6割を下回る結果となった。これはQ1の海洋基本法の認知度に対する回答と同率という結果となった。「よく知っている」と回答したのは大学等教職員で39件(90.7%)、研究機関役職員で24件(77.4%)、団体役職員で33件(80.5%)、民間企業役職員で31件(72.1%)となっており、7割から9割といずれも認知度の高さが確認された。同結果を、Q1の海洋基本法の認知度と比較すると、研究機関役職員は同率、それ以外については若干同法の認知度のほうが高いが、いずれもその差は10%以内だった。

この設問についてもQ1と同様に地方自治体職員について、他の所属と比較して認知度が低い結果となった。地方自治体での異動の多さに起因することと想定されることから、Q1で述べた、担当者を対象とした海洋政策に関する周知等を図る方法(セミナーの開催、リーフレットの作成等)についての検討が考えられる。

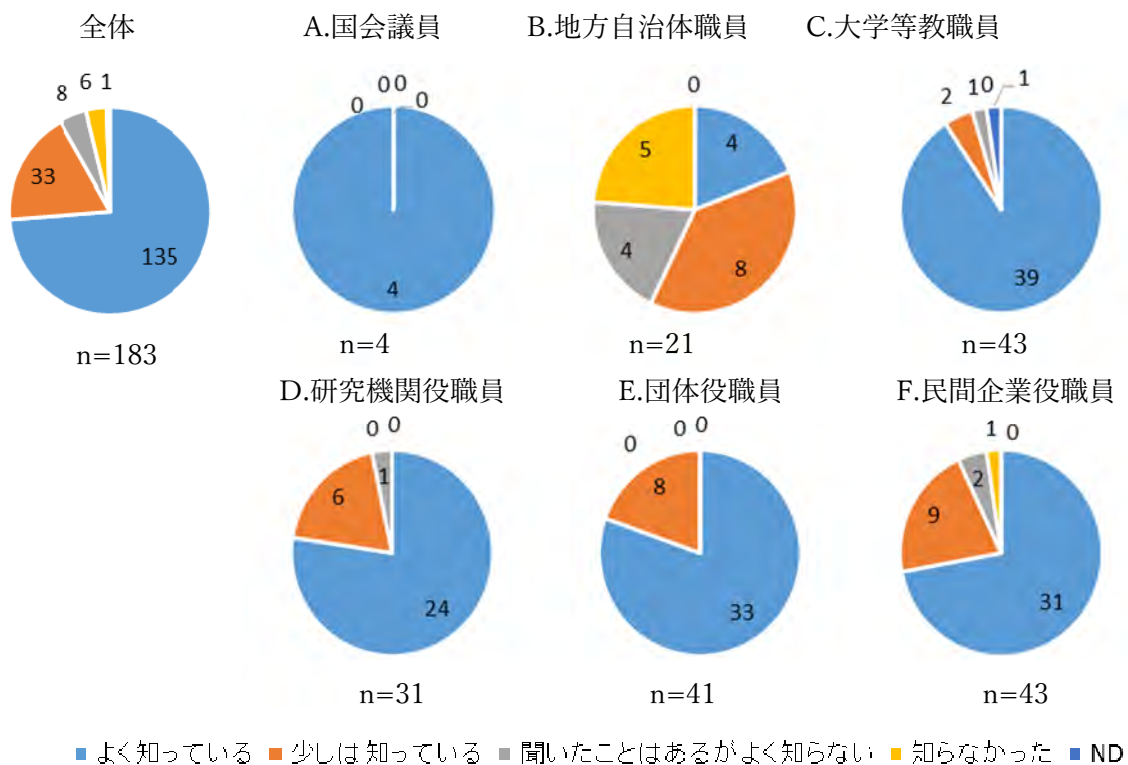


図 Q3 海洋基本計画の見直しの認知度（全体・所属別）

表 Q3 海洋基本計画の見直しの認知度

認知度	全体	所属						年齢							専門			経験年数						
		A	B	C	D	E	F	20's	30's	40's	50's	60's	70's	ND	人文	理工	ND	~5	5~10	10~20	20~30	30~40	40~	ND
よく知っている	135	4	4	39	24	33	31	0	2	20	39	60	14	0	23	108	4	11	10	15	21	45	30	3
少しは知っている	33	0	8	2	6	8	9	1	1	6	10	12	2	1	4	24	5	11	3	0	7	7	4	1
聞いたことはあるがよく知らない	8	0	4	1	1	0	2	1	1	2	4	0	0	0	2	6	0	5	1	0	2	0	0	0
知らなかった	6	0	5	0	0	0	1	3	2	0	1	0	0	0	2	1	3	5	0	0	1	0	0	0
ND	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
total	183	4	21	43	31	41	43	5	6	28	54	73	16	1	31	140	12	32	14	15	32	52	34	4

(4) 第1期および第2期海洋基本計画を読んだか否かとその程度

Q4 これまでの海洋基本計画（第1期：2008年、第2期：2013年）を、お読みになったことがありますか？該当する欄に○印を付してください。

①第1期海洋基本計画

Q4（第1期海洋基本計画）についての結果を、図Q4-1、表Q4-1に示す。

第1期海洋基本計画について、「概要版も本文とも、しっかり読んだ」が38件（20.8%）、「概要版も本文とも、目をとおした」が63件（34.4%）、「概要版は見たが、本文は読んでいない」が45件（24.6%）、「概要版も本文も、ほとんど読んでいない」が34件（18.6%）、無回答が3件（1.6%）であった。

第1期海洋基本計画について、「しっかり読んだ」と「目をとおした」をあわせると101件で、全体の55.2%が内容に目をとおしているという結果となった。

所属別にみると、国会議員は4名全員が「しっかり読んだ」または「目をとおした」と回答しており、内容を確認している結果となった。Q1およびQ3同様、内容を確認した割合が最も低いのは地方自治体職員であり、「しっかり読んだ」がゼロ、「目をとおした」が4件（19.0%）だった。

一方、「しっかり読んだ」と「目をとおした」をあわせると、大学等教職員で33件（76.7%）、研究機関役職員で19件（61.3%）、団体役職員で21件（51.2%）、民間企業役職員で20件（46.5%）となっており、5割から8割弱という結果となった。

年齢別にみると、30代から60代は5割強が「しっかり読んだ」または「目をとおした」と回答した。一方、20代は「しっかり読んだ」回答者がゼロ、「目をとおした」回答者が1件（20.0%）にとどまった。70代以上の7件（43.8%）が「しっかり読んだ」と回答しており、「目をとおした」と回答した7件（43.8%）をあわせると、全体の87.6%が内容を確認しているという最も高い割合となった。

専門別にみると、「しっかり読んだ」と「目をとおした」をあわせた回答は、人文社会科学系が20件（64.5%）、理工学系が77件（55.0%）であり、人文社会科学系のほうが約10%高い結果となった。

経験年数別にみると、5年未満が4件（12.2%）、5年以上10年未満が8件（57.1%）、10年以上20年未満が11件（73.3%）、20年以上30年未満が17件（53.2%）、30年以上40年未満が33件（63.5%）、40年以上が26件（76.5%）であった。この結果、内容の確認度合いと経験年数との間に明確な傾向は確認されなかった。

認知度が低い20代や理工学系の方にも、海の日イベントにあわせて「海洋基本計画」に関する若手向けのイベントを行う等、同計画を読もうと関心をもってもらえるような広報の実施も考えられる。

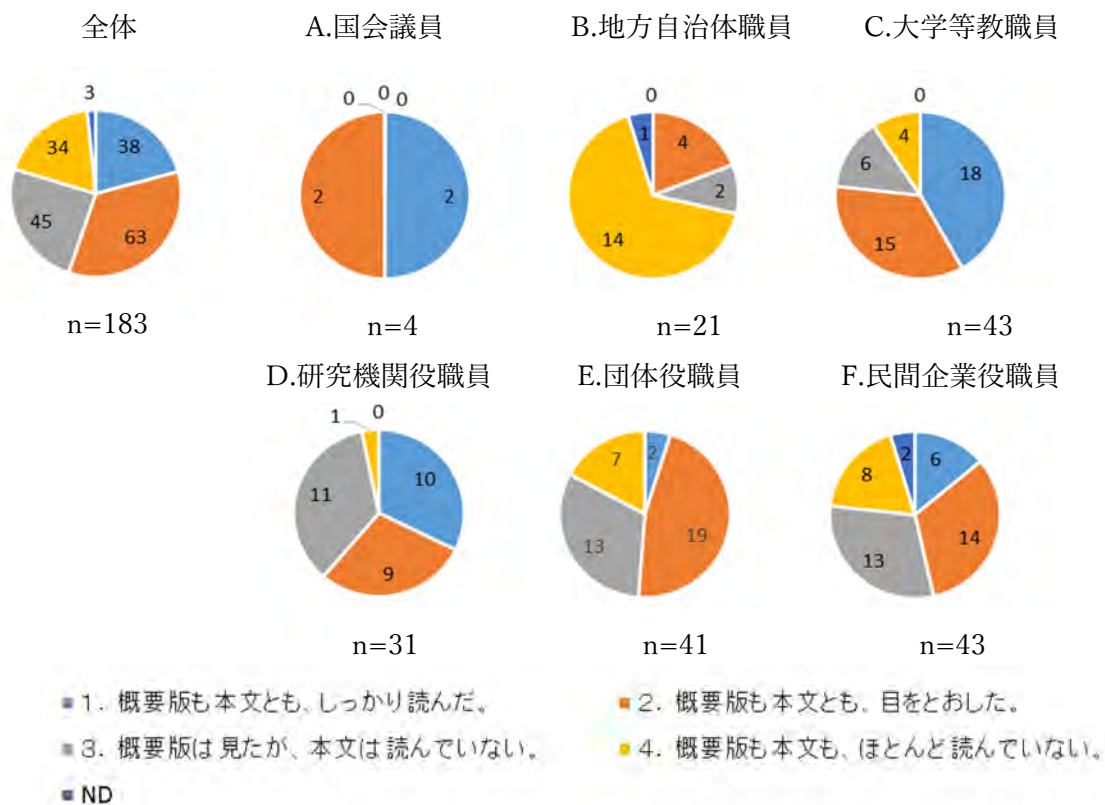


図 Q4-1 第1期海洋基本計画を読んだか否かとその程度（全体・所属別）

表 Q4-1 第1期海洋基本計画を読んだか否かとその程度

選択肢	全体	所属						年齢							専門			経験年数							
		A	B	C	D	E	F	20's	30's	40's	50's	60's	70's	ND	人文	理工	ND	~5	5~10	10~20	20~30	30~40	40~	ND	
1. 概要版も本文とも、しっかり読んだ。	38	2	0	18	10	2	6	0	0	9	10	12	7	0	8	30	0	1	1	6	6	13	10	1	
2. 概要版も本文とも、目をとおした。	63	2	4	15	9	19	14	1	3	5	19	28	7	0	12	47	4	3	7	5	11	20	16	1	
3. 概要版は見たが、本文は読んでいない。	45	0	2	6	11	13	13	0	0	4	15	24	1	1	5	37	3	6	3	2	11	16	5	2	
4. 概要版も本文も、ほとんど読んでいない。	34	0	14	4	1	7	8	3	3	10	9	8	1	0	6	24	4	20	3	2	3	3	3	0	
ND	3	0	1	0	0	0	2	1	0	0	1	1	0	0	0	2	1	2	0	0	1	0	0	0	
total	183	4	21	43	31	41	43	5	6	28	54	73	16	1	31	140	12	32	14	15	32	52	34	4	

○ND 無回答

○所属 A：国会議員 B：地方自治体職員 C：大学等教職員

D：研究機関（独立行政法人/国立研究開発法人等）役職員

E：団体(NPO・NGO含む)役職員 F：民間企業役職員

○年齢 20's：20代 30's：30代 40's：40代 50's：50代

60's：60代 70's：70代以上

○専門 人文：人文社会科学系 理工：理工学系

○海洋関係へ従事しているおおよその経験年数

~5：5年未満 5~10：5年以上10年未満 10~20：10年以上20年未満

20~30：20年以上30年未満 0年以上40年未満 40~：40年以上

②第2期海洋基本計画

Q4（第2期海洋基本計画）についての結果を、図Q4-2、表Q4-2に示す。

第2期海洋基本計画について、「概要版も本文とも、しっかり読んだ」が34件（18.6%）、
「概要版も本文とも、目をとおした」が82件（44.8%）、
「概要版は見たが、本文は読んでいない」が42件（23.0%）、
「概要版も本文も、ほとんど読んでいない」が21件（11.5%）、
無回答が4件（2.2%）であった。

第2期海洋基本計画について、「しっかり読んだ」と「目をとおした」をあわせると116件で、全体の63.4%が内容に目をとおしているという結果となった。同結果を第1期海洋基本計画の結果（55.2%）と比較すると、8.2%の差ではあるが、第2期海洋基本計画の方が内容に目をとおした回答者が多いという結果となった。

所属別にみると、国会議員は4名全員が「しっかり読んだ」または「目をとおした」と回答しており、回答者の100%が内容を確認している結果となった。Q1およびQ3同様、内容を確認した割合が最も低いのは地方自治体職員であり、「しっかり読んだ」と「目をとおした」をあわせて5名（23.8%）だった。

一方、「しっかり読んだ」と「目をとおした」をあわせると、大学等教職員で32名（74.4%）、研究機関役職員で24名（77.4%）、団体役職員で23名（56.1%）、民間企業役職員で28名（65.1%）となっており、5割から8割弱という結果となった。同結果を第1期海洋基本計画の内容確認度合いと比較すると、大学等教職員で数パーセント低くなったが、それ以外は高くなっており、特に民間企業役職員は18.5%と最も高い上昇が確認された。

確認度合い（「しっかり読んだ」と「目をとおした」の合計）を年齢別にみると、20代は1件（20.0%）と低い、30代から70代はいずれも60%台であった。

専門別にみると、人文社会科学系の確認度合いが21件（67.7%）、理工学系の確認度合いが90件（64.3%）であり、同程度であった。

経験年数別にみると、5年未満が11件（34.4%）、5年以上10年未満が11件（78.5%）、10年以上20年未満が12件（80.0%）、20年以上30年未満が23件（71.9%）、30年以上40年未満が33件（63.5%）、40年以上が23件（67.7%）であった。

この結果、内容の確認度合いと経験年数との間に明確な傾向は確認されなかった。第1期の結果と比較すると、5年未満の回答者の確認度合いが12.5%から34.4%へと3倍程度に上昇したことが確認された。

第2期については2013年に策定されており、今回策定された第3期計画との関連性もあることから2008年に策定された第1期と比べて確認度合いが高い結果は当然と思われる。今後、第4期、第5期と続いていく中で、一覧表のような形で変遷を整理し、過去の基本計画との対比を行い内容の理解をするよう努める等の工夫を計画の中に盛り込むことも考えられる。

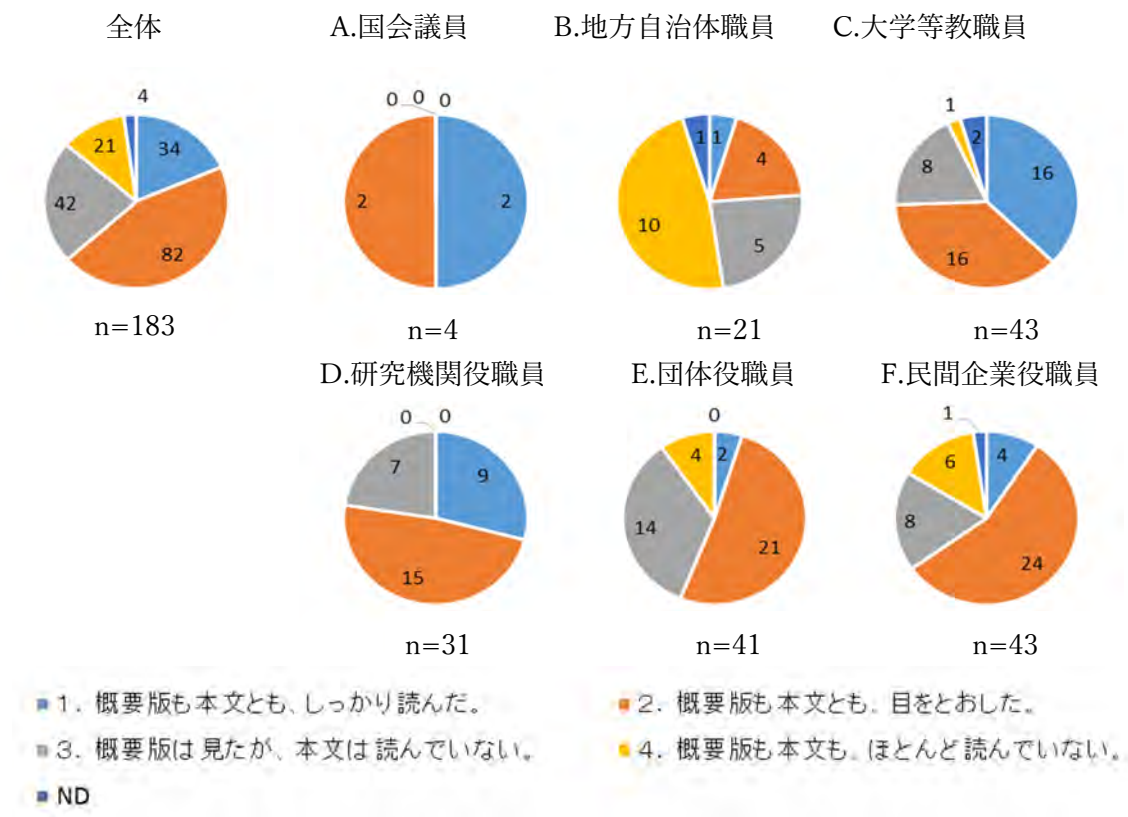


図 Q4-2 第2期海洋基本計画を読んだか否かとその程度（全体・所属別）

表 Q4-2 第2期海洋基本計画を読んだか否かとその程度

選択肢	全体	所属						年齢							専門			経験年数						
		A	B	C	D	E	F	20's	30's	40's	50's	60's	70's	ND	人文	理工	ND	~5	5~10	10~20	20~30	30~40	40~	ND
1. 概要版も本文とも、しっかり読んだ。	34	2	1	16	9	2	4	0	1	7	10	11	5	0	9	25	0	3	1	4	6	12	7	1
2. 概要版も本文とも、目をとおした。	82	2	4	16	15	21	24	1	2	12	27	34	6	0	12	65	5	8	10	8	17	21	16	2
3. 概要版は見たが、本文は読んでいない。	42	0	5	8	7	14	8	1	0	4	12	19	5	1	5	35	2	9	1	3	4	15	9	1
4. 概要版も本文も、ほとんど読んでいない。	21	0	10	1	0	4	6	2	3	5	5	6	0	0	5	12	4	11	2	0	3	3	2	0
ND	4	0	1	2	0	0	1	1	0	0	0	3	0	0	0	3	1	1	0	0	2	1	0	0
total	183	4	21	43	31	41	43	5	6	28	54	73	16	1	31	140	12	32	14	15	32	52	34	4

○ND 無回答

○所属 A：国会議員 B：地方自治体職員 C：大学等教職員
 D：研究機関（独立行政法人/国立研究開発法人等）役職員
 E：団体(NPO・NGO含む)役職員 F：民間企業役職員

○年齢 20's：20代 30's：30代 40's：40代 50's：50代
 60's：60代 70's：70代以上

○専門 人文：人文社会科学系 理工：理工学系

○海洋関係へ従事しているおおよその経験年数

~5：5年未満 5~10：5年以上10年未満 10~20：10年以上20年未満
 20~30：20年以上30年未満 30~40：30年以上40年未満 40~：40年以上

(5) 第3期海洋基本計画を読んだか否かとその程度

Q5 第3期海洋基本計画は、お読みになりましたか？

Q5 についての結果を、図 Q5、表 Q5 に示す。

第3期海洋基本計画について、「概要版も本文とも、しっかり読んだ」が36件(19.7%)、「概要版も本文とも、目をとおした」が90件(49.2%)、「概要版は見たが、本文は読んでいない」が40件(21.9%)、「概要版も本文も、ほとんど読んでいない」が17件(9.3%)であった(無回答はゼロ)。

第3期海洋基本計画について、「しっかり読んだ」と「目をとおした」をあわせると126件、全体の68.9%が内容に目をとおしているという結果となった。同結果を第1期海洋基本計画の結果(55.2%)、および第2期海洋基本計画の結果(63.4%)と比較すると、第3期海洋基本計画が最も高くなっており、第1期、第2期、第3期と新しくなるほど、海洋基本計画の内容に目をとおした回答者が多くなるという結果となった。

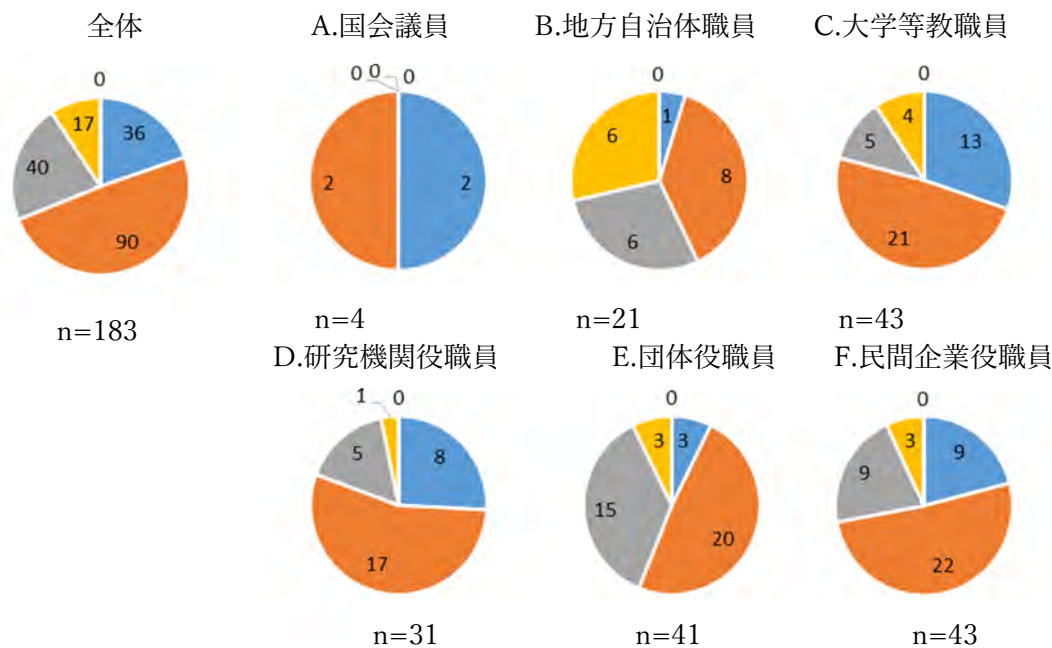
所属別にみると、国会議員は4名全員が「概要版も本文とも、しっかり読んだ」または「概要版も本文とも、目をとおした」と回答しており、回答者の100%が内容を確認している結果となった。Q1 および Q3 同様、内容を確認した割合が最も低いのは地方自治体職員であり、「しっかり読んだ」と「目をとおした」をあわせた確認度合いが9件(42.9%)だった。一方、「しっかり読んだ」と「目をとおした」をあわせると、大学等教職員で34件(79.1%)、研究機関役職員で25件(80.6%)、団体役職員で23件(56.1%)、民間企業役職員で31件(72.1%)となっており、5割から8割程度という結果となった。

年齢別にみると、20代の確認度合いが最も低く20.0%であった。

専門別にみると、人文社会科学系の確認度合いが25件(80.6%)、理工学系が98件(70.0%)となっており、1割の差が確認された。

経験年数別にみると、5年未満が最も低く18件(56.3%)であるが、経験年数の増加と確認度合いとの間に明確な傾向はみられなかった。

「概要版は見たが、本文は読んでいない」とした、回答も多かったことから、概要版の充実化を図ること、また、概要版から本文への連携を示すような表示等があり本文を読むような誘導的な方策を講じることが考えられる。



- 1. 概要版も本文とも、しっかり読んだ。
- 2. 概要版も本文とも、目をとおした。
- 3. 概要版は見たが、本文は読んでいない。
- 4. 概要版も本文も、ほとんど読んでいない。
- ND

図 Q5 第3期海洋基本計画を読んだか否かとその程度 (全体・所属別)

表 Q5 第3期海洋基本計画を読んだか否かとその程度

選択肢	全体	所属						年齢							専門			経験年数						
		A	B	C	D	E	F	20's	30's	40's	50's	60's	70's	ND	人文	理工	ND	~5	5~10	10~20	20~30	30~40	40~	ND
1. 概要版も本文とも、しっかり読んだ。	36	2	1	13	8	3	9	0	1	5	9	16	5	0	9	26	1	3	2	4	4	13	9	1
2. 概要版も本文とも、目をとおした。	90	2	8	21	17	20	22	1	3	13	33	36	3	1	16	72	2	15	8	10	18	26	11	2
3. 概要版は見たが、本文は読んでいない。	40	0	6	5	5	15	9	1	0	6	11	16	6	0	4	31	5	8	3	0	8	12	8	1
4. 概要版も本文も、ほとんど読んでいない。	17	0	6	4	1	3	3	3	2	4	1	5	2	0	2	11	4	6	1	1	2	1	6	0
ND	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
total	183	4	21	43	31	41	43	5	6	28	54	73	16	1	31	140	12	32	14	15	32	52	34	4

- ND 無回答
- 所属 A: 国会議員 B: 地方自治体職員 C: 大学等教職員
D: 研究機関 (独立行政法人/国立研究開発法人等) 役職員
E: 団体(NPO・NGO含む)役職員 F: 民間企業役職員
- 年齢 20's: 20代 30's: 30代 40's: 40代 50's: 50代
60's: 60代 70's: 70代以上
- 専門 人文: 人文社会科学系 理工: 理工学系
- 海洋関係へ従事しているおおよその経験年数
~5: 5年未満 5~10: 5年以上 10年未満 10~20: 10年以上 20年未満
20~30: 20年以上 30年未満 0年以上 40年未満 40~: 40年以上

(6) 第3期海洋基本計画の全体構成の大幅な変更の認知度

Q6 第3期海洋基本計画の全体構成は、《付属資料1》の目次構成比表に示すように、大きく変更されました。以上のような大きな変更について、ご存知ですか？

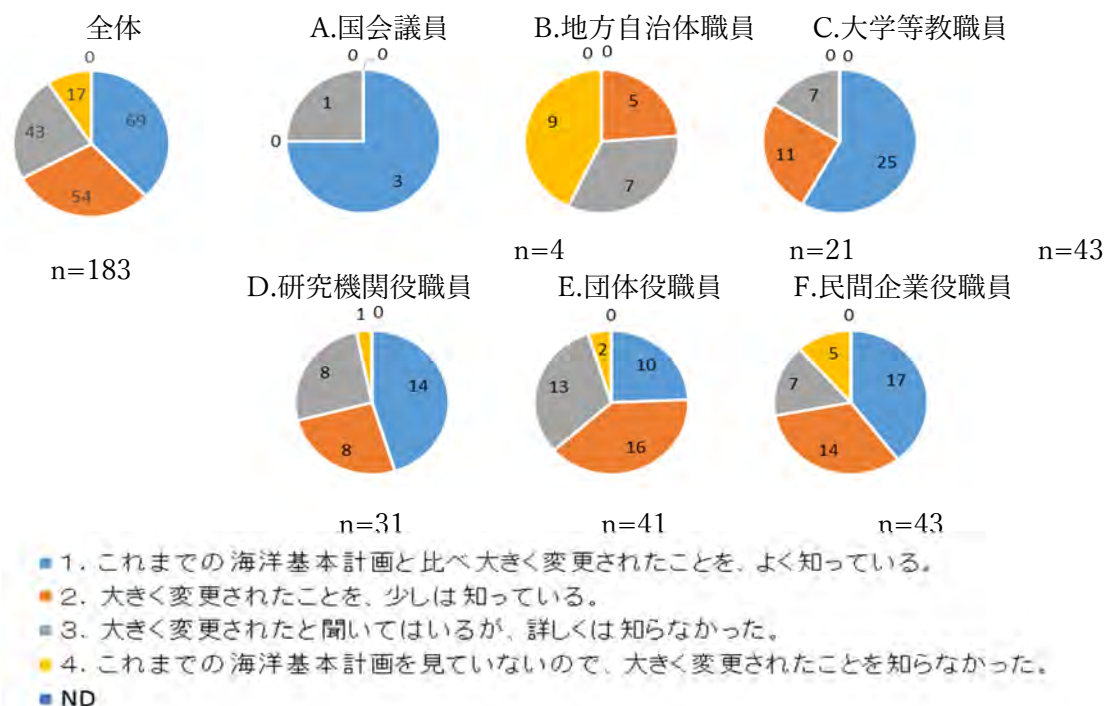
Q6についての結果を、図Q6、表Q6に示す。

第3期海洋基本計画の全体構成の大幅な変更について、「これまでの海洋基本計画と比べ大きく変更されたことを、よく知っている」が69件(37.7%)、「大きく変更されたことを、少しは知っている」が54件(29.5%)、「大きく変更されたと聞いてはいるが、詳しくは知らなかった」が43件(23.5%)、「これまでの海洋基本計画を見ていないので、大きく変更されたことを知らなかった」が17件(9.3%)であった(無回答はゼロ)。

第3期海洋基本計画の全体構成の大幅な変更について、「これまでの海洋基本計画と比べ大きく変更されたことを、よく知っている」と「大きく変更されたことを、少しは知っている」をあわせると123件で、全体の67.2%が知っているという結果となった。同結果を第3期海洋基本計画の内容に目をとおした回答者の割合(68.9%)と比較すると、ほぼ同程度であるという結果となった。

所属別にみると、国会議員のみ「よく知っている」だけで3件(75.0%)と7割を超える結果となった。「よく知っている」と「少しは知っている」をあわせた認知度は、大学等教職員で最も高く36件(83.7%)、地方自治体職員で最も低く5件(23.8%)であった。

認知度を高めるためには、海洋基本計画の冒頭や概要版に前計画との関連や対比等を示すことが考えられよう。



図Q6 第3期海洋基本計画の全体構成の大幅な変更の認知度(全体・所属別)

表 Q6 第3期海洋基本計画の全体構成の大幅な変更の認知度

認知度	全体	所属						年齢							専門			経験年数						
		A	B	C	D	E	F	20's	30's	40's	50's	60's	70's	ND	人文	理工	ND	~5	5~10	10~20	20~30	30~40	40~	ND
1. これまでの海洋基本計画と比べ大きく変更されたことを、よく知っている。	69	3	0	25	14	10	17	0	0	11	23	30	5	0	12	56	1	5	5	10	11	25	10	3
2. 大きく変更されたことを、少し知っている。	54	0	5	11	8	16	14	1	2	6	15	24	6	0	11	40	3	9	3	3	11	15	13	0
3. 大きく変更されたと聞いてはいるが、詳しくは知らなかった。	43	1	7	7	8	13	7	0	2	8	12	15	5	1	4	35	4	8	4	2	8	12	8	1
4. これまでの海洋基本計画を見ていないので、大きく変更されたことを知らなかった。	17	0	9	0	1	2	5	4	2	3	4	4	0	0	4	9	4	10	2	0	2	0	3	0
ND	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
total	183	4	21	43	31	41	43	5	6	28	54	73	16	1	31	140	12	32	14	15	32	52	34	4

○ND 無回答

○所属 A：国会議員 B：地方自治体職員 C：大学等教職員
D：研究機関（独立行政法人/国立研究開発法人等）役職員
E：団体(NPO・NGO含む)役職員 F：民間企業役職員

○年齢 20's：20代 30's：30代 40's：40代 50's：50代
60's：60代 70's：70代以上

○専門 人文：人文社会科学系 理工：理工学系

○海洋関係へ従事しているおおよその経験年数

~5：5年未満 5~10：5年以上10年未満 10~20：10年以上20年未満
20~30：20年以上30年未満 30~40：30年以上40年未満 40~：40年以上

(7) 情勢の変化および施策の効果に関する評価の勘案度

Q7 「海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえて」、海洋基本計画の見直しがなされるように海洋基本計画は規定していますが、第3期海洋基本計画の策定にあたって、この点についてはどのようにお考えになりますか？

Q7についての結果を、図Q7、表Q7に示す。

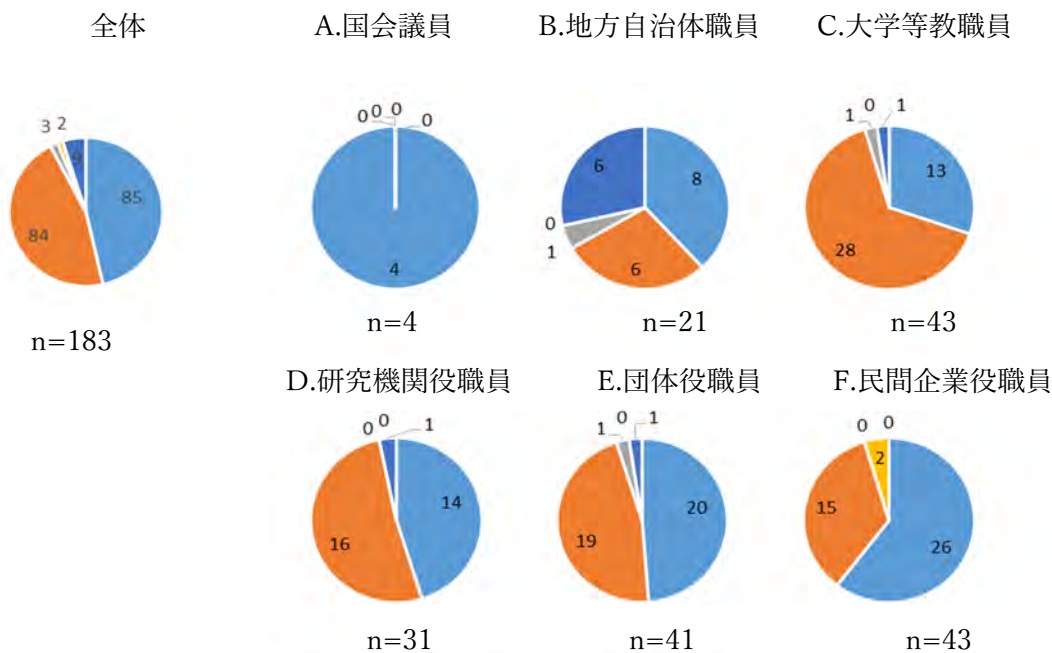
海洋基本計画が海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえて見直されているかについて、「情勢の変化を勘案し、施策の効果に関する評価を踏まえたものだと思う」が85件(46.4%)、「情勢の変化を勘案したものと思うが、施策の効果に関する評価を踏まえたものとは思えない」が84件(45.9%)、「情勢の変化を勘案したとは思えないが、施策の効果に関する評価を踏まえたものだと思う」が3件(1.6%)、「情勢の変化の勘案も、施策の効果に関する評価も、踏まえたものとは思えない」が2件(1.1%)、無回答が9件(4.9%)であった。

海洋基本計画の見直しについては、情勢の変化も施策の効果に関する評価も踏まえているという回答が85件(46.4%)である一方、情勢の変化は勘案しているが施策の効果に関する評価は踏まえたものとは思えないという回答もほぼ同程度の84件(45.9%)となり、評価が二分される結果となった。

所属別にみると、国会議員は回答者全員が情勢の変化も施策の効果に関する評価も踏まえていると回答した一方、大学等教職員は28件(65.1%)が情勢の変化は勘案しているが施策の効果に関する評価は踏まえたものとは思えないと回答した。

海洋基本法第16条第5項では、「政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする」と記されている。このことから、「情勢の変化を勘案し、施策の効果に関する評価を踏まえたものだと思う」との回答が高いことが想定されたが、結果として、施策の効果に関する評価が厳しいことが伺えた。

施策の効果については、参与会議での審議過程を公表することや、PDCAの過程を明らかにする等、情報公開に係る施策の充実等が望まれる。



- 1. 情勢の変化を勘案し、施策の効果に関する評価を踏まえたものだと思う。
- 2. 情勢の変化を勘案したと思うが、施策の効果に関する評価を踏まえたものとは思えない。
- 3. 情勢の変化を勘案したとは思えないが、施策の効果に関する評価を踏まえたものだと思う。
- 4. 情勢の変化の勘案も、施策の効果に関する評価も、踏まえたものとは思えない。
- ND

図 Q7 情勢の変化および施策の効果に関する評価の勘案度 (全体・所属別)

表 Q7 情勢の変化および施策の効果に関する評価の勘案度

選択肢	全体	所属						年齢							専門			経験年数						
		A	B	C	D	E	F	20's	30's	40's	50's	60's	70's	ND	人文	理工	ND	~5	5~10	10~20	20~30	30~40	40~	ND
1. 情勢の変化を勘案し、施策の効果に関する評価を踏まえたものだと思う。	85	4	8	13	14	20	26	3	1	15	26	36	3	1	15	63	7	18	7	9	14	22	11	4
2. 情勢の変化を勘案したと思うが、施策の効果に関する評価を踏まえたものとは思えない。	84	0	6	28	16	19	15	0	3	11	26	32	12	0	14	67	3	9	6	6	16	29	18	0
3. 情勢の変化を勘案したとは思えないが、施策の効果に関する評価を踏まえたものだと思う。	3	0	1	1	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	3	0	0	0	0	2	0	1	0
4. 情勢の変化の勘案も、施策の効果に関する評価も、踏まえたものとは思えない。	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1	0
ND	9	0	6	1	1	1	0	2	2	1	1	2	1	0	2	5	2	5	1	0	0	0	3	0
total	183	4	21	43	31	41	43	5	6	28	54	73	16	1	31	140	12	32	14	15	32	32	34	4

- ND 無回答
- 所属 A: 国会議員 B: 地方自治体職員 C: 大学等教職員
D: 研究機関(独立行政法人/国立研究開発法人等)役職員
E: 団体(NPO・NGO含む)役職員 F: 民間企業役職員
- 年齢 20's: 20代 30's: 30代 40's: 40代 50's: 50代
60's: 60代 70's: 70代以上
- 専門 人文: 人文社会科学系 理工: 理工学系
- 海洋関係へ従事しているおおよその経験年数
~5: 5年未満 5~10: 5年以上10年未満 10~20: 10年以上20年未満
20~30: 20年以上30年未満 0年以上40年未満 40~: 40年以上

(8) 【総合的な海洋の安全保障】のとりあげられ方

Q8 第3期海洋基本計画では、《付属資料1》で示すように、第1部で【総合的な海洋の安全保障】が海洋政策の重点にとりあげられ、第2部でも9つの「政府が総合的かつ計画的に講ずべき政策」の冒頭に掲げられています。どのようにお考えになりますか？
上記のように回答した理由はなぜですか？

Q8 についての結果を、図 Q8、表 Q8 に示す。

【総合的な海洋の安全保障】のとりあげられ方について、「非常に評価できる」が 64 件 (35.0%)、「やや評価できる」が 76 件 (41.5%)、「あまり評価できない」が 34 件 (18.6%)、「全く評価できない」が 2 件 (1.1%)、無回答が 7 件 (3.8%) であった。

【総合的な海洋の安全保障】のとりあげられ方については、「非常に評価できる」と「やや評価できる」をあわせて 140 件 (76.5%) であり、評価できるという回答が 7 割を超える結果となった。その理由について、「非常に評価できる」で 60 件、「やや評価できる」で 59 件の意見記述があった。近年の安全保障環境の変化（中国の海洋進出や北朝鮮情勢等）を理由とする記述が最も多かった。これに関連し、外国船による排他的経済水域への侵入や水産資源の不当な水揚げへの対応の必要性や、海洋資源開発及び利用の推進のための経済権益の確保の必要性などが多く指摘された。また、海洋安全保障は他の海洋政策の根幹である、とする指摘も多くあった。

一方、「あまり評価できない」と「全く評価できない」をあわせて 36 件 (19.7%) の回答者は評価できないと回答した。その理由について「あまり評価できない」で 32 件「全く評価できない」で 2 件の意見記述があった。安全保障が第一であるという優先順位への違和感や、「海洋の安全保障」という用語が近隣諸国を含めた諸外国に摩擦や誤解を与えるのではないかといった危惧等が挙げられた。これに関連し、防衛的色合いが強いと受け止めた記述が多くあり、「海洋の安全保障」については海洋基本計画ではなく防衛政策の中で別に取り上げるべきといった意見や、他の施策全体を「総合的な海洋の安全保障」のもとに位置づけるのは無理がある、といった意見が複数あった。

所属別にみると、「あまり評価できない」と「全く評価できない」という回答は国会議員で最も低くゼロ、大学等教職員で最も高く 15 件 (34.9%) であった。

近年の安全保障環境の変化に対応したものとして評価をする声がある一方で、一時的な緊張の高まりへの反応ではという懸念の声もあり、海洋基本計画の期間が 5 年間であることを考慮した計画であるかといった総合的な視点も求められよう。

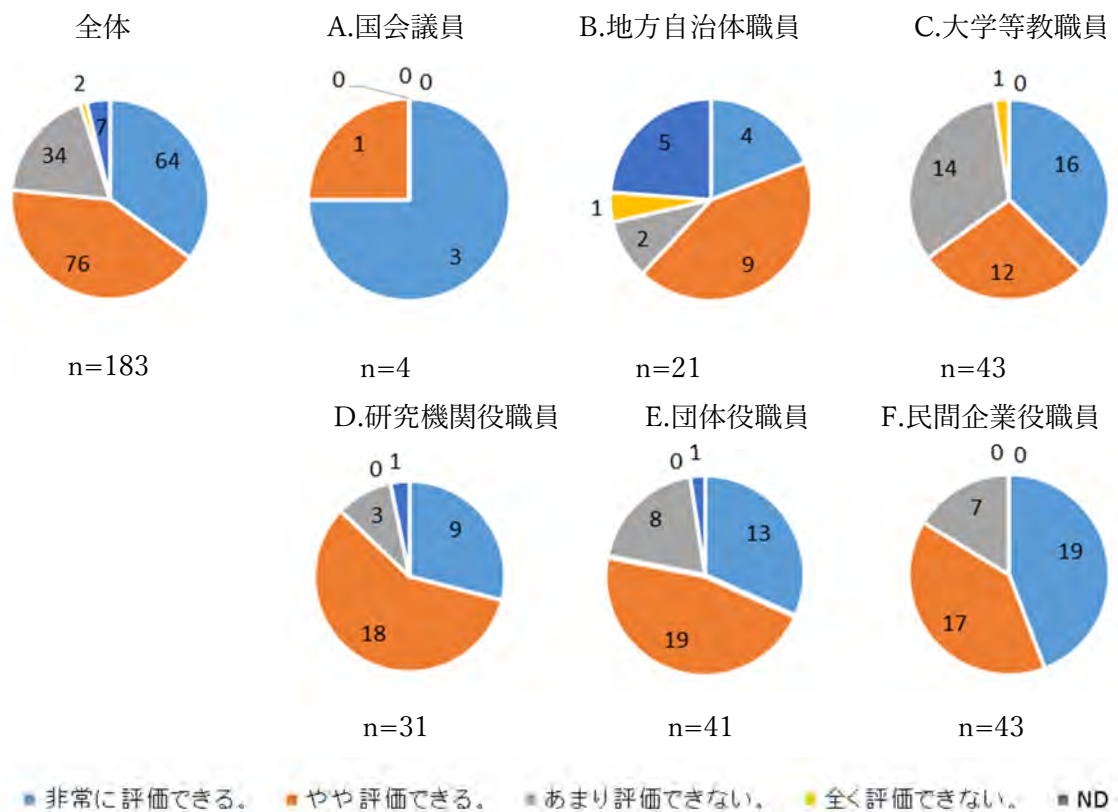


図 Q8 【総合的な海洋の安全保障】のとりあげられ方（全体・所属別）

表 Q8 【総合的な海洋の安全保障】のとりあげられ方

選択肢	全体	所属						年齢								専門			経験年数							
		A	B	C	D	E	F	20's	30's	40's	50's	60's	70's	ND	人文	理工	ND	~5	5~10	10~20	20~30	30~40	40~	ND		
非常に評価できる。	64	3	4	16	9	13	19	1	2	10	17	29	5	0	14	49	1	10	6	5	11	16	14	2		
やや評価できる。	76	1	9	12	18	19	17	1	3	13	28	25	6	0	12	58	6	15	5	8	17	21	9	1		
あまり評価できない。	34	0	2	14	3	8	7	1	0	4	8	17	4	0	2	30	2	2	3	2	4	15	8	0		
全く評価できない。	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1		
ND	7	0	5	0	1	1	0	2	1	1	1	2	0	0	3	2	2	5	0	0	0	0	2	0		
total	183	4	21	43	31	41	43	5	6	28	54	73	16	1	31	140	12	32	14	15	32	52	34	4		

○ND 無回答

○所属 A：国会議員 B：地方自治体職員 C：大学等教職員

D：研究機関（独立行政法人/国立研究開発法人等）役職員

E：団体(NPO・NGO含む)役職員 F：民間企業役職員

○年齢 20's：20代 30's：30代 40's：40代 50's：50代

60's：60代 70's：70代以上

○専門 人文：人文社会科学系 理工：理工学系

○海洋関係へ従事しているおおよその経験年数

~5：5年未満 5~10：5年以上10年未満 10~20：10年以上20年未満

20~30：20年以上30年未満 30~40：30年以上40年未満 40~：40年以上

(9) 【総合的な海洋の安全保障】の内容について

Q9 【総合的な海洋の安全保障】は、《付属資料2》3ページの図で示すように、いわゆる<海洋の安全保障>と<海洋の安全保障の強化に貢献する基層（MDA、国境離島の保全・管理、海洋調査・海洋観測、科学技術・研究開発、人材育成・理解増進）>の両者を包含するものとされていることをご存知ですか？

Q9 についての結果を、図 Q9、表 Q9 に示す。

【総合的な海洋の安全保障】の内容について、「複層的なものであることをよく知っている」が 74 件（40.4%）、「少しは知っている」が 55 件（30.1%）、「聞いたことはあるが、詳しくは知らない」が 29 件（15.8%）、「そもそもそういう内容であることは知らなかった」が 23 件（12.6%）、無回答が 2 件（1.1%）であった。

【総合的な海洋の安全保障】の内容について、「よく知っている」と「少しは知っている」をあわせると 129 件で、全体の 70.5%が知っているという結果となった。所属別にみると、国会議員 4 名は「よく知っている」のみで 100%と最も認知度が高く、地方自治体職員は「よく知っている」との回答はゼロであり、「少しは知っている」のみが 4 件（19.0%）と認知度が最も低かった。年齢別にみると、年代が高くなるとともに認知度も上昇する結果となった。専門別および経験年数別については、明確な傾向はみられなかった。

ここでも、これまでの海洋基本計画への認知度と同様、地方自治体職員の認知度の低さがみられたことから、同様の対応策を講じることが考えられる。

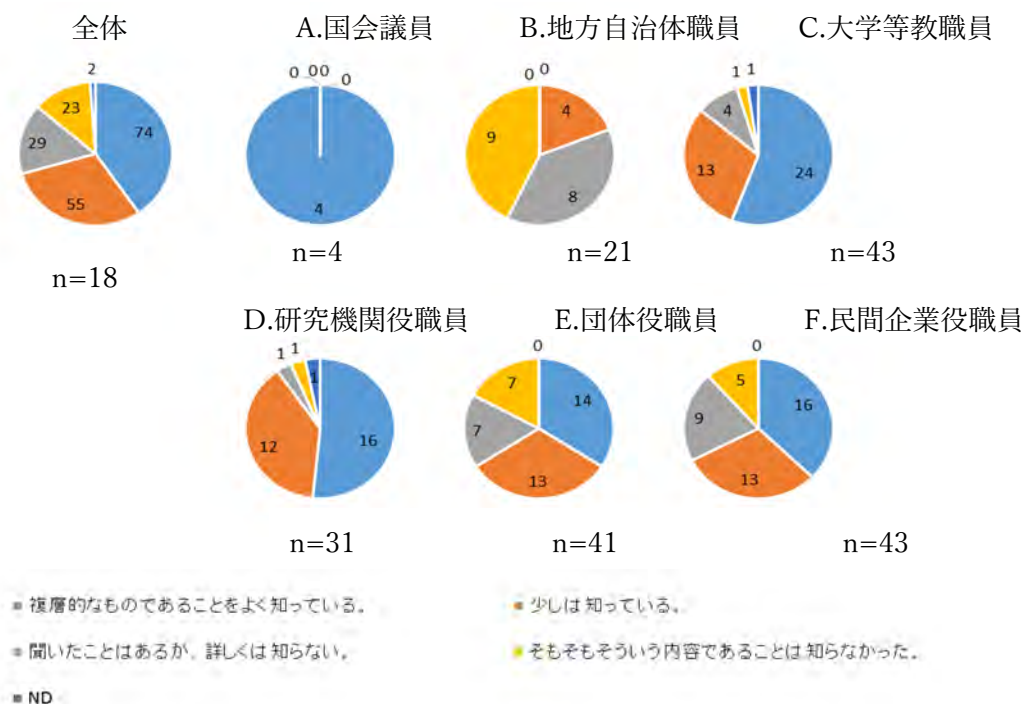


図 Q9 【総合的な海洋の安全保障】の内容について (全体・所属別)

表 Q9 【総合的な海洋の安全保障】の内容について

選択肢	全体	所属						年齢							専門			経験年数						
		A	B	C	D	E	F	20's	30's	40's	50's	60's	70's	ND	人文	理工	ND	~5	5~10	10~20	20~30	30~40	40~	ND
複層的なものであることをよく知っている	74	4	0	24	16	14	16	0	1	10	22	34	7	0	14	59	1	3	2	12	12	27	16	2
少しは知っている	55	0	4	13	12	13	13	1	1	9	18	20	6	0	9	44	2	11	7	2	11	14	9	1
聞いたことはあるが、詳しくは知らない	29	0	8	4	1	7	9	1	1	5	10	10	1	1	3	22	4	8	2	1	6	7	4	1
そもそもそういう内容であることは知らなかった	23	0	9	1	1	7	5	3	3	4	4	7	2	0	5	13	5	10	3	0	3	3	4	0
無回答	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1	0
total	183	4	21	43	31	41	43	5	6	28	54	73	16	1	31	140	12	32	14	15	32	52	34	4

○ND 無回答

○所属 A：国会議員 B：地方自治体職員 C：大学等教職員

D：研究機関（独立行政法人/国立研究開発法人等）役職員

E：団体(NPO・NGO含む)役職員 F：民間企業役職員

○年齢 20's：20代 30's：30代 40's：40代 50's：50代

60's：60代 70's：70代以上

○専門 人文：人文社会科学系 理工：理工学系

○海洋関係へ従事しているおおよその経験年数

~5：5年未満 5~10：5年以上10年未満 10~20：10年以上20年未満

20~30：20年以上30年未満 30~40：30年以上40年未満 40~：40年以上

(10) 12の基本的施策から9項目への変更について

Q10 これまでの海洋基本計画で示された12の基本的施策から、第3期海洋基本計画では9項目となったことについて、どのようにお考えになりますか？
上記のように回答した理由はなぜですか？

Q10 についての結果を、図 Q10、表 Q10 に示す。

これまでの海洋基本計画で示された12の基本的施策から、第3期海洋基本計画では9項目となったことについて、「非常に評価できる」が33件(18.0%)、「評価できる」が102件(55.7%)、「あまり評価できない」が33件(18.0%)、「全く評価できない」が6件(3.3%)、無回答が9件(4.9%)であった。

12の基本的施策から9項目への変更について、「非常に評価できる」と「評価できる」を合わせて135件(73.7%)であり、評価できるという回答が7割を超える結果となった。その理由について、「非常に評価できる」で26件、「やや評価できる」で85件の意見記述があった。評価できると回答した理由としては、海洋に関する情勢の変化を踏まえて整理され、優先順位がつけられた結果と考えられること、関連のある複数項目が統合されたこと、海洋の安全保障にかかわる主要要素の一つとして「海洋状況把握(MDA)」が取り上げられたこと、「北極政策」「MDA」など重点施策が具体的になりわかりやすくなったこと、法令の条項にとらわれず変化に対応したこと、項目間の関連性が明確になった、整理されたと感じる等が挙げられた。

一方、「あまり評価できない」と「全く評価できない」を合わせて39件(21.3%)の回答者は評価できないと回答した。その理由について「あまり評価できない」で31件「全く評価できない」で6件の意見記述があった。その理由としては、海洋基本法との関係性がわかりにくいこと、過去の施策の評価を十分に行った上での整理や変更ではないと考えられること、これまでの12の基本的施策のうち「沿岸域の総合的管理」、「海上輸送の確保」、「海洋資源の開発及び利用の推進」が項目から削除され他の項目の下に位置づけられたこと、等が挙げられた。また、例えば「海洋調査の推進」と「海洋科学技術に関する研究開発の推進等」を統合して1項目にするといった複数関連項目の統合については、同項目に限らず独立させるべきとの意見があった。

年齢別にみると、年代が高くなるとともに評価できないとの回答割合も概ね上昇する傾向があり、70代で最も高く5件(31.3%)であった。一方、20代および30代では無回答割合がそれぞれ2件(40.0%)、2件(33.3%)となっており、回答の難しさが伺える結果となった。

評価できないとした中で、項目の増減や統合等について言及しているものが多いことから、そうした場合、審議の経過を示す等、特に丁寧な説明が求められよう。

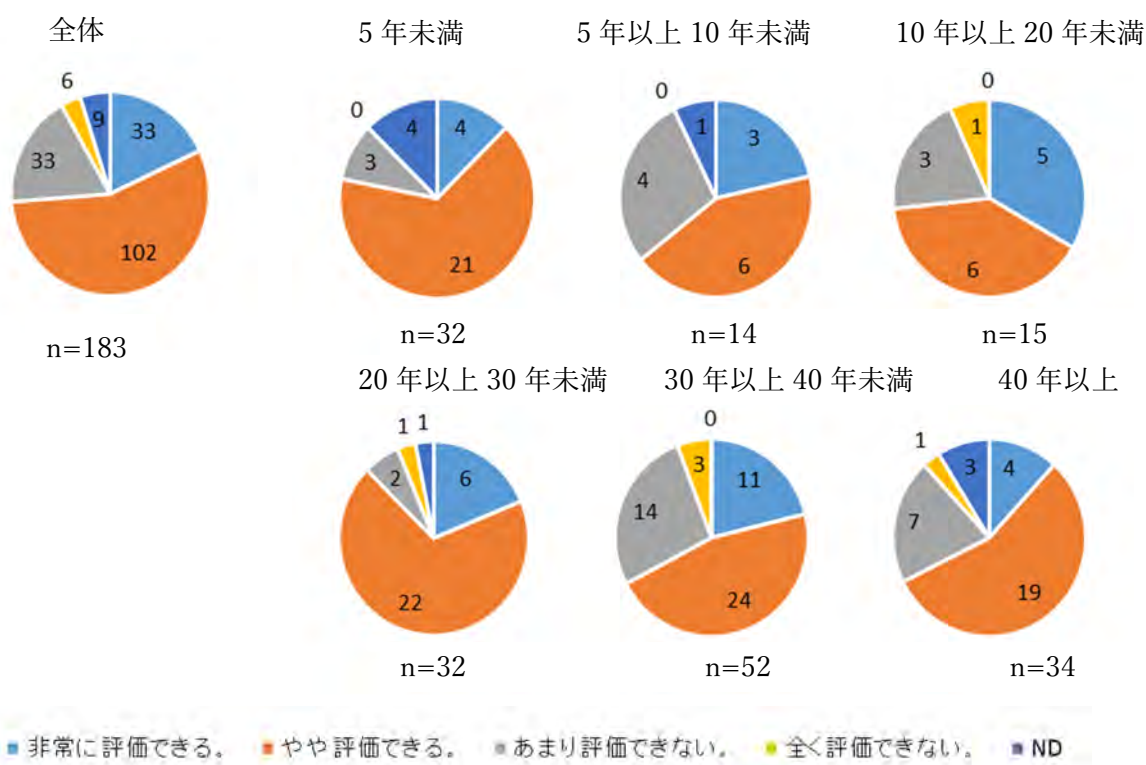


図 Q10 12の基本的施策から9項目への変更について(全体・経験年数別)

表 Q10 12の基本的施策から9項目への変更について

選択肢	全体	所属						年齢							専門			経験年数						
		A	B	C	D	E	F	20's	30's	40's	50's	60's	70's	ND	人文	理工	ND	~5	5~10	10~20	20~30	30~40	40~	ND
非常に評価できる。	33	2	2	5	7	6	11	1	0	7	10	13	2	0	6	26	1	4	3	5	6	11	4	0
やや評価できる。	102	2	12	25	17	25	21	2	3	15	31	42	8	1	17	78	7	21	6	6	22	24	19	4
あまり評価できない。	33	0	2	9	6	7	9	0	1	3	12	13	4	0	4	27	2	3	4	3	2	14	7	0
全く評価できない。	6	0	0	2	1	2	1	0	0	2	1	2	1	0	2	4	0	0	0	1	1	3	1	0
ND	9	0	5	2	0	1	1	2	2	1	0	3	1	0	2	5	2	4	1	0	1	0	3	0
total	183	4	21	43	31	41	43	5	6	28	54	73	16	1	31	140	12	32	14	15	32	52	34	4

○ND 無回答

○所属 A: 国会議員 B: 地方自治体職員 C: 大学等教職員

D: 研究機関(独立行政法人/国立研究開発法人等) 役職員

E: 団体(NPO・NGO含む) 役職員 F: 民間企業 役職員

○年齢 20's: 20代 30's: 30代 40's: 40代 50's: 50代

60's: 60代 70's: 70代以上

○専門 人文: 人文社会科学系 理工: 理工学系

○海洋関係へ従事しているおおよその経験年数

~5: 5年未満 5~10: 5年以上10年未満 10~20: 10年以上20年未満

20~30: 20年以上30年未満 30~40: 30年以上40年未満 40~: 40年以上

(11) 第3期海洋基本計画第2部で示された9項目の施策のうち重要な取り組み

Q11 「第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」として示された1～9の中で、あなたが重要な取り組みと考えている施策を3つ選んでください。

Q11 についての結果を、図 Q11-1～11-10、表 Q11-1, 11-3 に示す。

9項目の施策のうち、重要な取り組みと考えられているものを（最も重要な取り組み×3点、2番目に重要な取り組み×2点、3番目に重要な取り組み×1点の合計点）点数化した結果、「1. 海洋の安全保障」が171点、「2. 海洋の産業利用の促進」が232点、「3. 海洋環境の維持・保全」が169点、「4. 海洋状況把握（MDA）の能力強化」が75点、「5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等」が170点、「6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進」が73点、「7. 北極政策の推進」が8点、「8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進」が26点、「9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進」が102点であった。上位から順に第1位が「2. 海洋の産業利用の促進」（232点）、以下それぞれ1点差で、第2位が「1. 海洋の安全保障」（171点）、第3位が「5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等」（170点）、第4位が「3. 海洋環境の維持・保全」（169点）という結果となった。一方、最下位は「7. 北極政策の推進」（8点）、2番目に低い施策は「8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進」（26点）であった。

「最も重要な取り組み」として選ばれた施策は、多い順に「1. 海洋の安全保障」42件（23.0%）、「2. 海洋の産業利用の促進」37件（20.2%）、「3. 海洋環境の維持・保全」30件（16.4%）、「5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等」28件（15.3%）であり、1位と2位、3位と4位が、それぞれ点数化の結果と逆転した。

「9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進」が「最も重要な取り組み」として選ばれた件数は10件（5.5%）と9つの施策の中でも2番目に低いが、点数化の結果は102点と第5位であった。これは、同施策が2番目、3番目に重要な取り組みとして回答者に選択された結果（それぞれ14件（7.7%）、44件（24.0%））を反映したものである。

所属別にみると、国会議員の第1位は「1. 海洋の安全保障」、地方自治体職員と大学等教職員の第1位は「3. 海洋環境の維持・保全」、研究機関役職員の第1位は「5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等」、団体役職員および民間企業役職員の1位は「2. 海洋の産業利用の促進」となっており、所属ごとの興味の対象を反映する結果となった。

「最も重要な取り組み」と「2番目に重要な取り組み」および「3番目に重要な取り組み」との関係を見ると、最も重要な取り組みの第1位である「1. 海洋の安全保障」を選んだ回答者42名のうち最多の57.1%にあたる24名が、2番目に重要な取り組みとして「2. 海洋の産業利用の促進」を選んでいった。3番目に重要な取り組みについては、最多の28.6%にあたる12名が「3. 海洋環境の維持・保全」を、次いで23.8%にあたる10名がそれぞれ「6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進」と「9. 海洋人材の育成と国民の理解

の増進」を選んでいた。最も重要な取り組みの第 2 位である「2. 海洋の産業利用の促進」を選んだ回答者 37 名のうち最多の 43.2%にあたる 16 名が、2 番目に重要な取り組みとして「5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等」を選んでいた。

Q2 と Q11 のクロス集計をおこない、回答者が海洋基本法の 12 の基本的施策の中で「最も重要な取り組み」と考えている施策と、第 3 期海洋基本計画の 9 つの施策の中で「最も重要な取り組み」と考えている施策との関係を確認した。海洋基本法において最も多くの回答者に「最も重要な取り組み」として選ばれた施策は「1. 海洋資源の開発及び利用の推進」であったが、これについてみると、回答者 41 名のうち 53.7%にあたる 22 名が、第 3 期海洋基本計画で「2. 海洋の産業利用の促進」が最も重要だと回答していた。海洋基本法で「最も重要な取り組み」として 2 番目に多く選ばれた「5. 海洋の安全の確保」を選んだ回答者 29 名についてみると、79.3%にあたる 23 名が第 3 期海洋基本計画で「1. 海洋の安全保障」を「最も重要な取り組み」として選択していた。以上から、「最も重要な取り組み」として選択された回答について、海洋基本法の 12 の基本的施策と第 3 期海洋基本計画の 9 つの施策の選択には明確な関連があり、同様の内容が記載された施策を選択していることが確認された。



図 Q11-1 第 3 期海洋基本計画第 2 部で示された 9 項目の施策のうち重要な取り組み (全体)



図 Q11-2 第3期海洋基本計画第2部で示された9項目の施策のうち重要な取り組み
(国会議員)

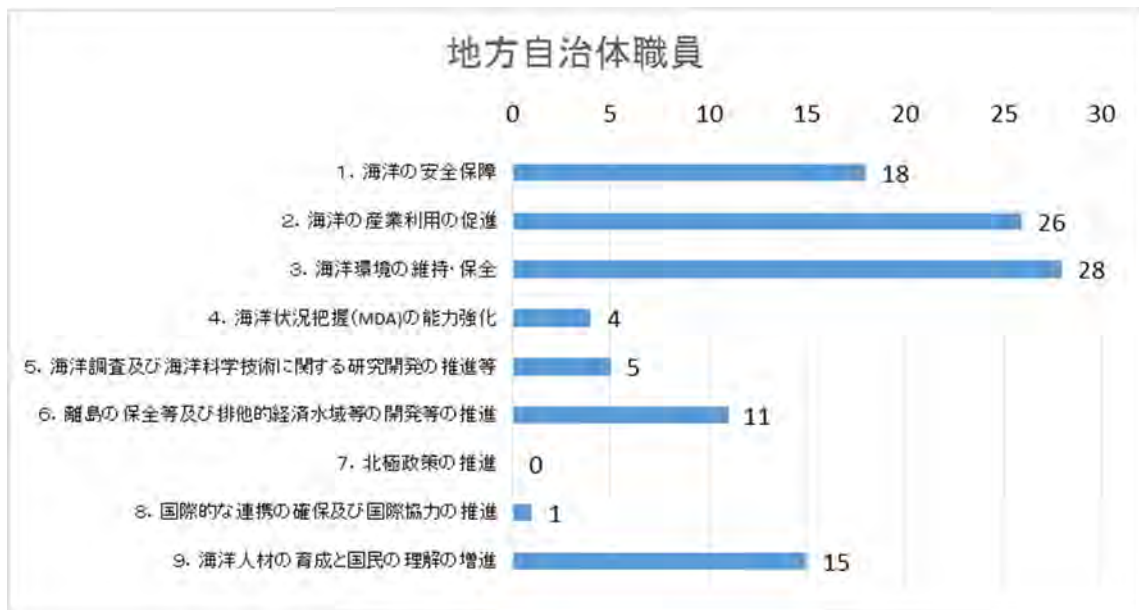


図 Q11-3 第3期海洋基本計画第2部で示された9項目の施策のうち重要な取り組み
(地方自治体職員)

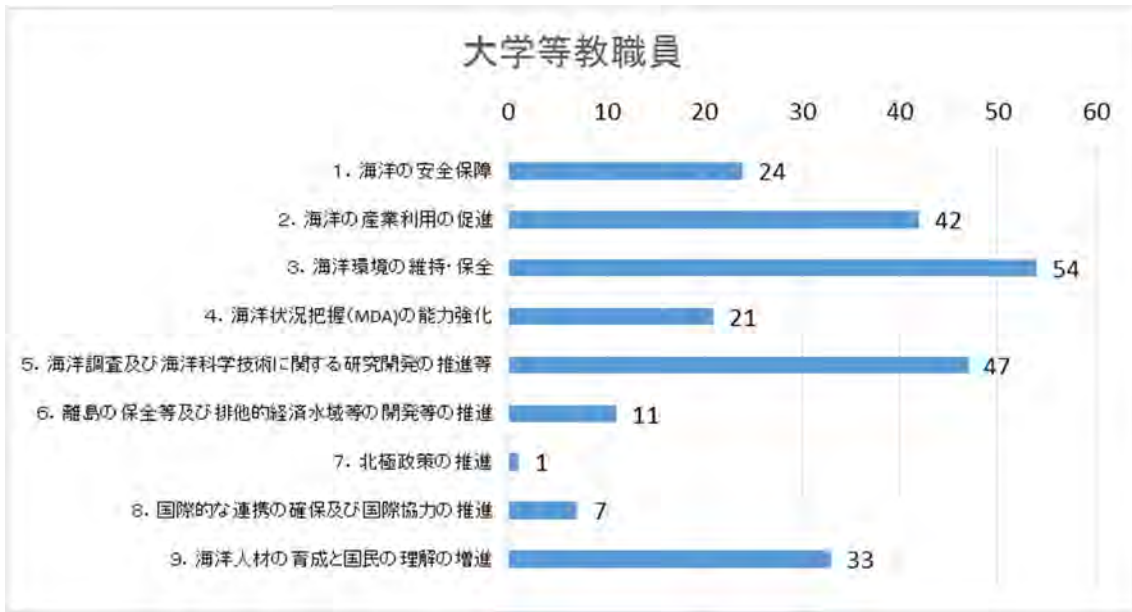


図 Q11-4 第3期海洋基本計画第2部で示された9項目の施策のうち重要な取り組み
(大学等教職員)

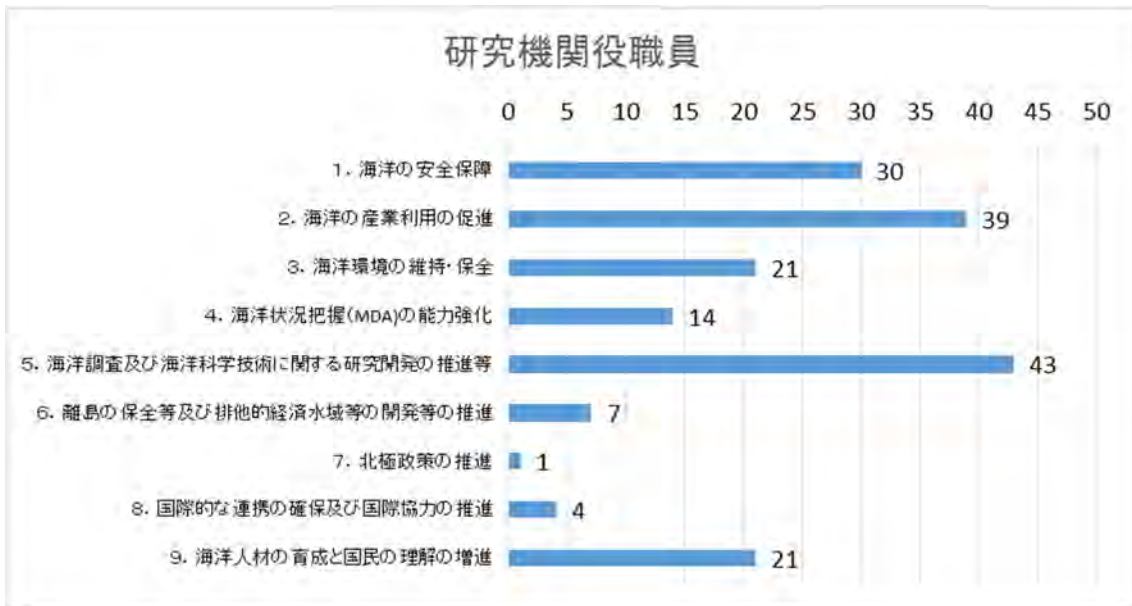


図 Q11-5 第3期海洋基本計画第2部で示された9項目の施策のうち重要な取り組み
(研究機関役職員)

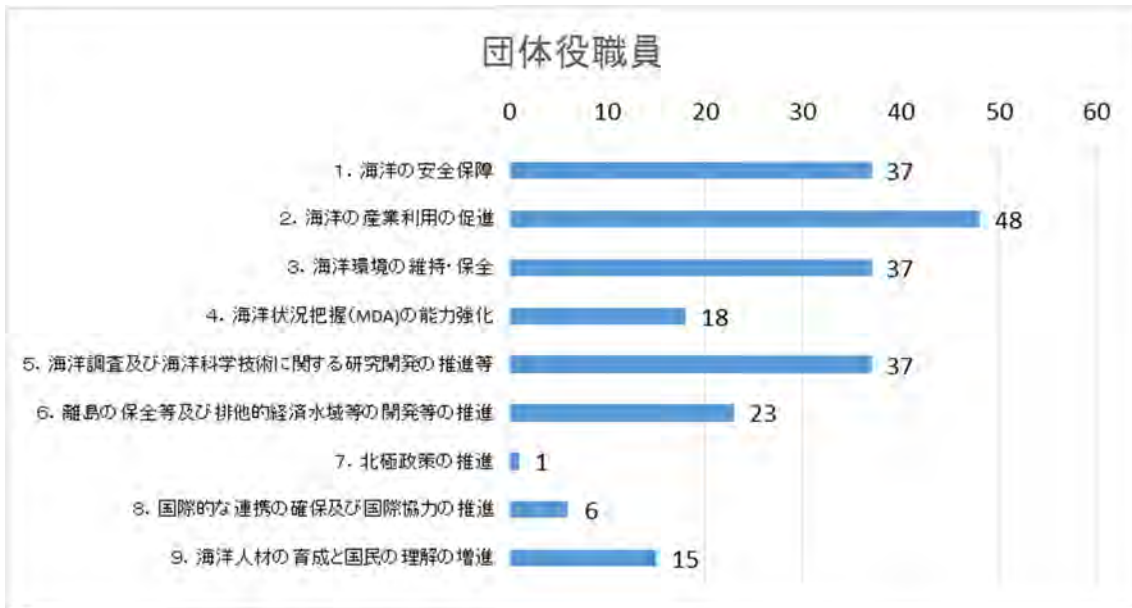
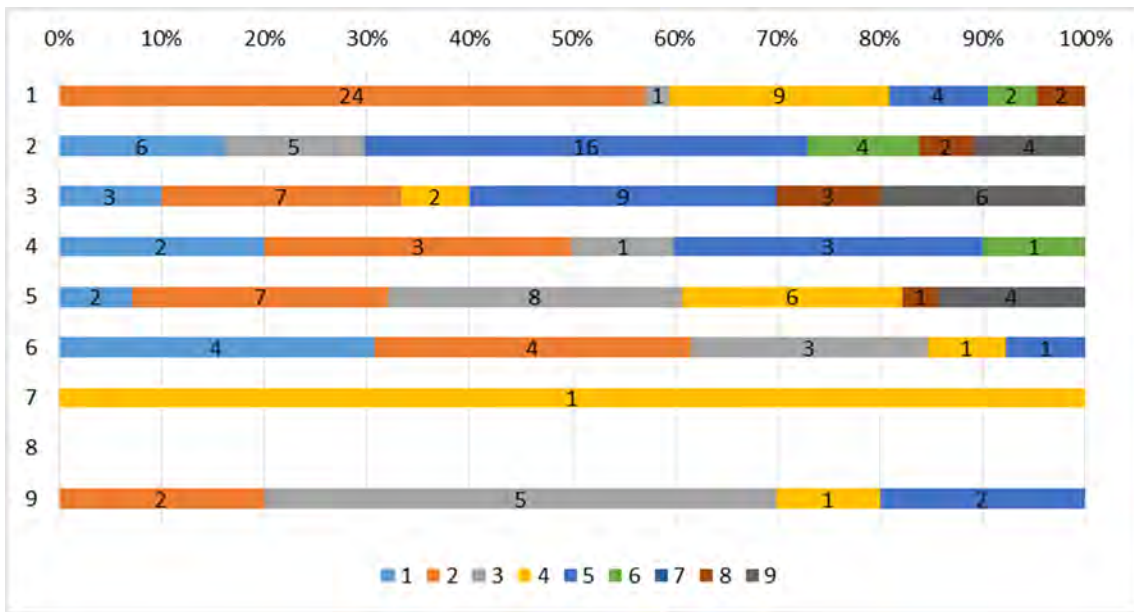


図 Q11-6 第3期海洋基本計画第2部で示された9項目の施策のうち重要な取り組み
(団体役職員)



図 Q11-7 第3期海洋基本計画第2部で示された9項目の施策のうち重要な取り組み
(民間企業役職員)



注) 縦軸および凡例の番号 1~9 は第 3 期海洋基本計画の 9 つの施策の番号を表す。

図 Q11-8 「最も重要な取り組み」と「2 番目に重要な取り組み」とのクロス結果

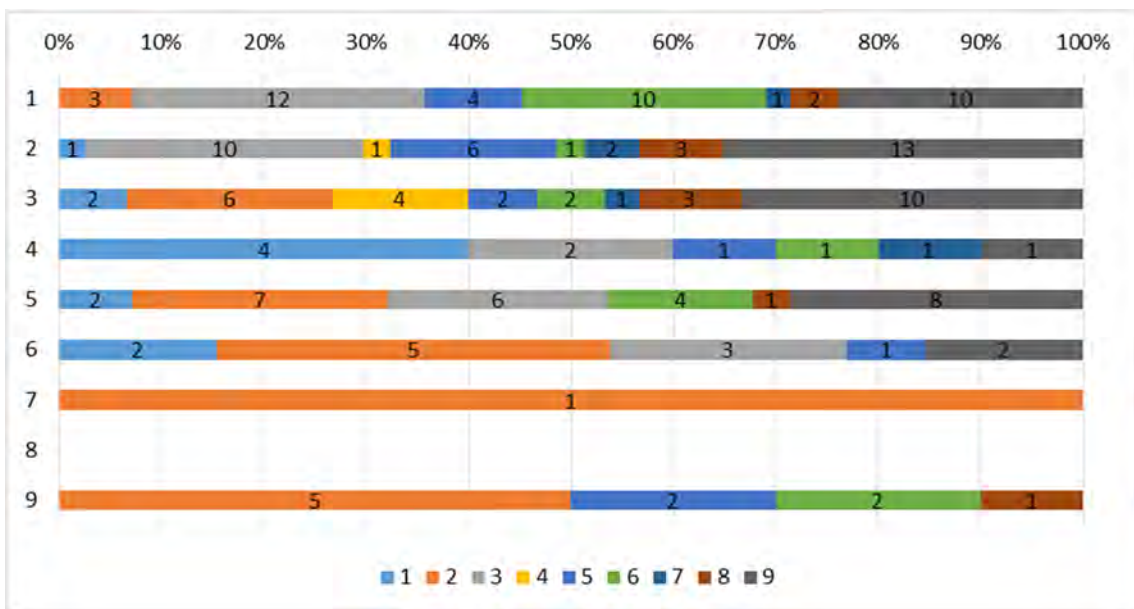


図 Q11-9 「最も重要な取り組み」と「3 番目に重要な取り組み」とのクロス結果

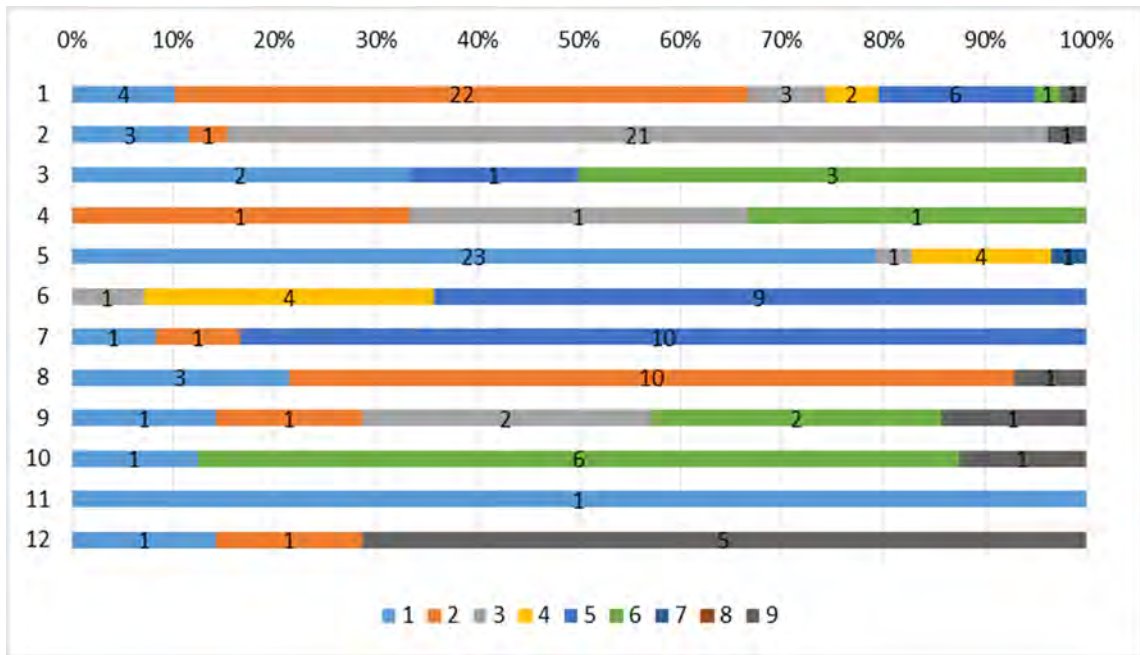


図 Q11-10 Q2×Q11 のクロス結果

注) 縦軸の番号 1~12 は海洋基本法の 12 の基本的施策の番号を、凡例の番号 1~9 は第 3 期海洋基本計画の 9 つの施策の番号を表す。

表 Q11-1 第 3 期海洋基本計画第 2 部で示された 9 項目の施策のうち重要な取り組み (全体・所属別)

選択肢	全体			所属																	
				A			B			C			D			E			F		
	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③			
1. 海洋の安全保障	42	17	11	3	0	0	5	1	1	5	3	3	7	4	1	8	5	3	14	4	3
2. 海洋の産業利用の促進	37	47	27	0	2	0	2	9	2	5	10	7	7	7	4	9	7	7	14	12	7
3. 海洋環境の維持・保全	30	23	33	1	0	0	6	3	4	10	8	8	3	3	6	8	3	7	2	6	8
4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化	10	20	5	0	0	0	0	2	0	4	3	3	2	4	0	2	5	2	2	6	0
5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等	28	35	16	0	1	0	0	2	1	11	5	4	8	8	3	5	9	4	4	10	4
6. 離島の保安等及び排他的経済水域等の開発等の推進	13	7	20	0	0	2	3	0	2	2	1	3	1	0	4	4	4	3	3	2	6
7. 北極政策の推進	1	0	5	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	1	0	1
8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進	0	8	10	0	1	0	0	0	1	0	3	1	0	1	2	0	1	4	0	2	2
9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進	10	14	44	0	0	1	2	1	7	3	7	10	2	3	9	1	3	6	2	0	11
ND	4	4	4	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0
NE	8	8	8	0	0	0	1	1	1	3	3	3	1	1	1	2	2	2	1	1	1
total	183	183	183	4	4	4	21	21	21	43	43	43	31	31	31	41	41	41	43	43	43

ND：無回答 NE：無効回答

表 Q11-2 「最も重要な取り組み」と「2 番目・3 番目に重要な取り組み」とのクロス結果

最も重要な 取り組み	2番目に重要な取り組み													3番目に重要な取り組み												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	ND	NE	total	1	2	3	4	5	6	7	8	9	ND	NE	total		
1		24	1	9	4	2		2				42		3	12		4	10	1	2	10			42		
2	6		5		16	4		2	4			37	1		10	1	6	1	2	3	13			37		
3	3	7		2	9			3	6			30	2	6		4	2	2	1	3	10			30		
4	2	3	1		3	1						10	4		2		1	1	1		1			10		
5	2	7	8	6				1	4			28	2	7	6			4		1	8			28		
6	4	4	3	1	1							13	2	5	3		1				2			13		
7				1								1		1										1		
8												0												0		
9		2	5	1	2							10		5			2	2		1				10		
ND											4	4										4	4	4		
NE												8	8											8	8	
total	17	47	23	20	35	7	0	8	14	4	8	183	11	27	33	5	16	20	5	10	44	4	8	183		

ND：無回答 NE：無効回答

注) 表頭・表側の番号1～9は第3期海洋基本計画の9つの施策の番号を表す。

表 Q11-3 Q2×Q11のクロス結果

Q2 海洋基本法の12の基本的 施策の中で最も重要な取り組み	Q11 第3期海洋基本計画の9つの施策の中で最も重要な取り組み												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	ND	NE	total	
1	4	22	3	2	6	1			1		2	41	
2	3	1	21						1			26	
3	2				1	3						6	
4		1	1			1						3	
5	23		1	4			1					29	
6			1	4	9							14	
7	1	1			10							12	
8	3	10							1		1	15	
9	1	1	2			2			1		1	8	
10	1					6			1			8	
11	1											1	
12	1	1							5			7	
ND	1										2	3	
NE	1		1		2						2	4	10
total	42	37	30	10	28	13	1	0	10	4	8	183	

ND：無回答 NE：無効回答

注) 表側の番号1～12は海洋基本法の12の基本的施策の番号を、表頭の番号1～9は第3期海洋基本計画の9つの施策の番号を表す。

(12) Q11 で回答した施策が最も重要だと考える理由

Q12 あなたが選んだ3つの施策項目のうち、最も重要な取り組みについて、そのように考える理由を記入して下さい。

各施策について最も重要だと考える理由について、傾向を以下に整理した。

海洋の安全保障（選択件数 42、うち記述有 36）

海洋の安全保障は海洋産業の振興や EEZ 開発、環境保全等全ての施策の根幹や基本となるものであるからという理由が最も多く、次いで多かった理由は、中国の海洋進出、北朝鮮情勢等の安全保障環境の変化であった。また、多くみられた。また、地政学的な観点や、貿易の多くが海上輸送を占めるため、外国船舶による領海侵犯等への対応や安全な海上輸送の確保等の必要性等も指摘された。回答の中には3つに絞ることの困難さをあげつつ、あえて選んだという意見もみられた。

②海洋の産業利用の促進（選択件数 37、うち記述有 34）

広大な排他的経済水域を有する我が国において、「海洋の産業利用の促進」は日本の国益・将来の発展につながるため、という理由が多くみられた。同時に、海洋産業が縮小している現状や、商業化までに長い時間と莫大な資金が必要な分野であり、国の補助等がなければ継続的な発展が難しいといった点等も指摘された。また、海洋環境の健全な維持がされて初めて海洋開発や海洋産業発展の繁栄を享受できる、海洋産業を持続可能な形にすることは今後の人類全体にとって重要、環境と調和した持続可能な海洋の産業利用が必要である等、環境と関連した記述もみられた。さらに、海洋の産業振興が安全保障、環境保全、人材育成等に貢献するからとする記述もあった。一方、造船、土木、海運、水産等のこれまでの海洋産業については将来展望に厳しいものがあることから、IoT、ロボット、移動体通信、医療産業等の成長産業との連携を模索してはという記述もあった。

③海洋環境の維持・保全（選択件数 30、うち記述有 30）

「海洋環境の維持・保全」は、資源利用や産業の発展等、持続可能な海洋の利用の大前提となるのが海洋環境の維持・保全であることを指摘する意見が多くみられた。資源小国と言われる我が国の最大の資源が海洋であるとし、その保全は、我が国の将来にとって重要であるとの記述もあった。また、環境分野は利益が得られ難いため、政府による方針とそれに基づく財政支援がなければ進展が難しいことや、環境は外交、安全、産業に関係があること等も指摘された。さらに、海洋開発を進めていく上で先行利用者の理解を得るためには、海洋環境の維持や保全は不可欠とする記述や、水産資源の持続性の観点からも海洋環境の維持・保全が重要であるという記述もあった。その他、海洋環境が悪化し、その再生が喫緊の課題、温暖化対策上の海洋の必要性等から重要事項であるという記述もみられた。

④海洋状況把握（MDA）の能力強化（選択件数 10、うち記述有 9）

海洋政策や海洋での各種活動の基本が「海洋状況把握（MDA）」である、といった意見が多くみられた。これまで体系的になされてこなかったことに対して問題視する意見もみられた。同施策は短期間で効果が出やすく波及効果が大きいと考えられることや、縦割り行政の解消に有効といった意見もみられた。また、オープンプラットフォーム化することの重要性が理由としてあげられた。

⑤海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等（選択件数 28、うち記述有 25）

海洋の長期的な調査や海洋科学技術に関する研究開発は、すべての施策の基礎になるものであり、我が国の発展に不可欠なものである、といった意見が多くみられた。我が国が世界をリードして国際的にも評価される海洋調査や研究開発を着実に進めることが重要であるといった意見もみられた。その他、日本近海の基本的な海洋情報の不足や、国際的にも評価される取組の推進、長期的視点からの調査研究開発の必要性等も理由としてあげられた。また、観測にあたっては海洋と宇宙の連携で広大な海洋をカバーする衛星等の活用についても記述があった。

⑥離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進（選択件数 13、うち記述有 12）

排他的経済水域の重要な拠点となる遠隔離島の保全は、排他的経済水域での海洋資源開発等を進めるために基地としての機能が離島に必要であり、離島の保全なくして EEZ の確保は成立しない、領土・領海および権益の保全や海洋の安全保障の直結する施策であるといった意見や、昨今の国際政治経済情勢等からも重要な施策であるといった意見がみられた。

⑦北極政策の推進（選択件数 1、うち記述有 1）

同施策を最も重要な取り組みとした回答は 1 つであり、理由も 1 つであった。地政学的優位性を生かした取り組みとして北極政策から取り組むことの重要性が指摘された。

⑧国際的な連携の確保及び国際協力の推進（選択件数 0）

同施策を最も重要な取り組みとした回答はゼロだったため、理由の記述もなかった。

⑨海洋人材の育成と国民の理解の増進（選択件数 10、うち記述有 8）

国民の海洋への関心と理解が海洋立国の根幹であることや、海洋人材育成は日本の海についての大前提であることの記述があった。また、海洋部門での人材不足や大学での研究室の不足等から海洋関連の職業に対する理解やイメージの向上を含めた人材育成などの必要性等が指摘された。

(13) 施策「2. 海洋の産業利用の促進」のうち関心のある施策

Q13 上記(Q11)で示された1～9の中で「2. 海洋の産業利用の促進」については、《付属資料2》の5ページで示すように、さらに以下のような施策が示されています。あなたが関心を持っている事項について、○印を付してください。(複数選択可)

Q13 についての結果を、図 Q13、表 Q13 に示す。

施策「2. 海洋の産業利用の促進」のうち関心のある施策については、「1. 海洋資源の開発および利用の推進」が選択率 63.9% (116 件) で第 1 位、「4. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化」が 50.3% (92 件) で第 2 位、「2. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化」が 46.4% (85 件) で第 3 位、「3. 海上輸送の確保」が 27.3% (50 件) で第 4 位、という結果となった。

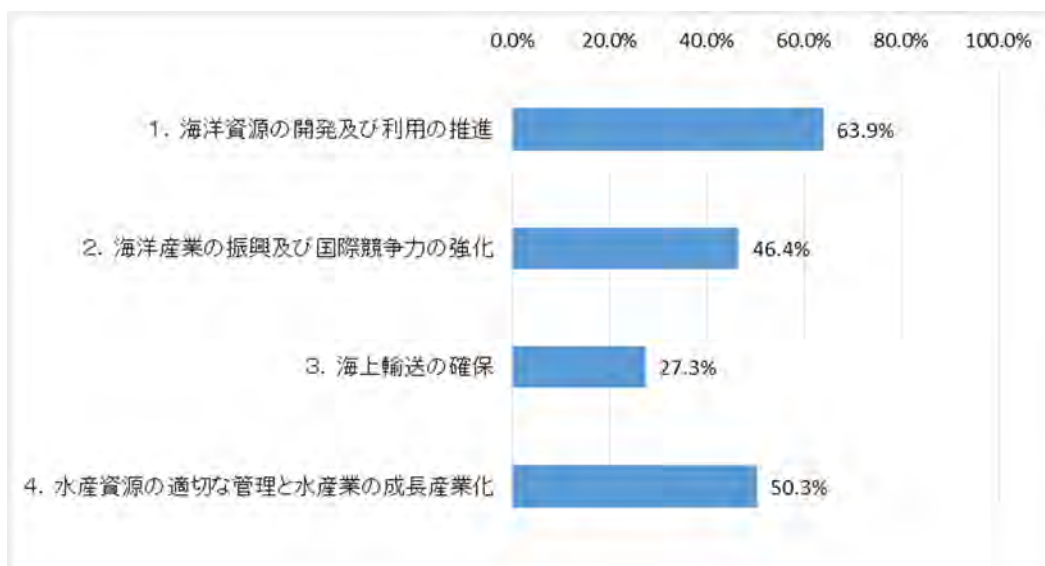


図 Q13 施策「2. 海洋の産業利用の促進」のうち関心のある施策 (全体)

表 Q13 施策「2. 海洋の産業利用の促進」のうち関心のある施策

選択肢	全 体	所属						年齢							専門			経験年数						
		A	B	C	D	E	F	20's	30's	40's	50's	60's	70's	ND	人文	理工	ND	~5	5~10	10~20	20~30	30~40	40~	ND
1. 海洋資源の開発及び利用の推進	116	3	8	33	18	23	31	1	3	18	32	54	7	1	20	94	2	15	7	13	19	38	21	3
2. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化	85	2	4	19	12	20	28	0	1	14	28	38	6	0	13	70	2	12	6	7	20	24	15	1
3. 海上輸送の確保	50	2	4	13	8	13	10	0	2	4	16	21	6	0	9	40	1	5	3	4	9	16	12	1
4. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化	92	2	9	24	16	21	20	2	1	15	30	34	10	0	16	67	9	15	5	6	19	24	21	2
ND	3	0	2	1	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	1	1	1	2	0	0	1	1	0	0
NE	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
total	347	9	27	90	54	78	89	5	7	51	107	147	29	1	59	273	15	49	21	30	68	103	69	7

ND：無回答 NE：無効回答

注) 複数選択のため回答数合計が 183 を超えている。

(14) Q13 で回答した施策に最も関心がある理由

Q14 上記のなかで、あなたが最も関心がある事項について、そのように考える理由を記入してください。

各施策について最も関心があると考え理由について、傾向を以下に整理した。

①海洋資源の開発及び利用の推進：選択率 63.9%（116 件）のうち 102 件で記述あり

洋上風力発電・潮流発電といった海洋再生可能エネルギーの導入促進への期待、海底熱水鉱床等の海洋鉱物資源の開発の重要性、資源小国であるわが国にとっての海洋資源の重要性を指摘する意見が多くみられた。洋上風力発電と潮流発電については、パリ協定に基づく温暖化効果ガス排出量の削減目標を達成するためにも、海洋再生可能エネルギー（洋上風力、潮流発電等）の必要性や、将来的な非在来型海洋資源開発の必要性等の指摘があった。また、資源開発は経済力向上だけでなく科学技術力の向上につながるとの意見や、既存海洋産業の将来的な拡大が難しく、国策と新規海洋産業の誕生を執行すべきとの意見もあった。

②海洋産業の振興及び国際競争力の強化：選択率 46.4%（85 件）のうち 73 件で記述あり

日本の海洋産業の国際競争力の強化を望む声が多くみられた。そのためには民間企業がリスクをとりやすくなるような国の支援が必要である点も指摘された。また、海洋産業をめぐる国際競争の中で、わが国が劣後している現状への危惧もみられ、わが国独自の海洋資源開発のための技術開発の必要性も指摘された。日本にとって不利なルールで産業界が戦わなくても済むよう、国際交渉能力を有する人材育成の必要性もあわせて指摘された。その他、AI や IoT 等の先端技術を活用した生産性向上や高付加価値化、観光分野でのクルーズ船受入環境整備等があげられた。

③海上輸送の確保：選択率 27.3%（50 件）のうち 42 件で記述あり

資源小国であり島国でもあるわが国にとって、海上輸送の確保は国民生活、日本経済に直結する重要事項であることや、わが国は、貿易によって支えられているため海上輸送の確保は非常に重要であること、海洋資源開発利用に着目してそれを支える海洋技術の基盤として重要との指摘があった。また、国際海運事情における競争激化に対して自由で公平な競争環境の確保が課題との指摘や、海上輸送確保としてのシーレーンの安全的利用の確保があげられた。

④水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化：選択率 50.3%（92 件）のうち 85 件で記述あり

最も多くみられたのは、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化が食料安全保障上、重要であるといった指摘だった。これに関連し、外国船の違法操業による乱獲の危惧や対応の必要性や、漁業者の減少や高齢化を受けた継承者の育成といった課題も指摘された。他方、

水産資源の管理や産業化は実利が伴う産業であり、日本ブランドとしての水産物の輸出拡大も含め、今後の成長産業化への期待も多かった。また、成長産業化実現のための資源調査の充実や適切な資源管理の重要性や、科学的根拠に基づいた海洋資源の持続的利用の重要性、閉鎖性海域の環境悪化等による水産資源減少への対策の必要性、漁業と洋上風力発電事業の共生への期待についても指摘された。

洋上風力発電等の海域利用を通じ、環境改善と産業育成を同時に図れるという指摘もあった。

また、関心のある施策については、「1. 海洋資源の開発および利用の推進」「2. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化」「3. 海上輸送の確保」「4. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化」のいずれにも関心があると回答は 16 件あり、優先順位はなく、相互に補完関係がありバランスが取れた促進の重要性を指摘したものや、いずれの分野も世界をリードしていくものである、どれか一つが欠けても悪影響がある等の指摘があった。

(15) 施策「4. 海洋状況把握 (MDA)」の項目独立について

Q15 上記 (Q11) で示された 1~9 の中で「4.海洋状況把握 (MDA) の能力強化」を項目として独立させたことについて、どのようにお考えですか？
上記のように回答した理由はなぜですか？

①全体

Q15 についての結果を、図 Q15、表 Q15 に示す。

施策「4. 海洋状況把握 (MDA) の能力強化」を項目として独立させたことについて、「非常に評価できる」が 72 件 (39.3%)、「やや評価できる」が 71 件 (38.8%)、「あまり評価できない」が 31 件 (16.9%)、「全く評価できない」が 1 件 (0.5%)、無回答が 8 件 (4.4%) であった。

同項目の独立については、「非常に評価できる」と「やや評価できる」をあわせて 143 件 (78.1%) であり、評価できるという回答が 8 割弱という結果となった。その理由について、「非常に評価できる」で 65 件、「やや評価できる」で 47 件の意見記述があった。MDA が海洋の安全保障、海洋環境の保全、海洋開発や海洋産業の振興等といった全ての取り組みの基盤になると考えられるから、という趣旨が目立った。また、海洋空間・海洋資源の持続可能な維持管理のために必要、広大な EEZ での海洋情報把握には国家レベルの推進が必要とするものの他、多様な情報の総合的把握による費用対効果の最大限の発揮、省庁間連携を有効に実現させるため、海洋に関する情勢の変化への対応との意見もあった。

所属別にみると、評価できるという回答は国会議員で 4 件 (100%)、民間企業役職で 36 件 (83.7%) と高かった。

一方、「あまり評価できない」と「全く評価できない」をあわせて 32 件 (17.4%) の回答者は評価できないとした。その理由について「あまり評価できない」で 28 件「全く評価できない」で 1 件の意見記述があった。同項目が重要であることには賛同しているものの、内容が安全保障に偏っている点に違和感を覚えるから、といった趣旨が目立った他、仕組み等具体性にかけるといった意見もみられた。

なお、評価できるほど十分な知見がない、といった趣旨の回答も少数あった。

所属別にみると、評価できないという回答は国会議員および地方自治体職員で最も低くゼロ、大学等教職員で最も高く 12 件 (27.9%)、研究機関役職員で 6 件 (19.4%)、団体役職員で 7 件 (17.1%)、民間企業役職員で 7 件 (16.3%) であった。

第 3 期の海洋基本計画では、海洋状況把握 (MDA) と北極政策の推進が、新たに項目として独立した形となっている、そうした、新たな項目を示す際には、審議の過程を明らかにすることで理解が深まるものと思われる。

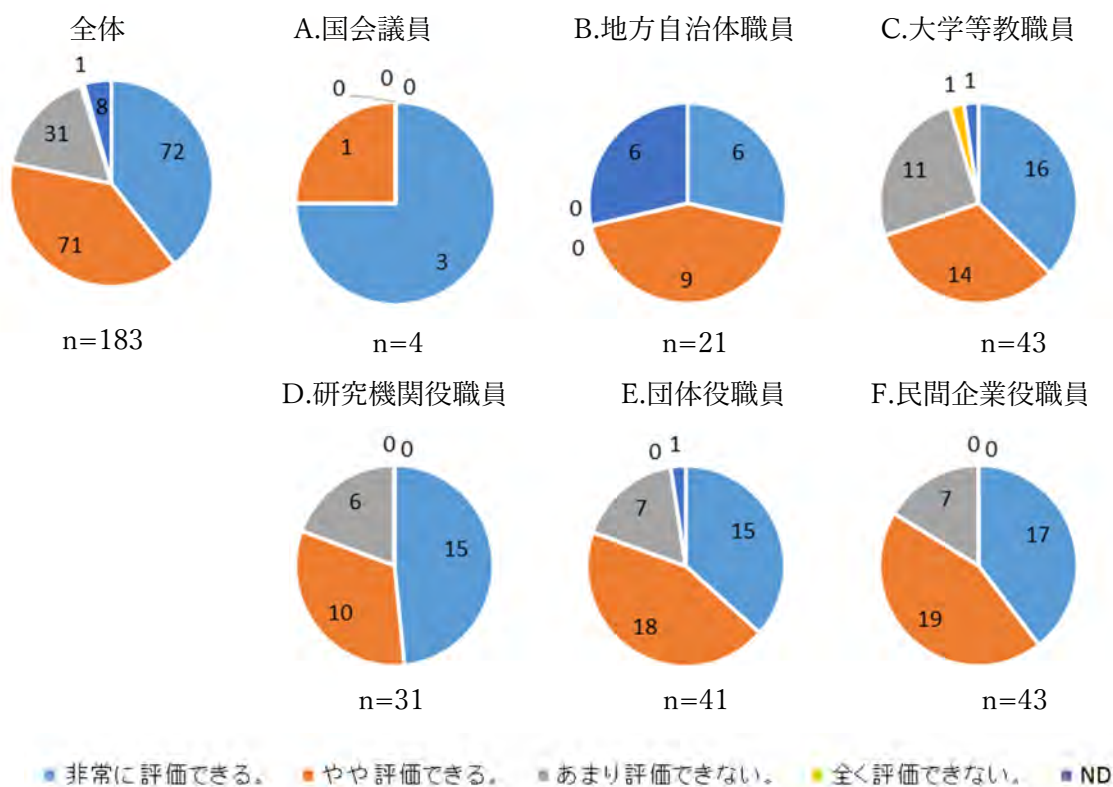


図 Q15 施策「4. 海洋状況把握(MDA)」の項目独立について (全体・所属別)

表 Q15 施策「4. 海洋状況把握(MDA)」の項目独立について

選択肢	全体	所属						年齢							専門			経験年数						
		A	B	C	D	E	F	20's	30's	40's	50's	60's	70's	ND	人文	理工	ND	~5	5~10	10~20	20~30	30~40	40~	ND
非常に評価できる	72	3	6	16	15	15	17	0	3	12	22	29	6	0	14	54	4	11	6	8	19	15	12	1
やや評価できる	71	1	9	14	10	18	19	3	2	12	23	25	5	1	13	53	5	14	6	5	11	22	10	3
あまり評価できない	31	0	0	11	6	7	7	0	0	2	8	17	4	0	2	29	0	2	1	2	2	14	10	0
全く評価できない	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
ND	8	0	6	1	0	1	0	2	1	2	1	1	1	0	2	3	3	5	1	0	0	0	2	0
total	183	4	21	43	31	41	43	5	6	28	54	73	16	1	31	140	12	32	14	15	32	52	34	4

○ND 無回答

○所属 A：国会議員 B：地方自治体職員 C：大学等教職員
 D：研究機関（独立行政法人/国立研究開発法人等）役職員
 E：団体(NPO・NGO含む)役職員 F：民間企業役職員

○年齢 20's：20代 30's：30代 40's：40代 50's：50代
 60's：60代 70's：70代以上

○専門 人文：人文社会科学系 理工：理工学系

○海洋関係へ従事しているおおよその経験年数

~5：5年未満 5~10：5年以上10年未満 10~20：10年以上20年未満
 20~30：20年以上30年未満 30~40：30年以上40年未満 40~：40年以上

(16) 施策「7. 北極政策の推進」の項目独立について

Q16 上記(Q11)で示された1～9の中で「7. 北極政策の推進」を項目として独立させたことについて、どのようにお考えですか？

上記のように回答した理由はなぜですか？

Q16 についての結果を、図 Q16、表 Q16 に示す。

施策「7. 北極政策の推進」を項目として独立させたことについて、「非常に評価できる」が 45 件(24.6%)、「やや評価できる」が 73 件(39.9%)、「あまり評価できない」が 45 件(24.6%)、「全く評価できない」が 9 件(4.9%)、無回答が 11 件(6.0%)であった。

同項目の独立については、「非常に評価できる」と「やや評価できる」をあわせて 64.5%であり、評価できるという回答が 6 割を超える結果となった。その理由について、「非常に評価できる」で 41 件、「やや評価できる」で 57 件の回答があった。北極海航路の利活用、資源開発、海洋観測や環境保護、気候変動といった観点から重要であると考えられるから、という趣旨が目立った。また、国際社会における北極政策の議論に今から日本も参加すべきとするものや、海洋の未知の領域に関する研究開発に取り組むべきという意見もみられた。

所属別にみると評価できるとの回答については、国会議員で 4 件(100%)、研究機関役職員 21 件(67.6%)の順、地方自治体職員は非常に評価できるがゼロ、やや評価できるが 12 件(57.1%)であった。

一方、「あまり評価できない」と「全く評価できない」をあわせて 54 件(29.5%)の回答者は評価できないとした。その理由について「あまり評価できない」で 39 件「全く評価できない」で 8 件の回答があった。同項目が重要であることには賛同しているものの、個別施策として独立させることへの疑問(他項目と同レベルの重要性とは考え難い)や、北極政策の推進よりも優先順位が高い他の施策や、他の海域があるといった指摘が目立った。また、地政学的にも国力的にも我が国が北極は難しいとする意見もあった。

なお Q15 と同様、評価できるほど十分な知見がない、といった趣旨の回答も少数あった。所属別にみると、評価できないとの回答については国会議員が最低でゼロ、団体役職員が最高で 14 件(34.1%)であった。地方自治体職員の 6 件(28.6%)は無回答であった。

北極政策については、1～9 で示された「第 2 部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」だけでなく、「第 1 部 海洋政策のあり方」のなかでも、6 項目あげられている海洋の主要施策の基本的な方針の一つとして、「北極政策の推進」は初めて位置付けられた。北極海航路、資源開発、環境保護等に環境するものであり、注目する必要があるものは多いことは確かである。海洋基本法の条文にとらわれず、時宜にかなったテーマを独立した項目とする際には、その議論の経緯について明らかにすることが、理解を深める一助になると考えられる。

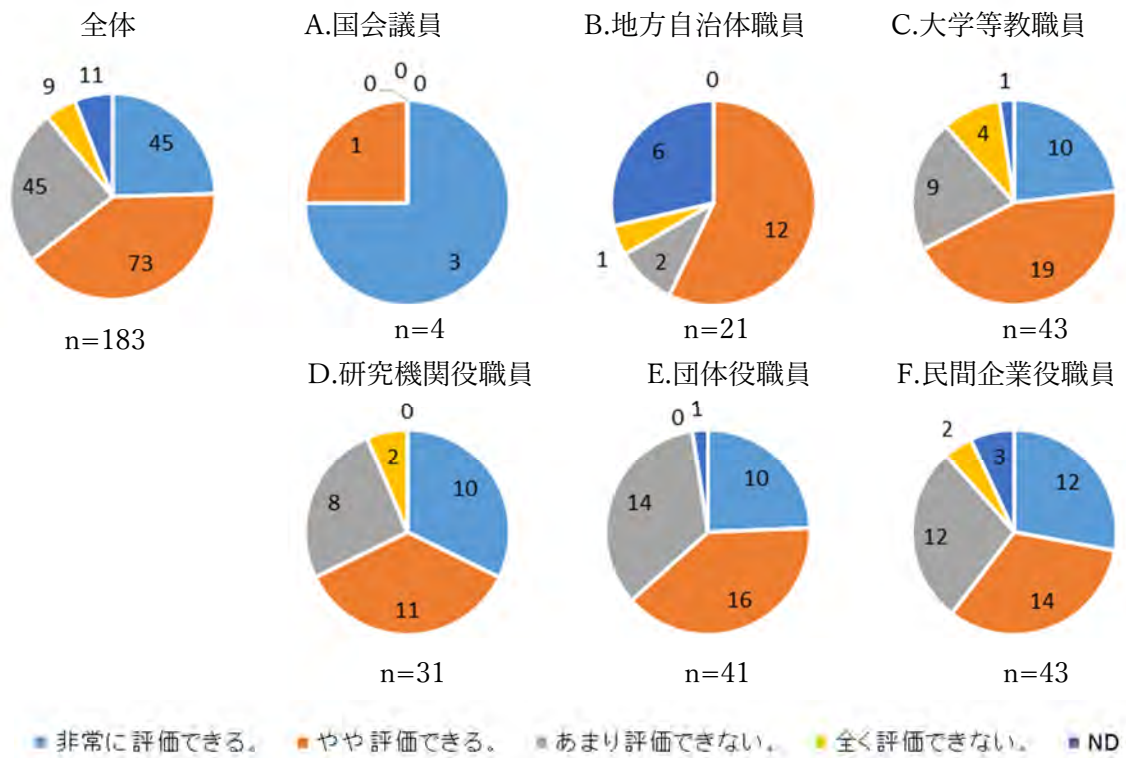


図 Q16 施策「7. 北極政策の促進」の項目独立について (全体・所属別)

表 Q16 施策「7. 北極政策の促進」の項目独立について

選択肢	全体	所属						年齢							専門			経験年数						
		A	B	C	D	E	F	20's	30's	40's	50's	60's	70's	ND	人文	理工	ND	~5	5~10	10~20	20~30	30~40	40~	ND
非常に評価できる	45	3	0	10	10	10	12	0	0	4	16	20	5	0	7	37	1	2	5	3	8	15	11	1
やや評価できる	73	1	12	19	11	16	14	3	3	12	24	26	5	0	10	60	3	16	5	5	15	21	10	1
あまり評価できない	45	0	2	9	8	14	12	0	2	8	9	21	5	0	11	32	2	9	3	6	7	11	8	1
全く評価できない	9	0	1	4	2	0	2	0	0	4	4	0	1	1	7	1	1	0	0	1	1	4	2	1
ND	11	0	6	1	0	1	3	2	1	4	1	2	1	0	2	4	5	5	1	0	1	1	3	0
total	183	4	21	43	31	41	43	5	6	28	54	73	16	1	31	140	12	32	14	15	32	52	34	4

○ND 無回答

○所属 A：国会議員 B：地方自治体職員 C：大学等教職員

D：研究機関（独立行政法人/国立研究開発法人等）役職員

E：団体(NPO・NGO含む)役職員 F：民間企業役職員

○年齢 20's：20代 30's：30代 40's：40代 50's：50代

60's：60代 70's：70代以上

○専門 人文：人文社会科学系 理工：理工学系

○海洋関係へ従事しているおおよその経験年数

~5：5年未満 5~10：5年以上10年未満 10~20：10年以上20年未満

20~30：20年以上30年未満 30~40：30年以上40年未満 40~：40年以上

(17) 「PDCA」サイクルによる施策の工程管理の採用について

Q17 「PDCA サイクル」による施策の工程管理の採用について、どうお考えですか？
上記のように回答した理由はなぜですか？

Q17 についての回答者全体の結果を、図 Q17、表 Q17 に示す。

「PDCA サイクル」による施策の工程管理の採用について、「非常に評価できる」が 72 件 (39.3%)、「やや評価できる」が 82 件 (44.8%)、「あまり評価できない」が 22 件 (12.0%)、「全く評価できない」が 3 件 (1.6%)、無回答が 4 件 (2.2%) であった。

「PDCA サイクル」による施策の工程管理の採用については、「非常に評価できる」と「やや評価できる」をあわせて 154 件 (84.1%) であり、評価できるという回答が 8 割強という結果となった。その理由について、「非常に評価できる」で 65 件、「やや評価できる」で 68 件の意見記述があった。「非常に評価できる」という回答理由には、工程管理の採用が明記されたことによる効果的な進捗状況の把握を期待するものや、進捗状況に応じた実施内容の変更は長期の計画実行で必要といった点が挙がっていた。「やや評価できる」という回答理由には課題を指摘する意見も多く、短期的な工程管理を強化することによる長期的視点の欠如に対する危惧や、評価を誰がどのように実施するかが重要、といった点が挙げられた。所属別にみると、評価できるとした回答は国会議員が 4 件 (100%)、民間企業役職員が 40 件 (93%) で多く、研究機関役職員では 24 件 (77.4%) とやや低かった、一方、「あまり評価できない」と「全く評価できない」をあわせて 25 件 (13.7%) の回答者は評価できないとした。その理由について「あまり評価できない」で 20 件「全く評価できない」で 3 件の意見記述があった。上記と同様に、評価や見直しを数年で繰り返すのは海洋政策には不適切であること、PDCA のための中間評価や審査等にエネルギーを使いすぎ、施策・事業に支障が出る、といった趣旨が目立った。

所属別にみると、評価できないという回答は国会議員がゼロ、研究機関役職員が 7 件 (22.6%) で最高、という結果となった。

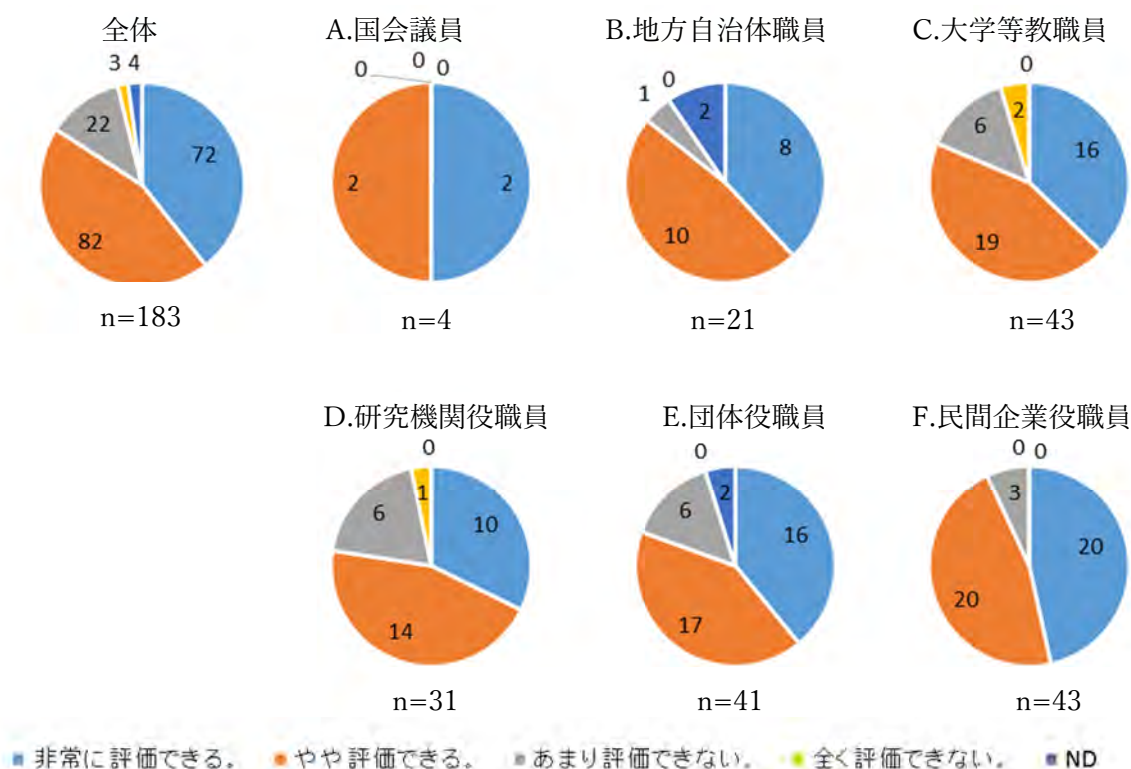


図 Q17 「PDCA」サイクルによる施策の工程管理の採用について（全体・所属別）

表 Q17 「PDCA」サイクルによる施策の工程管理の採用について

評価	全体	所属						年齢							専門			経験年数							
		A	B	C	D	E	F	20's	30's	40's	50's	60's	70's	ND	人文	理工	ND	~5	5~10	10~20	20~30	30~40	40~	ND	
非常に評価できる	72	2	8	16	10	16	20	2	1	10	21	33	5	0	13	55	4	11	6	8	13	21	11	2	
やや評価できる	82	2	10	19	14	17	20	0	4	16	27	24	10	1	15	61	6	17	7	6	14	21	15	2	
あまり評価できない	22	0	1	6	6	6	3	1	1	1	4	14	1	0	2	19	1	2	1	1	3	8	7	0	
全く評価できない	3	0	0	2	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	3	0	0	0	0	2	1	0	0	
ND	4	0	2	0	0	2	0	2	0	0	1	1	0	0	1	2	1	2	0	0	0	1	1	0	
total	183	4	21	43	31	41	43	5	6	28	54	73	16	1	31	140	12	32	14	15	32	52	34	4	

○ND 無回答

○所属 A：国会議員 B：地方自治体職員 C：大学等教職員

D：研究機関（独立行政法人/国立研究開発法人等）役職員

E：団体(NPO・NGO含む)役職員 F：民間企業役職員

○年齢 20's：20代 30's：30代 40's：40代 50's：50代

60's：60代 70's：70代以上

○専門 人文：人文社会科学系 理工：理工学系

○海洋関係へ従事しているおおよその経験年数

~5：5年未満 5~10：5年以上10年未満 10~20：10年以上20年未満

20~30：20年以上30年未満 30~40：30年以上40年未満 40~：40年以上

(18) 参与会議への関係府省の積極的参画について

Q18 参与会議は行政に対する助言機関ですが、「海洋基本計画に掲げた諸施策の実施状況を継続的にフォローしていくため、各施策の実施主体である関係府省は、参与会議に積極的に参画する」とされています。このことについてお伺いします。
上記のように回答した理由はなぜですか？

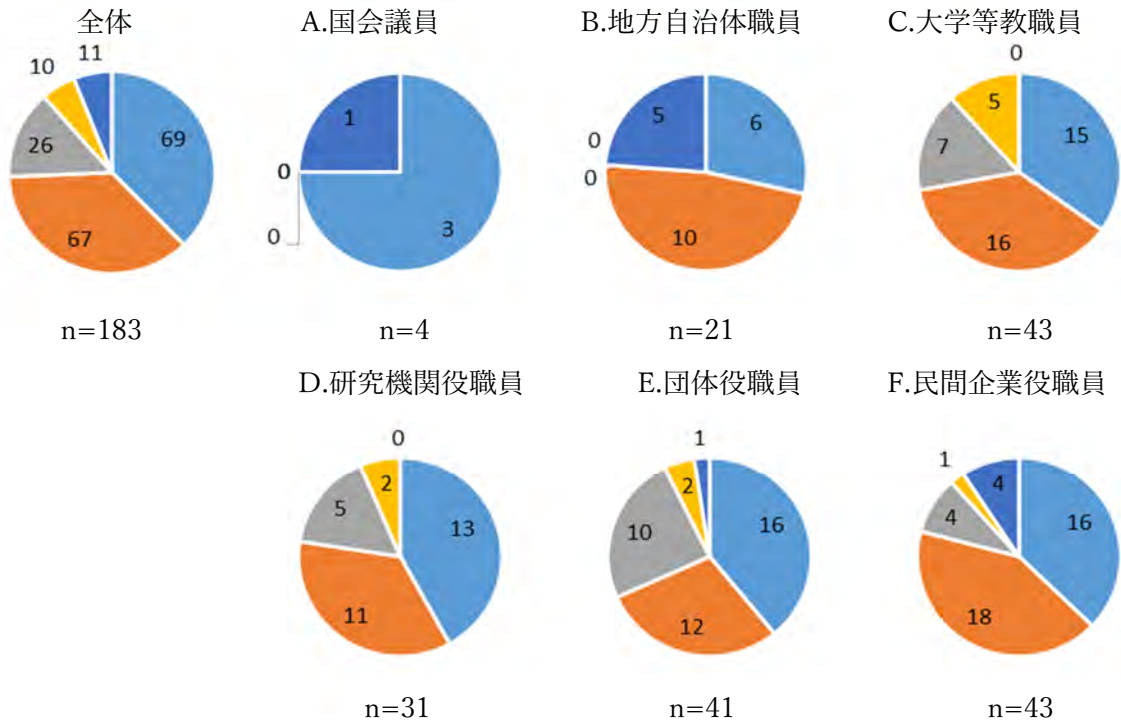
Q18 についての回答者全体の結果を、図 Q18、表 Q18 に示す。

参与会議への関係府省の積極的参画について、「非常に評価できる」が 69 件 (37.7%)、「やや評価できる」が 67 件 (36.6%)、「あまり評価できない」が 26 件 (14.2%)、「全く評価できない」が 10 件 (5.5%)、無回答が 6.0%であった。

参与会議への関係府省の積極的参画については、「非常に評価できる」と「やや評価できる」をあわせて 136 件 (74.3%) であり、評価できるという回答が 7 割強という結果となった。その理由について、「非常に評価できる」で 58 件、「やや評価できる」で 50 件の回答があった。施策の実施主体である関係府省が参画することは施策の現実性と実行性を担保するためにも不可欠であること、縦割り行政にならないため有用であること、などの指摘があった。一方、「あまり評価できない」と「全く評価できない」をあわせて 36 件 (19.7%) の回答者は評価できないとした。その理由について「あまり評価できない」で 24 件「全く評価できない」で 9 件の回答があった。助言機関と実施省庁とは独立であることが必要であるという指摘が目立った。

所属別にみると、評価できないという回答は国会議員および地方自治体職員がゼロ、団体役職員が 12 件 (29.3%) で最高、という結果となった。

参与会議に関するあり方については、「非常に評価できる」と「やや評価できる」をあわせて約 7 割が評価できるとしていることから、現状のまま、関係府省の参与会議への参加を継続することに意義があると思われる。一方で、約 2 割の評価できないとする意見での、参与会議の独立性が妨げられるとする声にも配慮していくことが求められる。



■ 非常に評価できる。 ■ やや評価できる。 ■ あまり評価できない。 ■ 全く評価できない。 ■ ND

図 Q18 参与会議への関係府省の積極的参画について（全体・所属別）

表 Q18 参与会議への関係府省の積極的参画について

選抜族	全体	所属						年齢							専門			経験年数							
		A	B	C	D	E	F	20's	30's	40's	50's	60's	70's	ND	人文	理工	ND	~5	5~10	10~20	20~30	30~40	40~	ND	
非常に評価できる	69	3	6	15	13	16	16	1	1	16	19	27	5	0	15	50	ND	4	9	7	9	16	12	14	2
やや評価できる	67	0	10	16	11	12	18	2	4	7	21	25	7	1	11	52	ND	4	15	7	4	8	23	9	1
あまり評価できない	26	0	0	7	5	10	4	0	0	3	9	11	3	0	3	23	ND	0	3	0	2	5	10	6	0
全く評価できない	10	0	0	5	2	2	1	0	0	0	2	7	1	0	0	10	ND	0	0	0	0	2	5	3	0
ND	11	1	5	0	0	1	4	2	1	2	3	3	0	0	2	5	ND	4	5	0	0	1	2	2	1
total	183	4	21	43	31	41	43	5	6	28	54	73	16	1	31	140	ND	12	32	14	15	32	52	34	4

○ND 無回答

○所属 A：国会議員 B：地方自治体職員 C：大学等教職員

D：研究機関（独立行政法人/国立研究開発法人等）役職員

E：団体(NPO・NGO含む)役職員 F：民間企業役職員

○年齢 20's：20代 30's：30代 40's：40代 50's：50代

60's：60代 70's：70代以上

○専門 人文：人文社会科学系 理工：理工学系

○海洋関係へ従事しているおおよその経験年数

~5：5年未満 5~10：5年以上10年未満 10~20：10年以上20年未満

20~30：20年以上30年未満 30~40：30年以上40年未満 40~：40年以上

(19) 海洋に関連した他の基本計画の認知度

Q19 海洋政策については、防衛政策、科学技術政策、水産政策、エネルギー政策、環境政策、宇宙政策等とともに推進されることが求められます。他方、それらの国の政策については、海洋と同様に、基本法があり、それに基づく基本計画が策定されています。上記の海洋に関連した施策を含む他の基本計画等について、ご存知ですか？

Q19 についての結果を、図 Q19-1～19-4、表 Q19-1～19-4 に示す。

海洋に関連した他の基本計画の認知度について、科学技術基本計画、水産基本計画、エネルギー基本計画、海洋エネルギー・鉱物資源開発計画、環境基本計画、生物多様性国家戦略、海洋生物多様性保全戦略、宇宙基本計画、SDGs：持続可能な開発目標、BBNJ：国家管轄権外区域の海洋生物多様性、の10の基本計画等について質問した結果、全体平均は「よく知っている」が344件（18.8%）、「少しは知っている」が627件（34.3%）、「よく知らない」が547件（29.9%）、「全く知らない」が266件（14.5%）、無回答・無効回答が46件（2.5%）であった。

「よく知っている」と「少しは知っている」を合計したものを認知度とすると、割合が高い順に、第1位が「SDGs：持続可能な開発目標」で123件（67.2%）、第2位が「エネルギー基本計画」で120件（65.6%）、第3位が「環境基本計画」で115件（62.8%）、僅差で第4位が「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」で112件（61.2%）という結果となった。認知度が最も低いのは「宇宙基本計画」で61件（33.3%）と3割強であった。

所属別にみると、全体平均の認知度が最も高いのは国会議員で36件（90.0%）、最も低いのは地方自治体職員で63件（30.0%）であった。

第3期海洋基本計画の中でも「また、国の他の計画のうち、海洋に関する施策を含むものは、本計画で示す基本的な方針に沿って策定、推進することが重要である。」とされており、各種政策との連携が求められている。どのようなものがその対象となるか等、情報発信を行うことが認知度を高めるための方策として考えられよう。

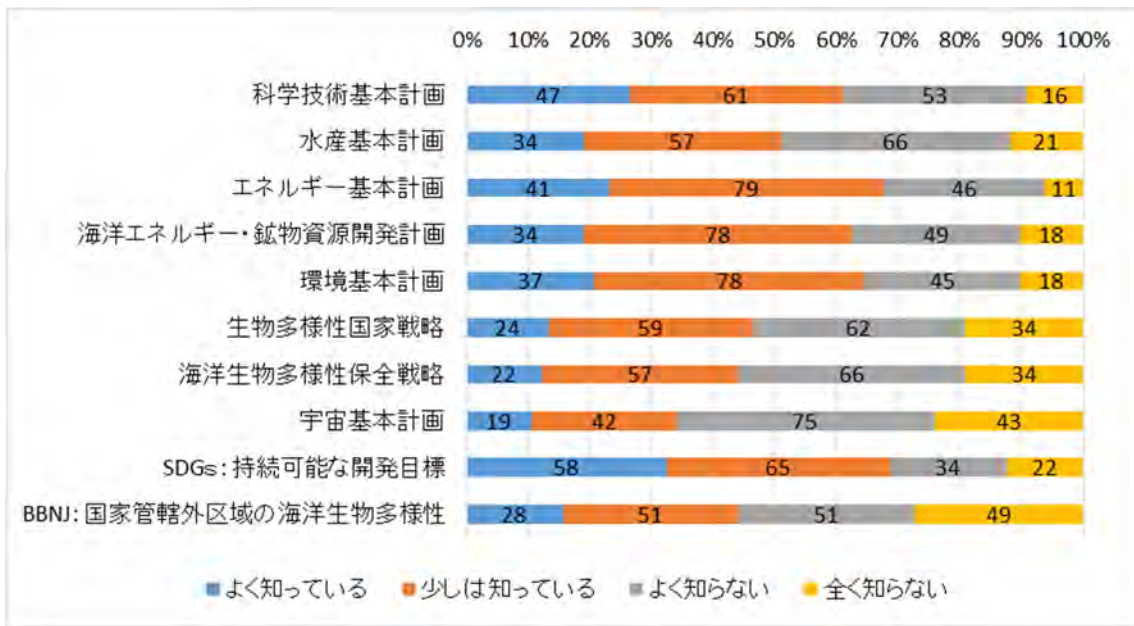


図 Q19-1 海洋に関連した他の基本計画の認知度（全体）

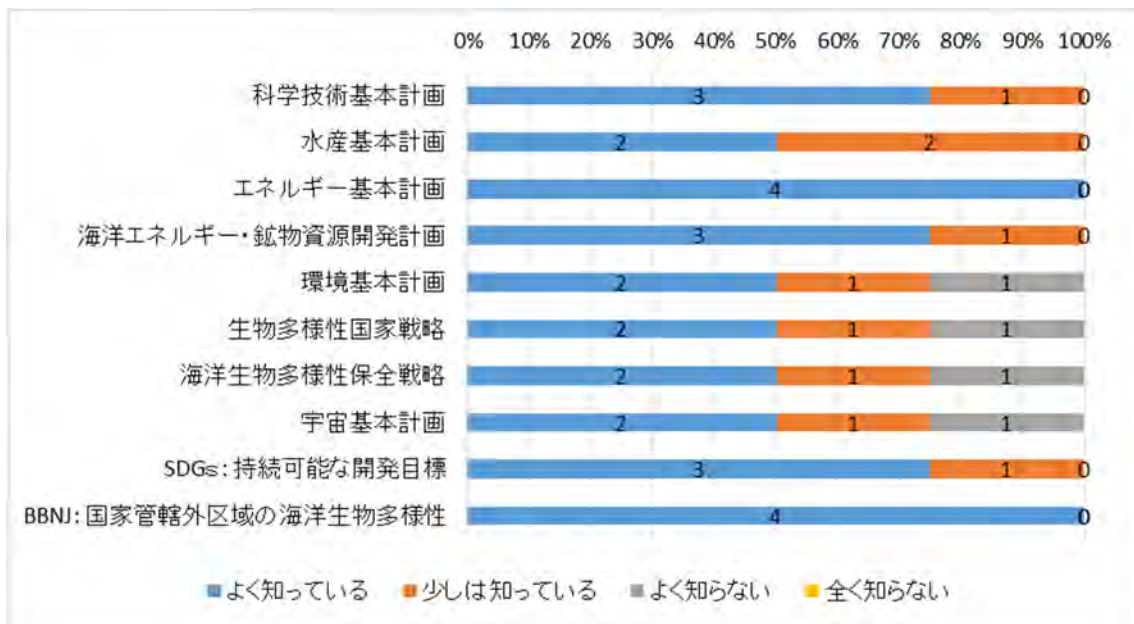


図 Q19-2 海洋に関連した他の基本計画の認知度（国会議員）

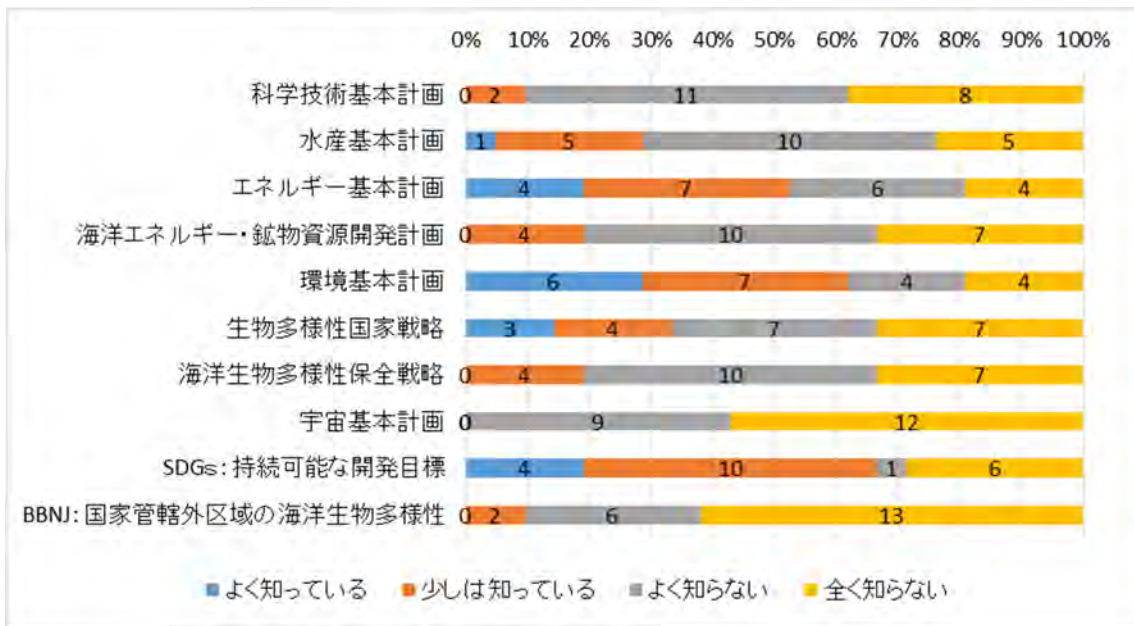


図 Q19-3 海洋に関連した他の基本計画の認知度（地方自治体職員）

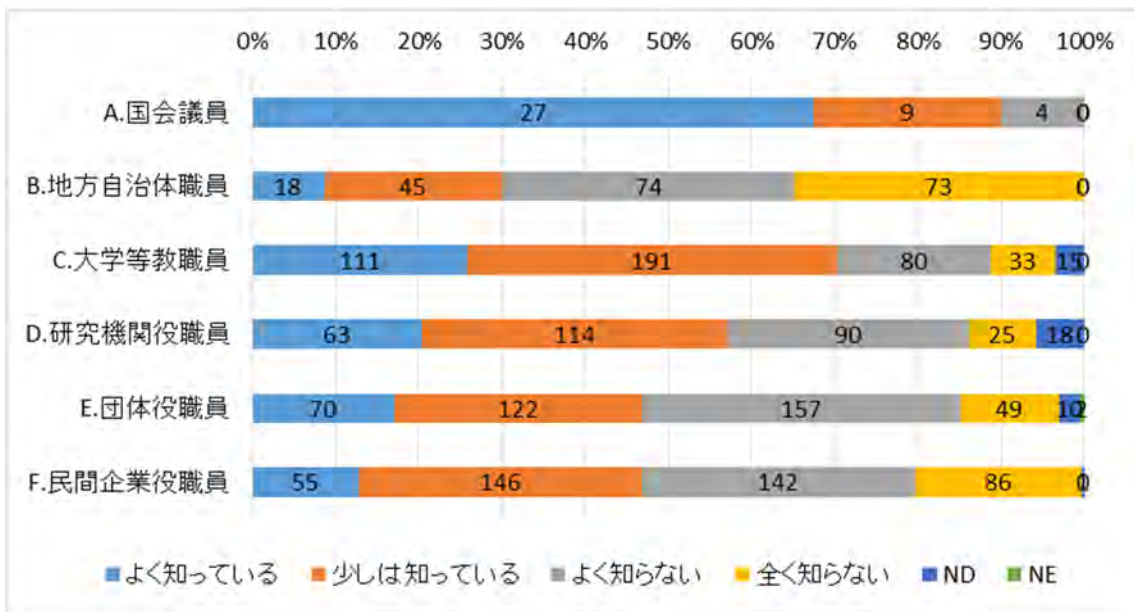


図 Q19-4 海洋に関連した他の 10 の基本計画全体の平均認知度（所属別）

表 Q19-1 海洋に関連した他の基本計画の認知度（全体）

選択肢	全体										total
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
よく知っている	47	34	41	34	37	24	22	19	58	28	344
少しは知っている	61	57	79	78	78	59	57	42	65	51	627
よく知らない	53	66	46	49	45	62	66	75	34	51	547
全く知らない	16	21	11	18	18	34	34	43	22	49	266
ND	4	5	6	4	5	4	4	4	4	4	44
NE	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
total	183	183	183	183	183	183	183	183	183	183	1830

ND：無回答 NE：無効回答

注）表 Q19-1～19-4 の表頭の番号①～⑩はそれぞれ、以下の計画等を表す：①科学技術基本計画；②水産基本計画；③エネルギー基本計画；④海洋エネルギー・鉱物資源開発計画；⑤環境基本計画；⑥生物多様性国家戦略；⑦海洋生物多様性保全戦略；⑧宇宙基本計画；⑨SDGs：持続可能な開発目標；⑩BBNJ：国家管轄権外区域の海洋生物多様性。

表 Q19-2 海洋に関連した他の基本計画の認知度（A.国会議員・B.地方自治体職員）

選択肢	A										B									
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
よく知っている	3	2	4	3	2	2	2	2	3	4	0	1	4	0	6	3	0	0	4	0
少しは知っている	1	2	0	1	1	1	1	1	1	0	2	5	7	4	7	4	4	0	10	2
よく知らない	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	11	10	6	10	4	7	10	9	1	6
全く知らない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	5	4	7	4	7	7	12	6	13
ND	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
NE	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
total	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21

ND：無回答 NE：無効回答

表 Q19-3 海洋に関連した他の基本計画の認知度 (C.大学等教職員・D.研究機関役職員)

選択肢	C										D									
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
よく知っている	19	11	8	9	10	8	8	1	25	12	12	5	3	10	5	6	5	5	7	5
少しは知っている	17	18	21	20	23	22	19	17	13	21	13	8	16	10	14	10	12	7	12	12
よく知らない	6	8	9	8	6	8	11	17	3	4	5	13	8	8	7	10	9	13	9	8
全く知らない	0	4	2	4	3	4	4	6	1	5	0	3	2	2	2	3	3	5	1	4
ND	1	2	3	2	1	1	1	2	1	1	1	2	2	1	3	2	2	1	2	2
NE	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
total	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31

ND：無回答 NE：無効回答

表 Q19-4 海洋に関連した他の基本計画の認知度 (E.団体役職員・F.民間企業役職員)

選択肢	E										F									
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
よく知っている	9	12	10	6	6	3	3	7	10	4	4	3	12	6	8	2	4	4	9	3
少しは知っている	13	6	15	17	19	12	10	6	14	10	15	18	20	26	14	10	11	11	15	6
よく知らない	14	19	13	13	13	20	21	18	12	14	17	16	10	10	14	16	14	17	9	19
全く知らない	2	3	2	4	2	5	6	9	4	12	6	6	1	1	7	15	14	11	10	15
ND	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
NE	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
total	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43

ND：無回答 NE：無効回答

(20) 海洋基本計画と他の基本計画との相互関係について

Q20 海洋基本計画と他の基本計画との相互関係について、あなたのご意見をお聞かせください。

海洋基本計画と他の基本計画との相互関係については、他の基本計画との整合性をはかり、相互に連携・補完することはとても重要である、といった意見がある一方、作成時期により時代背景が異なるなどの事情を考慮し無理に整合性をはかる必要はない、といった意見もみられた。海洋基本計画は省庁横断的であるため、関係機関の話し合いや垣根を越えた連携の必要性を指摘する意見が目立った。

これに関連し、個別省庁が策定責務を有する計画を優先的に遂行することも予想され、海洋基本計画が軽視されないよう、総合海洋政策本部及び事務局の権威と権限の強化を期待する意見もあった。

(21) 今後の海洋政策、第3期海洋基本計画、アンケート等についての自由意見

Q21 我が国の今後の海洋政策、第3期海洋基本計画、あるいは本アンケートについてのご意見、感想、コメント等、ご自由にお書き下さい。

今後の海洋政策、第3期海洋基本計画、アンケートについての意見、感想、コメント等については、回答者の65%にあたる119名という多数の意見記述が得られた。このことは本アンケートの今後の海洋政策、第3期海洋基本計画、本アンケートについて回答者の関心度の高さを反映していると考えられる。

今後の海洋政策や第3期海洋基本計画に関するコメントについては、各回答者の所属や専門性に応じた、具体的な指摘が多くみられた。

国会議員からは、海洋基本法が成立してから11年、海洋基本計画の2度の改定を経てわが国における海洋政策の重要性がより高まっていることから、基本計画の各施策の実施等を注視したいという意見があった。また、日本は海洋国家と言われるものの海洋政策に関心のある政治家が少なく関心を持つよう努力をしたいという意見もいただいた。国会議員については、発送数36名に対し回答数4で回収率が11.1%と、6つの所属別では一番低い回収率となったが、自由記述には多くの記述をいただくことができた。

地方自治体職員からは、一般的に海洋基本計画等海洋政策に対する理解が不足していること、今後も海洋政策の推進・周知の活動等に力を入れる必要性を指摘するもの他、海洋政策における地方自治体の責務の明確化に関する意見があった。地方自治体では、他の所属と異なり、海洋基本法の制定や海洋基本計画の見直しに対する認知度が低いこともあり、周知等を求める声があがったと考えられる。地方自治体では2~3年で異動があり、担当分野が変わることがあるため、こうした担当者を対象とした海洋政策に関する周知等を図る必要も出て来ると思われる。

大学等教職員では、基本計画に基づく施策への高い評価とそれを支える具体的な枠組みや予算に関する指摘、海洋国家としてのグランドデザインを描くことの必要性、我が国の未来と海洋立国の理念の結びつき、5年以上の長期的なビジョンの重要性、優秀な人材の海洋分野での確保等があげられた。

研究機関役職員からは、優先順位の重要性と既存の予算とは別の新たな財源確保への努力、海洋政策推進のための国際的な連携の確保と国際協力の推進、海洋政策実行のための統一的な執行機関の必要性、海洋基本法条文との整合性の変更理由の説明等があげられた。特に、今回の海洋基本計画ではこれまで示された12の基本的施策から、第3期海洋基本計画では9項目へという大きな変更もあったことから、その理由について、条文との関係を明確に説明してほしいという声と考えられる。

団体役職員では、海洋政策のみではなく海洋科学、海洋工学に関する啓発活動の展開、海洋産業に必要なインフラ(調査・作業用船、基地、調査等)、All Japan体制での取組の必要性、海洋関連企業や大学の研究開発力の低下、沿岸域の総合的管理の位置付けに対する不満、海外での実績の必要性、海洋と宇宙の連携についての扱いを評価があった。

民間企業役職員は、各省庁の調整ばかりでは民間産業が進まないとの指摘、海洋再生可能エネルギー推進の際の国際協力の必要性、将来的な海洋省の期待、府省連携な施策の構築の取り組みへの期待、海洋資源開発への活発な取り組みや洋上風力発電への期待等があった。民間企業では、海洋再生可能エネルギー(特に洋上風力発電)、海洋資源開発への期待が高く、政府にたいして洋上風力等の導入目標を示してほしいという声も多くきかれることから、こうした意見が多くみられた。

アンケートについて言及した回答は33件あり、その多くはアンケートの実施により海洋政策についての関心や理解が高まったとするものや、アンケート調査を通して海洋政策・海洋基本計画の妥当性等を検証することの意義等、アンケートを実施する意義を評価したものであった。

一方、内容や配布先等についての課題を指摘した意見もあった。複数の回答者から、本アンケート結果を今後の海洋政策にいかに関与するかが重要であるとの指摘があった。また、今回は有識者等を対象としたアンケートであったが、啓蒙普及の観点から一般市民に対するアンケートの実施をとする意見もあった。

自由意見について、第3期海洋基本計画の9つの施策に関連したキーワードで出現数を確認した結果、表Q21の通りとなった。出現数が多い単語は上位から順に「産業」が49、「環境」と「技術」が28、「人材」が26、「国民」が24であった。これより、海洋関連の各種産業に関する課題や今後の発展への期待、環境対策や技術開発の必要性、人材育成や国民の理解・関心を高めることの必要性、といった意見が多い傾向がみられた。

表 Q21 自由意見中の各施策に関連したキーワードの出現数

施策	キーワード	出現数
1. 海洋の安全保障	安全保障	19
2. 海洋の産業利用の促進	産業	49
3. 海洋環境の維持・保全	環境*	28
4. 海洋状況把握（MDA）の能力強化	海洋状況把握（MDA）	2
5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等	調査**	13
	科学***	12
	技術	28
	研究開発	11
6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進	離島	6
	排他的経済水域（EEZ）	12
7. 北極政策の推進	北極	2
8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進	国際的な連携****	6
	国際協力	5
9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進	人材	26
	国民	24

* キーワード「環境」の出現数に、「わが国をとりまく環境」といった趣旨の回答は含まれない。

** キーワード「調査」の出現数に、「アンケート調査」と言及した回答は含まれない。

*** キーワードを「科学技術」とした場合の出現数は1であった。

**** キーワード「国際的な連携」の出現数には「国際連携」の出現数1件を含む。

むすび

海洋基本計画に関する関係者の意見等を把握するアンケートとしては、過去に、海洋基本法および海洋基本計画と“沿岸域総合管理”に関するアンケートを2015年に実施した経緯がある。この時は、発送数832、回答数236、回答率28.4%であった。2018年に実施した今回のアンケートは、発送数717、回答数183、回収率25.5%であった。実施概要に若干の違いがあるが、前回は、“沿岸域総合管理”に焦点を当てたものであるのに対して、今回は基本計画全体に関するものという、趣旨目的と設問設計の違いがあるものの、今回の回答数(率)がやや低かった。

さて、今回の発送先の階層区分は、回答率の高い順で、研究機関役職員(回答31、31.0%)、大学等教職員(同43、28.3%)、民間企業役職員(同43(27.7%)、団体役職員(同41、26.6%)、地方自治体職員(同21、17.5%)、国会議員(同4、11.1%)の6区分である。

回答傾向からして、設問の前段での基本法・基本計画の認知度や読み込み度、5年ごとの改定に関する認知度等に関しては、年齢が高く、経験年数が多いほど高いのは当然の傾向と言えよう。ところで、階層区分別で異なる回答傾向が表れたものや、特徴あるもの、注目される点としては次のものがあげられよう。

第一に、海洋基本法の12の基本的施策(第17条～第28条)のなかでの重要度評価であるが、国会議員、研究機関役職員、団体役職員、民間企業役職員の第1位は「海洋資源の開発及び利用の推進」であるのに対して、地方自治体職員と大学等教職員の第1位は「海洋環境の保全等」となったという点があげられる。所属機関の属性をある程度反映したものと言えよう。

第二に、第3期海洋基本計画の全体構成が大幅に変更されたことについて、回答結果が特徴あるものとなった。というのは、その認知度は全体の7割弱あるが、海洋基本法で、5年ごとの見直しは、『政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、』と規定されている点に関する設問の回答結果が、次のように分かれたからである。

すなわち、「情勢の変化も施策の効果に関する評価も踏まえている」と「情勢の変化は勘案しているが施策の効果に関する評価は踏まえたものとは思えない」が同程度であり、評価が二分される結果となったのである。特に、大学等教職員の7割弱は「情勢の変化は勘案しているが、施策の効果に関する評価は踏まえたものとは思えない」と回答している点は注目される。

『海洋に関する施策の効果に関する評価』がどのようになされてきたか、これからどのようになされていくのか、深掘りが必要のように思われる。第3期基本計画にはPDCAサイクル導入が謳われているが、それがきちんと機能するメカニズムが構築できるかどうかを含めて、その実施状況が今後、大いに注目されるところである。

第三に、第3期計画が12の基本的施策から9項目へ構成が大幅に変更されている点につい

てであるが、「非常に評価できる」と「評価できる」をあわせると、全体の7割強が「評価できる」という結果となった点も特徴的である。「評価できる」とした理由として、海洋に関する情勢の変化を踏まえて整理され、優先順位がつけられた結果と考えられること、関連のある複数項目が統合されたこと、「海洋状況把握（MDA）」や「北極政策」など重点施策が具体的にわかりやすくなったこと、等が挙げられた。

「あまり評価できない」と「全く評価できない」をあわせて2割強の回答でしかなかったが、12の基本的施策の章・節の建付けの変更については異論を述べる向きもあった。そうした回答の中に、「海洋基本法との関係性が分かりにくい」との指摘があった。これの指摘を敷衍すれば、基本計画の施策構成は基本法の規定に従わなくてよいのかどうか、という問題提起とも解釈できる。これに対して、時代を反映した基本計画としたのは望ましいことだとの肯定的見方が成立するであろう。他方、基本法の規定に沿った施策構成に従った上で新機軸を打ち出すようにできなかったのだろうか、という疑問も成り立ちうる。こうした点に関して、参与会議において、どこまで、どのような議論がなされたのか等についての検証がなされれば、今後の海洋政策のあり方に関する議論に大いに参考になるであろう。

第四に、参与会議への関係府省の積極的参画については、「評価できる」という回答が7割強という結果となった。理由としては、施策の実施主体である関係府省が参画することは施策の現実性と実行性を担保するためにも不可欠であること、縦割り行政にならないため有用であること、などの指摘があった。これに対して、「評価できない」とする回答の理由として、助言機関と実施省庁とは独立した関係であるべきとの指摘があったことを付記しておきたい。

第五に、海洋に関連した他の基本計画の認知度についてであるが、科学技術基本計画、水産基本計画、エネルギー基本計画、海洋エネルギー・鉱物資源開発計画、環境基本計画、生物多様性国家戦略、海洋生物多様性保全戦略、宇宙基本計画、SDGs：持続可能な開発目標、BBNJ：国家管轄権外区域の海洋生物多様性、の10の基本計画等について質問した結果、全体平均は「よく知っている」が18.8%、「少しは知っている」が34.3%、「よく知らない」が29.9%、「全く知らない」が14.5%、無回答・無効回答が2.5%と、少々分散した。

「よく知っている」と「少しは知っている」を合計したものの認知度第1位は「SDGs：持続可能な開発目標」（67.2%）で、第2位「エネルギー基本計画」（65.6%）、第3位「環境基本計画」（62.8%）、第4位「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」（61.2%）となり、いずれも6割以上である。他方、認知度が最も低いのは「宇宙基本計画」（33.3%）であったが、海洋・宇宙連携の重要度からすると、いささか拍子抜けの感が否めない。

第六に、自由記入については回答者の7割弱にあたる119名という非常に多くのコメントが得られたことは特筆に値する。回答者の意識の高さの表れと言ってよいであろう。個々の内容は別掲に譲るが、ぜひ、詳細に読んでいただきたい。

最後に、今後のこの種の調査等に関する取組に関して、次のようなことが考えられてよいであろう。その一つは、いくつかの認知度に関する設問で地方自治体職員が他の属性よりやや

低い結果となるものが見られたが、これは自治体職員が2～3年で異動となることに起因していると思われるので、自治体の海洋担当者を対象とした、海洋政策に関する周知等を図るための方策（セミナー開催、リーフレット配布等）を検討する必要がある。

二つには、自由記入の中でアンケートの継続や対象の拡大等の意見も多くいただいた点についてである。今後、継続的に、海洋基本計画に準じてその実施状況を政府が報告する「年次報告（「海洋の状況及び海洋に関して講じた施策」）」に関するアンケート等を毎年実施することや、一般市民を対象にした啓蒙普及の視点からの大規模アンケートを実施する等も考えられる。

さらに、このアンケート調査結果について、政府側や総合海洋政策本部参与に手交する等の他にも、報告会を開催して関係者及び一般にも広く伝えていくことも検討されてよい。

むすびに当たって、本アンケート調査の結果が、海洋関係コミュニティのあらゆる分野、階層の方々に広く読まれ、内容を十分に消化し栄養分として吸収されることによって、第3期海洋基本計画の着実な実施と、今後の我が国海洋政策に関する大局的な観点からの健全かつ建設的な議論に向けて、大いなる一助となることを願ってやまない。

2018年10月吉日

各位

笹川平和財団海洋政策研究所

我が国の最近の海洋政策に関するアンケート －「第3期海洋基本計画」を巡って－ ご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より当財団の活動に格別のご高配を賜りますこと、衷心より御礼申し上げます。

笹川平和財団海洋政策研究所は、その前身である財団法人シップ・アンド・オーシャン財団（SOF）（1975年財団法人日本造船振興財団として設立、1990年名称変更）の時代から、SOF海洋政策研究所（2002年設立）を設置するとともに、海洋政策研究財団の通称で海洋政策に関する調査研究に取り組んで参りました。その後、2015年に公益財団法人笹川平和財団と合併し、笹川平和財団海洋政策研究所（OPRI-SPF）として、海洋政策の多角的な調査研究に取り組んでおります（詳細につきましては、当研究所ウェブサイト（<https://www.spf.org/opri-j/>）をご参照下さい）。

さて、去る5月15日に、海洋基本法（2007年制定）にもとづく「第3期海洋基本計画」が閣議決定されました。これは海洋基本法において、概ね5年ごとの見直し義務付けられていることを受けたものであり、2008年に最初の海洋基本計画が、2013年に第2期海洋基本計画がそれぞれ策定されたことに続くものです。

これらの取り組みに対して、当研究所では、2015年に海洋基本法および海洋基本計画と沿岸域総合管理に関するアンケートを実施致しましたが、第3期海洋基本計画はこれまでの海洋基本計画に比べて大幅な変更が加えられたことを踏まえ、第3期海洋基本計画に関する有識者のみなさまのご理解やご意見等を把握し、今後の我が国における海洋政策のあり方に関する議論に資する知見を提供することを目指し、アンケートを実施することに致しました。

つきましては、ご多忙中誠に恐縮ではございますが、本アンケートの趣旨をご理解頂き、実施要領ほか添付の付属資料等をご覧の上、2018年11月6日（火）までに回答用紙を所定の返送先まで送信して頂きますと幸甚に存じます。なお、本アンケートの調査結果につきましては、2018年度内に報告書に取りまとめ、公開するとともに、中央省庁や各種関係団体等へ送付し、有用な討議資料としてご活用頂くように致します。

なお、本アンケート調査の実施につきまして、調査票の配布、回収、解析の一部を一般社団法人海洋産業研究会（海産研）に委託しておりますので、調査票のダウンロードおよび回答用紙の返送につきましては、海産研にお問い合わせ下さい。

以上、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

〔添付資料〕

1. アンケート「実施要領」（両面1枚）
2. アンケート調査票（回答記入・返信用紙）
3. 付属資料1 第1期～第3期海洋基本計画・目次構成対比表
付属資料2 第3期海洋基本計画について（総合海洋政策本部HPより抜粋）
付属資料3 海洋に関連する政策分野の取組状況

以上

我が国の最近の海洋政策に関するアンケート －「第3期海洋基本計画」を巡って－

《 実 施 要 領 》

1. 本アンケートの構成：

本調査の実施主体である笹川平和財団海洋政策研究所の「依頼状」、本「実施要領」、
「アンケート調査票」（回答・返送用紙）、および「付属資料」で構成されています。
したがって、次のような手順を参考に進めていただければと思います。

実施要領を読む → 調査票・付属資料に目を通す → 調査票をダウンロードまたは開く
→ 回答を入力する → 回答入力済調査票を添付ファイル(またはFAX) で、〆切までに送信する

2. 本アンケートの対象について：

本アンケートの送付先は、次のとおりで約700名です。

A：国会議員 30名程度

B：地方自治体職員 120名程度

C：大学等教職員 150名程度

D：研究機関（独立行政法人／国立研究開発法人等）役職員 100名程度

E：団体（NPO・NGO等含む）役職員 150名程度

F：民間企業役職員 150名程度

3. 本アンケートの設問構成：

本アンケートは、1. 海洋基本法・基本計画について（全体）、2. 第3期海洋基本
計画について、3. 海洋関連の政策について、4. 海洋政策全般および本アンケート
について、の4つのパートに分かれています。

4. 本アンケートの形式について：

「調査票」（回答記入・返送用紙）は、選択式と記述式の設問で構成されています。選
択式は該当のものに○印あるいは✓印を付してください。記述式では、どのような内
容でも結構ですのでコメント等をご記入ください。

5. 本アンケートの回答について：

回答は記名式ですが、無記名でも構いません（ただし、無記名の場合は結果報告をお
届けできませんので予めご承知おき下さい）。また、回答が難しい設問は空欄のまま
で構いません。

6. 本アンケート結果の取り扱いについて：

回答内容についての責任が問われることはありません。どなたがどのような回答をしたか、外部に出ることはありません。回答内容は、本調査の目的以外の用途には使用いたしません。なお、集計・分析作業上、ご回答内容についての確認や、補足意見をお伺いする場合がありますので、その際にご協力をお願いいたします（無記名でご回答頂いた方を除く）。

7. 本アンケートの返送について：

調査票をダウンロードまたは開いて回答を入力し、それを添付ファイルにして、e-mailで（または FAX）で送信してください。（回答記入済みの調査票の控えを、お手元に保存しておいてください。無記名でご回答頂いた方を除く。）

8. 本アンケートの受領確認等について：

ご回答頂いた際の1件ごとの受領確認と、直後のお礼につきましては、大変恐縮ながら失礼させていただきますので、予めご了承下さい。

9. アンケート結果の公開について：

アンケート結果のまとめについては、記名回答頂いた方にお届け致します。また、笹川平和財団海洋政策研究所（および一般社団法人海洋産業研究会）にて2018年度内に報告書を取りまとめ、ウェブサイト等で公開する予定です。なお、同報告書は、中央省庁や各種団体等へ送付し、有用な討議資料としてご活用頂くように致します。

10. 本アンケートの回答期限について：

平成30年（2018年）11月6日（火）必着をお願いいたします。

《本アンケートの内容に関する問い合わせ先》

笹川平和財団海洋政策研究所

Tel：03-5157-5210（代表）、Fax：03-5157-5230（代表）
（担当：古川、小森）e-mailアドレス：y-komori@spf.or.jp

《調査票のダウンロードおよび返信先》

一般社団法人海洋産業研究会

Tel：03-3581-8777（代表）、Fax：03-3581-8787（代表）
（担当：大貫、小西）e-mailアドレス：rioe@rioe.or.jp

○調査票のダウンロード：一般社団法人海洋産業研究会ホームページ

URL：<http://www.rioe.or.jp/>

（トップページ左、黄色の【ダウンロード】ボタンをクリック）

○アンケート調査票返送先：本件受信専用アドレス：op-ankt@rioe.or.jp

返送先：一般社団法人海洋産業研究会
 回答受信専用アドレス：op-ankt@rioe.or.jp
 FAX:03-3581-8787

×切=2018年11月6日(火)

我が国の最近の海洋政策に関するアンケート —「第3期海洋基本計画」を巡って—

<調査票>

(回答記入・返送用紙)

※次のような手順を参考に、ご回答をよろしくお願いいたします。

実施要領を読む → 調査票・付属資料に目を通す → 調査票をダウンロードまたは開く →
 回答を入力する → 回答入力済調査票を添付ファイル（またはFAX）で、×切までに送信する

※本調査票は、一般社団法人海洋産業研究会のホームページからダウンロードできます。

(<http://www.rioe.or.jp/> トップページ左、黄色の【ダウンロード】ボタンをクリック)

※選択式の場合は、該当番号に○または✓印を付してください。記述式の場合は文章をご記入ください。

記入欄はご自由に広げていただけて構いません。

※ご回答は個人の意見で結構です。回答しにくい設問についてはスキップしていただいて構いません。

ご回答いただいた内容は厳密に取り扱い、そのまま外部に出ることはありません。

※下記の回答者欄に氏名および連絡先等をご記入いただいた方には、本アンケートの調査結果の概要を、後日、お知らせいたします。（無記名で回答したい場合は、本欄の記入は不要です。ただし、その場合は、調査結果をお届けすることはできませんので、あらかじめ、ご承知おきください。）

<ご回答者>

氏 名： _____

ご 所 属： _____

部署役職名： _____

連 絡 先：<Tel> _____

<E-mail アドレス> _____

(記名、無記名回答にかかわらず、該当のものに○印をお願いします)

○所属： A. 国会議員 B. 地方自治体職員 C. 大学等教職員

D. 研究機関（独立行政法人/国立研究開発法人等）役職員

E. 団体(NPO・NGO含む)役職員 F. 民間企業役職員

○年齢： 1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代 5. 60代

6. 70代以上

○専門： 1. 人文社会科学系 2. 理工学系

○海洋関係へ従事しているおおよその経験年数

1. 5年未満 2. 5年以上10年未満 3. 10年以上20年未満

4. 20年以上30年未満 5. 30年以上40年未満 6. 40年以上

1. 海洋基本法・基本計画について（全体）

- 平成 19 年（2007 年）7 月に「海洋基本法」が施行されました。同法により、政府は「海洋基本計画」を定めなければならないとされ、最初の海洋基本計画（以下「第 1 期海洋基本計画」とします）が翌年（2008 年）策定されたあと、「海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。」、との海洋基本法の定めに従って、新たな海洋基本計画（以下「第 2 期海洋基本計画」とします）が平成 25 年（2013 年）に策定され、さらに現行の海洋基本計画（以下「第 3 期海洋基本計画」とします）が本年（2018 年）5 月 15 日に閣議決定されたところです。そこで、海洋基本法および海洋基本計画についてお伺いします。

Q1. あなたは海洋基本法が制定されていることをご存知ですか？

1. () よく知っている。 2. () 少しは知っている。
 3. () 聞いたことはあるがよく知らない。 4. () 知らなかった。

Q2. 海洋基本法の第 3 章（第 17 条から第 28 条）で規定された基本的施策の中で、あなたが重要な取り組みと考えている施策を 3 つ選んでください。

	最も重要な 取り組み	2 番目に重要な 取り組み	3 番目に重要な 取り組み
1. 海洋資源の開発及び利用の推進			
2. 海洋環境の保全等			
3. 排他的経済水域等の開発等の推進			
4. 海上輸送の確保			
5. 海洋の安全の確保			
6. 海洋調査の推進			
7. 海洋科学技術に関する研究開発の推進等			
8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化			
9. 沿岸域の総合的管理			
10. 離島の保全等			
11. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進			
12. 海洋に関する国民の理解の増進等			

Q3. 海洋基本計画が 5 年ごとに見直しされることをご存知ですか？

1. () よく知っている。 2. () 少しは知っている。
 3. () 聞いたことはあるがよく知らない。 4. () 知らなかった。

Q4. これまでの海洋基本計画（第1期：2008年、第2期：2013年）を、お読みになったことがありますか？ 該当する欄に○印を付してください。

	第1期海洋基本計画（2008）	第2期海洋基本計画（2013）
1. 概要版も本文とも、しっかり読んだ。		
2. 概要版も本文とも、目をとおした。		
3. 概要版は見たが、本文は読んでいない。		
4. 概要版も本文も、ほとんど読んでいない。		

2. 第3期海洋基本計画について

●はじめに、第3期海洋基本計画の全体についてお伺いします。

Q5. 第3期海洋基本計画は、お読みになりましたか？

1. () 概要版も本文とも、しっかり読んだ。
2. () 概要版も本文とも、目をとおした。
3. () 概要版は見たが、本文は読んでいない。
4. () 概要版も本文も、ほとんど読んでいない。

●ところで、第3期海洋基本計画の全体構成は、《付属資料1》の目次構成対比表に示すように、大きく変更されました。そこで、お伺いします。

Q6. 以上のような大きな変更について、ご存知ですか？

1. () これまでの海洋基本計画と比べ大きく変更されたことを、よく知っている。
2. () 大きく変更されたことを、少しは知っている。
3. () 大きく変更されたと聞いてはいるが、詳しくは知らなかった。
4. () これまでの海洋基本計画を見ていないので、大きく変更されたことを知らなかった。

Q7. 「海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえて」、海洋基本計画の見直しができるように海洋基本法は規定していますが、第3期海洋基本計画の策定にあたって、この点についてはどのようにお考えになりますか？

1. () 情勢の変化を勘案し、施策の効果に関する評価を踏まえたものだと思う。
2. () 情勢の変化を勘案したものと思うが、施策の効果に関する評価を踏まえたものとは思えない。
3. () 情勢の変化を勘案したとは思えないが、施策の効果に関する評価を踏まえたものだと思う。
4. () 情勢の変化の勘案も、施策の効果に関する評価も、踏まえたものとは思えない。

Q8. 第3期海洋基本計画では、《付属資料1》で示すように、第1部で【総合的な海洋の安全保障】が海洋政策の重点にとりあげられ、第2部でも9つの「政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」の冒頭に掲げられています。どのようにお考えになりますか？

1. () 非常に評価できる。 2. () やや評価できる。
 3. () あまり評価できない。 4. () 全く評価できない。

上記のように回答した理由はなぜですか？（ご自由にご記入ください。）

Q9. 【総合的な海洋の安全保障】は、《付属資料2》3ページの図で示すように、いわゆる〈海洋の安全保障〉と〈海洋の安全保障の強化に貢献する基層（MDA、国境離島の保全・管理、海洋調査・海洋観測、科学技術・研究開発、人材育成・理解増進）〉の両者を包含するものとされていることをご存知ですか？

1. () 複層的なものであることをよく知っている。
 2. () 少しは知っている。
 3. () 聞いたことはあるが、詳しくは知らない。
 4. () そもそもそういう内容であることは知らなかった。

●第3期海洋基本計画「第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」について、第2期海洋基本計画では、海洋基本法の第3章（第17条から第28条）に示されている12項目となっていました。第3期海洋基本計画では、下表右欄に示す9項目と新たな施策項目となっています。そこで、お伺いします。

第2期海洋基本計画および第3期海洋基本計画目次構成対比表：
 第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

基本法	第2期海洋基本計画（2013年）	第3期海洋基本計画（2018）
第17条	1 海洋資源の開発及び利用の推進	1. 海洋の安全保障
第18条	2 海洋環境の保全等	2. 海洋の産業利用の促進
第19条	3 排他的経済水域等の開発等の推進	3. 海洋環境の維持・保全
第20条	4 海上輸送の確保	4. 海洋状況把握（MDA）の能力強化
第21条	5 海洋の安全の確保	5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等
第22条	6 海洋調査の推進	6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進
第23条	7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等	7. 北極政策の推進
第24条	8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化	
第25条	9 沿岸域の総合的管理	

第26条	10 離島の保全等	8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進
第27条	11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進	9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進
第28条	12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成	

Q10. これまでの海洋基本計画で示された 12 の基本的施策から、第3期海洋基本計画では9項目となったことについて、どのようにお考えになりますか？

1. () 非常に評価できる。 2. () やや評価できる。
3. () あまり評価できない。 4. () 全く評価できない。

上記のように回答した理由はなぜですか？（ご自由にご記入ください。）

Q11. 「第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」として示された以下1～9の中で、あなたが重要な取り組みと考えている施策を3つ選んでください。

	最も重要な 取り組み	2番目に重要な 取り組み	3番目に重要な 取り組み
1. 海洋の安全保障			
2. 海洋の産業利用の促進			
3. 海洋環境の維持・保全			
4. 海洋状況把握（MDA）の能力強化			
5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等			
6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進			
7. 北極政策の推進			
8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進			
9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進			

Q12. あなたが選んだ3つの施策項目のうち、最も重要な取り組みについて、そのように考える理由を記入してください。

Q13. 上記(Q11)で示された1～9の中で、「2. 海洋の産業利用の促進」については、
《付属資料2》の5ページで示すように、さらに以下のような施策が示されてい
ます。あなたが関心を持っている事項について、○印を付してください。(複数選
択可)

1. () 海洋資源の開発及び利用の推進
2. () 海洋産業の振興及び国際競争力の強化
3. () 海上輸送の確保
4. () 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

Q14. 上記のなかで、あなたが最も関心がある事項について、そのように考える理由を
記入してください。

Q15. 上記(Q11)で示された1～9の中で「4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化」を
項目として独立させたことについて、どのようにお考えですか？

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1. () 非常に評価できる。 | 2. () やや評価できる。 |
| 3. () あまり評価できない。 | 4. () 全く評価できない。 |

上記のように回答した理由はなぜですか？(ご自由にご記入ください。)

Q16. 上記(Q11)で示された1～9の中で「7. 北極政策の推進」を項目として独立さ
せたことについて、どのようにお考えですか？

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1. () 非常に評価できる。 | 2. () やや評価できる。 |
| 3. () あまり評価できない。 | 4. () 全く評価できない。 |

上記のように回答した理由はなぜですか？(ご自由にご記入ください。)

●海洋基本計画「第3部 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」では、計画を着実に推進するための方策として、新たに「(1) 施策の進捗状況の点検及び見直しによる着実な実施」が加わりました。そこでは、海洋基本計画に掲げた諸施策を進めるに当たり、PDCA サイクル(※)を活用した工程管理を行うとされています。そこで、お伺いします。

(※) 具体的目標を掲げ(Plan)、施策を実施(Do)し、その進捗状況を的確に把握・評価(Check)し、その結果に応じて取組内容等を見直す(Act)こと。

Q17. 「PDCA サイクル」による施策の工程管理の採用について、どうお考えですか？

1. () 非常に評価できる。 2. () やや評価できる。
3. () あまり評価できない。 4. () 全く評価できない。

上記のように回答した理由はなぜですか？(ご自由にご記入ください。)

Q.18. 参与会議は行政に対する助言機関ですが、「海洋基本計画に掲げた諸施策の実施状況を継続的にフォローしていくため、各施策の実施主体である関係府省は、参与会議に積極的に参画する」とされています。このことについてお伺いします。

1. () 非常に評価できる。 2. () やや評価できる。
3. () あまり評価できない。 4. () 全く評価できない。

上記のように回答した理由はなぜですか？(ご自由にご記入ください。)

3. 海洋関連の政策について

●海洋政策については、防衛政策、科学技術政策、水産政策、エネルギー政策、環境政策、宇宙政策等とともに推進されることが求められます。他方、それらの国の政策については、海洋と同様に、基本法があり、それに基づく基本計画（※）が策定されています。そこで、お伺いします。

※海洋基本計画と他の計画の関係等については、《付属資料3》をご参照ください。

Q19. 上記の海洋に関連した施策を含む他の基本計画等について、ご存知ですか？

(該当欄に○印)

政策分野	海洋関連の施策を含む現行の基本計画等	よく知っている	少しは知っている	よく知らない	全く知らない
科学技術	科学技術基本計画				
水産	水産基本計画				
エネルギー	エネルギー基本計画				
	海洋エネルギー・鉱物資源開発計画				
環境	環境基本計画				
	生物多様性国家戦略				
	海洋生物多様性保全戦略				
宇宙	宇宙基本計画				
国際的な取組み	SDGs：持続可能な開発目標				
	BBNJ：国家管轄権外区域の海洋生物多様性				

Q20. 海洋基本計画と他の基本計画との相互関係について、あなたのご意見をお聞かせください。(ご自由にご記入ください。)

4. 海洋政策全般および本アンケートについて

Q21. 我が国の今後の海洋政策、第3期海洋基本計画、あるいは本アンケートについてのご意見、感想、コメント等、ご自由にお書き下さい。

ご協力、誠にありがとうございました。

第 1 期～第 3 期海洋基本計画・目次構成対比表

総論・はじめに／第 1 部

(一般社団法人海洋産業研究会作成)

第 1 期基本計画(2008)	第 2 期海洋基本計画 (2013)	第 3 期海洋基本計画
<p>総論</p> <p>(1) 海洋と我々との関わり</p> <p>(2) 我が国の海洋政策推進体制</p> <p>(3) 本計画における政策目標及び計画期間</p> <p>[目標 1,2,3 を記載]</p>	<p>総論</p> <p>1 海洋立国日本の目指すべき姿 .. (国際協調と国際社会への貢献) (海洋の開発・利用による富と繁栄) (「海に守られた国」から「海を守る国」へ) (未踏のフロンティアへの挑戦)</p> <p>2 海洋基本計画策定の意義</p>	<p>はじめに</p> <p>1. 海洋基本法施行後10年の総括</p> <p>2. 最近の情勢を踏まえた現状認識 (1)最近の情勢 (2)現在の我が国の取組状況 (3)海洋に関する施策を推進するに当たっての政府の体制 (4)第3期海洋基本計画の構成</p>
<p>第1部 海洋に関する施策についての基本的な方針</p> <p>1 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和</p> <p>2 海洋の安全の確保</p> <p>3 科学的知見の充実</p> <p>4 海洋産業の健全な発展 .</p> <p>5 海洋の総合的管理</p> <p>6 海洋に関する国際的協調</p>	<p>第 1 部 海洋に関する施策についての基本的な方針</p> <p>1 海洋政策をめぐる現状と課題 (1)海洋基本計画の実施状況 (2)海洋をめぐる社会情勢等の変化</p> <p>2 本計画において重点的に推進すべき取組 (1)海洋産業の振興と創出 . (2)海洋の安全の確保 (3)海洋調査の推進、海洋情報の一元化と公開 (4)人材の育成と技術力の強化 (5)海域の総合的管理と計画策定 (6)その他重点的に推進すべき取組</p> <p>3 本計画における施策の方向性 (1)海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和 (2)海洋の安全の確保 (3)科学的知見の充実 (4)海洋産業の健全な発展 . (5)海洋の総合的管理 (6)海洋に関する国際的協調 (7)海洋教育の充実及び海洋に関する理解の増進</p>	<p>第1部 海洋政策のあり方</p> <p>1. 今後の10年を見据えた海洋政策の理念及び方向性 (1)理念 (2)方向性</p> <p>2. 海洋に関する施策についての基本的な方針</p> <p>2-1. 「総合的な海洋の安全保障」の基本的な方針 (1)海洋の安全保障 (2)海洋の安全保障の強化に貢献する基層</p> <p>2-2. 海洋の主要施策の基本的な方針 (1)海洋の産業利用の促進 (2)海洋環境の維持・保全 (3)科学的知見の充実 (4)北極政策の推進 (5)国際連携・国際協力 (6)海洋人材の育成と国民の理解の増進</p>
<p>第 2 部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p>	<p>第 2 部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>(目次構成は次ページ)</p>	<p>第 2 部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>(目次構成は次ページ:大幅変更)</p>

※第 2 期海洋基本計画の第 1 部 3の(1)～(7)の 7 項目は、基本法に示す 6 つの理念に(7)を加えたもの。

※第 2 部の見出しに変更はない。

第2期および第3期目次構成対比表:第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

基本法	第2期海洋基本計画 (2013)	第3期海洋基本計画 (2018)
第17条	1 海洋資源の開発及び利用の推進 (1) 海洋エネルギー・鉱物資源の開発の推進 (2) 海洋再生可能エネルギーの利用促進 (3) 水産資源の開発及び利用	1. 海洋の安全保障 (1) 我が国の領海等における国益の確保 (2) 我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保 (3) 国際的な海洋秩序の強化
第18条	2 海洋環境の保全等 (1) 生物多様性の確保等のための取組 (2) 環境負荷の低減のための取組	2. 海洋の産業利用の促進 (1) 海洋資源の開発及び利用の推進 (2) 海洋産業の振興及び国際競争力の強化 (3) 海上輸送の確保 (4) 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化
第19条	3 排他的経済水域等の開発等の推進 (1) 排他的経済水域等の確保・保全等 (2) 排他的経済水域等の有効な利用等の推進 (3) 排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備	3. 海洋環境の維持・保全 (1) 海洋環境の保全等 (2) 沿岸域の総合的管理
第20条	4 海上輸送の確保 (1) 安定的な海上輸送体制の確保 (2) 船員の確保・育成 (3) 海上輸送拠点の整備	4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化 (1) 情報収集体制 (2) 情報の集約・共有体制 (3) 国際連携・国際協力
第21条	5 海洋の安全の確保 (1) 海洋の安全保障や治安の確保 (2) 海上交通における安全対策 (3) 海洋由来の自然災害への対策	5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等 (1) 海洋調査の推進 (2) 海洋科学技術に関する研究開発の推進等
第22条	6 海洋調査の推進 (1) 総合的な海洋調査の推進 (2) 海洋に関する情報の一元的管理及び公開	6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進 (1) 離島の保全等 (2) 排他的経済水域等の開発等の推進
第23条	7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等 (1) 国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進 (2) 基礎研究及び中長期的視点に立った研究開発の推進 (3) 海洋科学技術の共通基盤の充実及び強化 (4) 宇宙を活用した施策の推進	7. 北極政策の推進 (1) 研究開発 (2) 国際協力 (3) 持続的な利用
第24条	8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化 (1) 経営基盤の強化 (2) 新たな海洋産業の創出	8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 (1) 海洋の秩序形成・発展 (2) 海洋に関する国際的連携 (3) 海洋に関する国際協力
第25条	9 沿岸域の総合的管理 (1) 沿岸域の総合的管理の推進 (2) 陸域と一体的に行う沿岸域管理 (3) 閉鎖性海域での沿岸域管理の推進 (4) 沿岸域における利用調整	9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進 (1) 海洋立国を支える専門人材の育成と確保 (2) 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進 (3) 海洋に関する国民の理解の増進
第26条	10 離島の保全等 (1) 離島の保全・管理 (2) 離島の振興	
第27条	11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 (1) 海洋の秩序形成・発展 (2) 海洋に関する国際的連携 (3) 海洋に関する国際協力	
第28条	12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成 (1) 海洋に関する教育の推進 (2) 海洋立国を支える人材の育成と確保 (3) 海洋に関する国民の理解の増進	

※第2期基本計画の12の見出しと第3期基本計画欄のアンダーライン部は、海洋基本法の条文に示された基本的施策。

※第1期基本計画の12の基本的施策の見出しに変更はない。ただし、(1)、(2)、(3)のレベルの見出しには変更がある。

第1期～第3期海洋基本計画・目次構成対比表

第3部／おわりに

第1期基本計画(2008)	第2期海洋基本計画 (2013)	第3期海洋基本計画(2018)
<p>第3部 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要なその他の事項</p> <p>1 海洋に関する施策の効果的な実施</p> <p>2 関係者の責務及び相互の連携・協力</p> <p>3 施策に関する情報の積極的な公表</p>	<p>第3部 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>1 施策を効果的に推進するための総合海洋政策本部の見直し</p> <p>(1) 参与会議の検討体制の充実 (2) 事務局機能の充実</p> <p>2 関係者の責務及び相互の連携</p> <p>3 施策に関する情報の積極的な公表</p>	<p>第3部 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>1 計画を着実に推進するための方策</p> <p>(1) 施策の進捗状況の点検及び見直しによる着実な実施 (2) 参与会議の検討体制の充実 (3) 事務局機能の充実</p> <p>2 関係者の責務及び相互の連携</p> <p>3 施策に関する情報の積極的な公表</p>
—————	—————	おわりに
全 43 頁	全 53 頁	全 85 頁

(注)それぞれの原文については、総合海洋政策本部のホームページを参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/ocean/policies/plan/plan.html>

第3期海洋基本計画について

- 我が国の海洋に関する諸施策は、海洋基本法及び海洋基本計画に基づき、総合的かつ計画的に推進。
- 現行の第2期海洋基本計画は、平成25年4月に策定され、平成30年4月で5年を経過。
※海洋基本法では、「おおむね5年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加える」ととされている。
- **本年5月に、総合海洋政策本部会合での了承及び閣議決定によって、第3期海洋基本計画を策定。**
- 第3期計画の主なポイントは以下のとおり。



第3期計画のポイント

- (1) はじめに ～評価と現状認識～
海洋基本法制定からのこれまでの歩みを総括した上で、現状認識を整理。
- (2) 第1部 ～総論（海洋政策の理念、方向性、施策の基本的な方針）～
- ① 海洋基本法の目的「新たな海洋立国を実現すること」を指すため、「**新たな海洋立国への挑戦**」を本計画の政策の方向性として位置付け。
 - ② ①の政策の方向性の内容を、端的なキャッチフレーズを用いて示すと、以下のとおり。
 - (a) 開かれ安定した海洋へ。守り抜く国と国民
 - (b) 海を活かし、国を富ませる。豊かな海を子孫に引き継ぐ
 - (c) 未知なる海に挑む。技術を高め、海を把握する
 - (d) 先んじて、平和につなぐ。海の世界のものさしを作る
 - (e) 海を身近に。海を支える人を育てる
 - ③ 海洋の安全保障の観点から海洋政策を幅広く捉え、中核である海洋の安全保障に関する施策に加え、海洋の安全保障に資する側面を有する施策とを併せ、「**総合的な海洋の安全保障**」として、政府一体となって取組を推進することを明記。

- (4) 最近の海洋における情勢変化を踏まえ、「総合的な海洋の安全保障」のほか、**海洋の主要施策**として、

- (1) 海洋の産業利用の促進
- (2) 海洋環境の維持・保全
- (3) 科学的知見の充実
- (4) 北極政策の推進
- (5) 国際連携・国際協力
- (6) 海洋人材の育成と国民の理解の増進

についての基本的な方針を記載。

「北極政策」は、計画では初めて主要施策として位置づけ。

- (3) 第2部 ～各論（具体的施策）～

- ① 約370項目の施策を列挙。
- ② 海洋諸施策の実行性を担保するため、各施策の実施府省名を明記。
- ③ 「海洋状況把握(MDA)の能力強化」を項目として独立。
- (4) 第3部 ～計画推進に必要な事項～
 - ① 総合海洋政策本部が総合海洋政策推進事務局と一体となって、政府の司令塔としての機能を果たし、取組を推進。
 - ② 施策の進捗状況を把握・評価し、計画的かつ総合的な推進に活かすため、PDCAサイクルを活用し、俯瞰的・定量的に把握するための指標を用いた工程管理を行うことを記載。1

□ これまでの海洋政策の評価と最近の情勢

1. 海洋基本法施行後10年の総括

- 海洋基本法に基づき、第1期・第2期計画を閣議決定し、同計画に掲げる諸施策を推進
- 各省にまたがる横断的分野においても、関係法令の制定や施策を総合海洋政策本部決定

【具体例】海賊対処法(平成21年)、低潮線保全法(平成22年)

国境離島の名称付与(平成26年)、無主の国境離島の国有財産化(平成29年)

再エネ海域利用法案の閣議決定(平成30年)

- 施策の進捗状況の評価等を着実な推進に活かしていくための工程管理の強化が必要

- 海洋政策を国民に広く知ってもらうための発信力に改善の余地あり

2. 最近の情勢を踏まえた現状認識

- 人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展、IT分野における技術革新の加速化
- 海洋の安全保障や海洋の産業利用などを取り巻く情勢の変化(※)に応じて、様々な状況に対応できる体制整備や海洋資源開発に係る取組の推進を実施

(※)【情勢変化の具体例】 外国公船による領海侵入、外国漁船の違法操業及び漂流・漂着、外国調査船の同意を得ない調査、我が国EEZ内への弾道ミサイル発射、一方的な現状変更の試み等



我が国の領海及び排他的経済水域等 (EEZ)

□ 海洋政策のあり方

1. 今後の10年を見据えた海洋政策の理念と方向性

■ 政策の理念

海洋基本法に定める基本理念(「海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和」、「海洋の安全の確保」、「海洋に関する科学的知見の充実」、「海洋産業の健全な発展」、「海洋の総合的管理」及び「海洋に関する国際的協調」)を踏まえ、次の事項を認識して政策を進める。

- ① 我が国にとり、好ましい情勢や環境の能動的な創出
- ② 国力の持続的な維持のため、海洋の豊かさ・潜在力の最大限の利活用
- ③ 健全な海洋産業による海洋の持続可能な開発・利用と環境保全とのWin-Win関係での発展
- ④ 世界最先端の革新的な研究開発と観測・調査の充実
- ⑤ 海洋に関する国民の理解の増進

■ 政策の方向性

- (a) 開かれ安定した海洋へ。守り抜く国と国民
- (b) 海を活かし、国を富ませる。豊かな海を子孫に引き継ぐ
- (c) 未知なる海に挑む。技術を高め、海を把握する
- (d) 先んじて、平和につなぐ。海の世界のものさしを作る
- (e) 海を身近に。海を支える人を育てる

《《新たな海洋立国への挑戦》》

第3期海洋基本計画 概要(その2)

□ 海洋政策のあり方

2. 海洋に関する施策についての基本的な方針

2-1. 「総合的な海洋の安全保障」の基本的な方針

- 海洋をめぐる安全保障上の情勢を踏まえ、様々な分野に横断的にまたがる海洋政策を幅広く捉える
- 国家安全保障戦略における海洋安全保障を含む安全保障に関連する幅広い施策を海洋の安全保障に資する施策と整理する。それに加え、海洋の安全保障に資する側面を有する施策を、海洋の安全保障の強化に貢献する基層となる施策に位置づける。両者を包含して「総合的な海洋の安全保障」として政府一体となって取組を推進
- 関係各国と連携・協力しながら「自由で開かれたインド太平洋戦略」を推進
- 防衛・海上保安体制を強化するとともに、海洋状況把握(MDA)体制の確立、国境離島の保全・管理については、重点的に取り組む

- **海洋状況把握(MDA)**は、海洋に関する施策に活用するため、海洋関連の多様な情報を、艦艇、巡視船艇、航空機、衛星や調査観測船等から効果的に「収集」、「集約・共有」を図るものである。その能力強化に向けた取組を一層強化
- 排他的経済水域等における海域管理のあり方については、第2期計画以降の議論も踏まえ、法体系の整備を進める

2-2. 海洋の主要施策の基本的な方針

(1) 海洋の産業利用の促進

- 経済安全保障の確保、経済成長の実現、海洋権益の確保を意義として一体的に推進
- **メタンハイドレート**、海底熱水鉱床、レアース泥等の海洋由来のエネルギー・資源の開発推進
- 洋上風力発電に関し、海域利用ルール等の制度整備を加速
- 高付加価値化・生産性の向上を通じて、海洋産業の国際競争力競争力を強化
- SIP「次世代海洋資源調査技術」の成果を活用
- 「海洋資源開発技術プラットフォーム」を通じ、企業間交流の活動を支援
- クルーズ船の寄港拡大や大学発ベンチャー等、新しい活力を海洋産業に取り込み、市場を開拓
- 外航及び内航海運における安定的な海上輸送の確保(トン数標準税制の活用、「内航未来創造プラン」に従った施策の推進)
- 海上輸送拠点の整備(国際コンテナ・バルク戦略港湾政策の推進)
- 水産資源の適切な管理(資源調査の抜本的な拡充、漁業取締能力の強化)
- 水産業の成長産業化(「浜プラン」の実施による所得向上、流通構造の改革と水産物輸出の促進)

収益性の高い操業体制への転換等による国際競争力の強化、担い手の育成・確保)

資源評価の精度向上



海上保安体制の強化



国境離島の保全・管理

総合的な海洋の安全保障

① 海洋の安全保障

防衛、法執行、外交、海上交通における安全対策、海洋由来の自然災害への対応

② 海洋の安全保障の強化に貢献する基層

(a) 基盤となる施策

海洋状況把握(MDA)体制の確立
国境離島の保全・管理 海洋調査、海洋観測
科学技術、研究開発 人材育成、理解増進

(b) 補強となる施策

経済安全保障 海洋環境の保全等



メタンハイドレートの開発推進



海域利用ルールの整備



資源評価の精度向上

出典：内閣府ホームページ

第3期海洋基本計画 概要(その3)

□ 海洋政策のあり方

(2) 海洋環境の維持・保全

- 持続可能な開発目標(SDGs)等国际枠組を活かした海洋環境保全の推進
(適切な海洋保護区の設定、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの削減、サンゴ礁等の保全等)
- 高い生産性と生物多様性が維持されている「里海」の経験を活かしつつ、沿岸域の総合的管理を推進
- 瀬戸内海等における「きれいで豊かな海」の実現に向けた総合的取組の推進と調査・研究等の加速化



海洋保護区の設定



海洋ごみへの対応

(3) 科学的知見の充実

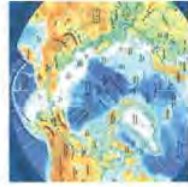
- 海洋科学技術に関する研究開発の推進
- 海洋調査・観測・モニタリング等の維持・強化
- 海洋と宇宙の連携
- Society5.0の実現に向けた研究開発の推進
(次期SIP「革新的深海資源調査技術」により世界に先駆けた技術開発)



衛星情報について
の研究・検討



次期SIPの実施



北極政策の推進



二オースルン基地
完成予想図

(4) 北極政策の推進

- 我が国民間企業における北極海航路を利用する動き(例、ヤマルLNGプロジェクト)や諸外国における取組の活発化等を踏まえ、研究開発・国際協力・持続的な利用に係る諸施策を重点的に推進
- 我が国の強みである観測・研究開発に関しては、北極域研究推進プロジェクト(ArCS)等により、北極圏国における国際連携拠点(例、ノルウェー・二オースルン基地)の整備や、海水下でも自律航行や観測が可能な自律型無人探査機(AUV)等の開発・運用を実施。また、砕氷機能を有する北極域研究船の建造等に向けた検討を進める

(5) 国際連携・国際協力

- 「法の支配」「科学的知見に基づく政策の実施」を原則に、国際社会全体の普遍的な基準として浸透させるべく活動し、これらの取組を通じて我が国国益を実現



海水下を含む北極海観測
のイメージ

(6) 海洋人材の育成と国民の理解の増進

- 海洋教育の推進 (2025年までに全市町村での海洋教育の実施を目指し、「ニッポン学びの海プラットフォーム」の下、取組を強化)
- 海洋立国を支える専門人材の育成と確保
(海洋開発技術者の育成を目指し、「日本財団オアシヤンイノベーションコンソーシアム」の取組強化を促進)
- 外向きの海洋国家観の浸透、「海の日」の活用・充実



第20回「海の日」特別行事
総合開会式 安倍総理スピーチ

出典：内閣府ホームページ

目次

1. 海洋の安全保障

- (1) 我が国の領海等における国益の確保
- (2) 我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保
- (3) 国際的な海洋秩序の強化

2. 海洋の産業利用の促進

- (1) 海洋資源の開発及び利用の促進
- (2) 海洋産業の振興及び国際競争力の強化
- (3) 海上輸送の確保
- (4) 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

3. 海洋環境の維持・保全

- (1) 海洋環境の保全等
- (2) 沿岸域の総合的管理

4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化

- (1) 情報収集体制
- (2) 情報の集約・共有体制
- (3) 国際連携・国際協力

5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等

- (1) 海洋調査の推進
- (2) 海洋科学技術に関する研究開発の推進等

6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進

- (1) 離島の保全等
- (2) 排他的経済水域等の開発等の推進

7. 北極政策の推進

- (1) 研究開発
- (2) 国際協力
- (3) 持続的な利用

8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- (1) 海洋の秩序形成・発展
- (2) 海洋に関する国際的連携
- (3) 海洋に関する国際協力

9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進

- (1) 海洋立国を支える専門人材の育成と確保
- (2) 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進
- (3) 海洋に関する国民の理解の増進

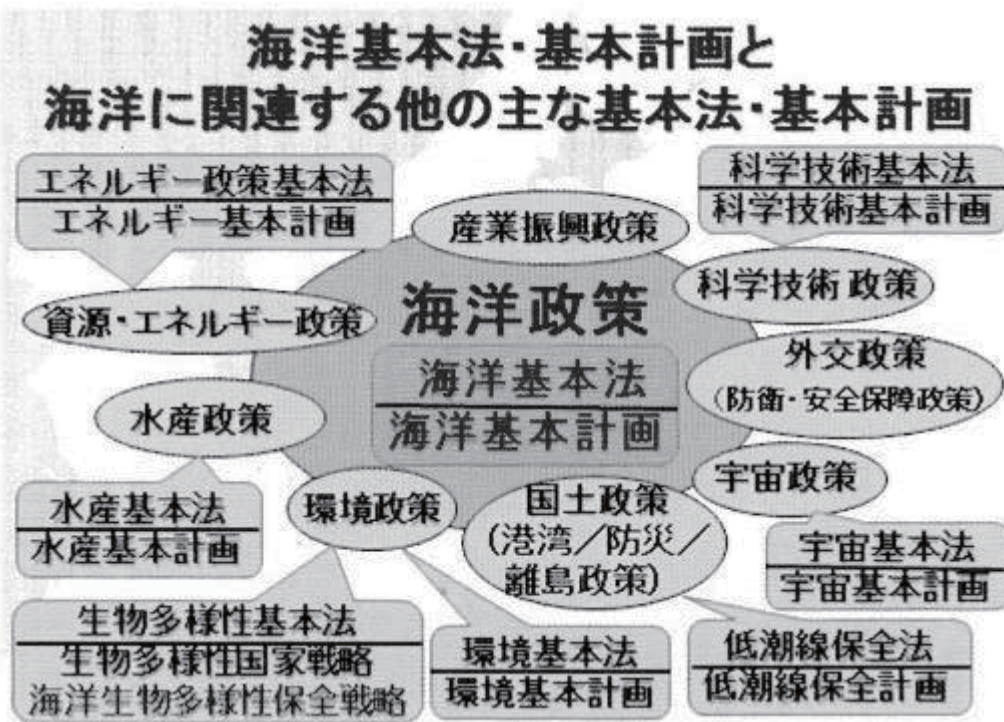
海洋に関連する政策分野の取組状況

●海洋基本計画およびその他海洋関連の基本計画の推移

基本計画の名称 (基本法) (制定年)	平成19年以前 (2007年以前)	平成20年 (2008)	平成21年 (2009)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018年)	平成31年以降 (2019年以降)
海洋基本計画 (海洋基本法) (2007、平成19年)		(第1期海洋基本計画:2008-2012)				(第2期海洋基本計画:2013-2017)				(第3期海洋基本計画: 2018-2022)			
水産基本計画 (水産基本法) (2001、平成13年)	第1期計画 (2002-2006)	(第2期基本計画:2007-2011)			(第3期基本計画:2012-2016)				(現基本計画:2017-2021)				
科学技術基本計画 (科学技術基本法) (1995、平成7年)	(第3期基本計画:2006-2010)				(第4期基本計画:2011-2015)				(現基本計画:2016-2020)				
エネルギー基本計画 (エネルギー政策基本法) (2002、平成14年)	(第2次基本計画:2007-2009)		(第3次基本計画:2010-2013)			(第4次基本計画:2014-2017)				(現基本計画: 2018-2021)			
環境基本計画 (環境基本法) (1993)	(第3次期基本計画:2006-2011)				(第4次基本計画:2012-2017)				(現基本計画: 2018-2023)				
生物多様性国家戦略 (生物多様性基本法) (2008)	(第3次生物多様性国家戦略: 2007-2009)		(生物多様性 国家戦略2010)		(生物多様性国家戦略:2012-2020)								
「海洋生物多様性 保全戦略」 (2011)			海洋生物 多様性 保全戦略										
宇宙基本計画 (宇宙基本法) (2008、平成20年)	(第1期基本計画:2009-2012)				(第2期基本計画: 2013-2014)		(第3期 基本計画: 2015)	(現基本計画:2016-2020)					

出典：平成30年7月、一般社団法人海洋産業研究会作成

●海洋基本計画およびその他海洋関連の基本計画の相関図



出典：平成28年6月、一般社団法人海洋産業研究会作成

●海洋維持・保全に関連する国際的な取組みのキーワード

SDGs：持続可能な開発目標

SDGs（Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年～2030年の15年間で達成するために、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169の指標で構成されています。そのうち、海洋の維持・保全については、SDGsの17の目標の14番目として、「海洋および海の資源の保全と持続可能な利用」があり、その中で以下の指標が掲げられています。

《SDGs目標14「海洋および海の資源の保全と持続可能な利用」で掲げられている指標》

14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
14.5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。
14.6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。
14.7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
14.c	「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。

出典：総務省ホームページ「持続可能な開発目標（SDGs）指標仮訳」

BBNJ：国家間管轄権外区域の海洋生物多様性

国連海洋法条約において、各国の主権的権利が行使できる範囲外は、いわゆる公海（国の管轄区域を超える領域）であり、そこにおける生物多様性（BBNJ: Biodiversity Beyond National Jurisdiction）の保全・利用についての明確なルールがなく、2012年のRio+20の成果文書“The Future We Want”において、国際的法律文書の策定を含めてその重要性が指摘されています。BBNJについては、SDGsにおいても、持続可能な海洋・沿岸生態系の保管理、海洋保護区の設定や、違法・無報告・無規制（IUU）漁業の規制等具体的施策項目と実施目標が掲げられています。

資料 6. ブルーエコノミーシンポジウム・ワークショップ関連資料

① シンポジウム・ポスター

JOIN US FOR DISCUSSION ON BLUE ECONOMY

International Symposium

"FOSTERING INNOVATION AND DEVELOPING PARTNERSHIPS FOR A BLUE ECONOMY"

Ocean has been recognized as priority policy agenda and blue economy is promoted as a way to bolster conservation and sustainable use of marine and coastal resources while at the same time to pursue sustainable development, improve livelihood and empower local communities. The speakers will address lessons and future perspectives to promote blue economy particularly in the small island states and communities in the Pacific.

TUESDAY
FEBRUARY 19, 2019
14:00 – 17:30

**Keoni Auditorium -
Hawaii IMIN International
Conference Center**
1777 East-West Road
Honolulu, HI

Featured speakers:

Senator J. Kalani English Hawaii State Senate Majority Leader	Mr. Nainoa Thompson Polynesian Voyaging Society
Dr. Atsushi Sunami Ocean Policy Research Institute of the Sasakawa Peace Foundation	Ms. 'Aulani Wilhelm Conservation International
Mr. Gregory P. Barbour Natural Energy Laboratory of Hawaii Authority	Dr. Yimnang Golbuu Palau International Coral Reef Center

 **THE SASAKAWA PEACE FOUNDATION**

 **THE OCEAN POLICY RESEARCH INSTITUTE**

 **EAST-WEST CENTER**

 **UNIVERSITY OF HAWAII AT MĀNOA**
Center for Pacific Islands Studies

 **Sea Grant**
University of Hawaii

RSVP TO <https://www.spf.org/en/seminar/list/20190219.html>

② シンポジウム・プログラム



**International Symposium
Fostering Innovation and Developing Partnership for Blue Economy**

14:00 – 17:30 Tuesday, February 19th, 2019

Keoni Auditorium, Imin International Conference Center at East-West Center, Honolulu, Hawai‘i

Program¹

- 14:00 Opening Session
- Welcome remarks
 Dr. Richard Vuylsteke, President, East-West Center
- Opening and Introductory remarks
 Dr. Atsushi Sunami, President, The Ocean Policy Research Institute of the Sasakawa Peace Foundation
- Keynote address “Achieving a sustainable ocean – Endeavours of Hawaii and its leadership”
 Senator J. Kalani English, Hawaii State Senate Majority Leader
- 15:00 Ocean Dialogues “Sustainable oceans and livelihood in Pacific islands”
 Panellists:
 Ms. Aulani Wilhelm, Senior Vice President, Center for Oceans, Conservation International
- Mr. Nainoa Thompson, President, Polynesian Voyaging Society
- 15:45 Break
- 16:00 Keynote lecture “Promoting renewable energy and multiple application of deepsea water for blue economy – the case of OTEC in Kona, Hawaii Island”
 Mr. Gregory P. Barbour, Executive Director, Natural Energy Laboratory of Hawaii Authority (NELHA)
- 16:40 Policy dialogue “Risks and challenges to achieving a sustainable ocean and sustainable development in small islands in the Pacific”
- Moderator:
 Dr. Alexander Mawyer, Associate Professor, The Center for Pacific Islands Studies, The University of Hawai‘i at Manoa
- Mr. Masanori Kobayashi, Senior Research Fellow, Policy Research Department, Ocean Policy Research Institute of the Sasakawa Peace Foundation

¹ Program may be changed subject to the schedule of speakers.

Panellists:

Mr. Percy B. Rechelluul, Acting Director, Bureau of Marine Resources, Department of Marine Resources, Republic of Palau

Ms. Rosalinda Yatilman, Project Manager, Department of Marine Resources, Federated States of Micronesia

Dr. Yimmang Golbuu, CEO, Palau International Coral Reef Center (PICRC)

Ms. Patricia Jack-Jossien, VDS Manager, Parties to the Nauru Agreement

Dr. Tamatoa Bambridge, Director for Research, National Center for Scientific Research (Centre national de la recherche scientifique)

17:20 Closing remarks

Dr. Tarcisius Kabutaulaka, Director, Center for Pacific Islands Studies, University of Hawai'i at Mānoa

17:30 Adjournment

③ ワークショップ・プログラム



**International Workshop
Fostering Innovation and Developing Partnership for Blue Economy**

09:00 – 17:00 Wednesday and Thursday, February 20th – 21st 2019

Asia Room, Imin International Conference Center at East-West Center, Honolulu, Hawai‘i

Wednesday Feb. 20th

09:00 Opening Session

Welcome remarks

Dr. Alexander Mawyer, Associate Professor, The Center for Pacific Islands Studies, The University of Hawai‘i at Manoa

Introductory presentation

“Enabling conditions and success factors for promoting blue economy”

Mr. Masanori Kobayashi, Senior Research Fellow, Ocean Policy Research Institute of the Sasakawa Peace Foundation

09:30 Session 1 “Marine and coastal environmental changes and sustainable natural resource management”

“Palau efforts in addressing the challenges in developing its blue economy”

Dr. Yimnang Golbuu CEO, Palau International Coral Reef Center (PICRC)

“Partnership Between Academic Researchers, 7-12 Grade Educators, and Local non-Profit Restoration Groups To Support Traditional Hawaiian Coastal Fishpond Resilience and Monitoring Efforts”

Dr. Brian Glazer, Associate Professor Department of Oceanography, University of Hawai‘i at Mānoa

10:45 Break

11:00 Session 2 “Marine ecosystem conservation and restoration”

“Coral farming and transplantation in changing marine environment in Pohnpei”

Mr. Simon Ellis, Executive Director, Marine and Environmental Research Institute of Pacific, Federated States of Micronesia

“Multiple benefit of blue carbon in promoting blue economy and reinforcing resilience in coastal communities”

Dr. Atsushi Watanabe, Senior Research Fellow, Ocean Policy Research Institute of the Sasakawa Peace Foundation

12:00 Lunch break

13:15 Session 3 “Sustainable fishery and aquaculture in Pacific islands”

“Micronesia Fisheries Monitoring Network: science-to-management supporting economic and food

The Sasakawa Peace Foundation Bldg.
1-15-16 Toranomon, Minato-ku, Tokyo 105-8524, Japan
Phone: +81-3-5157-5210 Fax: +81-3-5157-5230
E-mail: info@spf.or.jp URL: <https://www.spf.org/>

- security”
 Dr. Javier Cuetos-Bueno, Assistant Professor, Marine Laboratory, Research Affiliate of University of Guam,
- “Pacific islands’ strategies for promoting sustainable fishery through Vessel Days Scheme under the Nauru Agreement”
 Ms. Patricia Jack-Jossien, VDS Manager, Parties to the Nauru Agreement
- “Giant clam farming – history, potential and challenges in Palau”
 Mr. Percy Rechelluul, Senior Fisheries Technician, Bureau of Marine Resources, Republic of Palau
- "Working with, not against, coral-reef fisheries"
 Dr. Chuck Birkeland, Unit Leader Emeritus, Hawaii Cooperative Fisheries Research Unit, Department of Biology, University of Hawai‘i at Mānoa
- “A Value Chain Analysis of Palau’s Nearshore and Offshore Fisheries”
 Dr. Rachel Dacks, Post-doctoral fellow, University of Hawai‘i at Mānoa Department of Botany
- 14:45 Break
- 15:00 Session 4 “Marine and coastal environmental management through ridge to reef and protected areas”
- “Ridge to reef in Chuuk, the Federated State of Micronesia – opportunities and challenges”
 Ms. Kriskitina Kanemoto, Chuuk State Coordinator, Ridge to Reef Project, Department of Marine Resources, Federated States of Micronesia
- “Protected Area Network Act in the Republic of Marshall Islands – progress and future tasks”
 Mr. Donald Hess, Marshall Islands Conservation Society, Coastal Management Advisory Council
 Republic of Marshall Islands
- 16:15 Break
- “Stakeholders responses to the concept of creating a large scale marine protected area in the sea areas adjacent to French Polynesia”
 Dr. Tamatoa Bambridge, Director for Research, National Center for Scientific Research (Centre national de la recherche scientifique)
- “Mā‘ila ke Kai - Restoring community near shore fisheries management based on ancestral values and practices of fishing in Hawai‘i”
 Dr. Mehana Blaich Vaughan, Assistant Professor, Department of Natural Resources and Environmental Management, Sea Grant College Program and Hui ‘Āina Momona, University of Hawai‘i at Mānoa
- 17:15 Wrap-up of the day
- 17:30 Adjournment

Thursday Feb. 21st

9:00 Continuation of Session 3

“Foreshores, Nearshores and Other Bluegrey Frontiers”

Dr. Alexander Mawyer, Associate Professor, The Center for Pacific Islands Studies, The University of Hawai'i at Manoa

“Natural resource management and livelihoods in Micronesia and Melanesia”

Ms. Aya Mizumura, Policy Advisor for Asia Pacific, The Nature Conservancy Asia Pacific Resource Centre

Session 4 “Sustainable maritime transport, disaster risk reduction and resilience development”

“The Micronesian Center for Sustainable Transport - a low carbon future for shipping in the Pacific”

Dr. Irene Taafaki, Campus Director, Marshall Islands Campus, University of South Pacific

“Financing rehabilitation and resilience development – case studies of a blue bond in Fiji”

Mr. Hajime Tanaka, Researcher Fellow, Ocean Policy Research Institute of the Sasakawa Peace Foundation

Session 5 “Science – Policy interface and capacity development for blue economy”

“Building Coastal and Community Resilience across the Hawaiian Islands

Ms. Kim Hum, Director, Marine Program, The Nature Conservancy – Hawaii Office

“Island Earth: Collective Intelligence for Ocean Innovation in the Pacific Transect”

Neil Davies, Director, Gump South Pacific Research Station, University of California; Senior Fellow, Berkeley Institute for Data Science.

10:45 Break

11:00 Wrap-up Session “Regional agenda for promoting blue economy”

Discussions - Empirical lessons and future perspectives

11:30 Informal consultation

12:00 Lunch break

13:15 Field visit

Visit to Kaneohe Bay to learn a project achievement for coral and marine environment improvement and tourism promotion

The details will be provided separately.

18:00 Return to Honolulu

この報告書は、ポータルレースの交付金による日本財団の助成を受けて作成しました。

2018年度

海洋資源の保全等の政策研究

ブルーエコノミーおよび国際漁業政策に関する調査研究 報告書

2019年3月発行

発行 公益財団法人笹川平和財団 海洋政策研究所

〒105-8524 東京都港区虎ノ門1-15-16 笹川平和財団ビル6階

TEL 03-5157-5210 FAX 03-5157-5230

<http://www.spf.org>

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。

ISBN 978-4-88404-356-8